

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

法曹有資格者による日本企業及び邦人の
支援の方策等を検討するための調査研究
(モンゴル国)

2022年3月

弁護士 岡 英男

目次

第1章 現地におけるビジネス関連法令の概要および整備の状況について	1
1 民法（財産法、契約法）の概要と整備の状況	2
（1）概要	2
（2）財産法	5
（3）契約法－債権総論および契約総論	13
（4）契約法	19
2 会社法の概要と整備の状況	26
3 知的財産関係法の概要と整備の状況	39
（1）総論	39
（2）知的財産法	40
（3）著作権法	40
（4）特許法	42
（5）商標及び地理的表示に関する法律	43
4 競争法の概要と整備の状況	47
5 投資関連法の概要と整備の状況	51
（1）投資法	51
（2）有価証券市場法	56
6 特別な契約法の概要と整備の状況	59
（1）労働法	59
（2）消費者保護法	61
7 その他	64
（1）個人情報保護法	64
（2）土地法	66
第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態について（規制当局による法令の運用の実態並びに裁判制度及び運用の実態を含む。）	70
1 民法（財産法、契約法）の運用の実態	71
2 会社法の運用の実態	89
（1）よくある質問から	90
（2）判例の検討	94
3 知的財産法の運用の実態	100
（1）商標法について	100
（2）著作権法について	106
4 競争法の運用の実態	109
5 投資関連法の運用の実態	118

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(1) 投資法.....	118
(2) 有価証券市場法	121
6 特別な契約法の運用の実態.....	123
(1) 労働法.....	123
(2) 消費者保護法	124
第3章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対 応の在り方について.....	125
1 概説.....	125
(1) モンゴルにおける日本企業概説.....	125
(2) モンゴルにおける在留邦人概説.....	127
(3) モンゴル日本商工会とモンゴル日本人会に対するアンケート調査の結果	128
2 日本企業.....	132
(1) 日本企業アンケート調査	132
(2) アンケート結果.....	139
(3) 日本企業インタビュー調査とその結果	165
3 在留邦人.....	166
(1) 在留邦人アンケート調査	166
(2) アンケート回答結果.....	168
(3) 在留邦人インタビュー調査とその結果	191
4 在モンゴル日本大使館における法律相談.....	192
5 アンケートから読み解く法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方	195
(1) 問題に直面した際への法令へのアクセス方法	195
(2) 法令へのアクセス.....	195
(3) 現地法令の安定性.....	196
(4) 現地の裁判制度.....	197
(5) 相談先.....	198
(6) 日本法弁護士	198
(7) 日本法弁護士への相談理由.....	199
(8) 満足度.....	199
(9) 相談した弁護士を知った経緯.....	199
(10) 日本法弁護士に相談しなかった理由	200
(11) 現地資格の弁護士への相談	200
(12) 現地資格の弁護士への相談理由.....	201
(13) 現地資格の弁護士の満足度	201
(14) まあまあ満足、満足してない理由.....	201
(15) 現地資格の弁護士に相談したことがない理由.....	202

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(16) 在外公館等への相談経験.....	202
(17) 実際に相談した窓口.....	202
(18) 相談しなかった理由.....	202
(19) 日本法弁護士の相談窓口があれば利用したいか。.....	203
(20) 日本法弁護士の希望する料金体系.....	203
(21) 利用の条件.....	203
(22) どこに相談窓口があれば利用しやすいか.....	203
(23) 許認可・登録関係について問題が生じたこと.....	204
(24) 強制執行.....	205
(25) 日系弁護士事務所があれば利用するか.....	205
(26) 日系弁護士事務所について重視すること.....	205
第4章 現地において日本の法曹有資格者が活動するに当たっての環境及びその活動実態 について（外国人による法律サービスの提供に関する規制の状況を含む。）.....	207
1 モンゴルの司法制度.....	207
(1) モンゴルの司法制度の調査.....	207
(2) 民事訴訟について.....	207
(3) 調停について.....	211
(4) 国際仲裁について.....	214
2 モンゴルの弁護士制度.....	215
(1) 経緯.....	215
(2) 弁護士法の制定による制度改革.....	216
(3) 弁護士数.....	216
(4) 司法試験（法曹試験）の概要と試験情報.....	218
(5) モンゴルで弁護士が活動できる範囲（弁護士法）.....	219
3 モンゴルの外国弁護士制度.....	220
(1) 外国弁護士活動規制について.....	220
(2) 外国人弁護士のモンゴルにおける弁護士活動.....	221
(3) 外国弁護士の活動.....	221
(4) 外国弁護士の登録要件.....	221
(5) 外国弁護士の情報.....	222
(6) 参照法令と条文.....	222
4 モンゴル弁護士に対するアンケート結果.....	224
(1) モンゴル弁護士アンケート調査.....	224
(2) モンゴル弁護士のアンケート結果.....	230
第5章 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニ ーズの質や量について.....	240

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

1	モンゴル弁護士へのインタビュー結果.....	240
(1)	モンゴル弁護士のインタビュー結果	240
(2)	ソヨンボ法律事務所インタビュー	240
(3)	Snowhill 法律事務所インタビュー	241
2	日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズの質や量.....	244
(1)	日本の法曹有資格者による法的支援の在り方	244
(2)	そのような法的支援に対するニーズの質や量	246
(3)	モンゴル弁護士との協働の可能性	248
(4)	小括.....	249
(5)	モンゴル政府が行っている外国人に対する無料の司法的支援について	249
第6章	日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等に関する提言	251
1	日本企業への支援.....	251
2	邦人への支援	251
3	提言.....	251
	モンゴル法に関する参考文献	252

別冊1 アンケート回答結果まとめ

別冊2 インタビュー実施結果まとめ（日本企業、在留邦人）

別冊3 インタビュー実施結果まとめ（モンゴル政府機関、弁護士）

別冊4 法律の訳文

第1章 現地におけるビジネス関連法令の概要および整備の状況について

ビジネスに関連する法令は多数に及ぶが、特に重要と思われる、民法（財産法、契約法）、会社法、知的財産関係法（知的財産法、特許法、意匠法、商標法、著作権法）、競争法（独占禁止法）、投資関係法（投資法、有価証券市場法）、特別な契約法（労働法、消費者保護法）、その他これらの関連法（個人情報保護法、土地法）について調査を実施した。

以下では、法令ごとに、概要と整備の状況について述べる。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

1 民法（財産法、契約法）の概要と整備の状況

（1）概要¹

（構成）

モンゴル民法典は、2002年に制定された。以降、細かな改正を繰り返しながら現在に至る。モンゴル民法典の全体構造は、次のとおりであり、6編、63節、552条から成る。

構成は主に総論と各論と分けるいわゆるパンデクテン方式である。モンゴル民法典の見出しは次のとおり。

第1編 総則

第1章 民法関係及び法令（1条～13条）

第2章 民法の権利義務の主体（14条～38条）

第3章 法律行為（39条～70条）

第4章 民法における期間（71条～82条）

第5章 有体及び無体財産権（83条～185条）

第2編 義務

第1章 通則（186条～242条）

第3編 契約法

第1章 所有権移転に関する債務（243条～286条）

第2章 占有及び使用権移転に関する債務（287条～342条）

第3章 役務及び提供に関する債務（343条～486条）

第4編 非契約上の義務

第1章 法による義務（487条～496条）

第2章 不法行為による義務（497条～514条）

第5編 相続（515条～538条）

第6編 国際民事法（539条～552条）

第1章 総則

（概要）

「総則」においては、権利義務の主体（人、法人）、法律行為、時効、代理、物件、担保権について規定されている。

「義務」においては、債権法のうち、債権総論について規定されており、契約の成立要件、解除等が定められている。

「契約」においては、債券各論が規定されている。とりわけ、債権各論の規制が充実し

¹ モンゴル民法典の全体構造については、「モンゴル民法典の全体構造(1) (民法改正特集)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 54(4)、321-336、2010-03、「モンゴル民法典の全体構造(2)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 55(3・4)、461-478、2011-03 に詳しい。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

ているのが日本と異なるところであり、売買、交換、贈与、消費貸借、請負、雇用、委任といった日本民法典においても重要な契約だけでなく、農地リース、旅行、運送、問屋、倉庫保管、銀行保証といった、日本では商法で規定されている商行為にあたるような契約についても、民法の典型契約として規定されている点に特徴がある。この点は、モンゴル国においても問題として意識されており、モンゴルには商法典が存在していないことから、2016年ころから、商法典を制定する動きがモンゴル国立大などを中心として高まっているところである。

「非契約上の義務」においては、不法行為、不当利得等が規定されている。

「相続」においては、相続関係について規定されている。なお、家族関係については、別途家族法が存在することから、民法典には規定されていない。

「国際民事法」においては、国際間の法適用等、すなわち国際私法分野に関して規定している。

モンゴル民法典は、ドイツの支援により制定された経緯があり、その構成や内容はドイツ法に類似していると一般的には理解されている。したがって、同じくドイツ法を継承している日本法とも類似点が多く、日本人にとっても比較的理解しやすいといえる。ただし、民法典中の「相続法」規定（および「家族法」）については、ドイツ法ではなく、旧ソ連法を継承していると一般的には理解されており、実際に、旧ソ連法の要素が強い。

（関連法令）

モンゴルにおいては商法典が特別法として存在されず、商人間の契約等についても、民法典に含まれている。しかし、商法に対する条文と民法に対する条文が必ずしも明確に区別されていない。それに、モンゴルの研究者たちはモンゴル民法（以下「民法」という。）から商法に該当する条文を区別する研究などを行っている。

財産法について、民法のほか2018年に制定された「財産権登記法」が主な法源となっている。財産権登記法は財産法に関する実体法の機能を果たしつつ、手続法の機能を有する。財産権登記法は登記による財産権を生じさせる目的の特別法であるため、不動産に関する条文がほとんどを占める。

財産権に関して、重要なものとして土地法（2002年制定）が挙げられる。土地法には土地に関する政策や行政機関の権限及び土地財産権を取得する手続等が定められている。国家政策として、土地の財産権を所有権、保有権（占有権）、利用権と大きく3つに区分しており、土地所有権に関してはモンゴル国籍を有する自然人のみが、家庭用の目的で、地域によって0.07～0.5haの土地を所有できる（モンゴル国民に対する土地所有に関する法7条）。

土地の保有権（占有権）とは、モンゴル国籍を有する自然人またはモンゴル法人が法律による要件で一定期間に土地を支配する権利をいう（土地法3条1項3号）。土地保有権には、所有権とほとんど類似する財産的支配関係が認められている。土地利用権は、外国

人及び外国法人が土地を法律どおりに利用する権利である（土地法3条1項8号）。

（民法の権利義務の主体）

民法の権利義務の主体は、自然人、法人、法人資格なき機関である（7条1項）。自然人には、モンゴル国民、外国人、無国籍者を含む（7条2項）。つまり、モンゴルにおいて、外国人は、民事法上有する権利義務はモンゴル人と異なる。唯一の違いは、前述の土地法による土地に関する財産権に関するもののみである。これは、モンゴル国憲法において、土地を所有できるのはモンゴル国民としていることに基づく。

なお、モンゴルでは土地とその上に建てられた建物の登記が別々となっているため、建物は土地と別個独立した不動産として扱われている。建物を所有する主体に対しては、前述の憲法の制約は及ばず、外国人であっても特に制限がない。

（法律行為）

民法における法律行為とは、法的な結果を生じさせる意思表示である。大陸法の国と概念がずれるところが多い。しかし、法律行為及び契約を締結する際、法律により書面で作成し、公証人により公証させる要件が求められる法律行為が少なくない。特に、不動産に関する法律行為は必ず書面に表示され、公証人により公証されなければならない。

2011年12月15日の改正により、電子法律行為の条文が追加された。同改正により、法律により登記する又は公証人により公証させること以外に、法律行為に関して電子的に契約を締結することができるようになった。しかし、この条文が実務においてはうまく施行されていない。その理由として、電子契約を締結するためには電子署名が要件として求められる。しかし、電子署名の普及は国民に行きわたっておらず、また、電子署名は国家機関により発行されることとなっているが、その申請手続も現時点²では明確に定まっていないことがあげられる。

（民法上の時効期間）

民法における一般消滅時効は10年間である。しかし、民法上、特別の短期消滅時効が適用されるものが多い。

短期消滅時効として、契約の債権債務に関する消滅時効は3年間である。

不法行為に関する消滅時効は5年間である。

不動産に関する契約の消滅時効は6年間である。

これ以外に、民法各論には、典型契約に関する特別の消滅時効も規定されている。前述したようにモンゴルでは商法典が特別法として制定されていないが、民法典には、「事業者である場合」という条件付きで短期消滅時効を規定しているものもあり、この点について

² 2022.2.2 現在。

でも注意が必要である。

(契約の解除)

債務者が債務を履行しなかった場合、債権者は原則として直ちに契約を解除することができない。原則として、再履行のために期間を延期することが民法により義務付けられている。なお、債務履行期間を延期しなかったが、債務履行を猶予した場合、それを履行期間の延期と同視する規定が存在する（第 225 条 2 項）。

(有体及び無体財産権)

民法において物的財産は、有体物である。非物的財産は、無体物である知的財産と債権を意味する。

物的財産は、動産と不動産に分類される。

不動産は、土地及び土地から離れると物理的社会的に利用できなくなる物をいう。

不動産に該当しない他の財産を、動産という。

土地に関する関係が「土地法」（2002 年制定）により調整されている。

登記³が要求される物的財産には「財産権登記法」（2018 年制定）が適用される。

その結果、不動産の権利移転は登記に従うため、不動産については「財産権登記法」が重要な法律である。

知的財産に関する関係には 2020 年に新しく制定された知的財産法が適用される。

民法においては、財産権の移転には、意思表示（契約）だけではなく事実行為も必要とされている。

事実行為は、動産の場合その財産の占有を譲渡する行為であり、不動産の場合は登記である。したがって、例えば、不動産所有権の移転に関して、登記されることが所有権移転の要件となっており、契約だけでは所有権は移転しない。さらに、登記が必要とされる財産権移転の場合、先に契約を締結した者より、先に登記を行った者が優先する。しかし、権利の譲受人が悪意である場合この限りではない（登記が権利移転要件）。

(2) 財産法

(総論)

財産法については、第 1 編「総則」中に、第 5 章「有体及び無体財産権」として、有体及び無体財産」（83-88 条）、「占有権」（89-98 条）、「所有権」（99-152 条）、「担保権」

³ ここでは「登記」の表現を用いるが、以降の記載においては、同じことについて「登録」という表現を用いる場合もある。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(153-185 条) が定められている⁴。

ただし、一般的な規定であり、具体的にビジネスを行うにあたっては、不動産所有等については「土地法」、担保については「動産及び無体財産担保法」、「不動産担保法」等の規定を確認する必要がある。

(有体及び無体財産権)

人または法人の支配下にある物を財産という (84.1.)⁵。財産は、不動産と動産に区別される (84.2.)。土地の定着物は不動産である (84.3.)。土地と土地の定着物以外の物は動産である (84.4.)。債権、知的財産権は無体財産である (84.5.)。土地に付属し分離できない状況で固定された建物、建造物等は、土地の基本的構成物である (85.2.)。

(占有権)

占有意思をもって、権利、物を法律上正当に自己の支配下に置くことにより、占有権が発生する (89.1.)。他人のために支配下に置く場合には、その他人にも占有権が生じる (間接占有) (89.2.、89.3.)。財産を法律上正当に占有しまたは占有権を有することが明白な者を誠実な占有者とし、誠実な占有者は占有喪失から 3 年以内に占有物の返還請求ができる。また、占有権者は、占有権に基づく妨害排除請求ができる (90.1.、90.2.、92.1.)。占有権者が占有を喪失し、所有者または法律上正当な占有者がその権利を他人に譲渡した場合、占有権は終了する (96.1.)。所有者または法律上正当な占有者が、占有権者に対し、正当な根拠のある請求を行なった場合、占有権は終了する (96.3.)。

(所有権)

⁴ 詳細な条文の翻訳をここで掲げることはしない。個別の条文を参照する場合には、「モンゴル民法典・試訳(1)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(1・2)、83-93、「モンゴル民法典・試訳(2)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(3)、161-182、2008-12、「モンゴル民法典・試訳(3)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 53(4)、551-568、2009-03、「モンゴル民法典・試訳(4)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 54(1)、171-187、2009-06、「モンゴル民法典・試訳(5)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 54(2・3)、161-199、2009-12、「モンゴル民法典・試訳(6) (民法改正特集)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 54(4)、361-399、2010-03、「モンゴル民法典・試訳(7)」、袁輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 55(3・4)、647-664、2011-03、「モンゴル民法典・試訳(8)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 56(2・3)、299-339、2011-12 が、2021.1.1 現在 WEB 上で入手可能な文献である (ただし、379 条「旅行契約」まで)。本稿では条文を引用する際、これらを主に参照し、一部の文言を原文に即して修正した。

⁵ 以下第 1 章の 1 における () 内の番号は民法の条文番号。

所有形態として、公的所有および私的所有がある（99.1.）。公的所有とは、国、地方、宗教団体、公共の用に供するための所有である（99.2.）。私的所有とは、個人所有と共同所有である（99.3.）。

所有権者は、法律に別段の定めがないかぎり、国、県、首都、郡、区、個人または法人である（100.1.）。所有権者は、法律・契約による他人の権利を侵害せず、法律で定められた範囲内で、所有物を自由に占有、使用、処分し、侵害から保護される権利を有する（101.1.）。

土地については、モンゴル国民が所有する土地をのぞき、国有とする（102.1.）。土地所有権者は、所有土地を他人に使用させる場合、その目的を定め、他の目的で使用することを禁ずる（102.3.）。所有権者は、所有権に基づく返還、妨害排除、妨害予防請求ができる（106.1.、106.2.）。

不動産の場合、所有権者には特別の規定が存在する。

不動産所有権の移転は、国家登録時に生じる（109.1.）。不動産所有権を移転する法律行為は、所有権移転の原因を明記した文書の公証を受ける（109.2.）。不動産の所有権移転者が真の所有権者ではないのに国家登録に所有権者として登録されていた場合、所有権取得者が当該不動産の所有権を取得する。ただし、所有権取得者が、権利移転者が所有権者でないことを知っていた場合を除く（不動産の善意取得。109.3.）。法律行為に基づいて不動産所有権を移転した場合、当該法律行為を不動産登録機関に登録したことにより、新所有者に所有権が移転し、前所有者の所有権は消滅する（110.1.）。

動産所有権の移転は、占有移転時に生じる（111.1.）。ただし、代金支払を所有権移転の条件とする合意がある場合には、代金をすべて支払ったときに、所有権が移転する（112.1.）。

なお、無体財産所有権については、法律の定めがない限り、知的財産を創造した者の所有権は、その財産を創造したときに発生する（122.1.）。

公共目的の集合住宅の所有権についても、特別の規定が存在する。

公共目的の集合住宅の建物内の住居や区画は、共用部分を除き単独所有することができる（142.1.）。集合住宅の共用部分は集合住宅の所有者の共有となる（142.2.）。その持ち分は、各区分所有権の持分割合で決する（142.3.）。集合住宅の所有権は、法律または法律行為に基づいて発生する（145.1.）。その法律行為は公証のうえで国家登録する（145.2.）。その結果所有権を取得する区画は国家登録する（145.3.）。共益費の未払いなど重大な違反をした住宅所有者に対し、他の住宅所有者は、管理組合の構成員から除外し、住宅所有権を他人に移転させることを請求できる（149.1.）。

他人の土地に建造物を建設する権利については、特別の規定が存在する。

他人の所有地上に建造物を建設する権利を取得した者は、その権利を原則として自由に処分する権利を有する（150.1.、150.6.）。同権利は、一定の期間を定め、その期間は99年以内でなければならず、同権利を期間前に終了させる条件を定めた法律行為は無効であ

る (150.3.)。ただし、定められた使用料を2年以上未払いであった場合には、土地所有者は同権利を終了させることができる (150.7.)。使用料は、10年ごとに更新する旨合意することができる (150.8.)。同権利終了時に、土地所有者は、建造物の代金支払義務があり、建造物所有者は建造物の収去権を有しない (150.9.、150.12.)。

建造物を建設する権利は、国家登録する (150.13.)。建造物に対して同権利者との間で第三者が賃貸借関係その他の関係に入っていた場合には、同権利の終了により、土地所有者が新たに契約当事者となる (150.16.)。

(担保権)

担保の対象となるのは、動産、不動産、その他他人に所有権移転できる財産権である (154.1.)。担保の対象は、他人の所有する財産でもよい (154.3.)。将来発生する財産でもよい (154.4.)。一つの担保の対象が複数の者により担保された場合、担保契約が成立した順番で請求権が確保される (154.5.)。

担保権設定契約は書面で行う (156.1.)。

不動産担保設定契約の場合、国家登録し、設定契約書には、当事者の名前、居住地、被保全債権とその金額、義務の期間、担保の対象と所在地、価額を記載する (156.2.)。これらの要件を満たさない担保権設定契約は無効である (156.3.)。

担保権設定契約は、当事者の一方の求めで、公証することができる (156.4.)

担保権者は、義務の不履行があった場合、担保物を売却するなどして、請求を充足できる (158.1.)。この売却手続は、原則として競売の方式をとる (159.1.)。

特に、不動産担保については、特別の規定が存在する。例えば、別段の定めがない限り、債務者が債務の全部または一部を履行しない場合に不動産所有権を移転することを合意した法律行為は無効となる (171.3.)。

住宅抵当権 (不動産担保・住宅ローン) について、詳細な規定がある (165.以下)。以前は、住宅不動産担保の有効要件として国家登録が必要であったが、廃止された (旧 162.1.)。

住宅抵当権は、債権額、利息、支払期限等を定めた文書を抵当権設定者と債権者および債務者との間で共同して作成し、国家登録する (166.2.)。

債権者の権利保護規定として、以前は、住宅抵当に入れられた不動産の所有権を第三者に譲渡する取引を行う場合、所有者は債権者から許可を得る義務があった (旧 170.6.)。この規定は、憲法違反であるとされ、2017年12月6日付け憲法裁判所判決第1号によって無効とされた⁶。抵当不動産を使用せず、他人の所有に移転せず、その他第三者に権利を与

⁶ 2016年、抵当権者によるアパートの自由譲渡を規制する (具体的には債権者の同意を要求する) 民法及び不動産担保法の違憲判決が憲法裁判所でなされた。その際、市中銀行等

からは、この判決は不都合であるとのキャンペーンが展開され、低利の住宅ローンの設定が中止される事態となり、国民からの不満が高まる事態となった。

また、日系の資本が投入されている現地の銀行担当者、在留邦人の一部からも、「抵当に入っているアパートを自由に譲渡できるというモンゴルの憲法裁判所の判断はおかしい。そのようなことがまかり通ると、債権者が債権を回収できなくなる。不当な内容の判決である。」との訴えがあった。

このような日系企業や邦人等の要請を受けて、在モンゴル日本大使館としても、本判決に対して何らかの対応を取るべきかどうかの検討がされたと聞き及んでおり、大使館からこの点に対して著者に意見聴取されたことがあった。

その際には、著者は、基本的には妥当な判決であるとの見地から、次の意見書をもって回答している。

【不動産担保法に関するモンゴル憲法裁判所の違憲判決に関する意見書（2016年1月8日付け）】

憲法裁判所判決要旨（別紙）を検討したところ、国際的な法解釈として問題はないものと思料します。

（理由）

1) 抵当権の本質

不動産担保法が規定する担保権は、日本の抵当権類似の権利であるところ、抵当権は、設定者（一般的には金の借主）が自由に不動産を利用・処分できる点に本質がある。このような考え方は、モンゴル民法が承継するドイツ、フランス等の大陸法に共通するものであり、本違憲判決が国際的に特殊なものとはいえない。むしろ、世界標準に合わせていると言える。

（以下は、さらに本違憲判決を検討した内容です）

2) これまでの実務

これまでのモンゴルにおける不動産登録実務においては、抵当権が設定された不動産は譲渡の登録ができなかった。「抵当権が設定されていないことの証明書」は、不動産を担保にして銀行から金を借りる際に必要な書類であり、不動産購入の際に抵当権付でないことを確認するための書類ではない。抵当権付きの不動産は絶対に登録できない。購入予定の不動産に抵当権が設定されていることはありえないことから、安心して取引が行われていたといえる。

本判決は、抵当権付き不動産であっても自由に譲渡できると認めたものであり、これまでの法令・規則では対応しきれない。新たに重要ルールの創設（抵当権の登録方法、抵当権の公示方法など）が必要となる。

3) 不動産質と譲渡担保

なお、モンゴルには、日本の不動産質のように、占有を債権者（貸主）に移して不動産を担保に取る内容の法制度はない。不動産の占有を保持したい債権者は、不動産質類似の契約を締結するか不動産譲渡担保設定契約をするかして契約上の担保を創設するほかない。しかし、これらの特約は登録することが不可能であり、当事者間（債権者・債務者間）では契約が有効であったとしても、これを第三者に対抗できない点でリスクがある。

4) 実際の問題点

本件違憲判決により、次の問題が生じている

4-1) 判決の実効性確保

現実には、登録局の手続は抵当権付き不動産の譲渡に対応していない。したがって、現状では、本違憲判決によっても、直接に、抵当権付き不動産の権利移転手続を完成させることはできない。実際に登録局で抵当権付き不動産譲渡が認められるまでには、法改正や規則の制定が必要であると思われる。

4-2) 経済発展に対するブレーキ

多くの国民は、憲法裁判所の判決後に利息が安い住宅ローンが停止したことに対する不満を持っている。

また、銀行は、本違憲判決によりこれまで評価してきた不動産の担保価値が変動することによる不満を持っている。つまり、抵当権付き不動産の流動性が高まること、抵当権付き土地上に建物を建設する場合のように不動産の利用が可能になることから、新たに当事者以外の第三者が登場して紛争が生じたり、原状回復が困難になったりする可能性がある。その結果、一般的には担保価値は低下する。銀行としては、抵当権付き不動産の譲渡等に関する手続的な対応がなされるまで不動産担保による融資を凍結するといのは、極めて合理的な考え方である。

なお、今回の憲法裁判所の違憲判決が、国民だけでなく銀行をはじめとする企業の反発を買い、社会経済に悪影響を与えたことはそのとおりだと考えられるが、違憲判決というのは、そもそも政府の行政・議会の立法などに対してブレーキをかけるものであり、一部の、憲法裁判所が状況を悪くしたという見解は的外れである。憲法裁判所が設置されていること自体、このような状況が生じることを予定しているからである。

5) 今後の流れ・その他

5-1) 憲法裁判所の判断と、これまでの不動産担保の実情、いずれも理論的に明らかにおかしいわけではない。いずれの説もとらう。

5-2) モンゴル国法務省は、すでに憲法裁判所の本件判断に合致する不動産担保法の作成に入っているとの情報がある。

5-3) 憲法判断に対して、社会経済の流れに水を差すからおかしいという見解がある。しかし、これは、憲法裁判所の役割を理解していない見解である。

5-4) 不動産担保法によらなくても、当事者間で、譲渡禁止、建設禁止の特約を結ぶなど

して現状と同内容の担保物の保持を試みることも考えられる。しかし、こういった特約による解決は、当事者間のみ有効であり第三者に対抗できないこともあって、銀行の支持を得られないようである。

別紙 憲法裁判所の違憲判決の要旨

I. 国民A. バザルからの訴状内容

憲法では国民の所有権・財産権を認めており、財産の自由な処分、他者からの侵害の否定を認めており、民法第1条1項2、第101条1項は、憲法第16条3項の所有権の内容を詳細に規定するものである。

1. 抵当権のついた不動産物件は、その所有者が変わっても、抵当権が終了するわけではないので、物件の新所有者に対して引き続き権利を行使できる（民法169条1項、不動産担保法28条1項）。このため、不動産物件の第三者への移転が、抵当権に抵触することはなく、抵当権者の許可を必要とすることによって財産権、処分権を制限することとなる。複数の抵当権のついた物件において、抵当権者の許可を必要とすることで、財産の移転が煩雑となり、また、これにより購入者が検討に慎重となることで、物件の評価額が下がる。不動産物件は高額な融資の担保となることから、極めて長期間債権者に関与される状況が発生する。右は、所有者の財産権を侵害する要素となる。このため、不動産所有権を他者に移転する際に抵当権者の許可を求める民法、不動産担保法の該当条項は、憲法第16条3項の「不動産を所有する権利を有する」に反する。

2. 所有者は、不動産に複数の抵当権を設定する権利を有し、抵当権者は、抵当権を設定した順番に権利を行使出来る（不動産担保法第33条2項、民法第158条5項）ことから、複数の抵当権を設定することは、既存の抵当権者の権利を侵害しないことから、複数抵当権の設定を阻害することは、財産権の侵害となる。不動産評価額に占めるローン残高の割合が低ければ、複数抵当権を設定可能な需要は十分存在しており、許可を必要とすることで資金調達をする可能性を制限することとなる。

3. 不動産担保法の、賃貸に際して抵当権者の許可を必要とする条項により、所有者に対して抵当権者が手数料を要求し、許可を出さないことで資産を活用できない、期待できる賃貸料収入を得られない悪弊が発生している。民法では、所有者が物件の価値を低下させないための適切な管理等を要求する抵当権者の権利を定めているところ、右の保護に必要不可欠でない、所有者の不動産の第三者への利用・占有させる権利を制限する民法及び不動産担保法の該当条項は、憲法第16条3項に違反。

4. 不動産担保法第56条1項に、所有者が抵当権者の許可をもって私有地に建物の建設が出来るとしていることは、同様に所有者の処分権を制限するものであり、右に関連する民法及び不動産担保法の関連条項を含め、憲法第16条3項に違反。

政府の実施する低金利住宅ローンにより、多くの国民が不動産を保有するようになった

が、上記のとおり財産権を侵害されていることから、民法・不動産担保法の該当条項を無効化願いたい。

II. 議会の主張

民法及び不動産担保法関連条項は、憲法該当条項に違反するものではない。

III. 憲法裁判所小法廷判断

【根拠】

1. 財産権は所有者の基本的権利であり、所有者は自由に所有、利用、処分し、如何なる侵害からも保護される。右が制限されるのは他者の権利を侵害する等の限られた場合のみ。
2. 不動産所有者は、抵当権のついた物件の他者への移転、賃貸、無料での一時的な利用のための占有、複数の抵当権の設定、新規建物の建設等の権利を有し、これにより抵当権者の権利を侵害することはない。右は不動産の所有、占有、移転にかかわらず、抵当権は行使可能であるからである。また、複数の抵当権の設定は、優先的に権利を行使可能な既存の抵当権者の権利を侵害することはない。
3. 民法第 171 条 1 項の、「抵当権つきの不動産の利用、移転、その他の形で第三者に権利を付与することを禁止する義務を課す全ての契約は無効である」との定めは、所有者の権利を保障する規定である。また、同条 2 項で、抵当権つき物件の所有者の第三者との契約の有効性を抵当権者に依存すると規定したことは、同条 1 項に矛盾する内容であり所有者の権利を不当に侵害するものとみなすことができる。

【判断】

民法及び不動産担保法の関連条項は違憲であり、憲法裁判所訴訟法に基づき、10月7日より効力を停止する。

IV. 上記判断に対する議会決議

小法廷の判断は受け入れられない。

V. 憲法裁判所大法廷

【根拠】

1. 抵当権つき物件につき、抵当権者の許可なく他者への移転、複数抵当権の設定、建物の建築することは、抵当権者の権利を侵害するものではなく、担保物件の利用、保護、監督、保全については民法及び不動産担保法で規定。
2. 民法及び不動産担保法において、抵当権者に有利な条件を付与することで、民事上の当事者の法的権限の平等原則及び憲法に規定する所有者の基本的権利が侵害されている。
3. 小法廷判断に対する国家大会議議決には、同判断を受け入れることができない根拠が示されていない。
4. 小法廷判断には根拠が認められる。

【判決】

えない義務を不動産所有者に負わせる内容の法律行為は無効である（171.1.）。

（国家登録）

不動産の所有権およびその他の関連する財産権は、国家登録される（182.1.）。

法律行為に基づいて不動産を取得した者が、前主の国家登録の内容に誤りがあることを知りまたはその登録に誤りがあると主張した場合をのぞき、国家登録の内容は真実なもの
とみなす（183.1.）。

（3）契約法－債権総論および契約総論

（総論）

契約法については、第2編「義務」中に、債権総論および契約総論に関する次の内容が
定められている。「総則」（186-194条）、「契約の締結」（195-199条）、「標準契約約款」
（200-202条）、「第三者のための契約」（203条）、「契約の解除」（204-205条）、「義務の
履行」（206-218条）、「債務不履行」（219-227条）、「損害賠償」（228-230条）、「義務履行
の確保」（231-235条）、「義務の終了」（236-240条）、「多数当事者の義務」（241-242
条）。

（総則）

契約当事者は、法律の範囲内で、自由に契約し、自らその内容を定めることができる
（189.1.）。なお、特別許可に基づく契約（許認可を要する事業等に関する契約）は、関係
機関から特別許可を取得した時点で有効となる（189.3.）。

契約の解釈にあたっては、その文言の直接の意味によって理解する（198.1.）。意味不明
な内容については、他の条項、一般的な契約内容を考慮して判断する（198.2.）。契約の文
言が、地方の事情により異なる内容で解釈できる場合には、当事者の居住地の慣行、別の
居住地の場合は承諾の意思表示者の居住地の慣行により解釈する（198.3.）。相互に矛盾す
たり多義的な文言の場合は、合理的に契約内容を解釈する（198.4.）。それでも契約内容
が確定できなければ、総合的に契約締結外の事情や慣習、事業における慣行などを総合的
に考慮して判断する（198.6.）。

（契約の解除）

契約の解除については若干の問題がある。204条は、契約の解除について規定するが、

-
1. 民法及び不動産担保法の関連条項は違憲であり無効とする。
 2. 小法廷判断にかかる国家大会議決議を無効とする。

（了）

この条文は、契約の解除だけでなく、長期的な契約の取消しについても定めたものとして理解されている。モンゴル民法典の契約解除の手続は比較的厳格であり、契約の解除にあたっては、注意が必要である。

契約解除の方式は次のとおり。要するに、一定の期間を定めて解除を警告し（204.1.）、その後、期間終了までに最終的な解除通知を行う必要がある（204.1.）。解除の効果として、相互に受領した物、取得した利益等を返還する義務が生じる（205.1.）。

- ① 解除の意思表示（解除の猶予期間）を相手方に通知する（204.1.）。
- ② 法律または契約に別段の定めがない限り、契約の解除までの期間は、解除を提案しなかった当事者によって決定される。この期間内に解除の通知がない場合、その者は契約の解除権を喪失する（204.2.）。
- ③ 法律または契約に別段の定めがない限り、当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者には、契約により引渡したのものについては現状のまま、契約を履行したことから取得した利益についてはその利益を、相互に返還する義務がある（205.1.）。

（義務の履行）

義務の履行に関しては、以下の条文に注意が必要である。

双務契約による義務履行者の一方は、先履行義務がある場合を除き、相手方の義務が提供されるまでの期間、履行を拒絶できる（209.1.）。

この規定については、同時履行の抗弁権を定めているようにも思えるが、異なる。実務上は、履行拒絶により履行義務が消失し、225条（209条の手続規定）の解除の効果が生じるとされている。この点について、モンゴル民法典は、履行拒絶と解除を区別せずに理解していると考えられる（225条の項も参照してください）。

金銭支払義務は、モンゴル国の通貨で履行する（217.1.）。ただし、法律で禁止されない限り、外国通貨で義務履行することができる（217.2.）。

*国内通貨の支払に関する法律

以上の民法217.2条の規定にも関わらず、国内通貨の支払に関する法律（2009年7月9日制定）が存在し、国内での通貨支払については、モンゴルトゥグルグ（以下「MNT」という。）での支払が義務付けられている⁷。

⁷ 「国内通貨の支払についての法律」（要約）

第1章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. この法律の目的は、モンゴルの領土内の商品、作品、サービスの価格を国家の通貨であるトゥグルグで表示すること、支払いの関係を規制することである。

第2条 この法律について

(債務不履行に基づく損害賠償請求)

債務不履行により生じた損害について、債権者には、債務不履行に基づく損害賠償請求権が認められる(219.1.)。

弁済期等の義務履行期間を徒過した場合、債権者は、債務者に対し、猶予期間を定める。その期間内に義務が履行されない場合、損害賠償請求権が発生する(219.2.)。ただし、猶予期間を定めても損害が発生することが明らかであり、かつ、債権者が損害賠償請求権を行使することが両当事者の利益となることが明らかである場合、義務履行期間は与えなくてもよい(219.3.)。あらかじめ、故意の債務不履行に基づく損害賠償義務を排除する合意は、無効となる(219.4.)。金銭支払義務の債務不履行の場合、債務者は債務不履行の期間に対応する利息の支払義務がある(222.5.)。

2.1. 国の通貨の支払に関する法律は、モンゴル憲法、中央銀行法(モンゴル銀行)、通貨規制法、本法およびそれに準拠して制定されたその他の立法で構成される。

2.2. モンゴルが締約国である国際条約がこの法律以外に規定する場合、国際条約の規定が優先する。

第2章 国内通貨の支払

第4条 国の通貨の使用

4.1. モンゴルの領土における商品、作品、およびサービスの価格は、国の通貨でのみ表示および決済される。

4.2. 国および地方予算に対するまたは予算から資金提供される支払いは、国の通貨でのみ行われるものとし、外貨で行うことを禁止する。

4.3. モンゴルの法律における手数料および債務の金額を決定する際には、トゥグルグでのみ表示されるものとする。

4.4. 預金、ローン、同様のサービスおよびデリバティブに関連して銀行およびノンバンクと締結される契約は、外貨で表示され、それらの履行は外貨で行うことができる。

第3章 法執行機関の監視

第5条 法の施行を監視する組織

5.1. 銀行以外の法人および個人は、モンゴル銀行の検査官、金融規制委員会の検査官によって監督される。

5.2. モンゴル銀行、財務を担当する国家の中央行政機関および金融規制委員会は、決定に基づいてこの法律の実施に関する共同検査を実施することができる。

第6条 違反者の責任

6.1. この法律に違反する公務員の行為が犯罪とはならない場合であっても、同人は公務員法で定められた責任の対象となる。

6.2. この法律に違反する個人または法人は、刑法または行政処罰法で定められた責任の対象となる。

(債務不履行に基づく解除)

正当事由（不可抗力等）がある場合、継続的契約の当事者は、契約終了期間を待つことなく、契約を解除できる（221.1.）。契約上の義務違反が契約の終了原因となるのは、本法219.3、225.2条に定める損害賠償をする場合または催告期間内に契約を終了させる場合のみである（221.3.）。契約の終了事由がある旨を通知した後、相当の期間内に契約を解除することができる（221.4.）。

債務不履行が債務者の過失によらない場合、債務不履行とはみなさない（222.2.）。債務者が債権者の同意なしに、期間前に債務を履行した場合、債務不履行とみなす（222.8.）。

債務不履行に基づく契約解除についての規定がある（225条）。これは、209条の手続規定であるとされていることはすでに述べた。

債務不履行があり、かつ、猶予期間内に債務が履行されなかった場合、契約を解除できる（225.1.）。猶予期間を定めていなかった場合、事前の催告により、猶予期間を定めたものとみなす（225.2.）。

契約解除が禁止されるのは、次の場合である。①軽微な義務違反、②契約を解除できない特約がある場合、③債権者の過失による債務不履行である場合、④債権者の解除に関わらず債務者が反対請求できるような場合（225.4.）。

また、将来、解除原因が生じることが明らかな場合は、履行期前に、債権者は解除できる（225.5.）。

さらに、契約解除は、債務者側からも可能である。債務者側からの解除については、債務者が自由に猶予期間を定めることができる（225.6.）から、実際には債務者側からいつでも解除可能である。

解除までの猶予期間について、次の場合には猶予期間を定めて事前通知する必要がない。①債務不履行が明らかな場合、債務不履行があるが、猶予期間内に債務が履行されることが明らかな場合、③債権者債務者双方にとって利益になる特別な事情があり、契約関係を速やかに解消する必要がある場合（226.）。

(債務不履行解除に伴う損害賠償請求)

債務不履行解除に伴って生じた損害については、債務者に過失がある場合、債権者は損害賠償請求でき（227.1.、227.2.）、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は、逸失利益を含むものとみなされる（227.3.）。債務者が自己の所有、占有、使用、処分可能な権利・財産を移転する義務を履行しなかった場合、債権者は、その権利・財産を債権者に移転させることができ、さらに損害賠償を請求できる（227.4.）。債務者の義務が労務等の提供である場合、債権者はその義務を自らまたは第三者に履行させたいうえで、損害賠償請求できる（227.5.）。

(損害賠償に関する規律)

損害賠償に関する規律として、以下の定めがある。

損害賠償は、相手方の権利侵害を以前の状態に回復することであって、権利侵害を回復できない場合には、金銭により賠償を行う(228.1.)。損害を被った者は、一定期間を定めて損害を回復すべきことを求めることができ、その期間内に損害が回復されない場合には金銭賠償を請求できる(228.2.)。損害が身体・健康に関するものである場合で労働能力の喪失や生活費の増大が生じた場合には、被害者に対して毎月生活の援助に必要な金銭を支払う方法で損害を賠償する(228.3.)。ただし、正当事由があれば、毎月の金銭支給に代えて、一括して損害賠償請求することができる(228.6.)。被害者が専門的な職業能力を有する場合には、その専門的な職業能力を保持する必要性を考慮して、その賠償額を算定する(228.5.)。

損害賠償する範囲の確定にあたっては、被害者の被った客観的な損失のほか、被害状況、損害を与えた者の過失を総合考慮する(229.2.)。

損害が無体財産に関するものである場合、法律に別段の定めがない限り、その賠償は金銭で賠償する(230.2.)。無体財産に関する損害賠償に関しては、被害者の行動によって損害額が拡大した場合には、損害賠償の義務及び範囲の決定において、被害者の過失を考慮する(230.3.)。

(義務履行の確保)

義務履行の確保の手段として、民法では、民事罰、手付、保証、担保、引き受け保障、譲渡担保、法律で規定するその他の方法について定めている(231.1.)。

特に重要なのは、民事罰である。民事罰は、違約罰と遅延損害金のことである(232.4.)。民法では、民事罰については、書面で契約しなければ効力がない(232.3.)。このことは、民法において、債務不履行に基づく損害賠償請求において、契約上、民事罰を支払う定めがない場合には、債権者は民事罰を請求できないと明記されている(232.7.)。したがって、日本のように、遅延損害金(遅延利息)について訴訟等で債務不履行の翌日から自動的に算定されて認められず、あらかじめ契約書等においてその内容を定めておかなければ、遅延損害金は発生しないこととなる。モンゴルの実務上は、遅延利息の定めをあらかじめ1日あたり0.5%(モンゴルでは非常に遅延利息は高額である。)等と定めて契約を締結することが日常的に行われている。このような定めをせずに契約を締結した場合には、遅延損害金の請求は認められない。また、訴訟等で遅延損害金を請求する場合も、訴訟提起の日までの遅延損害金についての請求が認められるだけである(つまり、訴状には、遅延損害金の額を算出して明示することになる。)

契約上定める遅延損害金の額は、債務不履行のあった金額の0.5%を超えてはならないし、その額は、毎日支払うように定めなければならない(232.6.)。つまり、「年〇%」といった方式で規定してはならない。

保証は、債務の履行確保のために、第三者が債務の履行を約束することである
(234.1.)。保証は書面で行う契約である (234.2.)。債務不履行が生じた場合、債権者は、
保証人に対し、訴訟を提起することなく債務の履行請求ができる (234.4.)。保証人は、催
告の抗弁権、検索の抗弁権はない (234.5.)。なお、銀行保証については、別に規定されて
いる (457.以下の規定による。)

譲渡担保は、金銭支払義務の履行の確保のため、あらかじめ債務者の財産を移転させる
契約である (235.1.)。譲渡担保契約において、債務者は、当該担保物の使用权を有するこ
とを定めることができる (235.2.)。譲渡担保設定契約は、書面で行う (235.5.)。

(債務の消滅)

債務は、次の原因で消滅する。①義務を履行した場合、②代替義務を履行した場合、③
更改契約をした場合 (236.1.)。

債権者は、債務者の求めにより、債務が履行済みであることを証明する文書を交付する
義務がある (236.2.)。

領収書の記載についても注意が必要である。領収書には、債務の種類、金額、債務者の
名前、債務の履行場所、期間等を記載する (236.6.)。領収書に、利息が支払済みである記
載がない場合、利息を支払ったものとみなす (236.4.)。分割払いの場合、最終の領収書に
おいて特に記載がない限り、それ以前のすべての債務を弁済したものとみなす (236.5.)。

受領遅滞の場合、債務者は、義務の履行場所の公証役場において、金銭・有価証券につ
いては供託手続を行うことにより、債務を弁済したものとみなす (237.1.)。公証役場は、
供託物を3年間保管する。債権者が期間内に受領しない場合、一定の期間を定めて債務者
に対し供託物を取り戻すよう請求する。期間内に取り戻しが無い場合には、供託物は国庫
に帰属する (237.9.)。

相殺についても定めがある (238.)。弁済期が経過した同種の請求が二者間で相互に存在
する場合、二者間で相殺ができる (238.1.)。また、一方の弁済期が経過していなくても、
弁済期を経過した債権の債権者が同意すれば、相殺できる (238.2.)。ただし、以下の場合
には相殺できない。①相殺できない旨の事前合意がある場合、②相殺の対象となる財産
が、支払に充てられない財産である場合および生活費である場合、③人の生命・身体に対
する損害賠償債権である場合、④その他法律の定めがある場合 (238.8.)。

そのほか、債務者・債権者間で債務を消滅させる合意がある場合 (239.)、債権者と債務
者が同一人物となった場合、一身専属的な債務について債権者または債務者が行為無能力
者となり、失踪し、失踪宣告がなされまたは死亡した場合、法人が権利を承継せずに解散
し、国家登録が抹消された場合、法律または契約で定めがある場合 (240.)。

(多数当事者の債権・債務関係)

民法は、多数当事者の債権債務関係について、以下のとおり定めている。

連帯債権についての主な規定は次のとおり。連帯債権の場合、いずれの債権者も債権を請求しない場合、債務者は、連帯債権者のいずれかに対して弁済することができる

(241.3.)。連帯債権者の1人が請求を放棄した場合、債務者は、当該債権者に対する負担部分について債務を免れる(241.4.)。連帯債権者の1人が弁済を受領した場合、他の連帯債権者に対しその負担部分を提供する(241.6.)。連帯債権者の負担割合は、別段の定めがない限り、等分とする(241.7.)。

連帯債務についての主な規定は次のとおり。債権者は、自己の判断で、いずれの債務者に対しても履行を請求できる(242.3.)。連帯債務者の1人が債権者に弁済した場合、他の連帯債務者も義務を免れる(242.5.)。連帯債務者の1人がした履行遅滞の効果は、他の連帯債務者に及ばない(242.8.)。連帯債務者各人の負担部分が確定できない場合、法律または契約で別段の定めがない限り、負担部分は等分とする(242.11.)。連帯債務者の1人が債務を弁済した場合、法律または契約で別段の定めがない限り、他の債務者に対して各負担部分を求償できる(242.12.)。

(4) 契約法

(総論)

契約法については、第3編「契約」において典型契約として定められている。いわゆる契約各論部分である。その内容は次のとおり。

売買および交換(243-275)、贈与(276-280)、消費貸借(281-286)、賃貸借(287-311)、ファイナンス・リース、フランチャイズ(312-338)、使用貸借(339-342)、請負(343-358)、雇用(359-368)、労働(369)、旅行(370-379)、運送(380-398)、委任(399-405)、信託(406-409)、仲立・問屋(410-420)、懸賞広告(420-421)、保管(422-427)、倉庫(428-430)、保険(431-444)、信用勘定(445-457)、引受保証(458-465)、勘定決済(466)、有価証券取引(467-475)、事業共同(476-482)、扶養(483-485)、遊興賭博(486)。

これらの内容は、日本では商法に規定されているような契約類型が多数存在している点に特徴がある。また、商法に規定されているような契約類型については、より詳細な内容が別途法令で規定されているものが多い(例；労働契約については労働法、保険契約については保険法、不動産の売買や賃貸借については土地法、その他各種業法等)。

以下では、これらの典型契約のうち、特に重要と思われる、売買、消費貸借、賃貸借、請負、委任について概説する。

(売買)

売買においては、瑕疵担保責任の規定が重要であるので取り上げる。

瑕疵のある財産を売買した場合、民法は担保責任について以下のとおり規定している(253-257)。

瑕疵ある財産の買主には、瑕疵を除去させ、同種の財産または他の財産を代わりに交付させ、または瑕疵修補の費用を請求する権利があり、また、契約解除に伴う請求権がある（254.1.）。これらの請求は、保証期間の定めがある場合はその期間内、定めがない場合には6か月以内に瑕疵が明らかになった場合になすことができる。

買主は、これらの請求を行わない場合には、瑕疵修補に要する金額を減額するよう請求できる（254.2.）。

瑕疵担保責任は、次の場合には請求できない。①受領時点で瑕疵を知っていたか、知ることができた場合。②事業活動を行っている買主が、速やかに検査する義務を履行しなかったとき。③瑕疵が、買主の運搬、保存、使用の手順の違反により生じたときまたは不可抗力により生じたとき（255.1.）。ただし、売主が、瑕疵を知りつつ財産を移転した場合には、買主は瑕疵担保責任を請求できる（255.2.）。

瑕疵ある財産の売買があった場合、売買の当事者はいずれも契約を解除できる。その場合、売主は、損害、費用を賠償する責任がある（256.1.）。

瑕疵担保責任を制限する特約を、当事者間で合意することができる。ただし、売主が故意に瑕疵を隠して売買した場合には、合意は無効とする（257.1.）。

（消費貸借）

消費貸借契約により、貸主は、借主に対し、財産を移転する義務が生じる。借主は、同種、同数、同質の財産を返還する義務を負う（281.1.）。借主が金銭または財産を取得したときに、消費貸借契約が締結されたものとみなす（282.4.）。つまり、消費貸借契約は要物契約である。

消費貸借契約において利息を定める場合、契約は書面で行う。

書面で行わない利息に関する定めは無効である（282.3.）。消費貸借契約を書面で締結していないにもかかわらず、債務者が利息を支払った場合において、債務者の側から不当利得として利息を返還請求した場合にこれを否定した事例⁸がある。なお、前述した225.5条⁹

⁸ 債務者からの利息返還請求を否定した判例（モンゴル最高裁判所2017年10月12日判決、001/X T 2017/00149号）。この判例は、「モンゴル民法282.3条は、利息付消費貸借契約を書面で締結していない場合、貸主は、利息を請求する権利を失うとしている。しかし、この条文は、借主が利息を承認して利息を支払った場合において、すでに支払った利息が返還請求する場合には、その根拠にならない。」として、「金銭消費貸借契約を書面で締結していなくても、被告は、原告に支払った利息を返還請求できない。」と判断している。

⁹ 金銭支払義務の債務不履行の場合、債務者は債務不履行の期間に対応する利息の支払義務がある（222.5.）。

について、これを法定利息の規定とし、282.3条の規定は約定利息の規定であると解する見解も存在するが、モンゴル最高裁判所は、「民法 222.5 条は、債権者に対し最低限の損害賠償請求をする権利を法律上与えたものである。」とする一方で、下級審が、利息の定めがないのに年 18%の利率による利息支払義務を認容した判断について、「利息の 1 年額を 18 パーセントを以前の契約に基づいて確定したことは、根拠がなく、不適法であり、民法 222.5 条を正しく解釈しなかった違法がある。¹⁰⁾」と判示して、法定利息であると解するのは困難である。

消費貸借の弁済期は契約の定めによる。弁済期の定めがない場合、貸主の請求後 1 か月以内に弁済しなければならない (283.1.)。消費貸借は利息の有無を契約で定めるが、利息の定めがない場合、借主は弁済期前に弁済できる (283.2.)。利息の定めがある場合、事前の承諾と貸主の承諾を条件として、弁済期前に利息とともに弁済できる (283.3.)。消費貸借の利息は、別段の定めがない限り、年払いとする (283.4.)。弁済期前であっても、借主が弁済できない状態に陥った場合には、貸主は弁済を求めることができる (284.1.)。

286 条は、住宅ローンについて定める。住宅ローン会社は、住宅ローン債務者に対し、不動産担保を提供するように求めることができる (286.1.)。この契約は書面で行われるものとし、書面によらない契約は無効となる (286.5.)。

(賃貸借)

賃貸借契約は、一定期間または期間の定めのないものとするすることができる (293.1.)。賃貸借契約が 10 年を超える期間を定めた場合、10 年間の経過後は、いずれの当事者も、相手方に解約を通知してから 3 か月で (ただし、契約等で別段の定めがある場合にはそれによる。)、賃貸借契約を終了することができる (293.2.)。

賃貸借契約の終了原因は次のとおりである (294.)。

①期間が満了した場合、②期間を定めない賃貸借契約の場合で、当事者の一方が契約終了を通知した後に、法律または契約で定める期間が経過した場合、③法律または契約で定めた終了原因がある場合、④正当事由がある場合。

ここで、正当事由がある場合とは、次のような場合である (294.2.1-294.2.4.)。

①一方当事者が過失によって、義務を履行しない場合、②賃貸している住宅が、賃貸人自らまたは近い親類にとって必要となった場合、③賃貸人の市場価格に比して合理的な賃料増額の申出を賃借人が拒否した場合、④その他法律の定めがある場合。

モンゴルでは、「賃借しているアパートが、賃貸人やその家族にとって必要になったから出て行ってくれ。」などと大家に言われることが多いと思われる。日本人からすれば、契約期間内であるのにそのような申出は、不当で自分勝手な申出と考えるのであるが、民法に定めがある正当事由なのである。

¹⁰⁾ モンゴル国最高裁判所 2018 年 6 月 19 日判決、001/XT2018/01008。

契約に定めがない限り、賃貸借契約は、解約の通知から3か月で終了する(294.3.)。賃貸借契約の対象が家具付きアパートである場合、賃貸人は、契約を終了する際に、この3か月前の通知の手順を遵守する義務を負う(294.4.)。ただし、ホテルや公共住宅にはこのような3か月前の解約通知の規定は適用されない(294.5.)。賃貸人は、アパート賃貸借契約を終了する請求を書面で行う(294.6.)。

集合住宅の賃貸借契約について、終了の告知は、賃貸人が書面で行う(294.6.)。

賃借物の返還にあたり、賃借人は、通常損耗についてはそのままの状態での返還できる(295.1.)。

不動産の賃貸借契約の期間満了の場合で、賃貸人が賃貸借期間の延長を拒絶しない場合、期間の定めのない賃貸借契約として延長されたものとみなす(296.1.)。期間の定めのあるアパート賃貸借契約の場合、期間満了の2か月前までに、賃借人は、期間の定めのない契約として賃貸借契約の期間を延長することを書面で請求できる(296.2.)。この場合、294.2条で定める期間の定めのない賃貸借契約の終了原因がない場合、賃借人は契約期間を延長できる。

賃貸人が、賃借人の占有する財産を第三者に所有権移転した場合、賃貸人の権利義務は新所有者に移転する(297.1.)。

賃貸人が、賃借人に対し、目的物の損害賠償請求する場合の出訴期間は、賃貸借契約終了後6か月以内である(298.1.)。

賃貸借契約に関連する以下の場合には、請求は無効である(300.)。①賃貸人が目的物の瑕疵について悪意であったが故意に告知しない場合、賃借人に対する瑕疵に関連する責任追及をする場合、②アパートの賃貸借契約において、契約を終了させる権利が消滅または制限されている場合、③損害を明らかに超える賠償義務を負わせる旨の合意がある場合、④民法の定めがあるその他の場合。

賃貸人は、土地、建物およびアパートの賃借人に対し、その義務の履行を担保するために、当該土地、建物およびアパートに存在する賃貸人の財産を留置する権利を有する(301.1.)。

ただし、賃借人が通常の経済活動を行うために使用する財産および日常生活のために使用する財産については、留置権は消滅する(301.2.)。

民法は、アパートの賃貸借契約について、次のとおり特別の定めをする。

賃貸人が、アパートの建物、部屋等に必要不可欠である工事をする場合、相当期間内に賃貸人に対して事前に通知する義務がある(302.3.)。

アパートの賃借人が、継続して3年間当該アパートを占有し、義務違反がない場合、賃借人は、当該アパートを優先して購入しまたは賃借する権利を有する(303.1.)。賃借人は、賃貸人の承諾により、アパートの全部または一部を第三者に転貸できる(305.1.)。この場合、賃貸人は、正当事由なく転賃貸借することを拒否できない(305.2.)。この場合の正当事由とは、次のとおりである(305.3.)。①賃貸人に、拒否する重大な個人的事由があ

る場合、②アパートの区画を著しく超える転貸借の場合、③法律または契約に別段の定めがある場合。

転貸借期間を定める場合には、元の賃貸借契約の期間を超えることはできない
(305.1.)。転貸借の終了時に、アパートの転貸人の権利義務は、賃貸人に移転する
(305.6.)。

賃借人と同居する夫、妻、子および両親を、賃借人の家族構成員とみなす (306.1.)。家
族構成員の他の親族および少なくとも 1 年間同居して共同生活をしているその扶養家族
は、賃借人の家族構成員とみなすことができる (306.2.)。家族構成員の範囲に関する争い
は、裁判所が決定する (306.3.)。アパートの賃借人と同居している家族構成員は、法律ま
たは契約の定めにより、賃借人のすべての権利義務を有する (306.4.)。アパートの賃借人
が死亡した場合、その家族構成員に賃借人の権利義務が移転する。この場合、家族構成員
は、賃貸借契約を解約の通知から 3 か月で終了させることができる (306.7.)。

賃貸人が、第三者に対し、アパートの所有権を移転した場合でも、賃貸借契約は有効に
存続する (308.1.)。

労働契約により、使用者が労働者に対しアパートを賃貸する契約を締結した場合 (社員
寮など)、使用者は、労働契約の終了に伴い、当該賃貸借契約を終了させることができる
(310.1.)。

官舎として用いるアパートの賃貸借契約の場合、賃借人の公職または権利が終了した場
合、賃借人は、当該アパートを返還しなければならない (311.2.)。

民法は、ファイナンス・リース契約について、次のとり特別の定めをする。なお、ファ
イナンス・リースに関しては、「ファイナンス・リースに関する法律」¹¹という特別法にお

¹¹ 民法では、ファイナンス・リース契約の種類について定めはないが、ファイナンス・リ
ースに関する法律では、ファイナンス・リース契約を①原リース、②転リース、③再リ
ース、④リースバックという 4 種類に区別する。この区別は、契約の目的物をリースする目
的によって区別している。ファイナンス・リース事業は特別許可なしで認められる事業で
あるが、銀行がファイナンス・リース事業を行う場合には、中央銀行から特別許可を得る
必要がある (銀行法 6.1.10.)。モンゴルでは、銀行やノンバンク金融機関がファイナン
ス・リース事業を行っている事例が多い。

ファイナンス・リース契約を締結する際は、どの種類のファイナンス・リース契約であ
るかを明確に書面に記載すべきである。ファイナンス・リース契約は、法律で定められた
3 つの内容を満たす必要がある。①契約期間終了時、対象物を借主に所有権移転するこ
と、②契約期間が、対象物である財産の利用可能期間の 4 分の 3 以上であること、③契約
金額が、対象物である財産価格の 90% 以上であること。

民法では、ファイナンス・リース契約の対象物について制限はない。ファイナンス・リ

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

いて、民法より詳細な規定をしている。

ファイナンス・リース契約には、借主は契約期間終了後、目的物を買取りまたは継続してリースする旨を定めることができる（312.3.）。貸主は、契約期間終了時に目的物の減価償却費および総費用が払い戻された場合には、目的物を買取りまたは継続してリースする権利義務を有する（312.4.）。

ファイナンス・リース契約の形式と条件について、法律で別段の定めがない限り、契約は書面で行う（323.1.）。契約には、契約期間の合計の賃料、リース料金、その支払手順、契約の早期終了の場合の支払手順を定める（323.2.）。この手続に違反するファイナンス・リース契約は無効とする（313.3.）。

（請負）

請負契約により、請負人は仕事完成義務を、注文者は報酬支払義務を負う（342.1.）。請負人が注文者に物を引き渡すことにより、その物の所有権が注文者に移転する（343.3.）。請負人の報酬等は、合意による（344.1.）。報酬を定めなかった場合は、権限ある機関のリストにある標準請負額により、それが無い場合には、市場価格を考慮して決する

（344.2.）。報酬の発生時期は合意による。合意がない場合、請負人が仕事を完成し注文者に引き渡したときに、報酬支払義務が生じる（346.1.）。

請負人は、自己の仕事を他人に請け負わせることができる（347.1.）。

請負人に契約違反があるまたは完成した仕事に瑕疵がある場合、注文者は、法律または契約に別段の定めがない限り、①仕事を受領した日から6か月以内、②隠れた瑕疵の場合は仕事を受領した日から1年以内、③建物および建造物に関する瑕疵の場合は仕事を受領した日から3年以内に、それぞれ訴えを提起できる（349.1.）。法律または保証期間の定めがあり、その期間内に仕事の瑕疵を知った場合、訴え提起ができる期間は、瑕疵を知った日から起算する（349.2.）。

注文者は、仕事に瑕疵がある場合、請負人の申出により、請負人の費用で瑕疵を除去させまたは仕事を完成させることができる（352.2.1.）。請負人が定められた期間内に瑕疵を除去しない場合、注文者は自己の費用で瑕疵を除去し、請負人に費用を請求できる

（352.2.2.）。ただし、瑕疵の修補に高額な費用がかかることを理由として、請負人が契約

ースに関する法律では、契約の対象物について制限がある。天然資源（土地、下層土、土地内の資源、水、植物、動物、空気）、国及び地方の財産、無体物（株式、有価証券、権利等）、銃器、放射性物質及び有毒化学物質など関連する法令で製造、販売、使用するに当たって制限された財産については対象物とできず、民法56条により無効となる（ファイナンス・リースに関する法律6.1、6.2.）。

ファイナンス・リース契約は、書面で締結する。契約書に記載すべき事項については、ファイナンス・リースに関する法律で詳細に定められている。

の履行を拒絶する場合、この請求はできない（352.2.4.）。瑕疵を理由として注文物の価値が減少した場合、注文者は報酬を減額できる（352.2.3.）。なお、注文者が、注文物を受領する際に瑕疵を知っていたのになんら異議を述べなかった場合、これらの注文者の権利は発生しない（352.4.）。

請負人は、注文者の受領遅滞の場合に生じた損害を賠償請求できる（352.5.1.）。請負契約において、注文者の受領遅滞によって、危険は注文者に移転し、請負人の報酬請求権は消滅しない（352.5.3.）。

請負人は、報酬債権を担保するために、注文動産に対して担保権を有する（354.1.）。請負契約の目的物が建造物、建物またはその一部である場合、請負人は、建造物、建物がある土地について、抵当権を有する（354.2.）。

注文者は、仕事完成前に、請負契約をいつでも解除できる（355.2.）。請負人は、別の方法で注文を満たすことができる場合、契約を終了することができる（355.4.）。過失によらない不可抗力などの場合、請負人は、請負契約をいつでも解除できる。この場合、請負人は損害賠償義務を負わず、完成した部分の報酬請求ができる（355.5.）。

注文物を注文者に移転させる前は、請負人が危険を負担する（356.1.）。注文者の受領遅滞がある場合または不可抗力による場合、注文者が危険を負担する（356.2.）。これらの場合に、材料の危険負担については、材料を提供した当事者が危険を負担する（356.3.）。

注文物の瑕疵について、故意の隠蔽によるものであっても請負人は責任を負担しない旨の特約は、無効とする（357.1.）。

（委任）

委任契約によって、受任者は定められた行為を行い、委任者は報酬を支払う義務を負う（399.1.）。委任は、受任した法律行為が反対給付を常に伴うものである場合には、報酬支払を合意したものとみなす（399.2.）。受任者は、法律または契約で別段の定めがない限り、受任した法律行為を自ら履行する義務がある（399.3.）。委任者または受任者はいつでも契約を終了できる。この権利を制限する合意は無効である（399.4.）。

受任者は、委任者の指示に従って委任された行為を行う（400.1.）。委任者は、契約に別段の定めがない限り、委任の履行に必要な物を受任者に提供し、委任の履行に必要な費用を支払う義務がある（401.1.）。委任の途中で、委任者による委任内容の変更や終了があった場合、受任者は、費用、損害賠償、委任を履行した限度での報酬を請求できる（402.1.）。

受任者の死亡の場合、その相続人は、委任者に対し、委任契約の終了を通知する義務がある（403.1.）。委任の履行ができなくなった場合または他人に委任させることが委任者の利益である場合、委任契約の定めまたは委任者の授権により、受任者は他人にその義務の履行を再委任できる（404.1.）。

2 会社法の概要と整備の状況

(経緯)

モンゴルの会社に関する立法は、「会社組織法」(1991年制定)、「パートナーシップ・会社法」(1995年制定)、「会社法」(1999年制定)として市場経済化以降制定されてきた。

これらの立法は、少数株主の保護が不十分であり、株主の会社に対する監督が弱く、利益相反取引の禁止など会社や株主の利益保護の規定が不十分であった。

2011年会社法の重要な改正点は次のとおりである。①会社形態を再定義したこと、②会社の監督制度を充実させたこと、③裁判所や国家機関の関与を定めたこと、④会社の経営陣を定義したこと。

以下では2011年会社法について概説する。具体的には、会社形態、企業結合・グループ企業、株主総会、取締役会、執行機関、会社経営陣、株主代表訴訟、主要取引、利益相反取引、利益分配について説明する¹²。

(会社形態)

会社形態は、公開株式会社、非公開株式会社(閉鎖会社)、有限責任会社の3つに区別される。

非公開株式会社の株式は、証券取引市場に上場されず、市場外で会社の定款に定められたとおりに売買される。

証券取引所に上場しない非公開株式会社にも市場監督機関(金融規制局)の監督権が及ぶ。これにより、会社債権者や利害関係人の権利保護が図られている。

会社がどのような構造をとるかは、会社形態により異なる。例えば、有限責任会社は、取締役会を設置しなくてもよいが、株式会社は取締役会を設置することが必要であり、そのうち3分の1は経営執行権を持たない社外取締役でなければならない。

株式会社の取締役会は監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければならないが、取締役会設置有限責任会社では、取締役会は上記の委員会を設置しなくてもよい。取締役会設置会社については、各委員会の委員の3分の2以上が社外取締役でなければならない。

業務執行権は、単独または複数の者が権限を有することができる。単独で執行する者を業務執行者(CEO)という。

有限責任会社が取締役会を設置した場合、社外取締役は不要であるが、定款で定めて社外取締役を置くことも可能である。取締役会設置会社である株式会社や国営会社は9人以上の取締役を置かなければならない。外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限

¹² 以下の会社法に関する記載には、「MUFG Biz Buddy」(会員情報提供ウェブサービス)に、2019年4月から8月にかけて筆者が寄稿した原稿を改変・追記したものが含まれている。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

や条件はなく、外国人が単独で会社の取締役になることができる。

2014年5月、モンゴル金融規制局は、コーポレートガバナンス・コデックスを制定し、証券取引所のA段階の会社が所属する旨規定した。

(会社結合・グループ会社)

企業結合(グループ会社)が定義され、グループに属する会社を共通利害関係者とみなし、利益相反行為を監督する方法で会社の利益を保護することとなった。

金融事業に対し、金融規制局は監督できるようになり、投資家や債権者の権利保護の統一監督制度を形成する。

2011年会社法施行以前は、グループ会社の規制がなかったため、多くの会社の子会社を通じて銀行から多額の借入を行い、その子会社を破産される方法でローンの返済を免れる事態が生じていた。しかし、2011年会社法においても、グループ会社の責任について規定されておらず、同様の問題は現在も継続している。

(株主総会)

モンゴル会社法は、第9章で、会社経営のための機関について定める。モンゴル会社法が定める会社機関としては、大きく、株主総会(59条¹³以下。)、取締役会(75。)、執行機関(83。)が定められている。以下では株主総会について概説する。

株主総会は、会社の最高統治機関である(59.1。)。株主総会には、定時総会と臨時総会の二種類が定められている(59.3。)

定時総会は、会社の事業年度終了後4か月以内に開催される(59.4。)。臨時総会は、取締役会の50%以上が不在となった場合、議決権の10%以上を持つ取締役会から独立した2人以上の株主が提案や要望を出した場合、会社が被る損失が、最新の財政報告時点で総資本の30%を超える場合、年間の会社債務が自己資本金額を超過し赤字となる状況が2年連続で生じた場合、取締役会の決定による場合、監査委員会が臨時総会の招集を要求した場合、その他定款で規定する場合に招集される(61.1。)

株主総会の招集権者は、原則として取締役会または取締役会の設置がない場合は執行機関である(60.1。)。株主総会は招集通知を送付して行う。株主総会を海外で行っていけないといった規定はなく、たとえば日本国内で株主総会を実施することも可能である。

株主総会には、株主本人および民法の規定に基づき発行された委任状を持つ代理人が参加できる(68.1。)。代理人は、事前にその権限行使を取締役に通知しなければならない、委任はその総会のみ有効である。書面での投票用紙を提出した株主は、株主総会の参加者とみなす。

会社の最高統治機関である株主総会においては、どのようなことでも決定することが可

¹³ 以下第1章の2における()内の番号は会社法の条文番号。

能であるが、特に株主総会の専権とされている事項として重要なものについて説明する。

①会社定款の修正や新設（62.1.1.）

モンゴルでは会社定款の修正が必要になることが多い。たとえば、会社設立の際に、新設会社の事業目的が許認可事業（特別許可が必要な事業）であったような場合、その事業目的は会社定款に記載して会社新設を登録することはできない。このような場合、会社新設後に新設会社名で許認可を取得して、その後、定款の事業目的を修正して登録し直す必要がある。

・会社の統合、合併、分割、変更による再編（62.1.2.）

②会社清算及び清算委員会の任命（62.1.5.）

モンゴルにおける会社の清算には、負債の処理、監査機関や税務署による会計監査など複雑な手続を要する。

③取締役員の選任および任期満了前の解任（62.1.7.）

モンゴルにおいて、取締役の解任について問題になった事例として、次の類型のものが複数存在する。執行役（取締役でも同じ）兼株主であるモンゴル人 A が、不正行為を行って会社に損害を与えた。A 以外の株主らは、株主代表訴訟を提起するとともに、A を執行役から解任する株主総会決議をしようとした。ところで、A は会社の株主でもあることから、A に対しても株主総会の招集通知を送付する必要がある。しかし、A は、招集通知を受け取らず、また、臨時株主総会にも出席しなかった。株主総会の定足数は議決権の 50% であり、これを満たさない場合には総会決議ができない。ただし、この場合、再度株主総会を招集して議決権の 20% の定足数を満たせば総会決議は有効となる。再招集した株主総会決議で定足数を満たせば、A の執行役解任が一応可能であることとなる。この再招集した株主総会においても A は招集通知を受け取らず、また、株主総会にも出席しなかった。再招集した株主総会において、定足数は充足されていることから、A は執行役を解任された。会社がこの株主総会決議を根拠として法人登録局に対し、執行役の変更登録を求めたのであるが、法人登録局はこれを受理しなかった。その理由は、株主総会に株主 A が参加していなかったことにある。結局、このような状況に陥った場合には、裁判所に法人登録局を被告として行政訴訟を提起する必要がある。以上からは、支配的な株主が取締役や執行役となる場合を除き、取締役や執行役に会社株式を保有させることは、できる限り避けるべきであるといえる。

④会社法第 11 章で指定された全ての重要な取引の承認（62.1.10.）

会社資産の 25% を超える取引等は「主要取引」（重要な取引）とされており、このような取引を会社が行う場合には、株主総会決議が必要である（88.1.以下）。

⑤会社法第 12 章で指定された利害関係取引の承認（62.1.11.）

会社と利害関係者との間で行われた取引については、株主総会決議が必要である（89.1.以下）。

株主は、株式 1 株について 1 票の議決権を有する（63.2.）。議決権を有しない優先株式

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

を設けることができる (35.)。株主総会における議決は、法律や定款の定めを除くほか、全出席議決権保有者の過半数で採択される (63.5.)。

次に掲げる事項は、会議出席者の議決権保有株主の特別多数によって採択されなければならない (63.7.) (なお、この特別多数の要件は定款で加重することが可能である。63.8.)。会社定款の修正・新設、会社の統合・合併・分割・変更による再編、負債を株式に交換するための株式追加発行とその数の決定、会社の形態の変更、会社清算・清算委員会の任命、会社株式の分割・統合。ここで「特別多数」の意義が問題となる。会社法には「特別多数」の定義が存在しない。この点、モンゴル最高裁判所は特別多数とは3分の2以上のことをいう旨解釈しており、これが定着している。

株主総会の議事録は、総会后 15 営業日以内に作成する (74.1.)。その内容の正確性に対して責任を負うため、株主総会の議長による署名が有効要件となる。

株主総会に出席しまたはその株主総会で採択された決定に反対票を投じた株主は、次の場合裁判所に提訴できる (70.1.)。招集手続の違反 (70.1.1.)、招集通知発行後の日時・場所の変更 (70.1.2.)、議題に含まれていない議事が行われた場合 (70.1.3.)。また、これらの株主は、金融規制委員会に申立をする権利を有する (70.2.)

モンゴル会社法の定める少数株主権をまとめると、以下のものがある。

①株主名簿の作成請求権 (64.6.) (少数株主：10%以上を保有する株主、内容：株主総会参加権利者一覧表 (株主名簿) の作成を求めることができる。)

②財務諸表等についての株主閲覧権 (65.) (少数株主：全ての株主、内容：株主総会の会期中等に、会社の財務諸表等を閲覧できる。)

③議案提出権 (66.) (少数株主：普通株式の5%以上を保有する株主、内容：取締役等の追加提案権。)

④株主代表訴訟 (86.) (少数株主：普通株式の1%以上を保有する株主、内容：会社に生じた損失補償のために、会社経営陣 (および有限責任会社においては、会社の発行済株式総数の20%以上を保有する者も含む) を裁判所に提訴することができる。)

⑤会社の財務および経済活動における監査人報告 (94.7.) (少数株主：普通株式の10%以上を保有する株主、内容：特別監査の実行。)

⑥帳簿閲覧権 (95.) (少数株主：全ての株主、内容：財務諸表は、株主をはじめとする関係者に提示しなければならない。)

⑦会社情報の閲覧・謄写権 (98.) (少数株主：全ての株主、内容：会社帳簿、会計報告書、経営会議の議事録、決議事項、決定事項、一般公開することが禁止されたものを除くその他の情報について、料金を取って複製を作成しまたは閲覧させる。少数株主：合資会社の普通株主、有限責任会社の全ての株主、内容：登録されている普通株主の名前および住所、株式数の情報を会社に開示するよう求めることができる。)

(取締役会)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

取締役会は、株主総会がない場合における会社の運営組織である（75.1.）。株式会社および国有企業では取締役会を設置しなければならず（必要的機関）、有限責任会社は定款で選択の上でこれを設置するかどうかを決めることができる（任意的機関）（75.2.）。

有限責任会社において、特に株主が1人であるような場合、取締役会を設置するか、設置しないか、いずれにしても会社運営に重要な違いは生じないといえる。

取締役の数は定款で定める（75.3.）。定款で定める人数は、株式会社および国有企業の取締役会については、少なくとも9人の取締役を必要とする（そのうち3分の1は経営執行権を持たない社外取締役でなければならない）（75.4.）。しかし、有限責任会社においてはこのような制限は一切ない。ただ、デッドロックを防ぐため、一般的には、奇数人数にすることが妥当である。なお、有限責任会社の取締役会においては、社外取締役を置くことを定款で定めることができる（75.5.）。なお、取締役とその秘書は、コーポレート・ガバナンス講習に出席し修了証明書を取得しなければならない（75.8.）。

取締役会の権限について、取締役会は次の事項について権限を有する。ただし、会社法や定款で特に株主総会の専権と定める事項については除かれる（76.1.）。会社の運営方針の決定、株主総会の開催決定、株主総会の議案の決定、株主総会参加権利判定基準日の決定、株主総会開催に関するその他の事項の決定、未発行株式の発行、普通株式に関わる証券やその他定款に定める証券の発行、会社財産の市場価値の決定、株式やその他の証券の取得および償還、執行役の選出・解任およびその権限の決定、執行機関役員との間で締結する契約条件・賞与の額・債務・債務の決定、監査役の選任および監査人との間で締結される契約条件の決定、業務報告書・財務年次報告書の作成、株式配当金の支払額・支払手続の決定、取締役会・執行機関に関する手続規則の作成、会社の支店・駐在員事務所の開設、会社再編に関する株主総会決議のための準備と再編の実行、主要取引の完了の承認、利害関係取引の承認、会社法および定款が定めるその他の事項。取締役会は、原則として、会社運営・経営に関するあらゆる方針決定についての権限を有する。

取締役の選出・任期について、取締役は、株主総会で選任される（77.1.）。取締役の任期は、定款に別に定めない限り、選任の翌年の株主総会の日に満了し、その総会で再選することができる（77.2.）。株主は、臨時株主総会で、任期満了前の取締役を解任することができる（77.3.）。また取締役が累積投票により選出されている場合は、株主総会が全ての社外取締役の解任権限を有する（同上）。

取締役会の運営について、取締役会会長（議長）は、定款の定めがない限り、全取締役の過半数の投票によって取締役の中から選任される（78.1.）。定款で定めがない限り、取締役会会長は、取締役会を組織し、招集し、その議長を務める。またその会議での議事録の作成・保存について責任を持つ（78.2.）。

取締役会は、定款で定めがない限り月1回開催される。必要であれば追加で開催することができる（80.1.）。取締役会で採択された決議には、取締役会会長が署名しなければならない（80.2.）。取締役会を招集できるのは、会長、取締役、執行役その他定款で定める

者である(80.3.)。取締役会はその活動を管理する手続・規則を作成・承認し、累積投票によってその決定を行なう(80.4.)。

取締役会の定足数は、取締役の大多数(3分の2以上)の出席である(80.5.)。取締役会決議は、出席取締役の大多数(3分の2以上)で決する(ただし、会社法・定款によって当該決議に投票する権限がない取締役がいるときは、投票資格ある取締役の大多数(3分の2以上)で決する。80.7.)。各取締役は、すべての決議について1人1票を有する(80.9.)。なお、これらの決議要件は、定款で定めることで、より厳格なものとすることができる(80.6.)。

取締役会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。取締役会の開催場所および開催時間、出席取締役の名前、議題、議論された全ての事項と投票結果、決議事項(80.11.)。取締役会の議事録は、出席取締役の全員が署名し、取締役会会長がその正確性について責任を負う(80.12.)。出席取締役が議事録への署名を拒否した場合、その拒否の説明を书面化して公表しなければならない(80.13.)。取締役会の議事録に誤記があった場合でも、そのことは決議取消事由にはならない(80.14.)。

取締役会には書記を置く。取締役会書記は、取締役会が任命する会社の機関であり、会社法上、会社の重要な意思決定に参画するいわゆる経営陣として取り扱われる。取締役会に関わる文書の作成・重要な事務手続などを担当する。取締役会書記は、取締役会会長の推薦により取締役会が任命する(82.1.)。取締役会書記は、次の義務を負う(82.2.)。取締役会の文書と記録を管理し・株主に通知する、株主総会・取締役会の準備のため会議の通知・議題に関する情報・決議案・その他の文書を準備する、株主総会・取締役会の議事録を保管し、関連する手続に従い決議を検証しその実施状況を監視する、株主総会・取締役会・取締役その他利害関係者の活動の調整を行う、取締役会の内部活動を調整し円滑にする。取締役会会長は、取締役会に取締役会書記が欠席した場合には、代理書記を選任しなければならない(82.3.)。

取締役会の下に設置する委員会について、取締役会は、必要に応じて、特定の問題を担当する常任又は臨時の委員会を設置することができる(81.1.)。なお、株式会社の取締役会は、監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければならない(必要的機関)、これらの委員会の3分の2以上は、社外取締役で構成しなければならない(81.2.)。

取締役会の委員会は、特定の役割をもって会社法に関する特定の事項に関して判断し、その判断を取締役に提示し決定を下させる権限を有する(81.3.)。

監査委員会について、81.2条に基づき必要的に設置される監査委員会の委員長は、社外取締役でなくてはならず、次の事項に関して結論を出さなくてはならない(81.4.)。会計方針と国際基準にのっとった記録管理を遵守し、内部監査とリスク管理の現状を把握し財務報告書やその他の金融・経理情報の正確性を監視する、内部監査を行う経営陣と従業員を任命し、給与や賞与を決定するための提案をする、報酬を決定に関して提案する、重要な取引や利害関係取引に対する監査と決定を下す、定款で定めまたは取締役会で必要と認め

られたその他の事項。

指名委員会について、81.2条で必要的に設置される指名委員会は、次の権限を行使する(81.5.)。取締役・執行役の候補者を定めるための基準や要件・技能・知識・教育・実務経験を評価するための基準を規定する、技能・知識・教育・実務経験を満たした取締役・執行役候補者に対する評価と決定を下す、取締役候補者の選考を実施し、その候補者を株主総会に提案する、取締役・執行役の活動について評価し結論を下す、執行機関との間で締結する契約の条件を設定する、取締役以外の会社関係者の活動に関する執行機関による評価に対して結論を下す、任期満了後いわゆる権利義務取締役になった者についてその後3年間取締役に指名することを拒否する。

報酬委員会について、81.2条で必要的に設置される報酬委員会は、取締役会に対し、次の結論を提示しなければならない(81.6.)。取締役・経営陣の報酬・賞与に関する規則の監査と承認、取締役・経営陣の報酬・賞与の最高額の決定とその範囲内の給与・賞与である旨の承認、会社に貢献した業務に関する報酬についての規則の決定・貢献の評価。

(執行機関)

モンゴル会社法では、会社の日常業務は、会社の業務執行機関により執り行われる(83.1.)。業務執行機関には、単独執行機関である最高経営責任者と、複数人の合議執行機関である執行役員会(その構成員を「執行役員」という。)がある。業務執行機関は、原則として個人である最高経営責任者であるが、定款で合議執行機関を規定した場合には執行役員会を設置できる(83.2.)。

モンゴル会社法において、有限責任会社においては、取締役会を設置するかどうかは自由であるが、執行機関の設置は必要的である(75.2.)。株主総会において、会社の執行機関の権限の決定(62.2.2.)、執行役または最高経営責任者の選任と決定、任期満了前の解任(62.2.3.)、執行役または最高経営責任者の報酬、賞与額の承認(62.2.4.)を行う。

執行機関の兼任について、会社の取締役は、執行機関(つまり最高経営責任者)になることができる。ただし、最高経営責任者と取締役会会長(78.1.)とを兼任することはできない(83.4.)。権限の集中を防ぐためである。なお、最高経営責任者または執行役員は、法律・定款の規定、取締役会や株主総会で禁止されていない限り、別会社や別法人の役員と兼任することを妨げられない(83.5.)。

執行機関の権限について、執行機関は、取締役会(取締役会がない場合は株主総会)との間で締結した契約に記載された権限の範囲内で活動する(83.6.)。この契約には、取締役会会長が取締役会を代表して署名する(取締役会がない場合には株主総会の議長が株主を代表して署名する)。この執行機関(またはその構成員)の委任契約においては、執行機関の権利・義務、責任の範囲、その責任からの解放を保証すること、報酬・賞与の額を定める(83.7.)。執行機関は、委任状がなくても、権限の範囲内において、会社の代表者として、契約締結その他会社を代表して活動できる(83.8.)。執行機関の権限は、いつで

も取締役会（取締役会がない場合は株主総会）の決定で失効させることができる
(83.15.)。

執行役員会について、最高経営責任者ではなく、定款に基づいた執行役員会を設置する
場合には特別の定めがある。執行役員会を設置する場合、取締役会等は、各執行役員が遵
守すべき規則を定める。この規則に含むべき内容は次のとおり。①執行役員会会長（すな
わち代表執行役）と各執行役の義務・責任（83.10.1.）、②執行役員会会長（すなわち代表
執行役）の任命手続（83.10.2.）、③執行役員会会長（すなわち代表執行役）の権利・義
務・責任（83.10.3.）。各執行役員は、執行役員会として行った行為について共同して責任
を負い（これが連帯責任であるといえるかどうかは不明であるが、後述の 84.9 の規定ぶり
からは、責任割合に基づいて分割された責任を各人が負うという意味ではないかと考えら
れる。）、取締役会（取締役会がない場合は株主総会）に対する説明責任を負う（83.11.）。
契約締結・会社の代表者としての活動について、執行役員会会長（すなわち代表執行役）
は、会社を代表して文書に署名する（83.12.）。執行役員会会長は、取締役会（取締役会が
ない場合は株主総会）との協議により執行役員の中から選出される。選出された執行役員
会会長は、代表執行役として活動する（83.13.）。執行役員会は、採択・決議に関する事項
を記録した執行役員会議事録を保管しなければならない。執行役員会会長は、その議事録
の正確性について責任を負う（83.14.）。

（会社経営陣（役員））

会社法は、第 10 章で、取締役、最高経営責任者、執行役員、最高財務責任者、経理責
任者、支配人、取締役会書記等について、契約締結や会社の公式決定の過程に参画する
「経営陣」と定義する（84.1.）。そして、これら経営陣については、特別の責任を定め、
一定の場合に株主が経営陣の責任を追及できる制度（いわゆる株主代表訴訟である。）を
規定している。経営陣には、取締役、代表取締役、業務執行者、会計人、専門家、秘書な
どの会社の意思決定や契約関係に直接または間接的に参加する者が含まれる。このよう
な者を経営陣として規定したのは、それらの者が負う義務を会社の他の社員と異なる形で
定めること、義務に違反した場合、労働法上の責任ではなく、会社法上の責任を負わせる
ことを企図したものである。以上述べてきた者以外にも、会社法では、特定の条件を満
たした株主を経営陣とみなし、責任を負わせることができるように規定した。

経営陣は、会社法等の定めがある場合はその規定により、それがなければ定款で選
任方法を定めるなどして選任される。会社の経営陣は、取締役会事務局（等）によって指
名されてから 10 日以内に、関係者名簿を提出しなければならない。また、関係者名簿に
変更があった際はその都度 10 日以内に名簿の変更届を提出しなければならない（85.1.）。
これは、利益相反取引の監視を目的とした規定である。

経営陣となれない者（就任禁止事由）について、次の者は会社の経営陣となれない。①
国または地方の行政組織、軍、警察、裁判所、検察組織の経営陣として勤務する者

(84.3.1.)、②刑事罰を現に受けている者 (84.3.2.)。

経営陣の義務について、会社の経営陣は、次の義務を負う。①会社法、定款、その他の規則の定める範囲内で権限を行使する義務 (84.4.1.)、②会社の営利活動を尊重し、会社法および定款で定める経営陣としての職務を完遂する (84.4.2.)、③会社の利益に沿った決定を下す (84.4.3.)、④意思決定の際には利益相反行為を避け、利益相反が生じる場合にはそれを告知する (84.4.4.)、⑤担当職務に関して金品等を受け取らない (84.4.5.)、⑥会社の秘密情報を第三者に開示し、その情報を個人的利益に利用しない (84.4.6.)。これらの経営陣の義務についてはその職務を退任した後も、原則として3年間継続する (84.5.)。これらの義務違反により会社に損害を与えた場合、経営陣は、自己の財産から損害を賠償しなければならない (84.6.)。

取締役会の決定によって会社に損害が生じた場合、その決定に反対し、または、その議論がなされた取締役会に欠席していた取締役は、責任を免除される (84.8.)。84.4条に違反する決定をした経営陣は、違反した者が共同して責任を負う。その場合、損害を比例配分して賠償する (84.9.)。つまり、この場合の「共同して責任を負う」との意味は、決定者としての責任を負うという程度の意味であり、損害賠償は各人の責任割合に応じて各人に分割されるという、当然のことを規定したにすぎない。連帯責任という意味ではないと考えられる。

会社、株主、会社債権者に対する経営陣の損害賠償責任について、次の行為によって会社、株主、債権者に対して損害を与えた場合、会社の経営陣はその損害を賠償する。①個人的利益のために会社の名称を使用する (85.2.1.)、②故意に株主や債権者に虚偽の情報を提供する (85.2.2.)、③法で定められた情報提供義務を怠る (85.2.3.)、④法で定められた会社資料の保管義務を怠る (85.2.4.)、⑤法で定められた権限のある者に対して情報を提供せず、または、期限までに提供しない (85.2.5.)。この場合、期間内に規定の情報を得ることができないことが原因で生じた損害を賠償しなければならない (85.2.6.)。会社法 85条の損害賠償責任は独立したものであり、会社法の他の条文その他法令によりその者が損害賠償責任を負うかどうかに関係なく、違反があれば賠償義務が生じるものである。

(株主代表訴訟)

経営陣のうち、取締役および経営組織の役員 (つまり最高経営責任者、執行役員) が 84.4条各号の定める義務に違反した場合、株主は、会社に生じた損失の補償のために、会社の経営陣を裁判所に提訴することができる (84.7.)。

会社を支配している者が誠実義務、善管注意義務を怠り会社に損失を与えた場合、会社の権利を守るために、株主が会社を代表して代表訴訟を提起することを定めたものである。本来、会社が主体となって訴訟を提起すべきであるが、会社を代表して訴訟提起すべき取締役会や執行機関は、なれ合いによって自分たちのいわば同僚である取締役等を相手とする訴訟提起を躊躇するおそれがあることから、このような規定が設けられている。

有限責任会社においては、会社の発行済株式総数の 20%以上を保有する株主は、会社の経営陣と同じ責任を負う (84.10.)。有限会社においては多数株主による専横が生じやすいことからこのように規定が設けられている。これらの株主代表訴訟を提起できるのは、普通株式の 1%以上を保有する株主である (86.1.、86.2.)。

株主代表訴訟は、モンゴルにおいても、会社株主にとって重要な会社役員に対する責任追及手段となっている。

(主要取引)

会社法第 11 章。87、88 条は主要取引について定める。会社法において、「主要取引」と定義される重要な取引契約を会社が締結する際には、取締役会の全会一致により決定されなければならない。全会一致で決定できなかった場合には株主総会の過半数の決議が必要となる。主要取引については、反対株主に株式買取請求権が生じ、会社は会計報告書において、この取引内容と価格を開示する義務が生じる。主要取引の規定は、単独株主の会社で、当該単独株主が執行役である場合には適用されない。

主要取引の定義について、次の取引が主要取引にあたる (87.1.)。①財産権の金額が、最新の貸借対照表の資産の部の合計額の 25%を超える取引。ただし、事業のなかで日々の取引として行われるものを除く。②普通株式の直接取引において、その取引前の発行済普通株式総数の 25%を超える取引。

会社の資産を適正に把握するため、主要取引の決定時、取締役会（なければ、執行機関）は、監査人会の勧告に基づき、財産の値上がり分を調整した貸借対照表の財産の総額を再計算しなければならない (87.3.)。

価格決定方法について、主要取引の対象となる財産および財産権の市場価値は、会社法 55 条に基づき取締役会（なければ、株主総会）が定める (87.2.)。すなわち、①財産権の譲渡の場合、売主と買主の合意金額。②法律の定めがない場合には、取締役会（なければ株主総会）が定める。この価格決定にあたって、独立評価機関の評価を求めることができる。また、株式会社の株式償還の場合、株式の市場価値は独立評価・監査機関による評価に基づいて決定されなければならない。上場している証券その他証券の市場価値は、証券取引組織およびその他の公的取引記録に記録されている過去 6 か月間の平均価格を考慮して決定されなければならない。この金額は、取締役会（なければ株主総会）の過半数で決するが、投票できるのは対象財産の関係者を除いた取締役（または株主）である。

主要取引契約について、主要取引契約決議は、取締役会（なければ株主総会）の全会一致により採択されなければならない (88.1.)。主要取引契約が取締役会で全会一致により決議されなかった場合、主要取引事項は株主総会の過半数の採択を必要とする (88.2.)。主要取引締結決議に反対票を投じた株主は、会社法 55 条に定める手続に従いその株式の償還請求ができる。会社は、四半期報告書および年次報告書において、主要取引とその価格を公開する義務がある。

(利益相反取引)

会社法第12章。会社法89条から93条は利益相反取引について定める。会社と株主や会社役員との間で、利益が相反する取引についての規制である。会社は報告期日までに年次報告書に利益相反取引の数、締結者、金額を反映させ、それらの情報を公表する義務がある(89.4.)。

違反の効果として、当該取引が無効になり、利害関係者が損害賠償責任を負うことがある(93.)。

なお、次の場合、利益相反取引の規定は適用されない(89.3.)。①1人で会社株式を保有し経営している場合、②株主が会社法38条に基づき株式先買権を行使した場合、③株主の要求により、各株式種類の合計数に応じて株主が提供する株式を会社が購入した場合、④会社法20条の一体化手続により傘下となる他の会社の普通株式を75%以上保有している場合。

なお、有限責任会社において株主数が10人以下の場合は、定款で上記規定以外の利益相反取引が適用されない場合を設けることができる。

利益相反取引の対象となる取引主体のことを利害関係人と呼び、次の者が利害関係人とされる(89.)。単独又は関係者と共同で普通株式の20%以上を保有する株主、会社の執行役や会社の関係者が、株主である・執行役である・雇用されている・利益を得ている会社との間で以下のような関係にある場合、その株主・会社の執行役・その他会社関係者のことを、会社・その子会社・被支配会社の利害関係人とする。①他団体の代表者又は代理人として取引に関わる者。②他団体を代表して取引に関わる者であることのほか、他の法人の執行役、普通株式を単独または共同して20%所有している株主、その代表者・代理人である者。③取引の相手側、代理商や仲立ちとして参画している法人の親会社の支配者および支配者の関係者である者、支配者および支配者の関係者と共同で法人の親会社の普通株式の20%以上を保有する者、支配者および支配者の関係者として当該取引に加わる者、それらの代表者や代理人である者。④直接または間接に、その取引から発生した利益分配を受ける者。

次の者は、会社運営者又は会社株式の支配権保有者の関係者とみなされる。①会社運営者又は会社株式の支配権保有者の配偶者もしくはその他同居家族(89.2.1.)。②会社運営者もしくは会社株式の支配権保有者の親、子、孫、甥、兄弟姉妹(89.2.2.)。③会社運営者もしくは会社株式の支配権保有者が会社の従業員である場合もしくは保有する株式の割合に応じてその取引に起因する利益を直接的もしくは間接的に得る場合、その取引の参加関係者および団体(89.2.3.)。

損失補償について、利益相反取引をした者は、利益相反取引から生じる損失の企業、子会社、関係会社への影響を個人財産で補償しなければならない(90.1.)。普通株式の株主または会社の代表権を持つ役員は、この損失補償訴訟を裁判所に提起できる(90.2.)。

利益相反取引を有効とするための要件として、次の手続が必要となる。

まず、利益相反取引を行おうとする者は、次の情報を取締役会（なければ執行機関）および監査人に提供しなければならない（91.1.）。①単独または他者と共同して普通株式の20%以上を保有する利害関係者がいる法人・支配会社・子会社の情報。②利害関係者やその関係者が執行役として働く法人の情報・利害関係者が執行役であるグループ会社の情報。③会社が提案した取引に関する利害関係者の情報。④利害関係者の関係者情報。

利益相反取引を行う者は、その取引に関する意思決定過程に参加してはならない（91.2.）。具体的には、当該取引を決する取締役会決議に、利害関係者は参加できない。

会社は、利益相反取引を行った者および関係した者の記録を保管し、請求に応じてすべての者にその情報を公開する義務を負う（91.3.）。

利益相反取引である契約の締結手続は、取締役会（なければ株主総会）において利害関係者が関わらない議決権の過半数で採択されなければならない（92.1.）。利益相反取引を通じて販売、購入、処分される資産、財産権その他の権利が金銭価値を付けられるのならば、その市場価値やサービス価格は、会社法55条に基づいて（55条に基づく価格決定方法は前述）、取締役会で決定されなければならない（92.2.）。

次の場合には、株式会社による利益相反取引契約の締結の決定（またそれに基づく各種取引）、子会社や支配会社による利益相反取引契約の締結の許可や要求は、株主総会で議論され、利害関係のない株主総会出席者による投票の過半数で採択されなければならない（92.3.）。①取締役会によって会社法55条に従い、資産、財産権その他の権利の金銭価値が定められる場合で、その取引価格が取引の決定日の記録上の資産の部の価格の25%を超える場合。②取引により会社が発行する普通株式、普通株式購入オプション、普通株式転換証券の数量が、会社や支配下の株式会社の発行済普通株式の25%を超える場合。③取締役会の全員（株式会社の場合、全取締役会独立役員）が、利益相反取引の関係者である場合。

株主総会に提出された、利益相反取引契約の締結に関する取締役会の決定は、利害関係のない取締役の議決権の過半数で承認されなければならない。また株式会社の場合には、社外取締役の議決権の過半数で承認されなければならない（92.4.）。

なお、利害関係人、配偶者、両親、子供、兄弟姉妹その他関係者から会社が融資を受ける場合、その取引は、92.3条の承認手続を必要としない（92.5.）。

利益相反取引が利害関係人とみなされる者の決定によらず、会社またはその被支配会社の通常の事業過程において締結された場合は、この取引において92.3条の株主総会承認決議は必要なく、次の定時株主総会で承認されればよい（92.6.）。

株主総会の日に、会社や被支配会社による締結取引が、通常の事業過程において利益相反取引にあたるかどうかを判断することができない場合、該当取引の種類、該当取引の締結者、該当取引の最大量（額）に関する決定をし、当該会社、子会社、被支配会社が他者ととともに実行する事業について承認しなければならない。また、この場合92.3条の要件を

満たしたものとみなす (92.7.)。

利益相反取引の締結手続は、その他の取引締結に関するこの法律または定款に定める取引の手順に従わなければならない (92.8.)。

利益相反取引の手続違反について、利害関係人が上記の利益相反手続締結の手続に違反した場合、その者は、結果として会社や被支配会社または子会社に生じた損失額・収入額に対して責任を負う (93.1.)。

裁判所は、利害関係人とした取引を無効にすることができる (93.2.)。

利益相反取引を締結した企業の支配者は、会社法 85 条の会社経営陣の責任のほか、会社法 90 条による利益相反取引 (前述) の責任をとらなければならない (93.3.)。

利害関係人が利益相反取引の手続に違反し、かつ、取引の相手方である法人の全株式を保有する場合、会社は、利益相反取引をした法人に対し利益相反取引により生じた損失を賠償させまたは利益相反取引を無効とするため裁判所に訴えることができる (93.4.)。

会社または会社の普通株式を所有する株主は、委任状なしに、その会社に生じた損失を補償するため、この利害関係人または利害関係人が全株式を持つ法人を裁判所に訴えることができる (93.5.)。

利益相反取引の手続違反を知らなかったか、または知っている可能性がない者の行った取引は、これを有効とみなす (93.6.)。ただし、この場合でも、会社法 93.3 条の責任を免れない (93.6.)。

(利益分配)

有限責任会社の株式・新株予約権を公開買付けすることは禁止される。有限責任会社は、閉鎖会社であり非公開会社であることから、公開して投資家に損失を及ぼすことを回避するためであると説明されている。

利益分配に際して、取締役会で利益分配を決定する。しかし、取締役は会社の多数株主や支配権者、それらの代表者であるので、利益分配しないことによって、会社財産を蓄積する傾向にある。その結果、少数株主の利益が害され、投資家にも魅力がない会社となりかねない。そこで、利益分配は会社の義務とされ、会社が利益分配できない場合には株主に対してその理由を報告する報告する義務が定められている。

親会社が、子会社である有限責任会社を通じて子会社に対して損失を与えるような事例もかつて多くみられていた。以前は、親会社に対して子会社が訴訟提起することはできなかったが、会社法では、子会社自身が親会社に対して損害賠償請求訴訟を提起できる。

3 知的財産関係法の概要と整備の状況

(1) 総論

(国際条約)

モンゴルにおける国際的な知的財産保護の基礎は、1979年にWIPO設立条約（Constitution of the World Intellectual Property Organization of 1967）、1985年に工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property of 1883）、1985年にマドリッド協定（Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks of 1891）、2001年にマドリッド協定議定書（Madrid protocol concerning the international registration of marks of 1989）、1991年に特許協力条約（Patent Cooperation Treaty of 1970）、1997年にTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights of 1994）、1998年にベルヌ条約（Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works of 1886）、2001年に意匠の国際分類を制定するロカルノ協定（Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs of 1968）、2002年に国際特許分類に関するストラスブール協定（Strasbourg Agreement concerning the International Patent Classification of 1971）等によって与えられている。

国際条約の履行において、国内法に関し条約に別段の定めがある場合には、条約の規定が優先するから（モンゴル最高裁判所の判断（第9号、2008・2・28）参照）、知的財産関係法についてもこれらの条約が原則として優先することとなる。

(知的財産関連法令の整備状況)

知的財産権に関する規定は、民主化・市場経済化の前から存在していたが、本格的に法制度が整備されるようになったのは90年代後半からのことで、その歴史はいまだ浅い。

モンゴル国憲法及び国際条約の要求を前提としたうえで、1993年の特許法、著作権法、商標法及び不正競争禁止法を始めとする一連の知的財産権関連の法律が整備された。ただし、それらの各法律の規定には、整合性がとれていない部分や、解釈の困難なものも若干ながら散見され¹⁴、これらについて近年活発な改正がなされている。

モンゴルは、1979年に国連の専門機関の一つである世界知的所有権機関（WIPO）の加盟国となり、1996年にモンゴルの知的財産庁が設立された¹⁵。知的財産庁は主に、知的財産権の登録手続、データベースの管理、法令の改善その他国の政策の実施、広報や研究、並びに紛争解決委員会により知的財産権についての紛争を解決する等の活動を行っている。

¹⁴ 小野昌延ほか編『アジア諸国の知的財産制度』（青林書院、2010）388頁。

¹⁵ <https://ipom.gov.mn/index.php?pid=32>（モンゴル国知的財産庁WEBサイト。2020.11.15最終閲覧。）。

(知的財産に関する紛争解決制度)

モンゴルでは、日本のように知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う裁判所がないため、これに関する事件は、民事・行政・刑事手続によって、解決される。モンゴルの民事裁判・行政裁判・刑事裁判は、三審制である。知的財産紛争を解決する別の方法としては、調停、仲裁及び知的財産庁の紛争解決委員会による法廷外の予備的解決手続があげられる。

2020年5月の時点で、商標に関する6つの紛争が知的財産庁の紛争解決委員会によって解決された¹⁶。モンゴルにおいては知的財産権保護に対する法制度にいまだに不備な部分が残っており、判例や学説などの蓄積も不十分である。

(知的財産関連法の法改正)

2020年1月、知的財産法が制定され、同年12月から施行された。

知的財産法¹⁷の改正に合わせて、著作権法¹⁸、特許法¹⁹、商標及び地理的表示に関する法²⁰が改正され、それぞれ2021年までに施行されている。以下では、これらの法令について概説する。

(2) 知的財産法

(概要)

2020年に制定された知的財産法は5章27条からなる法律である。知的財産の種類、保護の原則、知的財産組織のシステム、管理および機能、知的財産権の保護における市民および法人の参加、知的財産権の経済循環と政府支援等について一般的な内容を規定する。この法律に基づいて、著作権法、特許法、商標及び地理的表示に関する法律が改正された。

(3) 著作権法

(経緯)

モンゴルには、著作権について規制する法律として「著作権及び著作隣接権法」がある。この法律の前身は、1993年6月に制定され、同年9月から施行された「著作権法」

¹⁶ <https://www.ipom.gov.mn/index.php?pid=77> (モンゴル国知的財産庁 WEB サイト。2021.12.17 最終閲覧。)

¹⁷ 2020年1月23日制定、2020年12月1日施行。

¹⁸ 2021年5月6日制定、2021年8月20日施行。

¹⁹ 2021年5月6日制定、2021年5月6日施行。

²⁰ 2021年6月10日制定、2021年6月10日施行。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(全6章合計26条)であり、同法は、国際条約及び社会の発展に応じて施行から約13年で廃止となり、2006年3月に改正された。

同改正法の施行中に、著作者または権利者の許可なしの作品の使用、複製、それによって不正に収入を得ることが急増した。

著作権及びこれに関連する権利、電子およびその他の通信ネットワーク、放送、マルチチャンネル、音楽及びオーディオ作品に対する権利の規制、著作者と権利者の権利を代表する共同管理組織の法規制等を改善する必要性が出てきた。

そのため、著作権及び関連する権利に関する国際条約及び世界知的所有権機関(WIPO)のガイドライン等を踏まえて、2021年6月に最新の著作権法改正が行われた。

(概要)

現行法は、法の目的・関連法令・範囲・用語の定義などの総則について規定する第1章(1-4条)と著作権で保護された作品、著作権保護作業、著作権保護の対象外、著作者及び共著者について規定する第2章(5-9条)、著作権、保護期間、著作権の承認等について規定する第3章(10-16条)、一部の著作物の著作権の特徴(二次的著作物、作品集及びその他の編集物、職務上作成する著作物、委託作品作成、コンピュータ・プログラム、データベース及び美術品の著作権などについて定める第4章(17-25条)、著作隣接権(芸術家、録音メーカー、放送期間等の権利)及びその期間について規定する第5章(26-34条)、作品の使用(譲渡契約、ライセンス契約等)、著作権の制限等について規定する第6章(35-46条)、著作権の保護団体(共同管理組織、著作権及び関連する権利評議会)について規定する第7章(47-51条)、著作権の保護及び著作権違反者に対する責任について規定する第8章(52-58条)という全8章合計58条から構成されている。

この法律の目的は、科学的・文学的・芸術的作品に関連して生じる著作権および関連する権利の実施と保護に関連する関係、文化的・芸術的作品の支援および開発する目的で作品を使用するための法的根拠の確立を規制することである。

(2021年改正内容)

2021年著作権法改正の主な内容は次のとおりである。

①著作物、派生物、データベース、コンピュータ・プログラム、関連する権利所有者、視聴覚作品の製作者、放送組織、放送、マルチチャンネル伝送サービスプロバイダー、リース、一般への配布、公衆への送信、同時送信、技術的保護手段、権利管理情報などの全16の定義及びそれらの権利について追加された。

②著作権保護期間については、以下の改正が行われた。

「応用美術作品を使用する独占的権利は、作品の作成後25年目の12月31日まで有効である。作品を作成または使用する独占的権利が契約に基づいて法人に譲渡された場合、作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から50年目の12月31日まで有

効である。」という規定が新しく定められた。

「作者が自分の作品を仮名、偽名または匿名で公開する場合、その作品を使用する独占的権利は、作品の最初の公開から 50 年目の 12 月 31 日まで有効である。」と変更された。

③作品を使用する独占的権利、譲渡契約及びライセンスで作品を使用する権利と同様に契約の基本的な条件等を詳しく定めた。

④著作者の作品を許可なしに無料で使用する特別な条件を詳細に定めた。

⑤美術作品に関する規制が明確でないため、権利所有者等に生じた損害を規制するため、著作者に対し、芸術作品（絵画または彫刻）の再販価格の一定の割合が支払われる旨の追加規定が設けられた。

⑥公開された作品に関する視覚障害者、聴覚障害者、読字障害者の必要に応じた著作物の使用等のルールを詳細に規定した。

⑦電子環境に加えて、他の通信ネットワークにおいて、著作権の保護及び著作者の許可なしの作品の使用を防ぐために技術的保護措置についての追加規定が設けられた。

⑧著作権法の実施確保、作品の使用に対する料金の支払および分配に関連する苦情の予備的解決、調停の機能を備えるために著作権評議会の設立についての追加規定が設けられた。

⑨著作権の独占的権利には、作品を一般に公開すること、公演すること及び一般に配布する権利が新たに追加された。

⑩正確で事実に基づく活動を行う法的環境の構築及び権利関係者の利益のバランスを確保することを目的に、共同管理組織の運用における要件、構成、活動等について詳細に規定した。

(政令・ガイドライン)

2021 年 1 月 20 日、法務・内務大臣により「著作権及びこれに関連する権利評議会の手続き規則」が定められた²¹。本規則により、著作権及びこれに関連する権利評議会の構造、役割等が明確にされている。

(4) 特許法

(概要)

2021 年 5 月に制定された改正特許法は、9 章 56 条からなる。発明、実用新案、意匠についてその保護の手続等を定めている。

職務上の発明等に関しては、発明者と使用者との契約等についての手続規定がある (12.)。特許ライセンス契約についても詳細に定める (51.)。特許で保護された発明、実

²¹ <https://www.ipom.gov.mn/index.php?pid=50> (2022.2.14 最終閲覧。)

用新案または製品意匠の使用に関するライセンス契約は書面で作成され、知的財産管理機関への登録時に発効する。知的財産管理機関は、申請書の受領日から10営業日以内に使用許諾契約を登録するかどうかを決定する(51.2.)。ライセンス契約には、次の制限を設定することができる。①契約の範囲、地域および使用期限。②商品およびサービスの品質の向上に影響を与える条件。③特許所有者または特許権に対する評価を傷つけない旨のライセンス所有者の義務(51.4.)。ライセンス契約には、本法第51.4条で定められたもの以外の制限を設けることなく、当該契約が当事者の公正な競争、貿易および正当な利益を明確に制限する制限を含む場合には、知的財産管理機関はライセンス契約の登録を拒否する(51.5.)。

その他、知的財産の紛争解決に関する規定等が存在する(第8章)。

(5) 商標及び地理的表示に関する法律 (経緯)

モンゴルの現行法は「商標及び地理的表示に関する法律」(Law on Mongolian Trademarks and Geographical Indications)(以下「商標法」という。)という名称で、2021年6月10日から施行されている。商標法は、これまで、以下のように非常に頻繁に法改正が行われてきた。

モンゴルは、1940年から、知的及び創造的労働の成果に係る法的関係について保護を図ってきた。商標の保護に対しては、1944年4月28日、第54回閣議において、「国立工場により創作されたものに付するマーク及び標識について」という政令が公布され、この政令が、モンゴル商標規定の由来となる²²。

1996年12月に制定され、1997年1月から施行された「商標・企業名称法」(全23条)が上記政令の後身となる法律である。しかし、この法律は、施行後6年で廃止となり、2003年5月から「商標・地理的表示に関する法」(全6章。30条)が施行された。しかしながら、同法律も7年後に廃止となり、商標法に関するシンガポール条約や社会経済発展に関連して、2010年に再度商標・地理的表示法が改正された。さらに2010年度版を下敷きにしつつ、2021年度改正が行われた。

(概要)

モンゴル商標法²³は、日本と同じく商標権は登録により発生するという登録主義を採用

²² Шүүхийн Ерөнхий зөвлөл, “Оюуны өмчийн эрх зүй”, 2017 он, УБ, гарын авлага хоёр дахь хэвлэл, 9-12 дах тал [司法協会『知的財産法〔第2版〕』(ウランバートル, 2017) 9-12頁]。

²³ 同法の構成は、目的、商標及び地理的表示に関する法律、法律用語の定義などの総則的

している（12.1.）。また、一商標一出願の原則（6.3.）、先願主義（6.7.）が採用されており、工業所有権の保護に関するパリ条約による優先権主張が認められている。また、審査は、方式審査（7.）と実体審査（8.）の2段階で行われる。さらに、モンゴルにおいては、商標の有効期間（日本法にいう商標の存続期間）は出願日から起算して10年である。商標権者の請求により延長することができる。更新ごとに10年延長される（9.3.）。

商標の更新登録以外に、商標の譲渡による移転登記制度がある。これは、知的財産庁で、商標権の譲渡契約の登記をして商標権者の変更登録をなすことにより、商標権が譲渡されたとみなされる制度である（16.2.）²⁴。

（2021年改正内容）

商標法改正の主な内容（最新改正）について、2010年法律を施行する過程で、いくつかの条項と規定の解釈及び実行に困難が生じ、商標権保護措置が次々にデジタル化されたことに関連して、モンゴルの加盟する工業所有権の保護に関するパリ条約²⁵、TRIPS協定²⁶、商標に関するシンガポール条約²⁷及びモンゴル憲法に適合することを目指し、2021年度の最新改正が行われた。

主に、商標出願の提出、申請書の審査、登録、登録の変更及び記載等の活動、優先日、商標または地理的表示を使用期間に応じて取り消すこと、出願審査中の第三者からの異議申立ての条件などについて改正がなされた。これに以下の内容が含まれる²⁸。

- ①団体商標及び地理的表示に関する法的定義を、TRIPS協定に応じて改正した。
- ②法律で定められた商標登録の拒絶理由には、「登録された地理的表示と同一または類

規定からなる第1章（1～3条）、商標権の保護について規定する第2章（4～11条）、商標権者の排他的権利について規定する第3章（12～18条）、地理的表示の権利保護について規定する第4章（19～25条）、地理的表示の使用者の権利と義務について規定する第5章（26～28条）、知的財産組織について規定する第6章（29～31条）、不服申立、要求及び論争の解決について規定する第7章（32条）とその他（33～34条）からなる全8章合計34条からなっている。

²⁴ 趙勁松著、R&G 横浜法律事務所編『モンゴル法制ガイドブック』（民事法研究会、2014）244-245頁参照。

²⁵ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/paris/patent/chap1.html>（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁶ <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁷ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/joyaku/shohyo_singapore/index.html（特許庁WEBサイトの訳文。2022.2.14最終閲覧。）

²⁸ <https://vip76.mn/p/75838?year=2021&id=11204>

似していることにより、出所表示に関して消費者を混乱させる」場合、また、商標が「不当に優先権を得ることを目的として登録を申請された」場合、その商標を登録しないという条件が含まれるものとする。

③商標審査を向上させ、商標及び地理的表示の登録後の紛争を防止するために、第三者が商標登録出願中に異議を申し立てることができるように新しい規定が設けられた。

④商標権者の排他的権利には、登録商標と同一または類似する商標を他人が使用した行為により消費者を混同させる場合、その使用行為を停止するよう要求することができる。したがって、登録商標の最初の登録出願日より前に、同じ商品またはサービスに対して同じ商標を公正に使用した者の権利にこの排他的権利が影響を及ぼさない規定が追加された。

⑤モンゴルが締約国である工業所有権の保護に関するパリ条約、および TRIPS 協定に従い、商標権者は、正当な理由がなく、商標を 5 年間使用しなかった場合、その商標の登録を取り消すことができるように新しく規定された。

⑥国際商標登録に関連する問題をめぐって、「国際商標出願においてモンゴルが担当した商標に関する決定は、国際事務局に通知されること、また、中央政府によって審査および定められた請求を確認および証明するために、手数料を支払う。」などの規定が追加された。

⑦商標権者の氏名及び住所が変更されるごとに、商標登録の変更申請を行う必要がある。

⑧地理的表示のユーザーが氏名や住所を変更したり、権利を譲渡したりした場合、地理的表示登録の変更申請を行う義務がある。

⑨商標を周知商標と認定する場合、手数料の支払義務が定められた。

(政令・ガイドライン)

商標規則については、手続規則全般を網羅した一つの法は見当たらず、関連する手続ごとに細分化したルールが存在する²⁹。つまり、いわゆる「商標法」と「商標規則」という二本立てではなく、商標の周知の地位を認定するため規則、商標登録の手順に関するルール、登録の維持や変更に関するルールなどの手続ごとにルールを有している。

例えば、まず、周知商標の認定を得るための手続や指針については、知的財産庁長官の 2014 年 4 月 8 日の第 1 命令により、「商標の周知の地位を認定するための規則 (Rules for Recognizing the Well-Known Status of Trade Marks)」が規定された。この規則は、国際的な保護との適合性を重視し、工業所有権の保護に関するパリ条約 6 条の 1 及び TRIPS 協

²⁹https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/29_1.pdf (特許庁 WEB サイト。平成 29 年度 TRIPS 協定整合性分析調査報告書。2022.2.14 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

定 16 条 2 項に基づいて周知性判断の要素を規定している。また、知的財産庁長官の 2021 年 10 月 19 日の第 122 命令により、「商標及び地理的表示の登録申請、審査、登録、登録簿の作成、これらの変更に関する規則」という商標登録の手順に関するルールが規定されている。

4 競争法の概要と整備の状況

(概要)

モンゴル競争法の構成について、モンゴル現行競争法（以下「競争法」という。）は、2010年6月10日に制定され、5章27条からなる。競争法の目的は、市場における事業者の公正な競争を行う環境を構築し、市場の支配・競争に反するあらゆる活動を防止又は禁止し、競争調整機関の法的地位を定義し、それらに関連する関係を規制することである。

競争法の構成は次のとおりである。

第1章 通則（第1条～第5条）

- 第1条 法の目的
- 第2条 競争法令
- 第3条 法の適用範囲
- 第4条 法律用語の定義
- 第5条 自然独占事業者と支配的な事業者

第2章 競争の規制（第6条～第13条）

- 第6条 自然独占事業者の活動に対する調整
- 第7条 支配的な地位の違法な利用
- 第8条 支配的な地位に属する事業者の法人合併とその他法人の株の購入
- 第9条 競争者法人の経営職での勤務に対する禁止
- 第10条 支配的地位にある法人の分割
- 第11条 競争制限に向けた契約及び合意（カルテル）の禁止
- 第12条 競争制限に向けた活動
- 第13条 国家行政機関又は地方団体及び行政機関による競争制限行為の禁止

第3章 公正競争・消費者保護庁の法的地位（第14条～第21条）

- 第14条 公正競争・消費者保護庁
- 第15条 公正競争・消費者保護庁の権限
- 第16条 公正競争・消費者保護庁の会議
- 第17条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員の任命
- 第18条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員の権限期間
- 第19条 公正競争・消費者保護庁長の権限
- 第20条 国家審査人の権限
- 第21条 公正競争・消費者保護庁の庁長及び議員又は公務員の保障

第4章 違反行為に対する審査（第22条～第25条）

- 第22条 審査の実施
- 第23条 審査期間
- 第24条 審査により講じる措置
- 第25条 審査活動への支援

第5章 その他（第26条～第27条）

第26条 事業者の役員の権利義務

第27条 法を違反した者に対する責任

（用語の定義）

競争法上、用語の理解が重要である。以下の重要な用語について定義を解説する。

「事業者」とは、モンゴル国に登記され、営利又は非営利事業を業とする法人若しくは法人格のない団体、個人をいう（4.1.3.）。

「競争者」とは、同製品の市場において供給・販売を行っている事業者をいう（4.1.4.）。

「支配的事業」とは、支配的地位を違法的に利用し、その他の事業者の同市場の参入を阻害し、同市場より退出させるため市場に販売している製品の数量又は値段等を調整することにより競争を事実的に制限し、消費者を妨害することをいう（4.1.5.）。

「自然独占をする事業者」とは、当該製品の市場において販売を行っている者が一人だけである場合に限り、平均社会的コストが最も低くなり得るような市場で活動を行っている事業者をいう（5.1.）。

「支配的地位にある事業者」とは、当該製品の市場において単独又は共同し若しくは利害関係者が製造、販売、購入の3分の1以上を支配する事業者をいう（5.2.）。上記に示した割合を満たさないが、その他の事業者を同市場に生み出すことを制限し、同市場から退出できる実力を有する事業者を、製品の範囲や市場地域の範囲や市場集中度、市場支配力などを考慮し、支配的地位にある事業者とみなすことができる（5.3.）。

（自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者が禁止される活動）

競争法第7条では支配的地位にある業者に禁止する活動を定めている。同様の活動は、自然独占の事業者にも禁止している（6.2.）。

①人為的に製品の品不足を引き起こすこと、製造販売の停止又は数量の抑制（7.1.1.）。

②不当に高い製品価格を設定すること（7.1.2.）。

③事業者から、販売に際して追加の条件を要求すること。市場にある製品と同種の製品をその市場価格と異なる価格で販売すること及び不当に製品の販売を拒むこと。ただし、製品価格について、販売区域に応じた実際の輸送コストや、製造者及び供給者の卸売業者及び小売業者に対する報酬の差によって価格差が生じる場合には、適用されない（7.1.3.）。

④他の事業者の市場参入を阻害し又は市場から退出させる目的で、実際のコストを下回る価格で製品を販売すること（7.1.4.）。

⑤経済的又は技術的な正当事由なく、事業関係を結ぶことを拒むこと及び不当な基準を設けること（7.1.5.）。

⑥製品の再販売価格や再販売地域を設定すること（7.1.6.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- ⑦製品の販売に当たり、競争者の製品を購入しないことを強要すること（7.1.7.）。
- ⑧他の事業者に対し、製品の製造販売の縮小をもたらす可能性のある条件での販売を要求すること（7.1.8.）。
- ⑨事業者に対し、金融商品、資産並びにその保有する権利及び労働力を自社に移転するよう不当に要求すること（7.1.9.）。
- ⑩競争者に対し、自社との合併、統合、分割及び分離を通じた組織再編を要求すること（7.1.10.）。
- ⑪ある製品の契約書及び合意書にその契約及び合意と関係のない条項を含めるよう要求し、他の事業者と比べて差別的な条件を付けること（7.1.11.）。
- ⑫製品を販売するに当たり、当該製品に含まれない製品を付加すること（7.1.12.）。

（自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者の認定）

自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者の認定手続は2010年第298番政令別紙「自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者を認定する規則」（以下「規則」という。）に基づく。当規則の構成は次のとおりである。

第1条 通則

第2条 自然独占および支配的地位にある事業者の認定

第3条 製品の範囲認定

第4条 市場の地域範囲の認定

第5条 市場集中度の認定

第6条 市場支配力の認定

第7条 自然独占および支配的地位にある事業者の登記・監督

第8条 自然独占および支配的地位にある事業の権利と義務

第9条 責任と紛争解決

ある製品市場における自然独占の事業者及び支配的地位にある事業者を認定する際、次の要件を考慮する。

- ①製品を消費者に配当するインフラや技術の特徴に応じてその製品を代替できるか否か（規則2.1.1.）。
- ②その製品市場における新事業者の参入に対する経済及び法的な可能性が制限されているか否か（規則2.1.2.）。
- ③その他の要件（規則2.1.3.）。

製品市場における事業者の支配的地位を下記の順位で認定する（規則2.2.）。

①製品の範囲認定について、「製品の範囲」とは、代替できる製品のグループをいう（競争法4.1.7.）。

②市場の地域範囲の認定について、「市場の地域範囲」とは、その製品を他の市場から購入することが経済的に制限された地域をいう（競争法4.1.8.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

③市場集中度の認定について、「市場集中度」とは、市場において事業者が単独及び共同して又は利害関係者が販売する製品の割合をいう（競争法 4.1.9.）。

④市場支配力の認定について、「市場支配力」とは。事業者のその製品の市場に対する影響力をいう（競争法 4.1.10.）。

（法改正の予定）

モンゴル国会 2021 年第 12 番決議別紙「モンゴル国法令を 2024 年までに強化する基本指令」によれば、競争法は 2021 年第四期に完全改正される予定である。しかし、2022 年 2 月現在、競争法改正案は国会に提案されていない。所轄官庁である公正競争・消費者保護庁は、競争法改正案に関する会議や関連機関とのミーティングを行っている状況であるという。

5 投資関連法の概要と整備の状況

(1) 投資法

(概要)

投資法は、2013年10月3日に制定され、同年11月1日から施行された。投資法には、2013年12月から2021年11月まで7回の部分改正が行われた。

(投資法の目的及び関連する用語の定義)

投資法の目的は、モンゴル国における投資家の法的権利及び利益の保護、投資の法的基礎の保障、投資の支援、租税環境の安定化、投資に関する国家機関の権限、投資家の権利義務の規定及びその他の投資に関する関係を調整することである(1.)。

重要な用語は次のとおり定義されている。

「投資」とは、モンゴル国において、収益を目的とした者が資本に投資した、バランスシートに記載された有体及び無体の資産である(3.1.1.)。

「投資家」とは、モンゴル国において投資を行う、外国及び国内の投資家である(3.1.2.)。

「外国投資家」とは、モンゴル国において投資を行う、外国法人及び個人(モンゴル国に永住しない外国人及び無国籍者、外国に永住するモンゴル国民)である(3.1.3.)。

「国内の投資家」とは、投資を行うモンゴル国に登記されている法人及び個人(モンゴル国民、モンゴル国に永住する外国人及び無国籍者)である(3.1.4.)。

「外資系企業」とは、モンゴル国法令によって設立され、法人が発行した株式の総数の最低25%を外国の投資家が所有し、外国の各投資家の投資金額は最低10万米ドル又は、それに相当するトゥグルグである事業体である(3.1.5.)。

「外国法人事務所」とは、委託の基に代表的な事業を行う目的で、外国法人によってモンゴル国に設立された法人資格なき者である(3.1.6.)。

「租税環境」とは、法律に定める租税の分類、それらの税額の計算、課税、納税の法的調整の統合である(3.1.7.)。

(投資法の適用範囲)

投資法は、旧投資法(1993年制定現行投資法の制定により失効。)と異なり、広く民間及び外国人投資家の投資を認めている。

民間投資家の場合、モンゴル国法令で禁止された以外の業界、生産、サービスに対して投資を行うことができる。すなわち、民間投資家に対して投資法の適用範囲が比較的幅広い。

外国国有法人は、次の場合に、許可を取得してモンゴルで投資を行うことができる。ここでいう「外国国有法人」とは、発行した株式総数の最低50%を、海外の国家が直接及び間接的に保有する法人である。投資法によれば、外国国有法人は、鉱業、銀行・金融業、

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

マスコミ・通信の分野で事業を行うモンゴル法人の発行した株式全体の50%以上を保有する場合には許可を受けなければならない。

外国及び国内の投資家は、会社法、法人国家登記法及びその他の関連法令により、国家登記に登録されたときから、モンゴル国において事業を行うことができる。

投資法は次の①から③の分野において適用されない。①「中央政府および地方所有の資本による商品・業務・サービス購買法」の定めに従い、政府機関・公的機関に国家および地方予算の中から行う投資。②国際機関およびNGO、民間企業、営業者の取引の条件なしで供与する寄付・無償援助。③核エネルギー分野に投資（核エネルギー法により調整される。）。

（投資法による投資者への支援）

投資者への支援としては、税制面からの支援と非課税的投資支援という2つ形態の支援があげられる（10.）。

税制面からの投資支援について、投資家に対して、次の①から⑤の支援を行う。①税金免除、②税金減額、③課税所得から控除される減価償却費を加速方法で計算する、④課税所得から控除される損失を将来に転換して計算する、⑤従業員の育成に対する費用を課税所得から控除して計算する。

これらの税金の免除及び減額は、経済自由区において適用される。すなわち、法律により経済自由区と定められた地域において事業を行う場合、最初の5年間について税金を免除することができる。

安定化証明書において次の①から③の租税、税率、税額は、証明書の有効期間内において、安定化される（変動しない）。①企業所得税、②関税、③付加価値税、④鉱物資源の使用税³⁰。

次の①から③の場合、輸入した技術及び設備については、建設中に関税より免除し、付加価値税を「0」までの率額で課することができる。①建築材料、石油、農業加工及び輸出製品の工場を建設する場合、②ナノ、バイオ及びイノベーション技術を含む製品の工場を建設する場合、③発電所及び鉄道を建設する場合（11.）。

投資家に対する税金免除及び減額に関する支援は、租税法により調整される。

投資家に対する非課税的投資支援は、次の①から⑤の形態で行うことができる。①土地を60年までの期間の契約で占有させる又は使用させる、その期間を契約の最初の条件で1回のみ40年までの期間で延長する。②自由区域、生産、技術パークで事業を行う投資家を支援し、登記及び検問体制を緩和する。③インフラ、生産、科学、教育分野での建設プロジェクトの実施を支援する、海外から受け入れる人材や専門家数を増やす、職場料を免

³⁰ ただし、鉱物資源の基本鉱床を利用するために発行された租税安定化証明には、派生鉱床から採掘した資源に対する鉱物資源の使用税が含まれない。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

除する、関連する許可を緩和された手続で与える。④イノベーションのプロジェクトの資金調達を支援する又は、輸出向けのイノベーション製品の生産の資金調達を保証する。⑤モンゴル国に投資した外国人投資家及び彼らの家族に、モンゴル国にマルチビザ及び在留許可を、関連する法令により発給する。

非課税的投資支援は、土地法、自由区域法、生産技術パーク法、イノベーション法、外国への人材の送出し及び外国からの受け入れ法、その他の関連する法令で調整される。

(税率及び税額の安定化)

投資法により投資者に対して、安定化証明書を発給することで、投資プロジェクトを実施する法人の納める税率及び税額を安定化させる (13.)。

「税率及び税額の安定化」とは、安定化証明書の有効期間内に、租税法における企業の所得税、関税、付加価値税、鉱物資源の使用税の税率、税額が軽減された場合、安定化証明書を保有する者に対してそれが適用され、増加した場合、その改正が適用されない制度である。

「税率及び税額の安定化証明書」とは、投資法に定める要件 (表 1、表 2 を参照) を満たす投資を行う法人に対して、この法律に定める租税及び税率、税額を安定化する目的で権限を有する機関により発給する証明書 (以下「安定化証明書」という。) である。安定化証明書は、発給された日より効力を有し、その証明書の有効期間内に税率及び税額が安定化される。

投資プロジェクト実施及び管理形態により、安定化証明書を次の①、②の者に対して発給する。①投資プロジェクトを1つの法人が実施する場合、その法人。②投資プロジェクトを利害関係のある2つ及びそれ以上の法人が実施する場合、それらの親会社。ただし、タバコ、アルコール飲料の生産、輸入、販売事業においては、税率及び税額が安定化されない。

安定化証明書を発給する要件及び期間について、安定化証明書を申請する投資家はビジネス計画、技術的・経済的裏付けに定められた投資全体の規模が下記の表に指定された規模に達していなければならない。下記の表に指定された規模が産業分野や地域又は期間により異なる。

表 1. 鉱業生産、重工業、インフラの分野において

投資金額 (単位 : 10 億 MNT)	安定化証明書を発給する期間 (年)					投資完了期間 (年)
	ウランバートル市地域	中央地域 (ゴビスンベル、ドルノゴビ、ドントゴビ、)	ハンガイ地域 (アルハンガイ、バヤンホンゴル、ブル)	東地域 (ドルノド、スフバートル、ヘンテイ)	西地域 (バヤンウルギー、ゴビアルタ)	

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

		ダルハンオー ル、南ゴビ、セ レンゲ、トゥ ブ)	ガン、オルハ ン、ウブルハ ンガイ、フブ スグル)		イ、ザブハン、 ウブス、 ホブド)	
30-100 未満	5	6	6	7	8	2
100-300 未満	8	9	9	10	11	3
300-500 未満	10	11	11	12	13	4
500 以上	15	16	16	17	18	5

表 2. 鉱業生産、重工業、インフラ以外の分野において

投資金額（単 位：10 億 MNT)	安定化証明書を発給する期間（年）					投資完了期間 （年）
	ウランバート ル市地域	中央地域（ゴ ビスンベル、 ドルノゴビ、 ドントゴビ、 ダルハンオー ル、南ゴビ、セ レンゲ、トゥ ブ)	ハンガイ地域 （アルハンガ イ、バヤンホ ンゴル、ブル ガン、オルハ ン、ウブルハ ンガイ、フブ スグル)	東地域（ドル ノド、スフバ ートル、ヘン テイ)	西地域（バヤ ンウルギー、 ゴビアルタ イ、ザブハン、 ウブス、ホブ ド)	
10-30 未満	5-15	4-12	3-10	2-8	5	2
30-100 未満	15-50	12-40	10-30	8-25	8	3
100-200 未満	50-100	40-80	30-60	25-50	10	4
200 以上	100 以上	80 以上	60 以上	50 以上	15	5

以下のプロジェクトを実施する投資家には、安定化証明書の期間を上記に指定された期間を 1.5 倍に延長して発行する。①場所・分野を考慮せずに、社会・経済の持続的発展に特に寄与する輸入に代わる、輸出品を生産する、または技術的・経済的な裏付けが証明された日の中央銀行の公定歩合により 5,000 億 MNT を超える規模の投資を行う、準備に 3 年以上必要とするプロジェクトの場合。②上記表 1、2 および法律に定めた自然環境アセスメントを実施し、安定した雇用を生み出し、先進技術を導入するという基準（16.1.）を満たした投資法人が付加価値を付けた加工生産業を営み、主力製品を輸出している場合。

（投資契約）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

内閣は、5,000 億 MNT を超える金額で投資を行う投資家と、彼らの出した申請により、事業環境を安定化する目的で、投資契約を締結する。モンゴル国総理大臣の決定によって、権限が与えられた大臣が、投資家と投資契約を締結する。投資契約は、上記表 1 及び表 2 に定める期間以上の期間で締結することができる。

投資契約には、この法律に定める投資家に関する法的保障として、租税環境の安定化又は金融支援を与える事項を記載することができる。5,000 億 MNT を超える金額で投資を行う安定化証明書を保有する法人は、申請する場合、投資家との間で投資契約を締結することができる。

(2) 有価証券市場法

(概要)

有価証券市場法は、2013年5月24日に制定され、2014年1月1日から施行された。有価証券市場法は9章90条からなる。有価証券市場法の構成は次のとおりである。

第1章 通則 (1条~4条)

第2章 有価証券の発行及び取引 (5条~21条)

第3章 全株式又は支配株式の購入 (22条~23条)

第4章 規制された活動

第1節 通則 (24条~26条)

第2節 規制された活動を業とする法人に対する許可発行及び登記 (27条~34条)

第3節 専門家に対する許可発行 (35条)

第4節 規制された活動の種類 (36条~51条)

第5節 会計及び監査 (52条~54条)

第5章 有価証券市場の情報 (55条~60条)

第6章 有価証券市場の規制

第1節 有価証券市場における国家規制 (61条~68条)

第2節 有価証券市場における自主規制機関 (69条~75条)

第7章 有価証券市場における禁止活動

第1節 内部情報保有者に対する禁止活動 (76条~79条)

第2節 市場濫用 (80条~81条)

第8章 有価証券市場の監督及び審査 (82条~87条)

第9章 その他 (88条~90条)

モンゴルには特別法として有価証券取引法典がなく、有価証券取引に関する関係は、有価証券市場法により規制されている。

(法の適用範囲)

有価証券市場法は有価証券の発行、取引、登記、決済、保管、その他の規制された活動を営業することに関する関係を規制する (3.1.)。

資産担保証券の発行及び取引に関する一般的な関係が有価証券市場法により規制され、詳細な関係は「資産担保証券法 (2010年)」により規制される (3.2.)。

コモディティ・金融派生商品の発行及び取引に関する一般的な関係は、有価証券市場法により規制され、詳細な関係は各個別法により規制される (3.3.)。ただし、モンゴルにはコモディティ・金融派生商品に関する特別法がまだ存在しない。

有価証券の専門投資活動を業とすることに関する一般的な関係は、有価証券市場法により規制され、詳細な関係は各法により規制される (3.4.)。特別法として「投資ファンド法 (2013年)」があげられる。政府による有価証券の発行及び取引に関する関係は「債務

運営法（2015年）」により規制される（3.5.）。

（所管機関）

有価証券市場に対する国家規制及び監督を実行させる機関は「モンゴル金融規制委員会
である（62.1.）。金融規制委員会に関する関係は「金融規制委員会の法的地位法（2005
年）」により規制される。

有価証券市場に対する金融規制委員会の権限は次のとおりである。

- ①有価証券に関する法令の強化に関して法案を作成し又は関連する法令の実行を担当する（63.1.1.）。
- ②有価証券に関する法令実施のため、有価証券市場における主体に対する規則等を定め、遵守させる（63.1.2.）。
- ③有価証券市場の発展に関する政策を作成し、関連機関により決定する（63.1.3.）。
- ④有価証券市場に公正かつ効率的な競争及び公示性を構築するために必要とされる措置を講じる（63.1.4.）。
- ⑤規制された事業活動に対する許可要件を定め、許可を発行、延期、停止、更新、無効とする（63.1.5.）。
- ⑥有価証券市場に監査又は財産鑑定及び法律コンサルティング法人を登記する、その登記を削除する（63.1.6.）。
- ⑦規制対象者と顧客との締結する契約の約款を定める（63.1.7.）。
- ⑧規制対象者の活動を監督し、その審査によって違法行為を阻止するために義務又は責任を課す（63.1.8.）。
- ⑨規制対象者の役員に任命される候補者が適切な者であるか否かを判断し、その者を承認し又は不適切である場合解雇する（63.1.9.）。
- ⑩モンゴル領土において公開し、取引する国内及び外国の有価証券発行者による有価証券及び金融派生商品の登記又は市場における取引の許可発行及び差止め、停止、登録の削除を判断する（63.1.10.）。
- ⑪自主規制機関及び規制対象者の活動に対する規則・決定を定める（63.1.11.）。
- ⑫投資ファンドの活動に対して規制又は監督する（63.1.12.）。
- ⑬支配株及びそれ以上の株の購入申込みに関する規則を定める（63.1.13.）。
- ⑭非公開市場における活動に対する規則を定め、それを実行させる（63.1.14.）。
- ⑮有価証券市場の参加者の法的権利を保護に対する環境を構築する（63.1.15.）。
- ⑯場合によっては有価証券保有者を代理し、その者の権利のため委任状なしで訴訟を提起する（63.1.16.）。
- ⑰外国の権限ある規制機関及び国際機関と共同し、情報交換又は相互に協力する（63.1.17.）。
- ⑱有価証券市場における専門機関が定めた手数料の減額案を提案し、この案を認めない

場合、手数料を定めた決定を無効にし、この旨を公示する（63.1.18.）。

（モンゴルにおける外国籍法人による有価証券の発行）

外国の取引所に登記された法人は、金融規制委員会からの許可によりモンゴルの取引所に登録し、有価証券を取引することができる（18.1.）。モンゴルに有価証券を発行する又は取引する外国法人が遵守すべき規則は金融規制委員会が定める（18.2.）。

外国の取引所に登録された法人がモンゴルにおいて有価証券を発行する場合、その有価証券の説明書に、初めて登記された国とモンゴル国法令の相違点について、そして、それによって有価証券保有者に生じ得る危険又は権利行使に関する条項を記載しなければならない（18.3.）。金融規制委員会は、モンゴルにおいて有価証券を発行できる外国の発行者に対する要件又は外国の取引所リストを定める（18.4.）。

上記の金融規制委員会が定める規則は、金融規制委員会の2018年第19決定別紙「外国の取引所に登録された法人がモンゴルにおいて有価証券を発行する、モンゴルの取引所に登録された法人が外国において発行する有価証券に関する規則」である。

外国の取引所に登記された法人がモンゴルの取引所に登録する手続は、金融規制委員会の承認により各取引所が定める（18.5.）。

6 特別な契約法の概要と整備の状況

(1) 労働法

(概要)

現行労働法は、2021年7月2日に制定され、2022年1月1日から施行された。

労働法は、1999年に制定されてからこれまでに24回改正されているが、2021年改正はこれまでで最も大きな改正となった。

(特徴)

以下の特徴は、2021年改正によりこれまでの労働法から大きく変更された部分である。そもそも、モンゴル労働法の特徴として引き継がれている子を持つ親への保護規定、有給休暇に関する特徴的な規定、賃金支払が月2回であるといった特徴的な規定等については、ここでは触れない。

- ・ハラスメントの阻止。苦情申立手続を定める (7.3.)。
- ・業務委託契約等について、労働契約とみなされうる (41.3.)。
- ・労働者に関する情報保持のための手続を定める (45.1.)。それを閲覧可能にする (45.2.)。
- ・契約書の写しの労働者に対する交付義務あり (48.1.)。
- ・書面不交付の罰則あり (48.4.)。
- ・労働契約書の記載事項の定めあり (49.)。
- ・期間の定めのある労働契約であっても、2年で無期転換する (50.4.)。
- ・時間外労働等命令を拒否する権利がある (54.1.2.)。
- ・副業ができる (57.1.)。
- ・退職した場合、使用者の雇用関係に関する情報請求できる (83.7.)。
- ・労働時間記録義務 (84.5.)。
- ・同一労働同一賃金の原則 (102.1.1.)。
- ・パートタイム労働者の賃金が、同時間分のフルタイム労働者の賃金を下回らないこと (111.1.)。なお、パートタイム労働者は正社員と同じ権利義務を持つ (66.4.)。
- ・給与支払日が祝祭日の場合、前倒し支給義務 (104.2.)。
- ・就業規則作成義務 (122.1.)。閲覧可能にする義務 (122.2.)。
- ・解雇・懲戒事由を就業規則に明記する義務 (122.2.)。
- ・妊娠中、3歳未満の子を持つ片親は解雇不可 (135.)。出張原則不可 (141.1.)。
- ・母乳、育児のための休憩の追加 (136.)。母乳休憩のための個室の準備 (136.3.)。
- ・父親への新生児有給休暇10日間 (137.5.)。
- ・25人以上を雇用する使用者について、障害者雇用義務 (144.2.)。

(労働時間規制)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

労働法の改正により、労働時間規制が次のとおり以前よりも厳格になっている。

- ・最大1週56時間、1日12時間（原則。84.4.）。
- ・パートタイム労働者は、最大1週32時間（86.1.）。
- ・シフト労働者は最大1シフト12時間（87.2.）。連続シフト勤務の禁止（87.4.）。この場合で1週40時間を超える場合、追加の賃金支払義務あり。
- ・22時～6時が夜間労働（88.1.）。夜間勤務を連続することの禁止（88.2.）。
- ・労働時間の統合制度あり（労働時間規制の例外。90.）。ただし、各会計期の通常の労働時間（1週40時間、1日8時間）の合計を超えられず、たとえば残業時間が日常的に多い場合には、労働時間規制の例外規定を適用することは不可能。
- ・休憩時間と食事休憩時間は、就業規則で定める。昼休憩（食事休憩）時間は、最低1時間（94.3.）。食事休憩を与えられない場合、労働時間中に食事させる義務がある（94.4.）。

（使用者に新たに生じる権利等）

労働法改正によって使用者側に新たに認められた権利は以下のとおりである。

- ・以前の使用者から、職務記述書を入手できる（51.）。
- ・副業をする場合、労働者に通知義務を負わせる（57.1.）。一定の場合副業許可が必要（57.2.）。
- ・合意により、最大3年間、配置転換をさせることができる（59.）。
- ・特別な条件の労働契約を締結する場合、労働者に競業避止義務を設定できる（72.1.）。ただし、1年を超えられない（72.3.）。給与の50%以上の保障を支払う義務あり（72.4.）。
- ・研修する労働者について、労働者都合の退職による研修費用の返還請求権あり（73.4.）。
- ・守秘義務に関する契約締結が可能（74.）。
- ・懲戒処分ができる。処分は、公開の戒告、非公開の戒告、減給、降格、懲戒解雇の5種類（123.2.）。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(2) 消費者保護法

(概要)

消費者保護法は、2003年12月26日に制定され、2004年1月5日に施行された。消費者保護法は5章21条からなる。

消費者保護法の構成は次のとおりである。

第1章 通則 (1条～4条)

第2章 消費者の権利 (5条～11条)

第3章 製造者、売主、請負人の義務 (12条～15条)

第4章 消費者保護の運営及び管理 (16条～20条)

第5章 その他 (21条)

モンゴルには特別法としての消費者契約法典がなく、消費者との契約が民法および消費者保護法により調整されている。

(用語の定義)

「消費者」とは、商品及び役務を製造かつ事業の目的なしで、個人及び家庭の利用のみのため購入、注文又はサービスを受ける個人をいう (3.1.1.)。

「売主」とは、事業体の形態を問わず消費者に対して商品又は役務を提供する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.2.)。

「製造者」とは、事業体の形態を問わず、消費者に対して購入のための商品を生産する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.3.)。

「請負人」とは、事業体の形態を問わず、消費者に対して有料または無料で役務を提供する企業、機関、個人事業者又は個人をいう (3.1.4.)。

(消費者の権利)

消費者保護法は、消費者の権利として、以下のものを定める。

①品質及び安全性のある商品又は役務を提供させる権利

・消費者は、関連機関により定めた基準及び法令又は契約により定めた品質及び数量又は安全性に適する商品又は役務を提供させる権利を有する (5.1.)。

・消費者は、保障及び利用期間内に商品の安全性に関する権利を有する (5.2.)。

・法律に別段の定めがない限り、長期間利用する商品に対して保証期間を定めていない場合、消費者は当該商品を受領した時から6か月間の保証期間の権利を有する (5.3.)。

・消費者は、商品及び役務の品質及び安全性の基準が満たさないことにより、消費者の生命、健康、財産又は環境に対する不法行為によって生じた損害に関し、民法に基づき加害者に対して損害賠償請求権を有する (5.4.)。

・消費者は、品質基準を満たさない商品又は役務により侵害された権利を、消費者保護機関を通じて保護させることができる (5.5.)。

・消費者は、商品に関する書面、許可及び許可を発行した機関の品質又は安全性についての鑑定書を閲覧することができる（5.6.）。

②製造者、売主、請負人の帰責性による損害に対する消費者の請求権

・消費者は、商品に物的又は権利の瑕疵を発見した場合、契約に定めた期間内、又はその期間を定めていないときは直ちに、損害賠償を請求することができる（6.2.）。

・物的瑕疵のあるものを提供した売主に対して民法 254 条に掲げる権利（再履行、代金減額、受領拒絶、契約解除の各権利）を行使することができる。（6.3.、6.4.）。

③商品に対する情報を得る権利

消費者は、商品選択に必要とされる真の情報を得る権利を有する。製造者は以下に掲げる情報を提供しなければならない（7.2.）。

- ・製造者の名称、住所又は商品コード
- ・商品の利用目的及びその性質
- ・商品の素材、保全及び使用方法
- ・商品の名称及び種類、価格
- ・商品の数量及びその測定単位
- ・商品の保証及び使用期間
- ・商品の正しい使用方法の説明

（製造物責任）

モンゴルにおいては、製造物責任が認められないとされることがあるが、消費者保護法及び民法により、一定の範囲で消費者側からの製造物責任の追及が認められる。

製造業者に限らず、供給者、販売者が製造物の安全性を確保しなかったことにより消費者の健康、財産、環境に生じた損害を賠償する責任を負わせ、侵害された権利を回復させることが消費者保護法の原則となっている（12.6.）。

万が一、損害が生じた場合、民法上の不法行為による損害賠償の定めによる（5.4.）。

民法 512 条は、「製造物、業務サービスの欠陥による損害賠償」について定めている。

民法 512.1 条は、「質の悪い製造物の製造業者は、被害者と契約上の関係があるか否かに関わらず、当該製造物により生じた損害を賠償する。」としており、免責事由として、「①製造物を販売の目的で製造しなかったこと、②販売の目的で製造し引き渡した際に、当該製造物は他人に損害を与える状況ではなかったことを証拠により証明できたこと、③製造物に欠陥があったが、製造し引き渡した際に、標準、基準に適合していたこと、④製造物を製造した後、引き渡す時点における科学、技術の程度によっては、その欠陥を認識することができなかったこと、⑤製造物の保管または利用基準に違反したことによって損害が生じたことを、その売主または製造者が証明したこと。」と定めている。

これらの規定からは、過失の立証責任の転換が法律上定められており、モンゴルにおいても、一定の範囲で製造物責任と同様の消費者保護が図られているといえる。

(消費者保護問題を所管する機関)

モンゴルにおいて消費者保護を所管する主要機関は公正競争・消費者保護庁である。つまり、公正競争・消費者保護庁は不正な競争を防止することと、消費者保護を図る2つの大任務を果たしている機関である。

公正競争・消費者保護庁は、消費者保護に関する次の権限を有する。

- ・消費者保護に関する政策及び法令の実行を全国に管理し、その実現に対する監督や統計を行う (16.1.1.)。

- ・消費者が市場から自分の需要に応じて、安くて安全な一定品質の商品を選択する状態を強化するため、公正競争を支援する措置を講じる (16.1.2.)。

- ・消費者保護に関する法令の実行を監督し、国家専門監督機関と共同し審査を行い、情報及び広告を行うなどの活動を消費者保護の一般社団法人に契約に基づいて実行させ又はそれを支援する (16.1.3.)。

- ・消費者の生命及び健康、財産又は環境に損害を及ぼす可能性のある商品及び役務を製造した又は提供した個人又は法人に対し責任を科すことを所管する機関にそのことを通知し、その製造や提供を停止する提案を関連機関に提出する (16.1.4.)

- ・商品の品質及び安全性につき認定された研究所による鑑定書を発行する (16.1.6.)。

- ・消費者の権利に対する重大な侵害につき理由ある公的な警告を受け取ったにもかかわらず、それに関する措置を講じなかった役員に対する責任を科す提案を、担当する管理機関に提出する (16.1.7.)。

7 その他

(1) 個人情報保護法

(概要)

2021年5月、政府は、個人情報保護法案、公共情報法案、サイバーセキュリティ法案、電子署名法案、暗号資産サービス提供者に関する法案といったセット法案を国会に提出した。これらは、同年12月17日の国会においてセットで可決され、2022年5月1日から施行されることとなっている。

しかし、上記のセット法の可決された最終版は、2022年2月18日現在、官報等にて公開されていない。したがって、正確な法律の内容は現在不明である。

したがって、個人情報保護法の成立前の法律案の段階の内容について概説する。

(経緯)

個人情報保護法が制定される以前、モンゴルでは、個人秘密法を除いて、個人情報に関する法律はなかった。個人秘密法では、個人の秘密と定められた以下の4つの情報のみを保護している。それは、①レター及び個人関係の情報、②個人の健康情報、③財産情報、④家族関係情報である。

しかし、情報技術の発展に伴い、国家機関に限らず、サービス業、銀行業、IT業をはじめとする民間機関での個人情報収集に関する、個人情報保護の問題が注目を集めてきた。これに対し、政府は個人情報保護法案を作成し、2021年5月に国会に提出したものである。

本法案の目的は、個人情報の収集を監督し、目的以外使用の禁止、公共的施設における防犯カメラや録音システム以外の公衆トイレ、カラオケ、ホテルの客室、試着室等における動画及び録音システムの設置等の禁止などの規定が含まれている。

(内容)

個人情報保護法案は8章、32条の法案である。その主な内容は以下のとおりである。

①個人情報の定義

法案において、現行の個人情報秘密法と異なり、個人情報、生体情報（生体認証）、遺伝情報、健康、各種書式、個人関係、財産情報の定義を定める。

また、①それぞれの情報には、どのような情報が含まれるか、②それぞれの情報をだれが所有し、どのように作成し、使用するかについて、詳細を定める。

②法律の適用範囲

法律の適用範囲について、個人情報の収集、作成、使用に関する関係に制限を設ける。ただし、個人が自己及び家族構成員に必要な情報の収集、作成、使用及び個人が自分で所有、占有、利用している動産及び不動産を保護する目的で録音や録画機械を設置し、その目的で自己の生体認証を使用等する場合には、本法を適用しないことを定め

る。

③個人情報の収集、作成、利用について

個人情報の収集において、情報の所有者から承認を得または法律に定める理由で個人情報を収集することについて定める。また、情報所有者を確定できない状態にして歴史、学術、文化などの作品を作り、統計の目的で個人情報の収集、作成、使用するための規定を設ける。情報所有者が死亡した場合の情報の収集、作成、利用及び削除について定める。

④情報管理者について

情報管理者である情報収集者の、情報所有者に対する責任を定める。

情報管理者が個人情報の安全保護措置及び情報所有者に対する情報収集、作成、使用に関する通知義務を負うことを定める。

⑤個人情報の管理監督

個人情報保護の権限がある組織を定め、法律実施のために担当する任務を確定する。人権国家委員会が監督することを定める。

⑥録音及び録画について

録音及び録画機械を設置する場合、そのシステムの基準、設置禁止場所、管理監督について定める。例えば、公共的施設における防犯カメラや録音システム以外の公衆トイレ、カラオケ、ホテルの客室、試着室等における録画及び録音システムの設置等の禁止などの規定が含まれる。

⑦不服申立

情報所有者の不服申立について、行政一般法に従い、人権国家委員会及び裁判所に訴えることを規定する。

(2) 土地法

(土地法に関する問題)

土地法は土地の所有権、占有権、使用権とその規制を定めるが、特に、占有権については、日本の占有権とは概念が異なり、また、使用権という物権も日本にはないものである(類似するものとして地上権)。

以下では、筆者が受ける法律相談等で、よくなされる質問について、質疑応答の形式で土地法およびその他土地利用に関する規制について概説する³¹。

Q 1 外国投資企業が、事業を開始するにあたり、土地の上に倉庫を建てようと思います。

Q 1 - 1 土地の利用方法としてどのようなものがありますか？

A 1 - 1 次の種類の利用方法が土地法に定められています。

①所有権(日本の所有に類似)

モンゴル国民(自然人のみ)権利取得可能。譲渡・相続可能。

②占有権(日本の地上権に類似)

モンゴル国民と外国投資法人を除くモンゴル法人のみ権利取得可能。譲渡・相続可能(30.2)。期間制限あり。更新あり。期間は15-60年間。1回の更新期間は40年以下(30.1)。利用料支払義務あり。

③使用権(日本の登記された土地賃借権に類似)

土地所有者または占有者との間での土地使用権設定契約と、国の許可により使用権取得可能(土地法3.1.4、6.3)。外国投資法人のみ権利取得可能(3.1.8、6.3)。所有・占有と異なり、強制収用等の場合の補償はない(43.6)。使用権設定期間は、土地法に従って、特別な目的、期間、条件のために土地使用権を与えられ、その期間は政府によって決定される(44.5)。利用料支払義務あり。

管轄当局の許可なしに、外国人、無国籍者または法人に対し土地を賃貸するモンゴル国民、事業体または組織の土地占有および使用契約を終了させ、使用中に生じた損害は補償される(44.9)³²。

³¹ 以下のQ & Aの記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施したウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した。

³² 実際には、土地占有者との間で土地リース契約を締結し(債権契約)、そのまま使用権設定登録せずに土地を賃借するという運用をしている(外国投資)企業が多数存在すると思われる。土地法上明らかに違法であるが、土地法上の理解不足が原因であると思われる。

(所有権、占有権、使用権のイメージ)

土地所有権 (外国投資法人)	
土地所有権 (モンゴル国民)	土地占有権 (モンゴル国民・モンゴル法人)

Q 1 - 2 利用方法ごとの土地利用の期間はどのようになっていますか？

A 1 - 2 利用方法ごとの土地利用の期間は次のとおりです。

①所有権

無制限。

②占有権

15-60年。1回の更新あたり、40年以下と設定できる。更新回数は無制限。

③使用権

土地所有権の期間については、A 1 - 1で示したとおり、土地法には明記されていません。使用権取得には、①所有者または占有者との間で土地賃貸契約をすること、②使用について国の許可を得ることが必要です。そこで、土地賃貸契約において契約期間を定めることとなりますが、そこでは以下の関係法令の定めが問題となります。

① 投資法

60年の期間制限及び、1回のみ、40年までの期間延長（投資法 12.1.1.）

12.1.1. 契約に基づき、土地を最長 60 年間占有させて利用させ、契約の当初の内容に従い、1 度だけ、40 年間まで延長することができる。

つまり、最大 100 年間の土地賃貸権設定契約が可能です。

② 民法の土地賃貸権

土地賃貸権について、民法の賃貸借期間が問題となります。

民法上の契約期間は、何年でも構いません。しかし、10 年以上の期間を定めた場合、猶予期間において、いつでも解約できます（民法 293.1.、293.2.）。

以上から、土地所有権の期間は、投資法 12.1.1 により、最長 100 年と考えられます。

期間の定めをしない場合には、民法 293.2.により、10 年経過後にはいつでも当事者は契約を解除できることとなります。

結局、期間の定めを行わないよりも、投資法に基づく最長期間を定めるほうが使用権者に有利であるという結論となります³³。

³³ ただし、実際の運用については、5 年間の土地所有権が設定され、5 年ごとに更新されるという運用が一般的であるとされる。この点、投資法で、更新が 1 回とされていることとの整合性が問題となるが、明らかではない。

Q1-3 使用権を取得するとして、突然追い出されるようなことはないでしょうか？

A1-3 以下のような事情により、使用権が消滅する場合があります。

① 使用許可の取消処分

担当機関による土地使用許可の取消処分がなされた場合、当然に使用権は喪失します。

② 使用権の基礎となる所有権、占有権の喪失

使用権の基礎となる所有権者、占有権者が当該権利を喪失した場合、それらの権利上に
成立している土地使用権は、消滅すると考えられます。

③ 使用権設定契約の解除、契約期間満了等

使用権設定契約（土地賃借契約）の解除、期間満了等により、使用権は消滅します。

Q1-4 それでは、土地から突然追い出されることを防ぐ方法はないでしょうか？

A1-4 原則として、追い出されることはないはずですが、以下の場合には、使用権が取
り消されます。

使用権者の税法違反、申請書類の誤りの場合に以外には、終了されません。しかし、使用
権の基礎となる占有権が失われる（47.1.）、土地収用などがなされるような場合には、所有
権または占有権の喪失に伴って、使用権が消滅する場合があります（44.10.）。なお、土地収
用等の場合の補償は、土地を使用する国民、事業体および組織には適用されません（43.6.）。

Q1-5 そのとき、土地上の建物等も撤去を求められるのでしょうか。

A1-5 はい。

土地使用権の終了にともない、法律で別段の定めがない限り、その物の土地上の財産の使用
権も消滅しますので、撤去を求められることとなります。なお、占有権に関しても同様で
す（49.1.）。

Q1-6 所有権、占有権、使用権の譲渡（売却）はできますか？

A1-6

①所有権 できます（3.1.2.）。

②占有権 できます。占有権者変更の許可が必要です（38.）。

③使用権 事実上可能ですが、名義変更手続ではなく新規の使用許可申請をすることとな
りますので、譲渡人と譲受人間の契約にすぎません（使用権の譲渡については明文なし）。

Q2 住居や店舗を借りていて、大家に出て行ってくれと言われることが多い。このとき、
どうしたらトラブルを防げるのか？

A2 住宅の場合、その賃貸人等によって必要になった場合には、賃貸借契約は終了できま
す（294.2.2.）。店舗については、そのような規律はありません。

(最近の法改正に関する情報)

土地法の改正案が2021年の秋国会に提出され、以後も継続審議中である。

この改正案が成立すれば、アパート所有者の敷地に関する規制がより明確になると考えられる。

改正案の概要は、次のとおり。

- ① 行政機関、国有法人が土地を占有、利用または他人に移転する場合、政府の許可によるものとする。
- ② 総合住宅の土地を住民が共同所有できるようにする。
- ③ 未完成建物の登記を禁止する。

その目的は、次のとおり。

①により、国家の土地利用について監督することができることとなる。②により、アパート管理組合の土地使用权に基づいて使用されていたアパート用地が、個人の区分所有となることで、アパート所有者の権利関係を確保することができる。ただし、外国人がアパートを所有している場合、憲法上外国人による土地所有が禁じられていることから、その調整が問題となる。③について、モンゴルでは建築途中のアパートを未完成建物として登記し、銀行等から借入れを行いまたは建前段階でアパート区画を販売して建築資金を賄うことが多くみられるが、未完成建物の建築が途中で中止されるようなことも多くみられ、問題となっている。未完成建物登記を禁じることで、このような問題を解消することができるとされる。

第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態について（規制当局による法令の運用の実態並びに裁判制度及び運用の実態を含む。）

前章で検討した、民法（財産法、契約法）、会社法、知的財産関係法（知的財産法、特許法、意匠法、商標法、著作権法）、競争法（独占禁止法）、投資関係法（投資法、有価証券市場法）、特別な契約法（労働法、消費者保護法）、その他関連法（個人情報保護法、土地法）について、運用の実態について調査を実施した。

以下では、法令ごとに、運用の実態について述べる。

1 民法（財産法、契約法）の運用の実態

以下では、民法の運用実態として、財産法、契約法に関連して重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

（無効な法律行為を基礎とする法律行為の有効性）

売主が、第1売買を行い、その直後に第2売買を行った。第1売買および第2売買の内容は、共に同じ会社の株式の売買であった。第2売買の買主は第1売買の買主の家族であったが、第2売買は証券取引所で行われた公開の取引であった。その後、第1売買の代金未払い（債務不履行）に基づき、売主は第1売買を解除し、判決で認められた。この判決後に、売主は、第2売買についても、第1売買に基づいて行われたものであるから無効であると主張し、これが肯定された事案。

関連条文

56.1.10. 無効な法律行為を基礎としてなされた法律行為は無効である。

ハンオール区民事第一審裁判所 2013 年 6 月 7 日第 890 号判決

(1) 事案の概要

X（原告・売主）は、Z（第三者・買主）との間で、2006 年 1 月 16 日、A 会社の「株式売買契約」を締結（以下「2006 年 1 月 16 日付け契約」という。）し、2006 年 1 月 19 日、代金（約 3 億 MNT=1,200 万円。）の半分を受領した。

同日、X は、モンゴル有価証券取引所上の取引において、Y1、Y2、Y3（被告、Z の家族）に対し、A 会社株式の 43%を約 1,500 万 MNT で売却した（以下「2006 年 1 月 19 日付け契約」という。）。

Z が X に 2006 年 1 月 16 日付け契約の残金を支払わなかったため、X は契約の解除を求めて訴訟提起し、ハンオール区民事第一審裁判所 2009 年 11 月 20 日第 1119 号判決により同契約の解除が認められた。

X は、基本契約である 2006 年 1 月 16 日付け契約が無効となったため、それに従って締結された 2006 年 1 月 19 日付け契約が無効であると主張し、Y1、Y2、Y3 に対して A 会社の 43%の株式の返還を求め、訴訟を提起した。

(2) 判決

請求認容。

ハンオール区民事第一審裁判所は次の理由をもって X の請求を認めた。

民法 56 条 1 項 10 号は「無効な法律行為を基礎としてなされた法律行為は無効である。」と規定する。X と Y1、Y2、Y3 間の 2006 年 1 月 19 日付け契約は無効である。

被告らは、XZ 間の 2006 年 1 月 16 日付け契約を知らなかったため、正当な保有者であると主張するが、被告らが善意であったことは立証されていない。

被告らは、株式の所有権登記を X に移転させ、これと引き換えに、原告は、2006 年

1月19日に取得した代金(1,500万MNT)を被告らに返還せよ³⁴。

(圍繞地通行権の要件)

隣地の所有者から壁を延長されて自己の土地の入口を封鎖された者が、壁の撤去を求めた訴訟において、圍繞地通行権の問題であるとしたうえで、延長した土地が双方の所有する土地ではないこと、別のルートで通行可能であること、違法な土地利用の問題は地方自治体等の処分によるべきことを理由として、請求を棄却した事案。

関連条文

135.1. 隣接財産の一方の所有者又は保有者は、自己の財産の利用に支障をきたさない他方の影響を制限することができない。

138.1. 保有土地が他人の土地に囲まれ、公共道路等に接する入口がない又は公共施設等を利用できない場合、土地保有者は上記の道路や公共施設に接する道、線、管等を設置することができる。

バヤンズルフ区民事第一審裁判所 2018年3月27日第001/X T 2018/号01070号判決

(1) 事案の概要

X(原告)の隣人であるY(被告)は、自分の所有する土地から塀を延長したことにより、Xの土地の入口が閉じられた。そのため、Xは、Yに対し、塀を撤去するよう求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

バヤンズルフ区民事第一審裁判所は、Xの請求を次の理由をもって棄却した。

民法135条1項は「隣接財産の一方の所有者又は保有者は、自己の財産の利用に支障をきたさない他方の影響を制限することができない。」、同法138条1項は「保有土地が他人の土地に囲まれ、公共道路等に接する入口がない又は公共施設等を利用できない場合、土地保有者は上記の道路や公共施設に接する道、線、管等を設置することができる。」とそれぞれ定めている。

つまり、道路や公共施設に接するために他人の土地を利用する状況である場合、隣人は権利を有し、上記の規定が適用される。

Yが塀を延長し、自分の所有する土地の面積を超えたことは明らかな事実である。

³⁴ 本事件においては、被告らとZは利害関係者であるといえる。また、A会社の株式を有価証券取引所において売却していることは、XとZ間の契約を被告らが知っていたことを推認させる事情となっている。

被告らは、自己らが善意の所有者であると主張するが、裁判所はXにとって被告らは第三者ではなく契約の当事者と同様の立場になると解している。

すなわち、Yは違法に塀を建てているから、塀を建てた土地がYの所有であった場合、Xは隣人に関する上記規定の権利を行使することができる。

しかし、Yの塀を建てた土地は、Y、Xのいずれかの所有する土地ではない。さらに、その土地の利用によりXは道路や公共施設に接続することができる。また、Yの違法な土地利用に関して講じるべき措置については、土地法により各区長が判断する権限を有する。

以上の理由から、Xの請求を棄却する³⁵。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産に抵当権を設定する場合に、所有者である買主の承認を得ていなかったとの原告主張に対し、抵当権設定当時の登記は抵当権設定者である売主の名義であったことを理由として、抵当権を有効とした事案。

関連条文

156.1. 担保契約は書面で締結する。
156.2. 不動産担保設定契約は、公証役場で公証し、国家登録し、契約書に両当事者の名前、住所・・・を記載する。
156.3. 本法 156.1、156.2 条に定める要件をみたさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2018 年 6 月 29 日第 001/X T 2018/01127 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、買主) は Y (被告、売主) との間で、2009 年 6 月 1 日、A1 区分マンション及び A2 駐車場に関する売買契約を締結した。しかし、A1 及び A2 不動産はそのときまだ完成しておらず、2009 年 8 月 1 日に目的物を引き渡すこととなった。X は売買契約代金の支払を 2010 年 6 月 16 日に完了させた。

ところが、Y は、Z (貸主) と 2010 年 9 月 2 日に消費貸借契約を締結し、それに応じて、A1 及び A2 不動産に対する担保契約を締結し、両不動産に抵当権を設定した。この消費貸借契約が締結されたとき、A1 及び A2 不動産の 9 割がすでに完成しており、建前不動産所有者として売主 Y が登記されていた。

X は、Y と Z 間の A1 及び A2 不動産担保設定契約について、不動産所有者から承認

³⁵ 本事件における Y は、自分の所有する土地を超えて塀を建てたことにより、X の所有土地に接し、その入口を閉じることとなった。民事裁判所は、X が民法における隣人の権利を有する要件として、Y が適法に X の土地と接することが必要と判断している者と解される。そして、本事件における違法な土地利用に関しては、行政機関又は行政裁判所の管轄する問題としている。なお、土地法においても囲繞地通行権が認められていることから (土地法 48.2.)、本件のように民法だけではなく、土地法による通行権 (限定的な使用权) 請求も可能であった事案であるようにも思われる。

を得ず締結されており無効であると主張し、訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

最高裁判所は X の請求を次の理由に基づいて棄却した。民法第 156 条 2 項によれば、不動産担保契約を書面で締結し、それを不動産登記機関に登録されることが、契約成立の要件である。Y と Z 間の不動産担保契約はその要件を満たしている。

原告 X は、上記担保契約が所有者による承認を得ずに締結されたと主張するが、上記担保契約が締結される時点においては、不動産登記機関に Y が 9 割完成した不動産の所有者として登記されていた。そのため、上記担保契約の締結に関して、所有者として不動産登記機関に登録されていなかった X から承認を得る必要はない³⁶。

なお、X は、2015 年に、A1 及び A2 不動産の所有者であることの確認訴訟を提起しているが、このことは、抵当権設定契約成立を否定する理由ともならない。

(不動産所有権を直接債権者に移転する合意)

不動産抵当において、不動産所有権を直接、債権者に移転する旨の合意をした場合、その合意は無効であるとされた事案。

関連条文

171.3. 別段の定めがない限り、債務者が債務の全部または一部を履行しない場合に不動産所有権を移転することを合意した法律行為は無効となる。

第 10 番民事控訴裁判所 2014 年 5 月 19 日第 450 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、借主) は、Y1 (被告、貸主) との間で、2010 年 3 月 24 日、金銭消費貸借契約を締結し、同日、X が所有する A 不動産を担保目的物とする不動産担保契約を締結し、Y1 を抵当権者として登記機関に登録した。X は債務を弁済できなくなったため、2011 年 7 月 9 日、A 不動産の譲渡権限を付与する委任状を Y1 に対して発行した。Y1 は同委任状に基づき、X に代理して A 不動産を Y2 (被告) に売却し、Y2 は所有者として登記された。Y2 は、X に対し、A 不動産明渡しの催告をした。

その際に X は、A 不動産の所有権が Y2 に移転したことを知り、Y1 に対する委任状又は、Y1 の Y2 への不動産売買契約は無効であり、X 自身を A 不動産の所有者として登記させることを求めて提訴した。

(2) 判決

請求認容。

控訴審は次の理由をもって X の請求を認めた。不動産抵当権に関しては、民法 171

³⁶ 最高裁判所は不動産契約に関して、登記がなされていた場合、特段の事情がない限り登記の内容のみに基づいて判断を下している。

条3項が適用される。そこには「債権者の請求の全部または一部を履行しない場合、不動産所有権を移転する旨を合意した法律行為は効力がない。」と規定されている。

もっとも、不動産担保法（2009年）11条2項、同法45条1項により裁判手続なしで担保物件を売却することができるが、その場合、担保物件の価額について両当事者の合意が求められる。ところが、XとY1は金銭消費貸借契約の利息について意見が一致していない。

したがって、裁判所は、XからY1に対して発行した委任状は無効であり、それに基づいて締結されたY1とY2の売買契約も無効であると判断した。

さらに、財産権の移転には占有移転が求められるが、売買契約が締結される際、A不動産にXが住んでいたため、Xの参加なしで所有権が移転されたことになる。したがって、Y2は善意の保有者とみなすことができない³⁷。

（抵当権設定者の権利）

債権者が、第三者の財産上に抵当権を設定した場合、債権者は、まず主債務者に対して履行を催告すべきであり、それでも履行がなされない場合に初めて担保目的物を競売できるとした事案。抵当権設定者について、催告の抗弁権を認めた事案であるといえることができる。

関連条文

234.5. 保証人には、催告の抗弁権、検索の抗弁権はない。

ダルハンオール民事控訴裁判所 2016年6月27日第143号判決

(1) 事案の概要

X（原告、貸主）は、Y1（借主）との間で金銭消費貸借契約を締結した。その際、Y2（被告）は、所有する財産を担保とした。

2015年12月13日、弁済期が到来した。しかし、Y1は弁済できなかった。Xは、Y2に対し、担保物から貸金、利息、追加利息等を支払わせるために訴訟提起した。

(2) 判決

請求一部認容。

裁判所は次の理由をもってXの請求を部分的に認めた。

XとY2間の関係は、民法165及び166条による抵当権に関する関係であり、Y2は借主としての義務を負わない。Y1が債務を履行しない場合、Y2の財産を競売手続により売却することとなる。Xは、先に借主であるY1に対して履行を請求しなければな

³⁷ 本判決によれば、委任状が無効であるにも関わらず、仮にY2が善意であった場合には、所有権を取得できると反対解釈し得る。そうであれば、モンゴルの裁判所は、物権行為の独自性を肯定しているのではないかと考えられるところである。

らない。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産に抵当権を設定する場合に、所有者である買主の承認を得ていなかったとの原告主張に対し、抵当権設定当時の登記は抵当権設定者である売主の名義であったことを理由として、抵当権を有効とした事案。

関連条文

旧財産所有権及びそれに関する財産権登記法（2003）第 19 条 2 項ほか。

モンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2018 年 2 月 21 日第 84 号判決

(1) 事案の概要

X（原告）は、2010 年 12 月 19 日、Y1（行政事件の第三者、民事事件の被告）と A 区分マンションに関する「区分マンション注文契約」を締結した。同契約締結時、A 区分マンションに関する 30%完成した建前不動産登記が、Y1 に帰属していた。Y1 は、A 区分マンションに関する建前不動産登記を 2011 年 6 月に行った。2011 年 7 月 27 日、Y1 は、Z 銀行との間で、「貸借担保契約」の担保物件として、A 区分マンションについて Z 銀行を債権者とする抵当権を設定し、Z 銀行は抵当権者として国家登記機関に登録された。

X は A 区分マンションの所有者であることを確認させるため、Y1 に対し民事訴訟を提起した結果、モンゴル国最高裁判所民事法廷 2016 年第 621 号判決により、X が A 区分マンションの所有者であることが確定した。

この確定判決に基づき、X は、国家登録機関（Y2）を被告として、A 区分マンションの所有権者として登記する行政処分を行うよう、行政裁判所に対し義務付訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

モンゴル国最高裁判所は、X の請求を棄却した。

国家登記一般法（以下「2009 年旧国家登記一般法」という。2018 年に無効となった。）18 条 1 項 8 号は、「国家登記に先に登記された権利が有効である場合、再度登記し証明書を発行することを禁止する。」としている。財産所有権及びそれに関する財産権登記法（以下「2003 年旧財産権登記法」という。2018 年に無効となった。）14 条 1 項 9 号は、「登記申請に記載された権利が、事前に申請者以外の者によって登記されてその登記が有効である場合、登記申請を却下する。」としている。同法 19 条 2 項は、「権利に関する国家登記の変更を行う際、変更により第三者の権利に直接影響を及ぼす可能性がある場合にはその者の承認を得なければならない。」としている。

X の主張は、2003 年旧財産権登記法 19 条 2 項の承認を得るべき主体には Z が含まれないというものであるが、この主張には根拠がない。

Y1 は、2011 年、A 建前不動産の所有者として登記された。これはその不動産の原始所有者として登記されたものであり、A 建前不動産の建築が完了されたとしても、そのことをもって Y1 に帰属する A 建前不動産の登記が無効となる根拠とはならない³⁸。

(抵当権設定登記の有効性)

不動産抵当権に基づき差押えがなされた建物について、購入者による所有権移転登記申請を国家登録機関が却下した。差押え後には国家登録の変更を禁止する法律の規定などを理由とするものであったが、抵当権設定当時の所有権登記名義は建前に関する名義であり、完成後の建物に関する登記名義と解することはできないから、変更は禁止されないとして、完成後の建物に関する所有権移転登記を登記関係機関に命じた事案。

関連条文

2003 年旧財産権登記法 19 条 2 項、2009 年旧国家登記一般法 18 条 1 項 10 号ほか。

首都行政事件第一審裁判所 2020 年 2 月 4 日判決

(1) 事案の概要

X (原告、買主) は、Z (第三者、売主) との間で、2008 年 1 月 16 日、A 建前不動産に関する「区分建物の注文契約」という名称の契約を締結した。X は 2010 年 12 月 3 日、代金を支払った。

Z は、2006 年 12 月 18 日、A 建前不動産 (建築 6 割完了) の所有者として登記され、その登記に基づき、2007 年 9 月 4 日に C 銀行と金銭消費貸借契約を締結し、A 建前不動産に C 銀行の抵当権設定登記を完了していた。

A 不動産が完了後、X は、A 不動産の所有者として Y (被告、国家登記機関) に登記申請を申し込んだ。しかし、Y はその申請を次の理由をもって却下した。

A 不動産に関して、首都判決執行機関による差押決定がなされている。2009 年旧国家登記一般法 18 条 1 項 10 号「国家登記に関して権利移転を差し止めた国家登記官長、裁判所、執行機関の決定に違反して登記に変更を加えることが禁止する。」、2003

³⁸ 本事件においては、最高裁判所民事法廷と最高裁判所行政事件法廷の判決に齟齬がある。すなわち、民事法廷は建前不動産が完成後は、代金を支払った売主または注文者が所有者であることについて認める。これに対し、行政事件法廷は行政機関 (国家登記機関) が下した行政行為 (作為又は不作為) の違法性についてのみ判断を下し、建前不動産の完成後も建前不動産の登記に基づいてその所有権者を形式的に確定し、所有権者として登記されている者から承諾を得れば、抵当権設定に瑕疵はないとする。

この点、実務上は、不動産の所有権は登記がないと移転しない。実務においては最高裁判所行政事件法廷判決が優先されていることとなる。

なお、この行政事件判例は、2003 年旧財産権登記法に基づいており、現行財産権登記法 (2018) による判断がどうなるかについては判例がなく、結論は不明である。

年旧財産権登記法 14 条 1 項 9 号「登記申請に記載された権利が、事前に申請者以外の者によって登記されてその登記が有効である場合、登記申請を却下する。」、同法 19 条 2 項「権利に関する国家登記の変更を行う際、変更により第三者の権利に直接影響を及ぼす可能性がある場合には、その者の承認を得なければならない。」。

X は、Y に対し、A 不動産の所有者として登記する決定を行うよう、首都行政事件第一審裁判所に訴訟提起した。

(2) 判決

請求認容。

首都行政事件第一審裁判所は、次の理由をもって X の請求を認めた。

首都判決執行機関の決定は、A 建前不動産（建築 6 割完了）の登記変更を禁止する旨の決定であり、A 不動産（建築 100%完了）に対する決定ではない。そして、現行国家登記一般法（2018）と現行財産権登記法（2018）によれば、X の申請を棄却する理由がない。

したがって、Y は、A 不動産の所有者として X を登記する行政行為を行え³⁹。

(二重譲渡に関する紛争)

不動産の二重譲渡の事案において、登記を具備していないにもかかわらず、先に占有していたことを理由として、所有権の取得を肯定した事案。

関連条文

250. 売却財産を占有取得する優先権

250.1. 売主が、財産を複数の者に売却した場合、財産を先に占有した者、もし、財産に対する占有移転が行われなかったときにおいては先に契約を締結した者が、優先して占有を取得する。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 5 日第 001/X T 2020/00773 号判決

(1) 事案の概要

Z は、A 区分建物の所有者であり、Y（被告）と 2016 年 3 月 28 日に A 区分建物の売買契約を締結した。売買当時から Y は A 区分建物に住んでいたが、登記手続きが済んでいなかった。その後、Z は、X（原告）と 2016 年 12 月 12 日付けで消費貸借契約を締結し、その担保として A 区分建物について X の抵当権を付して登記も行った。さらに、2017 年 12 月 4 日、X は Z との間で、A 区分建物の売買契約を締結し、所有者として登記された。

³⁹ 本判決においては、民事裁判所と行政事件裁判所の判断が一致している。しかし、前述のモンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2018 年 2 月 21 日第 84 号判決の判断とは異なる。時間的には、本判決が後からなされたが、最高裁判決ではないため、実務上はいずれの解釈妥当であるか微妙な問題である。

XはA区分建物のYの占有が不法であると主張し、Yに対し、A区分建物から退去することを求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

その判断の根拠として、Zは、A区分建物を二重売買したことが明確であり、その場合民法250条が適用されるとした。つまり、民法250条1項では「売主は財産をいくつかの者に売却した場合、財産を先に占有した者、もし、財産に対する占有移転が行われなかったときにおいては先に契約を締結した者が、優先する。」と規定されているため、先に契約を締結したYが、所有者としての権利を有するという判断を下したものである。

(売主の瑕疵修補責任)

事業目的のタンク車の売買において、買主が契約の解除と代金返還請求をした事例において、事業目的の売買であり、買主は受領後に速やかに検査する義務を怠ったので、買主としての請求権は消滅するとされた事案。

関連条文

255.1. 買主の請求権は、以下の場合に消滅する。
255.1.1. 財産を受領した時点で、当該財産の瑕疵を知りまたは知りえたのに、それを受領した場合。
255.1.2. 事業活動を行なっている買主が、当該事業活動に関係して財産を受領した時点で速やかに検査する義務を履行しなかった場合。

ソングノハイルハン区民事裁判所 2017年12月25日第015号判決

(1) 事案の概要

2013年7月29日、X(自然人、買主)はY(法人、売主)から下水の吸引のタンク車を購入し、売買契約が締結された。Xは、目的物の引渡しから1か月後にタンク車が壊れ、利用目的どおりに使用することができなくなったため、Yに対し、タンク車の修補を請求したが、Yは拒絶した。そこで、Xは、契約を解除し、代金の返還を請求した。ただし、その請求をしたことを立証する書面はなかった。

これに対し、Yは、2014年3月になって、修補等が請求されたと主張した。

(2) 判決

請求棄却。

裁判所は、車の修補業者からの領収書に基づき、Yの主張を採用して、Xの修補請求権の行使は、物の受領から6か月が経過してからなされたものと判断した。

民法における売買契約による売主の瑕疵担保の時効期間は、受領後6か月である。

裁判官は時効ではなく次の条文に従って、請求を棄却した。

Xの下水を吸引する作業は事業である。民法255条1項2号が適用されると解され

る。Xは、目的物を直ちに検査する義務を怠ったため、瑕疵に関する権利を失う。

(売主の瑕疵担保責任)

エンジンの売買契約において、エンジンの不適合を理由する売主の瑕疵担保責任を肯定した事案。

関連条文

254.1. 買主は、財産の瑕疵を除去させ、瑕疵のない同種の財産に代えさせ、瑕疵を除去するために支出した費用を支払わせることができ、かつ契約の解除を請求権できる。

オルホン県民事裁判所 2016 年 11 月 14 日第 01079 号判決

(1) 事案の概要

2015 年 6 月 4 日、X (法人、買主) と Y (法人、売主) の間で掘削機のエンジンの売買契約が締結された。買主である X はエンジンを受領し、掘削機に設置する作業を第三者に依頼した。

ところが、エンジンがその掘削機に合わなかった (判決においては、買主の引渡しを受けた日及びエンジンの設置を試みた日等は不明である。)。X は、エンジンが契約目的を達成しないことを理由として、まず追完請求したが、Y は拒絶した。そのため、X は、契約を解除し、代金の返還を請求したが、Y は拒絶した。X は代金の返還を求めて提訴した。

(2) 判決

請求認容。

裁判所は、エンジンが X の契約の目的を達成することができないこと、Y に対し引渡時点から 6 か月以内に追完及び返還請求権を行使したことを理由として、Y の瑕疵担保責任を認めた。

(売主の瑕疵担保責任)

機械の売買において、機械の瑕疵があっても、買主が事業目的であると推認されることを理由に、買主に受領時の検査義務を認め、検査義務を怠ったとして瑕疵担保責任等の請求を否定した事案。

関連条文

255.1. 買主の請求権は、以下の場合に消滅する。

255.1.1. 財産を受領した時点で、当該財産の瑕疵を知りまたは知りえたのに、それを受領した場合。

255.1.2. 事業活動を行なっている買主が、当該事業活動に関係して財産を受領した時点で速やかに検査する義務を履行しなかった場合。

ソンギノハイラン区民事裁判所 2018 年 4 月 16 日第 0923 号判決

(1) 事案の概要

2015年12月4日、X（原告・自然人・売主）とY（被告・自然人・買主）の間で縫製機械の売買契約が締結された。目的物である縫製機械の性質に関し、契約書では、「ほぼ新品」と記載されていた。Yが運送費を負担する内容の合意をした。

2016年10月までにYが代金を支払わなかったため、Xは訴えを提起した。

これに対し、Yは、代金を支払わなかった理由として、Xが故障した瑕疵がある機械を引き渡したとして契約を解除し、すでに支払った代金返還を求める旨の反訴を提起した。

(2) 判決

請求認容。反訴棄却。

裁判所は、Yが事業目的で縫製機械を購入したとみなし、民法255条1項2号が適用されると判断した。

Yは、縫製機械の受領時に直ちに検査する義務を負うが、それを怠ったため、Yに対して瑕疵担保責任を請求する権利を失った⁴⁰。

(請負人の瑕疵担保責任)

マンションの建設請負契約において、契約上定められた面積に不足した建物の引渡しを受けた注文者が、不足分の請負代金について返還請求したところ、当該目的物は種類物であるとして売買の瑕疵担保責任の規定を適用したうえで、面積不足のマンションについては注文者が不特定多数人に使用させることを予定していたものであり、目的にしたがって使用できるとして、面積不足は瑕疵ではないとした事案。

また、種類物について、瑕疵担保責任の規定が適用されるとしても、注文者は、物件の引渡し時に容易に面積の検査が可能であり、検査をすれば面積不足の瑕疵は明らかであったのであるから、それを怠ってそのまま目的物の引渡しを受けた以上は、瑕疵担保責任に基づく代金減額請求はもはやできないとした事案。

関連条文

- | |
|--|
| <p>251.1. 契約で定められた数、量、質を有する財産は、現状で瑕疵がないものとみなす。</p> <p>251.2. 契約で財産の質についての定めがない場合、契約で定めた目的にしたがって使用することができる財産は、現状で瑕疵がないものとみなす。</p> <p>251.3. 義務の履行に重大な影響がないかぎり、一部分を欠いた財産、契約の定めと異なる物品、少ない物品を移転し、財産の一部に瑕疵があった場合でも、その全部に瑕疵があるものとはみなさない。</p> <p>254.1. 買主は、財産の瑕疵を除去させ、瑕疵のない同種の財産に代えさせ、瑕疵を除去するために支出した費用を支払わせることができかつ契約の解除を請求権できる。</p> |
|--|

⁴⁰ ここでは、法適用に関して、客観的な状況ではなく、買主Yの目的物購入の動機等に注目されている点が重要である。

254.3. 本法 251.3 条に定める場合を除き、売主が契約に定める数、範囲を下回る財産を提供した場合、買主は、その財産の受領を拒絶する権利がある。

254.4. 買主が本法 254.3 条に定める財産を受領した場合、売主は、契約価額から不足分の割合に応じた財産価格を返還する。

343.4. 種類、品質で定められる物を加工して、注文者の所有に移転した場合、売買契約の規定を適用する。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2017 年 11 月 21 日第 001/XT2017/01452 号判決

(1) 事案の概要

X（原告、原告）は Y（被原告、被告）との間で、2012 年 8 月 27 日、「マンションの注文」という題名で、**所在の 105.32 m²のマンションについて、建築工事に関する契約を締結した。その際、当事者は 1 m²の建築料金を 1750 米ドルとし、全額で 18 万 4310 米ドルの代金支払を合意した。X は、2013 年 12 月 30 日、マンションの引渡しを受け、2014 年 3 月 17 に所有者として登記された。

X は、2015 年 1 月 12 日、専門の検査会社によりマンションの面積を測定したところ、99.3 m²であり、契約に指定された面積から 5.9 m²不足していた。

そこで、2015 年 9 月、既払代金の一部返還を求めて訴えを提起した。

(2) 判決

請求棄却。

X と Y との間で民法上の請負契約が締結されたが、契約の目的物であるマンションは種類物とみなされるため、民法 343 条 4 項が適用される。

本件マンションは注文者のためではなく、不特定多数の者のために、事前に作成された計画書に基づいて建築され、注文者がそのマンションの一室を選んで契約を締結するものである。そのようなマンションは、特定物ではなく、種類物とみなされる。したがって、民法 343 条 4 項により民法上の売買契約に関する条文が適用される。

契約目的物であるマンションの状態は、面積、設備、場所、デザイン、室数等の諸事由によって判断される。X は、面積不足のみに対して契約に適合していないと主張し、その他の状態については問題としていない。しかし、面積不足のみではマンションを契約目的で利用することについて、重大な影響を与えていないといえる。したがって、マンションには物的瑕疵があるとは言えない。

ただし、面積不足によってマンションの価額が減額するおそれがあるため、債権者（買主）は代金減額を請求することができる。民法 254 条 1 項に規定された追完請求権及び契約解除権は、性質の瑕疵のみに適用される。民法 254 条 3 項、4 項及び 5 項は数量不足の場合に適用される。この場合、瑕疵が契約の目的に重大な影響を与えない限り、契約で定められた内容よりも不足した目的物を引き渡した場合、その受領を拒絶する権利を有する。数量不足は引渡時点において発見できる瑕疵であるため、数量不足を発見した買主は、目的物の引渡しを拒絶することが可能であるからである。

民法 254 条 4 項は、数量不足のある目的物の引渡しを受けた買主は不足分に相当する代金を返還請求できると規定している。不足分の代金返還請求権を行使するためには、買主は、引渡時点において、引渡しを受けるかどうかを判断しなければならない。その判断に至るため、引き渡されている目的物が契約に適合しているか否かを検査しなければならない。というのは、性質の瑕疵は引渡時または利用中に発見される可能性があるが、それと異なり、数量不足の場合は、引渡しの際にただちに発見可能な瑕疵であるため、請求権に関する規定も異なる規定がされているのである。

民法 255 条 1 項 1 号は引渡しの際に発見可能な瑕疵に対して適用される条文である。数量不足は、引渡しの際に目的物を適切に検査すれば発見することが可能な瑕疵である。したがって、数量不足を発見した買主は、売主に通知し、民法 254 条 3 項及び 4 項による請求権を行使することができる。それに対し、引渡しの際に瑕疵を発見したが目的物を受領した場合、または瑕疵の発見が可能であったにもかかわらず検査しなかった場合は、不足分に対する減額請求権は消滅する。

X は、マンションの引渡しを受けた 2013 年 12 月 30 日または所有者として登記された 2014 年 3 月 17 日に、面積を測量せず、2 年間異議なくマンションを通常に利用していた。したがって、X は、2013 年 12 月 30 日に目的物の引渡しを受けた時点で、民法 254 条 3 項による売主からの引渡しを拒絶する権利を失った。そして、引渡時点に目的物を検査せず引渡しを受けたため、民法 254 条 4 項による代金減額請求権も消滅する。

(贈与契約の取消し)

贈与者が、受贈者によって重大な精神的被害を被ったとして、土地の贈与契約の取消しを求めた事案。

関連条文

280.1.1. 受贈者が贈与者に重大な精神的被害をあたえた場合、贈与者は贈与契約を取り消すことができる。

第 6 番民事控訴裁判所 2014 年 1 月 16 日第 01 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y 学校法人 (被告) との間で、2009 年 6 月 22 日、贈与契約を締結し、A1 と A2 不動産を贈与した。

しかし、その後、X は Y から精神的な被害を受けたとして贈与契約を取り消し、贈与した不動産の返還を求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

第 6 番民事控訴裁判所は次の理由をもって X の請求を棄却した。民法 280 条 1 項 1 号は「受贈者が贈与者に重大な精神的被害をあたえた場合、贈与者は贈与契約を取り

消すことができる。」と定めている。

この権利が発生する要件は、①贈与者が重大な精神的被害を受けたこと、②受贈者が贈与者に対して重大な精神的被害を与えた行為があることである。①は贈与者の主観的評価により判断されるものであるが、②は客観的に見て他人に重大な精神的被害を与える行為または不作為でなければならない⁴¹。

Xは、Yの行為により重大な精神的被害を受けたと主張するが、そのような事実は認められない。

(消費貸借における手数料)

銀行による消費貸借契約（貸付）において、契約締結手数料を設定し、これを貸付金から差し引いて残額を交付する条項があった場合、手数料を差し引いて貸付金から交付するのは、約定の貸付をなしていないと解されることなどを理由に、契約締結手数料の支払義務を否定した事案。

関連条文

282.4. 借主に対し金銭または財産を交付したことにより、消費貸借契約は成立したものとみなす。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2014 年 4 月 22 日第 214 号判決

(1) 事案の概要

X 銀行（原告）は、Y 会社（被告）との間で、2012 年 3 月 19 日、「担保付金銭消費貸借契約」を締結した。契約を締結する際、貸付金の 1% を当契約締結手数料としたうえで、これを貸付金から差し引く内容の条項があった。Y 会社は手数料の支払を拒否したため、X 銀行は貸付金の 1% の支払を求めて提訴した。

(2) 判決

請求棄却。

最高裁判所は次の理由をもって X 銀行の請求を棄却した。

銀行が消費貸借契約を締結する際、借主に対して貸付金の 1% を差し引いて渡すことは、契約で合意した借入金の全額を交付していないことと同様である。貸付金額の 1% の契約締結手数料は、実際にかかった費用ではない。このように想定しているだけの費用を、契約にかかった費用と認めることはできない。さらに、X 銀行は、銀行として支配的地位にあるから、不公正な要求をしてはならない。

⁴¹ 本事件で議論されている贈与契約の取消しの根拠となる条文である民法 280 条 1 項 1 号は抽象的な規範を定めた規定である。本判例は、同条の内容を主観的要件と客観的要件としてさらに整理したうえで、双方の要件が揃ってはじめて贈与契約の解除を認めると解釈している。

(不動産リース契約の無効と代金返還請求)

民法の定める契約の有効要件を満たさない不動産リース契約について、既払賃料の一部返還を肯定した事案。

関連条文

318. リース契約

318.3. リース契約は書面で締結し、かつ不動産リース契約は不動産登録機関に登録する。

318.4. 本法 318.3.に定める要件を満たさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 10 日第 001/XT2020/00779 号判決

(1) 事案の概要

Y (被告、貸主) と X (原告、借主) は、2016 年 8 月 22 日、A 建物 (不動産証明書に記載された面積全体) のリース契約を締結した。

X は、A 建物を 2 年間借りた後、リース契約を不動産登記機関に登録しなかったことを理由として、契約が無効であると主張し、リース契約によって Y に引渡済みの代金を請求して訴訟を提起した。

(2) 判決

請求一部認容。その根拠は次のとおりである。

民法 318 条 3 項は、「法律に別段の定めがない限り、不動産リース契約を書面で締結し、不動産登記機関に登録する」旨定めている。また、同条 4 項は、この法律の 318 条 3 項に定めた要件を満たさない契約は無効である旨と定めている。

リース契約の対象となる A 建物は、不動産の単独の証明書を有するものであるため、リース契約を不動産登記機関に登録させなければならない。X と Y 間のリース契約は登記機関に登録されていないため無効であり、当契約に基づいて引き渡した金額等も不当利得となる。

しかし、最高裁判所は、仮に、X から Y に対して賃料額を返還したとすれば、X は、2 年間、A 建物を無料で利用したことになるとして、X の賃料相当額 (不当利得) と既払賃料を相殺するのが相当であると判断した。

(不動産リース契約の無効と代金返還請求)

民法の定める契約の有効要件を満たさない不動産リース契約について、既払賃料の返還を否定した事案。

関連条文

318. リース契約

318.3. リース契約は書面で締結し、かつ不動産リース契約は不動産登録機関に登録する。

318.4. 本法 318.3.に定める要件を満たさない契約は無効である。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2020 年 11 月 10 日第 001/XT2020/00779 号判決

(1) 事案の概要

Y（被告、貸主）とX（原告、借主）は、2014年6月3日、AモールのB部屋（B部屋は単独の不動産証明書がなく、A不動産の一部である。）をリースする契約を締結した。Xは、2年後、そのリース契約を不動産登記機関に登録しなかったことを理由として、当契約が無効であると主張し、リース契約によってXに引き渡した賃料等を請求する訴訟を提起した。

(2) 判決

請求棄却。

その根拠は、民法318条3項及び4項（前事例参照）に定められたリース契約を不動産登記機関に登録しない場合に生じる結果については、不動産を不動産証明書に記載した面積の全体をリースするときのみ適用されると解されるからであるとしている。

したがって、不動産を部分的にリースする場合、リース契約を登記する要件を満たす必要がなく、契約は有効であるとして、Xの請求を棄却するのが妥当であると判断した。

(債務不履行に基づく損害賠償請求の範囲)

建物売買代金を支払わず、建物を占有していた被告に対し、売買契約解除後は、不当利得返還請求権に基づき、賃料相当額の損害賠償を認容した事案。

関連条文

205.1. 法律および契約に基づき当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者は、契約に基づき実際に引き渡した物、契約を履行したことから得た利益を、相互に返還する。
492.1.1. 財産を取得した者と債務者の関係が後になくなった場合、財産を移転した者は、その財産の返還を請求できる。
493.1. 不当利得返還請求の内容には、他人に移転した財産及びそれによって取得した収入や果実、当該財産を毀損、滅失、損壊、徴収された場合にはその適切な支払として取得するすべてのものが含まれる。

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2019年6月14日第001/X T 2019/000930号判決

(1) 事案の概要

X（原告、売主）は、Y（被告、買主）との間で、2016年1月15日、A不動産に関する売買契約を締結した。その契約によれば、Yは代金の半分を契約締結時に支払い、残金を3か月間以内に支払う義務を負うこととなっていた。

Yは代金の半分を支払ったが、残金を履行期間に支払わなかった。

そのため、Xは契約を解除し、2016年10月15日にA不動産からYを退去させたいと、Yに対して債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 判決

請求認容。

最高裁判所は次の理由をもって原告の請求を認めた。

民法 205 条 1 項は「法律および契約に基づき当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者は、契約に基づき実際に引き渡した物、契約を履行したことから得た利益を、相互に返還する。」と定める。同法 492 条 1 項 1 号は不当利得に関する規定であり、「財産を取得した者と債務者の関係が後になくなった場合、財産を移転した者は、その財産の返還を請求できる。」と定める。同法 493 条 1 項は「(不当利得)返還請求の内容には、他人に移転した財産及びそれによって取得した収入や果実、当該財産を毀損、滅失、損壊、徴収された場合にはその適切な支払として取得するすべてのものが含まれる。」と定める。ここで「果実」とは、目的物を目的どおりに利用した結果、取得した利益であるため、被告の営業によって取得した利益について、果実とみなす。したがって、X は Y から A 不動産の 9 か月の賃料を請求できる⁴²。

(契約の無効)

不動産の所有権を移転する契約の有効要件である公証が後に無効とされても、契約の有効性に影響を与えないとされた事案。

関連条文

バヤンオルギー県、ウブス県、ホブド県刑事及び民事控訴裁判所 2016 年 4 月 4 日第 54 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y (被告) との間で、2005 年 5 月 8 日、A 不動産を購入する本件契約を締結した。

2014 年の最高裁判決により、A 不動産の売買契約を公証した公証人の行為が無効であると判断された。X は上記契約を公証した公証人の行為が無効となったため、本件契約も無効であると主張し、契約により引き渡したものの返還を求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

控訴審は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

民法及びその他の財産関連法によれば、不動産の所有権移転に関する契約は、書面で作成され、公証人により証明されなければならない。

XY 間の 2005 年 5 月 8 日付け A 不動産に関する売買契約を公証した公証人の行為が

⁴² 本事件においては、最高裁判所は契約解除による損賠賠償の範囲を決定する際、不当利得の条文を適用し、不当利得における「果実」には目的物を目的どおりに利用したことによる利益が含まれると判断している。

この法解釈は、不当利得に関する事件において大きな影響を及ぼす可能性がある。

のちに無効となったとしても、当時、要件をすべて満たしているとみなされて所有権
移転登記が登記機関によってなされており、当事者は、契約上の債務を履行し、契約
は完了した。このような事実が明らかであるとき、公証人の行為が無効となったとい
う理由で契約が無効と判断することは妥当ではない⁴³。

(契約解除の根拠)

具体的な解除原因がある旨の立証がなされていない以上、契約解除を認めることができ
ないとされた事案。

関連条文

第 10 番民事控訴裁判所 2015 年 2 月 13 日第 174 号判決

(1) 事案の概要

X (原告) は Y (被告) との間で、2009 年 4 月 10 日、1 年間の雇用契約を締結し
た。

その後、2010 年 1 月 1 日に契約を 3 年間延長し、2011 年 2 月 17 日に契約を修正し
た。修正内容は、①X と Y が A 不動産の連帯所有者となる、②Y は A 不動産に住む、
③Y が効率よく働けば 3 年目の第 1 季節に A 不動産の唯一の所有者となる、というも
のであった。

しかし、Y は、契約修正により定めた 3 年の期間より先に A 不動産の唯一の所有者
として所有権登記を行った。

X は、2011 年 2 月 17 日付け雇用契約の修正内容を解除し、A 不動産の所有権を放棄
することを求めて訴訟提起した。

(2) 判決

請求棄却。

裁判所は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

X が、2011 年 2 月 17 日付け雇用契約修正部分を解除するためには、民法による契約
解除の根拠と必要とされる。しかし、X はいかなる根拠により契約を解除するのにか
について証明していない。Y は、契約で定めた期間より先に A 不動産の所有権を取得し
たことが認められる。しかし、そのことからただちに雇用契約修正部分が無効である
と解することはできない⁴⁴。

⁴³ 本件は、「不動産の所有権移転が認められるには、公証が不可欠の要件であるところ、
契約により不動産所有権が移転された場合、契約を証明した公証人の行為のちに無効と
なっても、公証の無効は契約の効力に影響を与えない。」というものである。裁判所は、
取引の安全を図っていると言わざるを得ない。

⁴⁴ 本事件においては、すでに国家登記機関により不動産の所有権が移転されており、民事

(不動産からの退去請求)

登記を有する土地建物の正当な所有者が、占有者に対して立ち退きを求めた場合に、占有者が占有正権限を有することを主張する場合、占有正権限について判断する必要があるとして、第一審裁判所に差し戻された事案。

関連条文

モンゴル国最高裁判所民事法廷 2021 年 5 月 13 日第 001/X T 2021/00429 号判決

(1) 事案の概要

X (原告、外国人) は、Z (第三者) から、2017 年 3 月 30 日、A 建物の所有権、B 土地の保有権を購入し、同日に A 建物の所有者として、2017 年 4 月 10 日に B 土地の保有者として⁴⁵それぞれ国家登記機関に登録された。

X は、不動産を占有する Y (被告) に対し、A・B 不動産からの立ち退きを求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

差戻し。

最高裁判所は次の理由をもって本事件を第一審裁判所に差し戻した。

Y は、Z との間で金銭消費貸借契約を締結し、その借金を弁済するまで A 建物の所有権、B 土地の占有権を Z に担保として譲渡していたものである。したがって、Z・X 間の売買契約は無効であると主張する。

この点、Z は、Y の主張を否認し、X の主張を認める。

最高裁判所は、これらの事実に関して十分に確定しないままに判断を下すことができないとして、本事件を原審に差し戻した。

2 会社法の運用の実態

以下では、会社法の運用実態調査の結果である。

裁判所においてはそれを無効とすることができないため、登記の変更を求めるのであれば、行政訴訟をすべきである。

⁴⁵ X は外国人であるが、国家登記機関にて B 土地の保有者として登記させたことが認定されている。モンゴル土地法によれば、土地の所有権はモンゴル人、保有権に関してモンゴル人やモンゴル法人に帰属させると定めており、外国人と外国法人に関しては、土地利用権のみを帰属させる。なお、建物の所有者に関しては国籍による区別がない。したがって、外国人である X が、土地の利用権ではなく保有権を登記して有しているという事実について、どのような事情があったのか疑問がある。

(1) よくある質問から

以下に掲げる質問事例は、モンゴルに進出する日本企業等から頻繁に出る会社法に関連する質問と、それに対する回答である。すべて筆者の2010年～2022年にかけてのモンゴルにおける弁護士としての活動、大使館での法律相談等の経験に基づいて、複数回相談を受けた内容を取り上げている。質問が多い内容であり、会社法の概要理解にも資すると思われるので、ここに取り上げることとする⁴⁶。

Q1 モンゴルで小会社を設立しようと考え、コンサルタントに現地法人の設立を依頼しています。株式数について、定款で定める必要があると言われていています。有限責任会社なのに、株式を発行するのでしょうか？また、株式数はどのように定めればよいのでしょうか？

A1 モンゴルの会社には、有限責任会社と、株式会社という2種類があります(3.4.)。株式会社は、さらに、公開株式会社と、非公開株式会社に区別されます(3.6.)。有限責任会社と株式会社の違いは、株式が証券取引機関や証券保険機関に登録されるかどうかです。

株式会社のうち、公開株式会社は、公開されて上場されます。非公開株式会社は、非公開で上場されます(3.7.、3.8.)。有限責任会社も株式会社も、均一化された割合的単位による株主たる地位である株式を持ちますが、有限責任会社は、株式の譲渡等の処分が、法律・定款で制限されます(3.5.)。実際には、有限責任会社の株式は概念であり、株主名簿等に株式数の記載はされますが、通常は取引が行われることはありません(閉鎖会社。株式譲渡制限あり)。

株式数は、自由に定めて構いません。100株でもよいし、100,000株でも構いません。出資者が複数存在する場合には、出資額に応じて株式数を定めることとなるので、分割しやすい数がよいでしょう(例：7株とかであれば、分割し難いということです)。

Q2 モンゴルの現地会社と合弁で、現地法人を設立しようと考えています。50：50の出資ですので、株式の持ち分を500株：500株としたいと考えていますが、問題はないのでしょうか？

A2 事業が円滑に行われているうちはよいのですが、弁護士の視点からは、トラブルに対応できるように株式数を決定することが望ましいと考えます。次のことに注意が必要です。

取締役会(なければ執行機関)の役員選出を除き、株主総会に議題にあげられた問題は、全て会議出席議決権保有者の過半数をもって採択される。この法律や会社定款で、議題採択の必要数が指定されている場合はそれに従う(63.5.)。このように、株

⁴⁶ 以下のQ&Aの記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施したウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した。

主の意見が相違する場合に、デッドロック状態になります。この場合、会社運営に支障が生じてしまいます。また、定款変更 (17.1.)、会社合併 (19.3.)、一体化 (吸収) (20.4.)、会社分割 (21.3.)、組織変更 (23.2.)、株式交換 (25.3.)、解散 (26.3.)、優先株発行 (35.9.)、新株発行の際の優先買取権の不行使 (38.8.)、株式分割・併合 (51.5.) (なお、これらをまとめて 63.7. に規定) など、会社の重要事項については、特別多数で決定されます。特別多数とは、最高裁判例で 3 分の 2 以上の議決権であるとされます。

つまり、最低でも 51% 以上、完全に会社を支配したいのであれば 67% 以上の株式保有が会社経営を支配するには必要ですので、よく検討してください。

Q3 モンゴル人と合併で会社を運営しています。株主の中には、経営に関心がなく、単に配当や利益分配だけを目的としている人もいます。このような人に対して適切な対応はあるでしょうか？

A3 優先株式 (35.) の発行を検討されてはいかがでしょうか？優先株主は、会社法に定める場合、定款および優先株の発行決定に記載する場合に限り、株主総会において議決権を有します。会社解散後、残余財産の分配の際、累積配当以外の配当を受け取ります。会社は、優先株に配当を支払い、償還義務のある優先株を償還した後、普通株式を償還させ、配当を支払う権利を有します。会社を精算する場合、普通株式保有者に配当する前に、優先株式保有者に優先権を行使させ、未払いの配当を行います。

このように、優先株は、優先的に配当 (その額や条件、償還や普通株への転換条件等を定めることができる。) を受け取ることができる代わりに、(優先株に関する事項以外) 議決権がないものとしてできる株式です。

モンゴル会社法においては、日本のように、種類株としては、優先株式と黄金株式 (国家が保有する会社など例外的な場合のみ発行可能) しかありません。

Q4 有限責任会社の株式を保有しています。友人に株式を買い取っていただきたいのですが、自由に譲渡してよいのでしょうか？

A4 投下資本回収の手段として株式譲渡は必要ですが、有限責任会社の閉鎖性から、自由に株式譲渡することは認められません。

有限責任会社の株主が株式譲渡しようとする場合、まず、譲渡しようとすることを書面で会社に通知しなければなりません (5.4.)。通知を受けた会社は、他の株主にこの内容を書面で通知します (5.4.)。通知には、譲渡予定株式の種類、数量、譲渡価格、譲渡期間その他必要な事項を記載します (5.5.)。

有限責任会社の株主は、他の株主の株式を優先的に取得する権利があることから、通知を受けた場合、優先買取権を行使して第三者 (他の株主以外の者) に優先して株式を取得できます (5.6.-5.8.)。

優先買取権を行使する株主がいなかったとき、同権利は第 2 順位の優先買取権者として会社自体に移転します。会社は優先買取権を行使するか否かを決定します (5.9.)。

他の株主も会社も優先権を行使しなかった場合、株主は通知価格以上の価格で、第三者に株式を譲渡することができます (5.10.)。

Q5 有限責任会社の株主ですが、10%の株式しか保有していません。会社の経営がどうなっているか知ることはできるでしょうか？

A5 有限責任会社の株主には、その株式の持分割合にかかわらず、すべての会社情報の開示と、会計書類等の閲覧請求権があります (5.11.)。

Q6 有限責任会社を経営しています。私が100%の株式を保有していますが、株主総会を開催する必要はあるのでしょうか？

A6 株主総会は、会社の最高統治機関です (59.1.)。株主総会は、定時総会と臨時総会のいずれかです (59.3.)。定時総会は取締役会（なければ執行機関）によって招集され、会社の各事業年度終了後の4か月以内に開催されます (59.4.)。

以上が、通常の場合ですが、1人会社の場合はどうでしょうか。1人株主の会社の場合、その株主は株主総会の権限を行使します (59.2.)。よって、1人会社の株主は、株主総会を開催する必要はありません。実質的にも、会社支配している者が1人ですので、問題は生じません。

Q7 有限責任会社の株主です。モンゴルの取締役選任の方法を教えてください？

A7 取締役の選任・任期終了前の解任に関する事項は、株主総会の専権です (62.1.7.)。したがって、株主総会で選任する必要があります。

Q8 株主総会で取締役の追加候補者を緊急動議として提出したいと思います。可能でしょうか？

A8 株主総会で決議する事項は、あらかじめ議案を作成して、決められた手続に従って提案する必要があります (66.等)。株主総会では議題に含まれない事項を検討し決議することはできません (63.10.)。66条の場合（取締役選任等議案の株主提案）を除き、株主総会の議題に含める追加事項提出の手順につき、必要であれば会社定款でより詳細な手続を指定することもできる (63.11.) とされています。したがって、緊急動議について、定款に定めがあれば適法になるという考えもできそうですが、そのような定款の定めがあることはほぼ考えられませんし、66条を除外していることから、取締役の選任等を緊急動議で提案することは困難だと思われます。

万が一、総会議長が動議を不適法却下せずに決議した場合、一応決議は有効であるが、株主総会決議取消の訴え等が可能となると考えられます (70.)。

なお、2人以上で、合計10%以上の株主による要請に基づき、臨時株主総会を開催することができます (61.1.2.)。この場合、株主は独自に議案を提出できます。

Q9 有限責任会社を設立します。会社には、必ず取締役会を設置しなければならないでしょうか？

A9 いいえ。有限責任会社は取締役会を設置しなくても構いません (75.2.)。

なお、株式会社は取締役会を設置することが必要です (75.2.)。株式会社の取締役

は9人以上で、その3分の1以上が社外取締役である必要があります(75.4.)。

有限責任会社の取締役には、そのような定めはありません(75.5.)。

また、株式会社の取締役会は監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置しなければなりません(81.)。

これに対し、取締役会設置有限責任会社では、取締役会はこれらの委員会を設置しなくても構いません。

いずれの会社形態でも、業務執行権を持つ執行役員を定める必要があります。単独または複数の者が権限を有することができます。単独で執行する者を業務執行者(CEO)といいます。執行役員の権限は、取締役会(なければ株主総会)において、会社と委任契約を締結して定めます(83.)。

原則として、執行役員は、他の会社の執行役員等が兼任しても構いません(83.5.)。

外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限や条件はなく、外国人が単独で会社の役員になることもできます。

Q10 有限責任会社の業務執行者や取締役を兼任できますか？また、外国人が就任できますか？

A10 はい。原則として、執行役員は、他の会社の執行役員等が兼任しても構いません(83.5.)。外国投資会社の取締役会や業務執行者の資格に制限や条件はなく、外国人が単独で会社の役員になることもできます。

ただし、以下の会社法上の欠格事由があれば就任不可です(経営陣の欠格事由。84.3.)。①国または地方の行政組織、軍部、警察、裁判所、検察組織の経営陣として勤務する者、②刑事罰中の者。

Q11 有限責任会社の株主です(取締役です)。株主総会(取締役会)は、モンゴル国内で開催する必要がありますか？

A11 いいえ。株主総会や、取締役会等の開催地の制限はありません。日本国内で開催しても問題ありません。株主総会については、招集手続をきちんと採れるかどうかの問題です。モンゴル国在住の株主が多数存在する中で、外国において株主総会を行うことを法は予定していませんので、そのような場合、実質的に総会の招集が無効と解される可能性は高いでしょう。委任状による参加も可能ですが、委任状は原則その総会1回限り有効です(68.2.)。株主総会については、株主が参集する必要がありますが、取締役会については、必ずしも同時開催する必要もありません。持ち回り決議も可能です。ただし、取締役会議事録に、会議の時間や場所を明記する必要があることから(80.11.)、場所や時間が複数に及ぶ場合には、それらを明記すべきです。

Q12 有限責任会社の株主です。会社株式の10%を保有しています。追加で10%の株式を買い取る予定ですが、何か留意点はありますか？なお、私は取締役でも執行役員でもありません。

A12 はい。会社の 20%以上の株式を取得してしまうと（関係者との共同所有の場合を含む）、会社経営の責任を問われる（代表訴訟の対象となりうる）ことがありますので注意が必要です（84.10.）。

また、単独および関係者と共同で株式の 10%以上を保有する株主は、その不正な行為により会社に生じさせた損害について、自己の財産で賠償責任を負うことがあります（有限責任の例外。9.4.）。

Q13 会社印を紛失しました。どのようにして再生できますか？

A13 会社印の紛失届を官報公告したうえで、発見されなければ、法人登録局から新会社印の調製許可を得て新会社印を作成することができるようになります。

モンゴルでは、会社印は会社の正式な書類に押印するものであり、非常に重要なものです。訴訟等でも、会社印が押印されていれば、その書類は、正式に会社が作成したものであると推認されます。

逆に言えば、会社印があれば、委任状、契約書等の偽造は容易に行うことが可能です。信頼している部下に会社印を預けていたが、それが悪用されたといった事例も見受けられます。日本に代表者が在住しているような場合、会社印を日本で保管しておくのは確かに不便ではありますが、リスクを考えると、代表者が自身の下で保管しておくことを強くお勧めします。

（2）判例の検討

以下では、会社法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

（モンゴル国最高裁判所民事部 2019 年 5 月 7 日第 001/XT2019/00637 号判決）

（1）事案

従属関係にある Y1 有限責任会社、Y2 有限責任会社は、2017 年 12 月 28 日、Z 公開株式会社の 39.6%の株式を、親戚である 6 人の株主から、証券取引所外取引である相対取引方法で買い取った。

その取引の数日後に、Z 公開株式会社の最大株主となる X 有限責任会社が、その取引について知り、会社法や証券取引の公開買付ルールに違反したという理由で訴訟を提起した。

（2）判決

原告である X 社の請求を認め、Y1 社及び Y2 社の保有する株式は、決議権がないと判断した。

被告側 Y 社らの株主は、B という個人であり、B が株式を保有する Y 社らは、会社法 6.1、6.14、99.1、99.1.2 条の定めに従い、従属会社または関連団体とみなされる。会社法 56.1 条は、「普通株式の 3 分の 1 以上を保有する場合、会社株式の支配権を取得したものとす。」、56.2 条は、「単独でまたはその関連団体と共に、公開会社の普通株式の

支配権を獲得しようとするすべての者は、この法律および証券取引法で規定される手続に従って、公開買付義務を負う。」と定める。X社は、Y社らは、Z社の39.6%の株式を買い取るにあたり、公開買付義務を果たさなかったと主張した。

これに対し、被告Y1社は、対象となるZ社の20%の株式、被告Y2社は、対象となるZ社の19.6%の株式を買い取ったので、会社の支配権基準となる3分の1以上という要件を満たさないから公開買付義務はないと反論した。

第一審および控訴審では、被告Y1社とY2社は別々の会社であり、それぞれの買い取った株式は会社の支配権に達していないという理由で請求が棄却された。

しかし、最高裁判所は、会社法56.2条の「単独でまたはその関連団体と共に、公開会社の普通株式の支配権を獲得しようとするすべての者は、この法律および証券取引法で規定される手続にしたがって、公開買付義務を負う。」という規定に基づき、被告Y1社、Y2社の株主はBという個人であり、被告らは関連団体関係にあるとして、第一審および控訴審の判決を破棄して、原告の請求を認容する判決を下した。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018年10月18日第001/XT2018/01425号判決)

(1) 事案

2009年5月9日、運送業を行う74人のトラックドライバーが出資して、9人のドライバーが代表して、合弁会社を設立することとなった。2010年に9人の代表者が会社を設立し、9人で設立者及び取締役として法人登記局に登録された。その後、9人の代表者以外の65人のドライバーのうち63人は、株主として配当を求めたが、代表者らは63人のドライバーが株主ではないとして配当しなかったため、63人のドライバーが配当金の分配を求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は第一審および控訴審の判決を破棄し、事件を第一審に差し戻す判決を下した。

第一審、控訴審においては、63人のドライバーは法人登記局に会社の株主として登録されていない。会社と雇用契約を締結して働いていた従業員である。よって、会社の株主ではないとして請求を棄却した。

それに対し、最高裁判所は、会社法12.4条「会社の設立者はその会社の株式を保有しなくてもよい。」という規定により、9人の代表者が法人登記局に設立者及び取締役として登録されていても、原告らは、会社の株式を保有しなくてもよい。原告らが法人登記局に登録されていないことが、株主ではないとして取り扱う理由にならないとしたものである。

(3) 筆者コメント

会社法上、会社の設立者が株式保有を義務付けられないことを理由として、株主登記がないからといって株主ではないとはいえないとしたものである。一般に、モンゴルの

実務では、権利義務の登録の有無が権利義務の有無に直接影響するが、この判例は、特殊な事情がある場合には、登録がないことがただちに権利がないことに連動しないと裁判所が判断した点が、注目に値する。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018 年 5 月 3 日第 001/XT2018/00702 号判決)

(1) 事案

2004 年 6 月 8 日、姉妹である X、Y、Z が、X は 24%、Y は 41%、Z は 35% の各株式を保有する A 社を設立した。2016 年 5 月 16 日、Y と Z が株主総会を開き、A 社を解散する決議を行い、法人登記局に登録した。

これに対し X は、株主総会の開催手続に違反したと主張して、2016 年 5 月 16 日付け株主総会決議の無効確認訴訟を提起した。

(2) 判決

第一審、控訴審、上告審は、原告 X の請求を認め、2016 年 5 月 16 日付け株主総会決議を無効とし、同株主総会においてなされた会社解散決議を無効であることを確認する判決をした。

原告 X は、会社法 26.3 条「会社が、株主総会の決議により解散する場合、取締役会（なければ株主総会）が解散委員を委任し、解散期間・規則等を定め、債務弁済後の残資本を株主に配分する規則等を記載した解散決議案を株主総会に提出し、出席者の特別多数で可決する。」、65.1 条「本法 60.1 条の株主総会を招集する者は、株主総会の参加権利者全員に通知する義務を負う。」と定めているところ、被告 Y、Z は、株主総会の通知をせず、解散決議案も作成しなかったことから、株主総会は無効であると主張した。これに対し、被告 Y、Z は、当該株主総会には X が実際に参加し、会議中に出て行ったと反論した。

第一審、控訴審、上告審は、会社法 65.1 条に従い、株主総会を招集する者は、株主総会開催通知をしたことの立証責任があるとし、被告らはこれを立証できなかったとして、会社法 70.1 条に基づき、株主総会及び株主総会決議を無効とした。

(3) 筆者コメント

株主総会について、開催が有効となる要件の一つに招集通知を行うことがある。この事案では、被告らの主張によれば、株主総会招集通知が仮になされていなくても、実際に X が株主総会に参加している以上は、通知懈怠の瑕疵は治癒されているとも考えられるところであるが、裁判所はそのようには判断していない。モンゴルにおいて手続規定を遵守することの重要性がわかる判例である。

(モンゴル国最高裁判所民事部 2018 年 4 月 17 日第 001/XT2018/00617 号判決)

(1) 事案

2015 年 11 月 13 日、A 有限責任会社が裁判所に対して、支払能力不能に陥ったとし

て、破産申立てをした。それに対し、債権者となるスイスの会社、バガノール区税務署、バガノール区社会保険機関、A社の100%の株を保有する親会社となるロシアのB社らが債権回収訴訟を提起した。

(2) 判決

A社の破産申立てを却下した。また、親会社B社からA社に対して貸し付けた金銭の返還義務は終了していると判断した。

具体的には、A社が支払不能に陥る前に、親会社B社はA社が所有している不動産、土地など全ての資産に担保を設定し金銭を貸し付けた。A社が破産手続に入ると、B社は担保権者として、他の債権者より優先的に貸付金を返済する権利があると主張した。

第一審は、A社は破産し、残余財産を親会社以外の債権者に分配すると決定し、控訴審は、破産手続が破産法に違反しているとして、事件を第一審に差し戻した。

最高裁判所は、親会社は当該会社の100%株主であったことから、債権者と債務者が同一であるとし、会社法6.6条の「親会社の決定によって子会社が支払不能に陥った場合、その債務につき親会社は連帯責任を負う。」という規定を適用し、親会社の債権回収を否定した。

(ウランバートル市行政裁判所(第一審)2019年11月4日第767号判決)

(1) 事案

原告A社の49%の株を保有し、社長を務めるBは、A社の臨時株主総会を招集した。当該臨時株主総会において、A社は、新株発行する方法により資金調達する決議をした。その決議に基づく定款改正を法人登記局に登録申請をした。登記官は、他の株主が臨時株主総会に出席しなかった、また他の株主の新株優先買取権を与えなかったとの理由で、登録を拒絶した。これに対し、A社は、法人登記局の登録拒否決議は違法であるとして行政裁判所に訴訟提起した。

(2) 判決

行政裁判所は、原告A社の請求を認め、定款改正を登録することを法人登記局に命じた。

行政裁判所は、会社法61.9条が、「取締役会(なければ執行機関)が61.4条による株主の要求で臨時総会を招集することを決定した場合、その要求後45日以内に招集をかけなければならない。」と定め、65.1条が、「60.1条の株主総会を招集する者は、株主総会の参加権利者全員に通知する義務を負う。」と定め、65.2条が、「有限責任会社は、株主総会開催通知の手順や時間を定款で定めることができる。」と定め、69.3条が、「69.1条の定足数に満たない場合、株主総会は延期され、新たな日程が発表されなければならない。その場合、議案変更することはできない。」と定め、69.4条が、「69.3条の場合、会議に参加する議決権株式の20%以上の保有株主が総会に参加することで定足数を満たすものとする。ただし、定款でそれ以上の定足数を設定することができる。」と定め、

69.5 条が、「延期された株主総会の議題に 62.1.1 条から 62.1.6 条に定める事項が含まれている場合、会議に参加する議決権株式の少なくとも 3 分の 1 以上の保有株主が総会に参加することで定足数を満たすものとする。ただし、定款でそれ以上の定足数を設定することができる。」と定めている。これらの定めに基づき、A 社の株主であり社長でもある B は、法的手続に従って臨時株主総会を招集し、決議をした。したがって、決議は有効である。

また、会社法 38.2 条は、「62.1.3 条の定めに従い、新株発行を決定する際、発行株式数、価格、株主の買える株式数、支払期間その他の事項を記載した通知を株主へ送付する。」と定め、38.3 条は、「株主が優先買取権を行使した場合、株主総会決議の後、30 営業日間以内に通知する。」と定めているから、新株発行決議は適法であると判断した。

(3) 筆者コメント

ここで問題となるのは、株主総会招集及び株主総会決議の問題は株主間における私法上の紛争と解されるのか、あるいは登記機関との間の行政上の紛争になるかということである。株主総会招集、株主決議事項の問題は株主間の紛争であり、民事訴訟を提起すべきである。しかし、モンゴルでは、会社登記に関して本判例のような行政裁判所や民事裁判所の間で管轄に関する問題が生じる場合が多く見られる。

さらに、会社の登記に関する問題について、モンゴルでは、登記官は形式的審査権を持っているか、それとも、実質的審査権を持っているかという問題もある。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2018 年 11 月 28 日第 476 号判決)

(1) 事案

X 社の株主である原告 A は、会社の株主が変更したことにより定款改正を法人登記局に登記申請したが、法人登記官は株主総会が法的手続に従っていないとして、登記を拒絶した。それに対して、A は行政裁判所に訴訟を起こした。

(2) 判決

第一審は、会社の定款改正の登記を拒絶した登記官の行為が違法であるとして、法人登記局に登記を命じた。

控訴審は、「登記機関は申請者から提出された資料に基づき形式的審査を行うのみならず、それらの資料の内容が適法であるかどうかという実質的審査を行わなければならない。」と述べ、X 社の定款改正の内容は他の株主の権利を侵害するおそれがあるとして、登記官が実体審査を行ったことは適法であるとして、原告の請求を棄却した。原告は上告した。

最高裁判所は、控訴審判決を破棄し、定款改正を登記するよう法人登記局に命じた。理由は、会社定款が適法であるかまたは他の株主の権利を侵害していないかという問題は、株主間の問題であり、行政裁判所や登記機関の問題ではない。行政裁判所や登記機関は、行政機関に関する問題を取り扱う。つまり、登記に関する形式的審査権のみを持

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

つから、X社の定款改正を登録すべきであるとした。

(3) 筆者コメント

会社の登記に関する問題について、モンゴルでは、登記官は、実質的審査権を持っていない。登記官は形式的審査権のみを持っているとの判断をした判例である。

3 知的財産法の運用の実態

(1) 商標法について

以下では、商標法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

(「SORONZ」事件)

(1) 事案の概要

X1は雑誌の創刊者、X2は雑誌発行会社である（ともに原告・被控訴人・被上告人）。原告らは、2009年12月に「Soronz」という誌名の雑誌を創刊し、出版会社の経営を行ってきたが、誌名を商標として登録していなかった。

2011年2月22日、Y（被告・控訴人・上告人）は、原告らの発行する「Soronz」誌名と同一名称に「雑誌」という文字を付加し、「Soronz 雑誌」という商標を商標権設定登録した（第9046号）。

そこで、X1は、自分が「Soronz」という雑誌と名称をYより先に創造したため、民法122.1条⁴⁷により、「Soronz」誌名の著作者及び所有者と認めることを、X2は、自分が「Soronz」商標の正当な所有者と確認することを求める訴えを提起した。

本件反訴は、被告が原告に対して、商標権に基づき、上告申立てをした事案である。

(2) 判決

第一審は、民法122条1項に基づき、X1は「Soronz」誌名の著作者また所有者であること、X2が当該商標の先使用者及び正当な所有者であることを確認し、原告の請求を認めた⁴⁸。

控訴審（民事控訴裁判所）は、原判決の一部を破棄し、被告の控訴を棄却した⁴⁹。つまり、控訴審は、X1を「Soronz」誌名の著作者であることを確認する請求を棄却し、民法122条1項によりX2が「Soronz」商標の所有者であることのみを認めた。X1に対して著作権が認められなかった理由は、「Soronz」は日常的に用いられるモンゴル語の言葉を文字、図形の方法で商標として使用したにすぎず、X1の創作的な表現といえないからである。

また、控訴審は、商標法において、商標権は登録設定により発生する（商標法3.1.7条⁵⁰）と規定しているが、未登録商標に対する保護規定が存在しないため、原判決が民

⁴⁷ 「法律に別段の定めがないかぎり、知的財産に係る知的価値を持つものを創造した者の所有権は、そのものを創造したときから発生する。」と規定する。

⁴⁸ モンゴル民事第一審判決2014.10.6第4608号。

⁴⁹ モンゴル民事控訴審判決2014.12.5第1143号。

⁵⁰ 「商標占有者は、法定手続に従い登録商標の所有権を取得した者のことをいう。」と規定する。

法 122 条 1 項に基づいて、X2 を「Soronz」商標の所有者と認めたのは妥当であると判断した。さらに、Y は「Soronz 雑誌」登録商標を使用して業務活動をしていないため、Y の「Soronz 雑誌」商標には商標法 3 条 1 項 1 号による自他商標識別力が生じないものと解すべきとした。

原判決に対し、Y が上告受理の申立てをしたところ、最高裁判所は、一審・二審の結論には違法はないが、X1 及び X2 の請求内容について正当に審理していない上、事実認定につき、商標法の関連規定による解釈適用の誤りがあると判断した⁵¹。具体的には、まず、原告の請求内容につき、X1 と X2 の請求を別々に審理する必要はなく、X2 が「Soronz」商標の所有者であることを確認する請求であると解すべきとした。また、当該事実において、第一審の「X1 は本件商標の著作者である。」、また、控訴審の「当該商標について登録設定をしていない使用者の権利侵害に対する保護規定がないという判断に誤りがある。」と述べた。

最高裁判所は、被告の商標権設定登録前に、原告の「Soronz」商標はモンゴル国内の関連分野において周知となったと認め（商標法 3.1.13.）、民法 122 条 1 項に基づき、原告を本件商標の所有者と認定した。原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した理由として、まず、原告の発行する雑誌「Soronz」が 4 年間発行され、モンゴルにおいて 2010 年に最多購読者がいる雑誌となり、また、原告との取引会社の証明により、2009～2014 年の間で、「Soronz」雑誌の 94 回目の雑誌が発行されたといった事実を挙げる。さらに、被告は、原告と同一または類似の業務を行っていないという事実から、X2 を当該「Soronz」商標の正当な所有者であることを確定することは商標法 6.7 条⁵²に違反しないと解した。結論として、被告の上告は棄却された。

(3) 行政訴訟

原告は、紛争解決委員会の審決（2013 年 7 月 29 日付け）である「被告の受けた商標登録査定に対する無効審判は不成立」という判断に不服があるとして、行政裁判所に対して審決取消訴訟を請求した。原告の請求に対して、被告は、最高裁判所が原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した判断は、周知商標規則（2014 年）に定められた知的財産庁による審査を通さずに下されたため、妥当ではないと主張した。これに対し、

⁵¹ モンゴル最高裁判決 2015.1.27 第 51 号。

⁵² 「二人若しくはこれ以上の者は同一又は類似の商標を同一又は類似の商品、役務について使用している場合、登録出願を先に行った者の商標使用権が保護を受けることができる。」と規定されている。

行政裁判所は、商標法 5.2.8 条⁵³および 5.2.9 条⁵⁴に基づき、Y の商標登録の無効理由を認め、Y の登録査定に対して無効審判不成立と判断した紛争解決委員会の審決を無効とし、X1 及び X2 の請求を認容した⁵⁵。

さらに、Y の主張に対して、以下のように判断を下した。原告の「Soronz」商標を周知商標と認定した最高裁判所の判断は有効であり、Y の登録出願時（2011 年 2 月 22 日）は、周知商標規則施行の前であったため、本件において周知商標規則の適用を要求するのは妥当ではない。

（「BODI」事件）

（1）事案の概要

原告 Bodi 株式会社（X）は、Bodi という名称を 1996 年から使い始めたことを理由に、民法 27.3 条⁵⁶に基づいて被告 BodiInternational 株式会社（Y）に対し、Bodi 商号を優先的に所有し、使用することを求める訴えを起こした。本件反訴は、被告が原告に対して、商標権に基づき、上告申立てをした事案である。

また、この事件は登録紛争とみなされ、行政裁判所の決議中に行政訴訟ではなく民事訴訟として民事裁判所に移った。

（2）判決

第一審は民法 9.4.1 条⁵⁷および 26.2 条⁵⁸に基づいて、請求を棄却した。

控訴審は、原判決を適法であると判断し、原告の控訴を棄却した。控訴裁判所は、原告の請求に対し、まず、「Bodi」という言葉自体は、言語辞書において「無害、悟り、あわれみ」と定義されており一般的に使用される語彙であるため、商標法 5 条 1 項 1 号により商標として保護されないと判断した。また、工業所有権の保護に関するパリ条約

⁵³ 「商標登録出願に係る商標の不登録事由の一つとして、商品・役務の種類にかかわらず、周知商標と同一又は類似することから、消費者の間に混同をもたらす、非公正的な優先権を享受し、不当な利益を得、損害を与え、その名声を毀損するものは商標登録を受けることができない。」と規定する。

⁵⁴ 「モンゴルにおいて、周知となった著作物の著作権及び著作隣接権、工業所有権と矛盾することが明らかであるものは商標登録を受けることができない。」と規定する。

⁵⁵ モンゴル行政第一審判決 2015・5・20 第 0299 号。

⁵⁶ 民法 27 条 3 項によれば、法人名称は他の法人名称と同一あるいは他人を混同させるような類似のものは認められない。

⁵⁷ 「民事上の権利は、権利の承認という方法で保護される。」と定めている。

⁵⁸ 「法人登記、登録の抹消に関する規定を法律により規定する」と定めている。

8条⁵⁹によると、「Bodi」という名称は商標と同じく保護対象とならないため、原告 X は被告より本件 Bodi という名称を優先的に使用し、所有する権利を有しないと判断した⁶⁰。

(3) 行政訴訟

原告は、知的財産庁から受けた 10161 番の商標登録を無効とさせる審決取消訴訟、また本商標を原告の商標として登録することの義務付訴訟を提起した。

第一審は、商標法 5.1.5 条⁶¹、5.2.8 条⁶²、6.1 条⁶³および 33.1.1 条⁶⁴に基づき、原告の請求を棄却した。

控訴審は、原判決を適法であると判断し、原告の控訴を棄却した。控訴裁判所は、原告の請求に対し、まず、商標法 33.1.1 条によれば、同法 5.2.5 条、5.2.8 条に違反して登録された商標登録は無効となる。しかし、本件において、被告の登録商標には登録できない事由が認められない。また、被告が商標登録を受ける際、原告及び被告は関連当事者であったため、原告の請求を認めることができない。さらに、管轄的には、民法 84.5 条により、商標証明書とその所有権は法人の無体財産であるため、商標権を巡る紛争は民事訴訟において判断されるべきである⁶⁵。

原告はさらに上告受理の申立てをしたが、最高裁判所は第一審・控訴審の結論には違法がないとして、上告不受理とした。

(「Airmarket」事件)

(1) 事案の概要

Airmarket Gobi 株式会社 (X) は、2000 年から営業活動を行い始め、国際的及び国内的に飛行機のチケットの販売、旅行サービスの提供で広く知られている。

⁵⁹ 「商号は、商標の一部であるか否かを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない」と定めている。

⁶⁰ モンゴル民事控訴審判決 2014.12.5 第 1143 号。

⁶¹ 「モンゴル独自の歴史のおよび文化的記念となる名称とイメージを商標として認めない」と規定する。

⁶² 脚注 53 参照

⁶³ 「商標の登録を希望する市民および法人は、モンゴル国の行政機関に、紙または電子的に商標申請書を提出する」と規定する。

⁶⁴ 「商標または地理的表示が、この法律の第 5 条（商標の要件）に違反して登録されている場合、その商標が無効となる」と規定する。

⁶⁵ モンゴル行政控訴審判決 2017.8.10 第 221/MA2017/0570 号。

Xは、Эйрмаркет Говь 株式会社 (Y) が X と類似する商号を使用し同じ営業活動を行い、その地域における消費者の間で混同を生じさせていた。そのため、X は Y に対し、競争法 12 条 1 項 4 号⁶⁶ 及び民法 27 条 3 項⁶⁷に基づいて、登録商号を無効とする請求をした。

(2) 判決

第一審は、商号登録法 16.8 条、民法 27.3 条に基づいて、X の商標登録を無効とした。また、この名称で他の法人名を登記する請求を棄却した⁶⁸。原判決に対して、X が控訴したところ、控訴審は、請求を全部棄却した⁶⁹。本件請求内容は、商号権の権利侵害ではないとみなしたからである。

控訴審に対して、X は、以下の内容で再度上告受理の申立てをした。“Аэрмаркет” “Эйрмаркет говь” という名称は、同一また類似の商号であるという 2 つの要素を両方も満たしている。消費者を混同させる十分な根拠がある。さらに、X は、15 年間経営活動を続けた結果、高い名声を獲得し、ある程度イメージが作り上げられた市場において X の名声を Y に不正に使用されている。控訴審における、被告 Y は、この商号を使用して利益を得たという証拠がないという判断は、原告の法的利益を害している。

最高裁判所は、X の上告受理申立てを受理して本件を本案審理したうえで、控訴審判決を破棄し、X の請求を認めた⁷⁰。その理由として、まず、“Аэрмаркет” 株式会社と “Эйрмаркет говь” 株式会社は、国際販売、旅行活動という同種の営業を行なっている。また、Airmarket という外国語は、モンゴル語の Эйрмаркет、Аэрмаркет と同一の意味の商号である。また、Эйрмаркет という言葉の後ろに Говь という地域的な言葉を追加しただけで両会社を区別できない。同じ分野で営業活動を行なっている法人の間で、消費者を混同させる。なお、工業所有権の保護に関するパリ条約 8 条を第一審が参考にしたことは適切であると判断した。

(「National University of Mongolia」事件)

(1) 事案の概要

モンゴル国立大学法人 (X) は、「Mongolian National University, MNUM (本件商標)」につき商標権を有している。

⁶⁶ 「事業者が他の事業者が使用している商標、ラベル、商号、商品の品質保証を無断で使用すること、また、商品の名称及びパッケージを模倣すること。」を禁止する。

⁶⁷ 「商号は他の法人の商号と同一または類似であることは禁止する。」と規定する。

⁶⁸ モンゴル行政第一審判決 2016.6.24 第 471 号。

⁶⁹ モンゴル行政控訴審判決 2016.9.7 第 221/MA 2016/0585 号。

⁷⁰ モンゴル最高裁判決 2016.11.23 第 403 号。

Xは、モンゴル教育文化科学省命令（2012年A 454号。私立大学法人Yに国立大学の地位を認定した命令である。）に対し、本命令によりYがXの使用商標と同一の商標を使用し、商標権登録を設定した行為が不正競争に該当し、消費者の間で誤認を起す等と主張して、本命令を無効とする訴えを提起した。

また、2015年7月に、Xは、モンゴル国公正競争・消費者保護庁に対して、Yの侵害行為を差し止める申立てを起こした。

原告Xは、1942年にモンゴルの最初の国立大学として設立され、1992年10月26日の第476号政令により、国立大学の地位を受け、1996年に、「National University of Mongolia」、「Mongolian National University」、「MNU」、「MUIS」につき商号設定登録をした。2012年に「Mongolian National University」、「MNU」につき商標権設定登録をした。さらに、Xは「Mongolian National University」、「NUM」として、モンゴル国内の大学中で、国内及び国際的に最も高い名声を有する国立大学法人である。

Yは、前記モンゴル教育文化科学省命令により、国立大学法人の地位を受けた後、2013年12月26日に、本件登録商標と同じ商標がつく商標権を有した。

(2) 判断

第一審は、行政手続法 54.1.8 条、14.1 条⁷¹ により、除斥期間が消滅したため、本件 X の請求を却下した⁷²。

その後、Xは控訴しており、2021年2月現在、Mongolian National University, MNU 商標に関する紛争が最終的にまだ解決されていない。

⁷¹ 「法律に別段の定めがない限り、行政処分に不服があれば、30日以内に行政裁判所に対して、審決取消訴訟を提起することができる。」と規定している。

⁷² モンゴル行政第一審判決 2017.3.16 第 1951 号。

(2) 著作権法について

以下では、著作権法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を
検討する。

(「Veritech ERP」事件)

(1) 事案

Xは、コンピュータソフトウェアとシステム統合の分野で営業活動を行なっており、
2013年11月にVeritechERP金融ソフトウェアプログラムを開発した。同プログラム
は、2014年2月27日、知的財産庁に登録され、著作権証明書No.5820を受けた。

2017年6月、VeritechERP金融ソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）
の開発に携わっていたY1（2015年4月に退社。）とY2（2016年5月に退社。）らが、X
の著作物を無断で盗み出しウェブサイト上で販売していることが発覚した。

そのため、Xは、Y1及びY2に対し、著作権法12.1条に基づき、著作権侵害の停止、
本件ソフトウェアの販売、使用等の著作権侵害の差止めを求める訴えを提起した。

(2) 判決

プログラムの専門家の鑑定結果によれば、Y1及びY2の使用している金融ソフトウェ
アと原告が保有する本件ソフトウェアのデータベースの構造は異なる。また、保護され
たソースコードがコピーされたという証拠がない。

以上を理由として、第一審裁判所は、著作権及び関連する権利に関する法律12.2.1条
及び12.2.3条に違反する理由がないとして、Xの請求を棄却した。

この判断に対し、Xは、専門家の観点は不完全であるとして、XとY1及びY2の金融
プログラムのソースコードを比較した再分析の要求を理由として、控訴した。

控訴審は、第一審の判断は裁判所の決定に関する法的要件を満たしていないため、合
法かつ合理的ではないと決定した⁷³。具体的には「2つのプログラムのデータベースと
ソースコードが同一の場合、類似点を強調することが重要である。同一の情報が見つか
らなかつたため、類似点のパーセンテージを作成できなかった。この鑑定結果は、法医
学法17条2項の、専門家の意見は専門家の知識に基づき、分析の実際の結果を反映
し、特定の科学的方法論に基づく。」と定められた要件を満たしていない（2022年2月
現在、訴訟係属中）。

(「Khubilai Khan」事件)

(1) 事案の概要

デジタルコンテンツ株式会社(X)は、2014年4月10日に中華人民共和国の
「Bright Media limited」株式会社との間で、中国の全50話のテレビシリーズである
「Legend of KublaiKhan」テレビシリーズの配信に関する独占ライセンス契約を締結

⁷³ モンゴル民事控訴審判決2019.8.26第1574号。

し、モンゴルの衛星放送やケーブルテレビを通じて放映する独占的権利を取得した。

しかし、2016年3月、モンゴルのテレビ会社である被告「スルドメディア」株式会社（Y）は、「Legend of KubilaiKhan」テレビシリーズを放送する許可を取得せずに、2つのシリーズを先に放送した。

Xは、Yの行為が旧著作権法12.3条⁷⁴に違反していると主張し、旧著作権法31.3条⁷⁵、民法497.1条⁷⁶に基づいて、損害賠償として25,366,000 MNTを請求する訴えを提起した。

これに対し、Yは、以下の主張をする。Yは、Xからテレビシリーズの配信許可を得ずに、2つのシリーズを放送したことに異論はない。しかし、全50話のテレビシリーズ放映権料に等しい25,366,000 MNTの金額は相当ではない。

(2) 判決

第一審は、民法497.1条に基づいて、Yに対し、2つのシリーズの金額である1,291,690 MNTを賠償せよとの判決を下した。

Xは、第一審判決に対し、民法510.1条⁷⁷及びTRIPS協定45.1条⁷⁸を適用せずにした、Yが補償すべき損害賠償額の算定は不合理であると主張し、控訴した。具体的には、民法510.1条の目的は、損害を元の状態に戻すことができない場合に、損害を完全に補償することである。したがって、本件対象となるシリーズは全50話から成り立つ知的財産であるうえ、他のテレビ局に各シリーズを分配して販売することが認められないので、2つのシリーズのみについて損害額を決定することは不適切である。

控訴審は、第一審判決は、法執行の観点から修正されるべきであると判断し、Xの請求を棄却した⁷⁹。その判断によれば、まず、Xが「Bright Media limited」株式会社と締結した「映画配信に関する独占的ライセンス契約」の終了期間の3か月前に、Yが本件映画を放送した行為のみにより、Xの本件映画を使用し、配信する権利が他のテレビや

⁷⁴ 「著者は、彼の作品をあらゆる方法および形式で使用する独占的権利を有する。これには以下のものが含まれる。著者の許可を得て、契約に基づいた。」と規定する。

⁷⁵ 作品を使用する独占的権利の侵害において、民法に基づく物的損害の補償規定。

⁷⁶ 「故意または過失、作為（不作為）により、他人の権利、生命、健康、名誉、威信、職業的名誉、財産を違法に侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する義務を負う。」と規定する。

⁷⁷ 「他人の財産に損害を与えた者は、その損害を賠償するために、損害を与える前の状態に回復するか、損害を現金で補償しなければならない。」と規定する。

⁷⁸ 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命じる権限を有する。

⁷⁹ モンゴル民事控訴審判決2017.3.6第647号。

メディアに販売できずに利益を上げられなかったとは言い難い。そのため、第一審の決定した損害額が適切である。また、第一審判決は民法 510.1 条を適用すべきである。X は、Y の映画の無許可の公開と、X の映画の販売が不可能であったという事実の間の相当因果関係を立証できなかつたため、被告の行動によって 25,366,000 MNT の損害が発生したと認められない。そのため、第一審の判断は適法である。

〔「Monsudar」事件〕

(1) 事案の概要

「Monsudar」出版社の会長である原告 R.E (X) は、「Seruuleg」新聞社 (被告、Y) に対し、次の訴訟を提起した。「Seruuleg」という Y の新聞において、「両親がアルコール依存症であれば、罪のない子供たちにもアルコール依存症となる残酷な将来がある。」という記事が掲載された。この記事には、X が発行した教科書に使用されていた 4 枚の写真のコピーが、その内容と目的を歪めて許可なしに使われていた。この記事を掲載した新聞は約 30,000 部印刷され、それぞれ 400 MNT で販売されていた。著作権法 (2006 年) 11.1.4 条及び 12.2 条に違反して X が権利を有する出版物が利用されたため、各写真の合計価格である 2,250,000 MNT を請求する。

(2) 判決

第一審は次のように判断した。民法 230.1 条、230.2 条、497.1 条に基づき、Y は 2,000,000 MNT を支払え。

控訴審は次のように判断した。民法 510.1 条及び著作権法 31.3 条により Y は 1,000,000MNT を支払え、原告の 1,250,000 MNT のその余の請求は棄却する。本件写真の使用は、著作権法 24.1.3 条で指定された「アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品を部分的に使用することは、著作権侵害とはみなさない。」という規定にあたらぬ。Y は、著作権法 11.1.4 条「作者の許可なしにいかなる方法で、作品または作品の名前を変更し、または歪曲することを禁止する。」という規定に違反したものである。

最高裁判所は、第一審と控訴審の判決は適法であると判断し、双方の上告を棄却した

⁸⁰。

⁸⁰ モンゴル国最高裁判所判決 2008.10.07 第 468 号。

4 競争法の運用の実態

以下では、競争法の運用実態として、重要と思われるモンゴルの判例の事例を検討する。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 9 月 25 日第 277 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2017 年 12 月 15 日、X (原告) に対し、「冬のガスを X のみが販売し、その他の業者が販売しないよう消費者を錯誤に陥らせる広告を行い、その他の業者に悪影響を及ぼしている。」と判断し、500 万 MNT の罰金を科した。X は、この罰金を科した行政行為を不服とし、当行政行為の取消訴訟を、行政裁判所に対し提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X の請求を認めた。

広告法 7 条 2 項 3 号には、「明確な情報を提供せず、または消費者の知識及び経験不足により誤信を招いて錯誤に陥らせた」場合、不正広告となる旨定める。X の、「冬のガスを X のみから」という広告からは、上記の「明確な情報提供をしない」又は「消費者が錯誤に陥る」という状況が確認できない。「のみ」という文言は、その他の業者がガスを販売しないという意味を表現しない。したがって、公正競争に反する広告と判断することができない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 10 月 21 日第 332 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2018 年 2 月 12 日、X1 (原告) に対して、「石油の価額を不当に高騰させ、その提供を遅延させた。」と判断し、500 万 MNT の罰金を科した。X1 は、罰金を科した行政行為は違法であるとして、次のように主張し、訴訟提起した。処分の理由とされた違法行為は、X1 とは関係なく X2 の活動に関連するものである。Y は X1 と X2 の所有者が同一人であり、事務所も同一であり、X2 の事業場に X1 のロゴ等がおかれているとする。しかし、X1 と X2 は別人格であり、処分理由となる行為を行ったのは X2 である。

(2) 判決

最高裁判所は X1 の請求を次の理由で棄却した。

競争法 20.3.2 条は、「調査及び審査に関して必要な情報、報告、説明書及びその他の書類を関連機関又は役員、業者から取得する。」、24.1.1 条は「違法行為を行った者が確定すれば、その者に行政罰を科す」と定める。公正競争・消費者保護庁の審査官は、違法行為者を正しく確定しなければならない。しかし、本件では、その任務が果たされていない。

もっとも、上記の行政行為の手續違反が、行政行為を全体的に違法無効であると判断する根拠にはならない。なぜならば、原告も行政機関による審査に対して必要な書類等を提供する義務があり、それも果たしていないため、上記の誤った結論が導かれたからである。したがって、最高裁判所は、公正競争・消費者保護庁の審査官の X1 に対する行政行為を 3 か月間差し止め、その期間内に行政処分を正当化するように指示する判断を下した。

(3) 筆者コメント

本事件においては、公正競争・消費者保護庁の審査官が行政行為を下す際、対象者を間違っていたことは明らかである。

ただし、X1 と X2 の所有者が同一人であり又は Y が誤ったのは X1 が協力しなかったことも関連している。

これらの事情から、行政行為の手續違反から、当該行政行為が即座に違法無効という結論が導かれるものではなく、そのような場合、一定期間内にもう一度正当な行政手續を踏んだうえで処分を行うべきとする。

この判決からは、行政行為の手續違反に関して、行政裁判所が広範な権限を持ち、行政裁判所の裁量により行政行為の違法性判断が操作されているといえる。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 11 月 4 日第 358 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2018 年 2 月 22 日、X (原告) に対し、「ガソリン代を不当に増額した。」と判断し、50 万 MNT の罰金を科した。X は、赤字を補填するためガソリン代を増額したのであって、法律違反はしていないと主張し、当行政行為を無効とするよう求めて訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は X の請求を次の理由をもって棄却した。

競争法 13.3 条は、「緊急事態又は不可効力により被った損失を補い、経済不況を乗り越え、生活必需品 (例えば国家保管法により国会が定めた商品) の需要を調整するため政府又は権限を有する機関による規制がなされた場合には、競争を制限したとみなさない。」と定める。この条項に基づき、政府は、2018 年 1 月 24 日第 26 番政令によりガソリン税が免除され、ガソリン代を安定させる義務を業者に課している。

以上の経緯からすれば、X がガソリン代を増額したことにつき、公正競争・消費者保護庁が罰金を科した行為を違法と判断することができない。

(3) 筆者コメント

モンゴル国は輸入品に依存する割合が高い国であり、特に新型コロナウイルスの影響で輸入品の物価が上がったため、ガソリン等の生活必需品に関して国家による規制がなされることが頻繁に見られている。本件は、国家によるガソリン代の統制に従わなかつ

た事業者に対し、罰金を科した行為について、その適法性を認めたものである。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2020 年 9 月 28 日第 351 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁の審査官) は、2020 年 3 月 13 日、X (原告) に
対し、「不当に肉の価額を増額した。」と判断し、2,000 万 MNT の罰金を科した。X
は、業者の販売や商品の価額に関する国家の介入が不当であるとし、当行政行為が無効
である旨を主張して行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X の請求を認容した。

競争法 12.1.10 条は、「事業者の競争を制限する又は消費者の権利を侵害する販売手段
を利用する活動を禁止する」と定め、行政処罰法 10.7 条及び 4.7 条は、「事業者が競争
を制限する又は消費者の権利を侵害する販売手段を利用する活動を行った場合、刑罰を
科す状況がない場合、自然人について 200 万 MNT、法人について 2,000 万 MNT の罰
金を科する。」と定めている。

X が肉の価額を 1 キロごとに 1,200~1,350MNT 増額したことは、「競争を制限する」
又は「消費者の権利を侵害する」という要件を満たしているとは判断することができな
い。つまり、事業者の販売する商品の値上げは、市場の需要で調整される。

その事業者が「自然的独占の事業者」と「支配的な事業者」である場合、公正競争・
消費者保護庁が監督する権限がある。

この点、X は、上記事業者のいずれにも該当しないため、Y の行政行為は違法であ
る。

(3) 筆者コメント

最高裁判所は、本事件において公正競争・消費者保護庁の商品価額に関する権限範囲
を明確にした。つまり、同庁は、商品価額に関して「自然的独占の事業者」と「支配的
な事業者」のみに対して権限を有し、その他の事業者の場合、同庁は介入できない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2017 年 6 月 14 日第 236 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、競争法 5.2 条及び 15.1.6 条に関して、「自然
独占の事業者と支配的な事業者を確定する規則」第 298 番政令に基づき、2016 年 6 月
10 日第 4 番決定において、X (原告) をスポーツ系チャンネル市場における支配的事業
者と認定した。

X は上記決定を不服とし、当行政行為を無効とする旨を求めて行政裁判所に訴訟を提
起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X の請求を棄却した。

競争法 5.2 条は、「支配的地位にある事業者とは、当該製品の市場において単独又は共同で若しくは利害関係者が製造、販売、購入の 3 分の 1 以上を支配する事業者をいう。」と定めており、X は、スポーツ系チャンネルサービス市場の 94.8% を支配している。

したがって、X は、支配的事業者である。Y の処分に違法はない。

(3) 筆者コメント

本事件において、X がスポーツ系チャンネルサービス市場の 94.8% を支配していることが本判決の根拠となっている。しかし、「スポーツ系チャンネルサービス市場」と市場を分類する根拠について、それが何に基づいているかは不明である。

であるとすれば、公正競争・消費者保護庁が、行政裁量によって、市場の分類をすることができるという結論が導かれるであろう。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2016 年 11 月 21 日第 396 号判決)

(1) 事案の概要

Z (第三者) は、開発銀行の融資による 13 兆 MNT の借入を、X 銀行 (原告) を通じて行おうとした。X 銀行は、Z に対し、金銭消費貸借契約を締結する際、特定の条件を付けて提案した。X 銀行が Z に対して条件を付けたことにつき、Z がこれを認めず、X 銀行が競争法に違反していると主張して、Y (公正競争・消費者保護庁) に申し立てた。

Y は、X 銀行に対し、Z との金銭消費貸借契約に関して特定の条件を提案した行為が競争法の関連条文に違反するため、その条件を提案しないよう求めて行政指導した。

X 銀行は、当該求めに従わなかったため、Y は、X 銀行に対し、行政罰を科した。X 銀行は、Y による行政罰を不服とし、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもって X 銀行の請求を認め、Y の処分を取り消した。

X 銀行と第三者である Z 間の金銭消費貸借契約に関して、契約当事者の一方が損失を受けることについての結論や請求を出すことは、公正競争・消費者保護庁の審査官の権限の範囲外の行為である。つまり、X 銀行と Z 間の関係は、民法の対等な当事者間の関係である。市場の公正競争や独占事業等を規制する競争法の適用範囲ではない。

そして、Z は建築業者であり、X 銀行の競争者ではない。X 銀行は「不公正競争規制委員会」の決定により、地方において支配的地位を持つが、モンゴル国全体又はウランバートル市には支配的地位を持たない。したがって、X 銀行と Y 間の私法上の契約に参入する権限は公正競争・消費者保護庁にない。

(3) 筆者コメント

当局の権限逸脱を認めて処分を違法とした判決である。不正競争・消費者保護庁の権

限範囲は、公正な市場形成、独占に関するものであって、銀行と企業間の取引は、市場の公正と無関係であるとした。この点、銀行の貸付行為は、本当に市場と無関係であるのか、銀行間取引以外の取引において、すべて別事業であるとして競争法が適用されないとするのは妥当なのか、市場の概念とも関連して疑問は残る。さらに、モンゴル国全体またはウランバートル市においては支配的地位がないとはいえ、開発銀行の融資が他の銀行からも行われているのかといった点についても判決では言及されていない。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2020 年 2 月 3 日第 61 号判決)

(1) 事案の概要

X 銀行（原告）は、2017 年 10 月 5 日、「金融事業者に対する新しい製品を出す。」という決定で保険会社、信用組合、銀行以外の金融機関、有価商品金融機関、動産担保融資機関に対し、口座開設にあたって口座最低残金 100 万 MNT、年利 0%、手数料 5,000 MNT という条件を付け、それに従わない法人にはサービスを提供しない旨を告知した。

この告知を受けた関係企業が、Y（被告、公正競争・消費者保護庁）にクレームを申し立て、Y は審査を行い、X 銀行が競争法 7.1.3 条、7.1.5 条、7.1.11 条に違反したと判断し、5 億 MNT の制裁金を科した。X 銀行は上記決定を不服とし、当行政行為は無効であるとして、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X 銀行の請求を棄却した。

競争法は、支配的地位にある事業者が、支配的地位を違法に利用し、その他の事業者を同市場の参入を阻害し、同市場より退出させるため市場に販売している製品の数量又は値段等を調整することにより競争を事実的に制限し、消費者を妨害することを禁止する。そして、7.1.3 条は、「事業者から販売に対して追加条件を要求すること、市場にある製品と同種の製品をその市場価格と異なる価格で販売すること及び不当に製品の販売を拒むこと」、7.1.5 条は、「経済的又は技術的な正当事由なしで、事業関係を結ぶことを拒むこと及び不当な基準を設けること」、7.1.11 条は、「ある製品の契約書及び合意書にその契約及び合意と関係のない条項を含めるよう要求し、他の事業者と比べて差別的な条件を付けること」を禁止する。

X 銀行は、保険会社、信用組合、銀行以外の金融機関、有価商品金融機関、動産担保融資機関に対し、口座最低残金 100 万 MNT、年利 0%、手数料 5,000 MNT という差別的な条件を設定したが、その理由が不明である。したがって、支配的地位を違法的に利用し、消費者を妨害した支配事業を行ったと判断することができる。

(3) 筆者コメント

本事件において、原告が顧客に対して差別的な条件を設定したことが明確であるとされている。この点、X 銀行はウランバートル市ではなく、ある地方に関して支配的地位

を持つ事業者である。最高裁判所は、モンゴル国最高裁判所行政事件法廷 2016 年 11 月 21 日第 396 号判決において地域について論じ、ある地域においてのみ支配的地位にある銀行についての私法上の契約に介入する権限は、公正競争・消費者保護庁にないとした。しかし、本事件において、X 銀行がある地域のみで支配的地位にあることは、行政庁の介入を否定する論拠になるとされていない。この点で、支配的地位の範囲についての判例変更があったものと考えられる。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2019 年 12 月 25 日第 11 号判決)

(1) 事案の概要

X (原告) は、Z との間で、2017 年 6 月 2 日、「提供契約」を結び、その契約において「買主は売主の提案した価額を遵守する。」と取り決めた。

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、上記契約条項が競争を制限した行為であるカルテルであると判断し、X に対し、行政処罰法に基づき、その商品の昨年売上の 0.5% に相当する罰金を科した。

X は、Y の審査官による上記行政行為が無効であると主張し、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は、次の理由をもって X の請求を棄却した。

競争法 11.1 条は、「事業者は競争を制限する旨次の取引 (カルテル) の取り決めに禁止する。」と定め、11.1.1 条は、「商品の価額を取り決める。」と定めている。

すなわち、商品の提供者が、その他の販売者に対し、決まった値段で消費者に販売する旨を取り決めたことが、その販売者相互の競争を制限する結果が生じることを阻止する規定である。したがって、X の提案する価額で販売することを取り決めることは、カルテルである。

(首都第一審行政事件裁判所 2016 年 10 月 13 日第 779 号判決)

(1) 事案の概要

Y (被告、公正競争・消費者保護庁) は、2016 年 6 月 10 日、X (原告) をコークス市場において支配的地位を持つ事業者と判断した。X はその判断は違法であるとして当行政行為の無効を主張して、行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

裁判所は次の理由をもって X の請求を認めた。

競争法 5.2 条は、「支配的地位にある事業者とは、当該製品の市場において単独又は共同で若しくは利害関係者が製造、販売、購入の 3 分の 1 以上を支配する事業者をいう。」と定め、15.1 条は、「政府は自然的独占事業者と支配的地位事業者を認定する規則を定める。」と規定する。

モンゴル政府の2010年11月17日第298号「自然的独占事業者と支配的地位事業者を認定する規則」政令において、独占の認定においての要件及び認定手続を定める。

Yは、同規則に従い認定手続を行うとき、市場集中度の認定と市場支配力の認定につき妥当な認定を行っていない。つまり、市場集中度の認定の際、Xの輸出率を基準にし、Xがコークスの輸出市場の7割を占めているから市場支配力の認定を行う必要がないとした。このYの認定判断は不適切である。

(3) 筆者コメント

独占認定について、市場集中度及び市場支配力双方について、適切な認定を行わなければならないとした判例である。

(モンゴル国最高裁判所行政部 2016年10月10日第295号判決)

(1) 事案の概要

X(原告、建築会社)から区分マンションを購入した者から、区分マンションの面積が契約に適合しないというクレームがY(被告、公正競争・消費者保護庁)に対してあった。Yはそのクレームに基づき、違法行為をXが行ったと判断し、Xに罰金を科した。

Xはその判断の違法を主張し、当行政行為を無効とさせる旨を求めて行政裁判所に訴訟を提起した。

(2) 判決

最高裁判所は次の理由をもってXの請求を認容した。

競争法12.1.2条は、「商品について誤った情報を提供して他人を錯誤に陥らせる行為」、12.1.10条は、「消費者の権利を侵害する販売手段を利用する行為」を禁止する。

しかし、Yは、区分マンションの面積が契約に適合しているか否かにつき、法律による手続に従わなかった。Yは、クレームを申し立てた者が提出した書類に基づいて行政行為を下したが、その手続は適法でない。

(3) 筆者コメント

区分マンションの面積不足については、特別な許可を有する者が測定し、結論となる書類を発行する。公正競争・消費者保護庁の審査官は、クレームを申し出た者が提出した書類等のみによって行政処分を下しており、その手続は違法である。なぜなら、一方当事者に有利な書類からだけでは、実際の区分マンションの面積を測定できないからである。

(TOYOTA SALES MONGOLIA LLCが91億MNTの罰金を科せられた件⁸¹)

⁸¹ <https://afccp.gov.mn/more/402> (公正競争・消費者保護庁WEBサイト。2022.2.15 最

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

公正競争・消費者保護庁は、2021年に計画された検査の一環として、新車の輸入業者および小売業者の活動を検査した。

2021年11月3日、モンゴルにあるトヨタ自動車の独占販売代理店であるトヨタセールスモンゴリア有限責任会社が独占禁止法に違反していることが判明した。

事件で得られた証拠によると、新車の輸入市場を支配するトヨタセールスモンゴリア LLC は、Munkhhada LLC および Tavanbogd LLC とディーラー契約を締結しており、同契約において、自動車、そのスペアパーツ、工具、および付属品の開発、製造、購入、小売店での販売、またはその他の形態について、禁止事項に違反していた。

具体的には、トヨタセールスモンゴリアに生じた損失および損害を、Tavanbogd LLC および Munkhhada LLC は補償する。違反すればディーラー契約が終了するとの条件の下でトヨタセールスモンゴリアは、その支配権を違法に用いて製品を販売し、競争法で禁止されている市場支配的活動を行うためにその支配権を違法に行使したことが立証された。

したがって、行政処罰法 10.7.9 条に従い、トヨタセールスモンゴリア LLC は、91 億 MNT、または前年度の売上高の 4% の罰金を科された。

(公正競争・消費者保護庁の活動実績⁸²)

2021年の活動実績として、公正競争・消費者保護庁は、前述の競争法及び消費者保護法を所管する機関であるが、108件の訴訟を提起し、3,500件の検査を実施し、市民から12,626件の苦情を受け取り、326,547,500 MNTの損害を賠償させ、92件の違反を摘発し、141,126,192 MNTを国家予算に納付させたとのことである。

公正競争について、1,048回の審査を行い、飲酒、航空、車両輸入及び放送分野における市場調査を行い、10の事業者に対して自然独占及び支配的地位にある事業者として定めた。

さらに、国家及び地方財産による商品、業務、サービスを購入するに関する法律に係る260件の異議申立てを受け取り、解決した。

終閲覧。)。本件については、トヨタ側は反発しており、現在モンゴル国において訴訟となっている。公正競争・消費者保護庁は、在留邦人、日系企業による強い反発を受けているとの情報がある。JETRO や日本の報道機関もこのニュースを公表していないようである。一般的に周知されていない事案であるが、本稿ではあえて記載した。モンゴル国公正競争・消費者保護庁の WEB サイトの情報をそのまま翻訳して記載している。著者の独自情報や見解、意見はあえて入れていない。

⁸² <https://mongolia.gov.mn/news/view/26231> (公正競争・消費者保護庁 WEB サイト。2022.2.17 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

5 投資関連法の運用の実態

(1) 投資法

以下では、投資法の運用実態として、重要と思われる安定化証明書の発行手続きを取り上げる。

(概説)

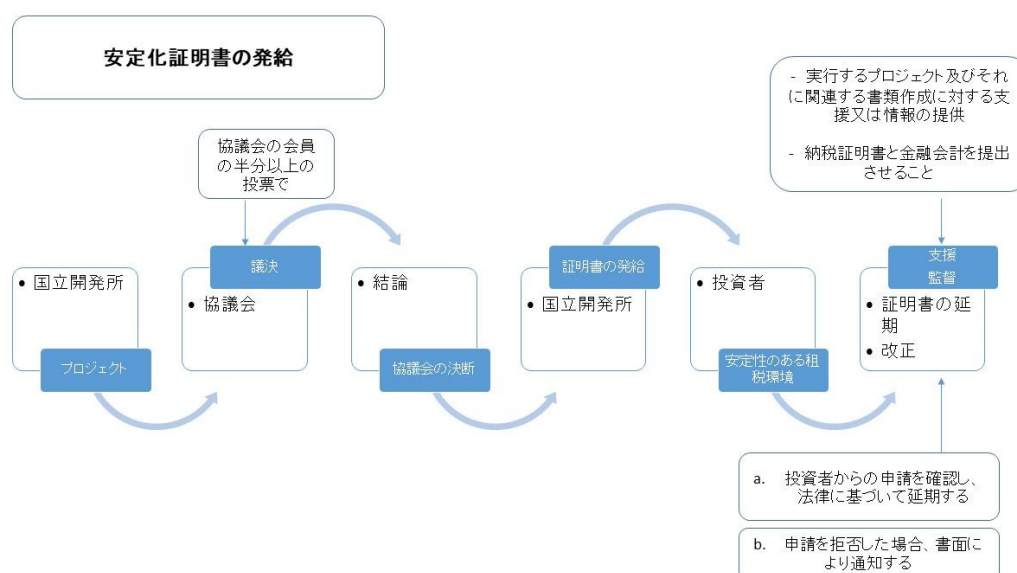
安定化証明書を発給する手続きについて、投資法における安定化証明書を発給させるためには、投資問題を所管する国家行政機関である「国立開発所」に申請を行う。

投資問題を所管する国家行政機関は、安定化証明書の申請書及び関連する書類を受け取った日から 30 日以内に、法律に定める要件に従い、安定化証明書を発給する旨を、投資問題を所管する内閣大臣の決定により設置された協議会の結論に基づいて判断する。必要に応じて、15 日間まで延長することができる。

投資問題を所管する国家行政機関が、安定化証明書を発給するように決定した場合、安定化証明書に関連する記載を行い、プロジェクト実施者であるモンゴル国に登記された法人に発給する。

投資プロジェクトが上記要件を満たさない又は書類作成が完了していない場合、投資問題を所管する国家行政機関が、その理由付きの発給拒否の通知書を、申請書及び関連する書類を受け取った日から 30 日以内に投資家に送付する。

(安定化証明書の発給手続きのイメージ)⁸³



⁸³ <http://nda.gov.mn/1044.html> (国立開発所 WEB サイトより抜粋。2021.12.30 最終閲覧。)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(安定化証明書を発給申請の添付書類⁸⁴)

- ① 法人の登記簿謄本、関連する許可書及びその他の証明書の写し
- ② プロジェクト紹介
- ③ 先進技術を導入することに関する説明書/技術ごとの説明
- ④ 安定的な職業を生み出す手段に関する説明書
- ⑤ 自然環境アセスメント
- ⑥ ビジネス計画（プロジェクトに対する投資額が 100 億 MNT 未満の場合）
- ⑦ フィジビリティスタディ（プロジェクトに対する投資額が 100 億 MNT 以上の場合）
- ⑧ 投資額について監査機関により認定された金融会計書類

(安定化証明書の無効原因)

安定化証明書は、次の①から⑨の理由に基づき、投資問題を所管する国家行政機関の決定により、無効とされる。

- ① 安定化証明書の有効期間が終了した。
- ② 安定化証明書を保有する法人が申請した又は倒産した。
- ③ 安定化証明書を保有する法人がモンゴル国に行った投資をモンゴル国から完全に移転させた。
- ④ 安定化証明書を保有する法人が、不法な書類作成によって安定化証明書を取得したことが認定された。
- ⑤ 権利継承者が、投資プロジェクトを承継しないか、又は投資法による要件を満たさない。
- ⑥ 投資家証明書を他人に売却し、担保を付け又は贈与した。
- ⑦ 外国の国有法人が、投資法に定める許可を得ていない。
- ⑧ 安定化証明書を保有する者が上記表 1 又は表 2 に指定する期間内に、投資を行っていない。
- ⑨ 安定化証明書を保有する者が投資契約を締結した。

投資問題を所管する国家行政機関は、安定化証明書を無効にする決定を平日の 5 日間以内に、安定化証明書を保有する法人及び租税問題を所管する国家行政機関に通知する。

(投資法改正案)

2021 年 6 月 21 日、投資法改正草案が国会議員から提案された。

その草案の主なポイントは、モンゴルに設立する外資系企業の要件をゆるやかにするこ

⁸⁴ <http://nda.gov.mn/1044.html>（国立開発所 WEB サイト、2021.12.30 最終閲覧。）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

とであった。すなわち、現状では、モンゴルで投資に関して、国家から課税的及び非課税的な支援を受ける外資系企業を設立するためには、外国投資家の提供する投資額の最低基準として10万ドルを投資しなければならない。本改正草案の目的は、その要件を5万ドルまでに低下させ、外国投資家に対するより柔軟性のある法的環境を構築することであった。

さらに、投資家の家族に対する滞在ビザの要件をゆるやかにすることも目的とされた。

しかし、そのことが、国家安全保障に直接に悪影響を及ぼすという大きな批判を受け、草案は国会で否決された。

(紛争解決)

投資法におけるモンゴル国立開発所による行政処分に関して不服がある場合、行政裁判所に訴訟を提起できる。

しかし、投資家が民間企業等である場合、投資法に関する紛争は、実務においては裁判所ではなく当事者間の仲裁により判断されるのが大半である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

(2) 有価証券市場法

ここでは、有価証券市場法とそれに関連する法律について、参考になると思われる法令等を掲げ、参照 WEB サイトを記載する。

(証券市場法関連)

FRC の法的地位に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/446>

会社法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/310>

証券市場法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/9243>

資産担保証券に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/571>

投資ファンド法-<http://www.legalinfo.mn/law/details/9493>

農産物交換に関する法律-<http://www.legalinfo.mn/law/details/567>

(証券発行関連)

金融規制委員会規則-<http://www.mse.mn/laws/3>

コーポレートガバナンス規則-<http://www.legalinfo.mn/annex/details/743?lawid=1652>

統一証券データベース規則-<http://www.legalinfo.mn/annex/details/707?lawid=1624>

証券の分離および証券預金における口座取引の一時停止手続規則-
<http://www.legalinfo.mn/annex/details/705?lawid=1621>

株式会社の配当金の分配監視規則-<http://www.frc.mn/djza/id/3510>

株式会社のモデル定款-

http://www.mongolchamber.mn/mncci/attachments/article/1592/frc_smd_12_74.pdf

取締役会のモデル規則-<http://governance.mn/rules>

預託証券の登録および公募手続-<http://www.frc.mn/djza/id/3508>

(規制対象事業体の活動関連)

専門資格の実施、ライセンス供与、一時停止および取消手続-

<http://www.frc.mn/uploads/file/77e36ec5f23be3492b064a385fc14853cbbcf4e6.pdf>

銀行法第 6.2 条に規定されている活動を規制するための手続-

<http://www.tdbcapiatal.mn/download/juram24.pdf>

証券によって証明された所有権の贈与または相続の手続-

<http://www.frc.mn/djza/id/3524>

ライセンスが取り消されたブローカーやディーラーのクライアントに関する譲渡手続-

<http://www.frc.mn/uploads/file/c23cabd4e941ed110b3b932c00cb353170338daa.pdf>

規制対象の事業体および発行者の広告規制-

<http://www.frc.mn/uploads/file/ae3a40beda7bd5e30e24e7a9e593ed77532341ec.pdf>

規制対象の個人リスクファンド規制-

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

<http://www.frc.mn/uploads/file/5da23147075d841c4539da26b1277e03685a8c5e.pdf>

規制機関のデータベース手続-<http://www.frc.mn/djza/id/3515>

自主規制機関の登録に関する規制-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3521>

財務能力格付活動の規制-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3522>

(投資ファンドの運用関連)

投資管理活動のライセンスおよび運用規則-<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3534>

投資信託を設立し、投資信託を運営するためのライセンスを発行するための規則-

<http://www.frc.mn/legal/detail?id=3533>

(資産担保證券関連)

資産担保證券のライセンスの発行、登録、発行手続-

<http://www.legalinfo.mn/annex/details/750?lawid=1659>

(証券市場における監査および評価関連)

証券市場参加者に法的助言を提供するための法人登録規制-

<http://www.frc.mn/djza/id/3766>

証券市場参加者に資産評価サービスを提供するための法人の登録規制-

<http://www.frc.mn/djza/id/3765>

6 特別な契約法の運用の実態

(1) 労働法

以下では、労働法の運用実態について述べる。

2022年1月1日から施行される改正労働法については、いまだ運用がなされて
間もなく、実態についても明らかではない。

そこで、この項では、改正労働法の施行によって旧来の労働契約、就業規則等を
どのような観点から変更の必要が生じているのかについて概説する⁸⁵。

(就業規則に記載すべき事項)

以下では、労働法上、就業規則に記載すべきとされている内容について取り上げる。企
業によっては労働契約に記載している事項もあると思われるが、すべて就業規則に記載し
なおすことが労働法上は求められている。

- ・ 使用者は、労働および労使関係におけるハラスメント、暴力およびセクシャルハラス
メント、その苦情の防止、抑制および解決の手順を就業規則の内容に含める (7.4.)。
- ・ 使用者は、労働時間と休憩時間を規定し、柔軟な労働条件を用いて、これらのことを
労働協約と就業規則に導入することにより、労働者の仕事と生活のバランスをサポート
し、労働者の子供に優しい児童保護方針を実施する (43.3.)。
- ・ 休憩と食事休憩の開始時間と終了時間および期間は、就業規則により定められる。昼
休憩は少なくとも1時間が必要である (94.3.)。
- ・ 私的休暇の付与手続、休暇の期間および私的休暇期間中に補償を支払うか否かは、就
業規則によって定められる (100.2.)。
- ・ 使用者は、法律、労働協約、労使協定に従い、賃金に関する以下の就業規則を定め施
行する (103.3.)。職務リスト (103.3.1.)。職務記述書 (103.3.2.)。法 106.3 条に従った
労働基準および標準 (103.3.3.)。賃金に関する手続 (103.3.4.)。
- ・ 使用者は、新しく就業規則を策定した場合、就業規則を、すべての労働者が閲覧でき
る場所に配置する義務がある。労働契約の終了および労働規律の違反の理由は、就業規
則に明記されなければならない (122.2.)。

⁸⁵ 以下の記述は、2021年度に在モンゴル日本大使館主催でモンゴル国において実施した
ウェビナーにおける、筆者の講義レジュメを一部参照した

(2) 消費者保護法

(法改正の予定)

モンゴル国会 2021 年第 12 番決議別紙「モンゴル国法令を 2024 年までに強化する基本指令」によれば、「消費者契約法」は 2022 年に制定（改正）することが予定されている。

法律草案の作成理由と改正内容には、「消費者を実質的に保護するため、一般的に消費者の権利を侵害する契約に対し、消費者が自らの意見を入れることができるようにさせる。交渉できない約款に対する要件を定め、オンライン契約における消費者の権利侵害を防止する。消費者の権利侵害に関する紛争解決の手続について、消費者にとってより適切で、迅速なものとする。」とされる。

(改正草案の内容)

現在作成されている改正草案は「消費者保護法/完全改正/」という名称である。改正草案について、現行消費者保護法と異なる主な点は次のとおりである。

- ・ 消費者契約の一方の主体に輸入者が入る。
- ・ 遠隔契約と電子契約に関する規定が追加されている。
- ・ 説明義務の範囲が現行法より幅広くなっている。
- ・ 団体訴権に関する規定が追加されている。

第3章 現地における日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対 応の在り方について

1 概説

(1) モンゴルにおける日本企業概説

(企業数)

モンゴルに進出している日系企業拠点数は、外務省の統計によれば、519社（外務省海外進出日系企業拠点数調査：令和2年10月1日現在）である（詳細は、下記の表を参照）。

しかしながら、この統計結果は、実際に、モンゴルで継続的に事業を行っている企業数を正確に表しているものではない。統計に表れているのは、大使館に報告があった事業所数であり、実際にはすでに営業をしていない事業、法人登録をしたものの営業せずに登録だけ残っている（または、登録も抹消されていてそのことにすら気づいていない）企業も含まれている。実際にモンゴルにおいて精力的に活動をしている日系企業数の実数とはかけ離れた数であると考えられる。

また、519社のうち、半数以上の291社は、日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率10%以上）であり、日本企業の子会社等ではない。これらの企業のうちには、個人事業主の法人成りのような形態の零細企業も相当数存在すると考えられる。実際には、その日本人が現地から撤退すれば、即座に事業が継続しなくなるような場合が多いと思われ、そのような状態になって登録だけ残っている企業も多いと思われる。

(業種)

モンゴルに進出している日系企業を業種別に分析すると、「卸売業・小売業」が253社であり、全体（519社）の約半数を占め、業種として圧倒的に多い。具体的な業態が不明であるが、飲食店等もこの区分に含んでいるのかもしれない。

2位は「その他サービス業」（43社）、3位は「建設業」（29社）であり、以下、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」（ともに25社）、「教育、学習支援業」（18社）、「鉱業、採石業、砂利採集業」（17社）、「金融業・保険業」（16社）、「農業・林業」、「不動産業、物品賃貸業」（ともに15社）、「学術研究、専門・技術サービス業」（14社）と続く。

(モンゴル日本商工会)

モンゴルにおいて、モンゴル日本商工会が日系企業をとりまとめる重要な団体である。同会は、①会員相互の交流と連携、②会員の商工業活動発展のために有益な情報交換、非営利事業活動の実施、③関係諸団体との連絡・協調、④主として日本よりの経済ミッションへの対応、⑤その他本会の目的達成に必要な非営利事業を目的として設置されている団体である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

現在、特別会員、モンゴル企業を含めて 56 社が会員企業として加入している⁸⁶。そのうち、特別会員（大使館など）、モンゴル企業を除く 51 社が、現在、モンゴルにおいてある程度積極的に事業を展開している日系企業であるというのが、大方の認識である。もちろん、同会にあえて加入していない事業者、個人事業と同視されるような事業者で同会に加入するメリットがないと考えて加入していない事業者も多数存在すると思われるが、それらの実態については把握が難しい⁸⁷。

同会への入会資格であるが、入会希望者は入会申込書を提出し、役員間での協議のうえ加入を判断するとのことである。これまでに、入会を拒否された事例は聞かないが、ずいぶん過去には、商社や銀行を中心とした親睦団体であって、零細企業等が加入を申し込んでも、オブザーバー会員としてしか参加を認めないといったこともあったようである。現在では、そのような感覚はなく、特に問題がない限り入会を認める運用となっていると思われる⁸⁸。

表 モンゴル進出企業の企業形態（海外進出日系企業拠点数調査、2020 年調査結果（令和 2 年 10 月 1 日現在）⁸⁹よりモンゴルの部分を、一部形式を改変のうえ抜粋。）

企業拠点総数	企業形態						区分不明
	本邦企業の海外支店等	本邦企業が 100% 出資した現地法人		合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が 10% 以上の現地法人）		日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率 10% 以上）	
		法人	支店等	法人	支店等		
519	13	140	6	79	10	271	0

⁸⁶ <http://www.jbcm.mn/member-list>（モンゴル日本商工会 WEB サイト。2022.2.15 最終閲覧。）

⁸⁷ 例えば、著者自身もかつてモンゴル法人を所有していたが、その活動実態はなかった。

⁸⁸ 筆者の所属する弁護士事務所のような零細 1 人事務所であっても、モンゴル日本商工会に問題なく入会を認められている事実からも、原則として入会制限がないことはわかる。

⁸⁹ 外務省、海外進出日系企業拠点数調査、2020 年調査結果（令和 2 年 10 月 1 日現在）より抜粋。この調査は、(1) 本邦企業の海外支店等、(2) 本邦企業が 100% 出資した現地法人及びその支店等、(3) 合弁企業（本邦企業による直接・間接の出資比率が 10% 以上の現地法人）及びその支店等並びに (4) 日本人が海外に渡って興した企業（日本人の出資比率 10% 以上）を対象としているとのことである。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html（外務省 WEB サイト。2022.2.15 最終閲覧。）

表 モンゴル進出企業の業種（海外進出日系企業拠点数調査、2020年調査結果（令和2年
10月1日現在）よりモンゴルの部分を、一部形式を改変のうえ抜粋。）

業種									
農業、 林業	漁業	鉱業、採 石業、砂 利採集業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通信 業	運輸業、 郵便業	卸売業・ 小売業	金融業・ 保険業
15	0	17	29	10	8	25	6	253	16

不動産 業、物品 賃貸業	学術研究、専 門・技術サー ビス業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、娯楽 業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	サービス業 (他に分類さ れないもの)	分類不 能の産 業	区分不明
15	14	25	9	18	7	43	1	8

(2) モンゴルにおける在留邦人概説

(在留邦人数)

モンゴル在留邦人数は 323 名（外務省海外在留邦人数調査統計：令和 3 年 10 月 1 日現在）である。その内訳は、長期滞在者 295 人、永住者 28 人である。

(モンゴル日本人会)

モンゴルには日本人会が存在している。会員は在留邦人とその家族が中心であるが、定期的にモンゴルと日本を行き来している人や、モンゴル人会員もいる。

モンゴル日本人会の会員数は、170 人である。

モンゴル在留邦人数と日本人会の会員数の差は、いったん在留邦人として届出をした後日本に帰国した人物などが在留邦人数にカウントされているために 150 人程度の差が生じていると思われる。実際にモンゴルに在住する日本人の多くは、日本人会の会員となっているようである。

なお、特にコロナ禍においては日本に帰国している会員も多く、日本人会の会員であってもモンゴルに在住していない者も多い。

表 海外在留邦人数調査統計 令和4年版（令和3年（2021年）10月1日現在）⁹⁰よりモンゴルの部分を一部形式を改変のうえ抜粋

全体集計		長期滞在者			永住者		
合計	前年比 (増減率)	合計	全体比	前年比 (増減率)	合計	全体比	前年比 (増減率)
323	+16.6%	295	91.3%	+18.5%	28	8.7%	+0.0%

(3) モンゴル日本商工会とモンゴル日本人会に対するアンケート調査の結果

今回、日系企業、在留邦人等を対象に調査を行うにあたり、まず、モンゴル日本商工会とモンゴル日本人会に対して、アンケート調査を実施した。また、同会の役員に対してもインタビューを実施した。

アンケート調査は、各会の代表者に対するメールでの質問形式で実施した。その質問内容と結果は次のとおりである。

質問事項（現地日本人会、モンゴル日本商工会）

<p>1 日本人会や商工会議所の規模等について</p> <p>Q1 貴会に所属している会員の規模を教えてください。 ()名 ()社</p> <p>2 相談窓口、支援窓口の有無について</p> <p>Q2 貴会は日本企業等又は在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない</p> <p>Q2-1 「ある」とお答えになられた場合、その具体的な運用方法を御教示ください。 ()</p> <p>Q2-2 「ある」とお答えになられた場合、直近1年間の利用実績を御教示ください。 ()件</p> <p>内訳 <input type="checkbox"/> 相談のみ ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 現地の弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 日本法弁護士の紹介 ()件</p> <p><input type="checkbox"/> 公的機関（在外公館、JETRO）を紹介 ()件</p>

⁹⁰ 海外在留邦人数調査統計 令和4年版（令和3年（2021年）10月1日現在）。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>（外務省WEBサイト）

2022.2.15 最終閲覧。）

<p><input type="checkbox"/> 法曹以外の専門家の紹介 () 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他 () () 件</p> <p>Q2-3 「ない」とお答えになられた場合、そのような窓口が現在設置されていない理由を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 需要がないから</p> <p><input type="checkbox"/> 需要はあるが、ノウハウや予算がないから</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>Q2-4 「ない」とお答えになられた場合、今後そのような窓口を設置する予定はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 自主的に設置する予定がある</p> <p><input type="checkbox"/> 日弁連やJETROがそのようなサービスを提供するのであれば、そのサービスにつなぐための連絡窓口を設置することを検討してもよい。</p> <p><input type="checkbox"/> 予定はない。</p> <p>3 その他現地の実情を踏まえた質問事項</p> <p>3 日系弁護士事務所の需要</p> <p>Q3 現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用するとお考えですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない <input type="checkbox"/> わからない</p> <p>Q3-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、貴会の会員は、その利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めるとお考えですか（複数回答可）。</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士の現地での経験</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護士の日本国内での経験</p> <p><input type="checkbox"/> 弁護報酬</p> <p><input type="checkbox"/> 無料で相談できること</p> <p><input type="checkbox"/> WEB上やメールで相談できること</p> <p><input type="checkbox"/> 現地弁護士との協働ができていること</p> <p><input type="checkbox"/> 事務所に所属する弁護士数</p> <p><input type="checkbox"/> 日本人弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 日本語ができる現地弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 英語ができる現地弁護士がいること</p> <p><input type="checkbox"/> 個人的な信頼関係</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>3-2 仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたって、重視することは何ですか（複数回答可）</p> <p><input type="checkbox"/> 日本人弁護士が常駐しているなど、いつでも相談できること</p>

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

<input type="checkbox"/> 日本人弁護士の所属事務所の大小や事務所の信用 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の現地での経験 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の日本での経験 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の現地の法曹資格 <input type="checkbox"/> 日本人弁護士の評判 <input type="checkbox"/> 弁護士報酬 <input type="checkbox"/> その他 ()
--

在モンゴル日本人会、モンゴル日本商工会からの回答結果

回答日時	2022/01/14 12:17	2022/01/14 12:29
組織名	在モンゴル日本人会	モンゴル日本商工会
貴会に所属している会員様は何名若しくは何社でしょうか？	170名	51社
貴会は日本企業または在留邦人が抱える法的問題に対応する相談窓口や支援窓口をお持ちですか？	相談窓口や支援窓口がない。	相談窓口や支援窓口がない。
相談窓口や、支援窓口の具体的な運用方法をご教示ください。	N/A	N/A
直近1年間の利用実績をご教示ください。	N/A	N/A
相談のみ	N/A	N/A
現地の弁護士の紹介	N/A	N/A
日本法弁護士の紹介	N/A	N/A
公的機関、JETRO（日本センターのビジネス交流支援）	N/A	N/A
法曹以外の専門家の紹介	N/A	N/A
その他	N/A	N/A
その様な窓口が現在設置されていない理由をご教示ください。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。	需要はあるが、ノウハウや予算がないから。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

今後その様な窓口を設置する予定はありますか？	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。	日弁連やJETRO（JICA・日本センター等含む）がその様なサービスを提供するのであれば、そのサービスにつながるための連絡窓口を設置することを検討してもよい。
現地に日系弁護士事務所があれば、貴会の会員はそれを利用すると思いますか？	わからない。	利用する。
現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？	無料で相談できるか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。	弁護士の現地での経験、弁護士の日本国内での経験、弁護士報酬、無料で相談できるか否か、現地弁護士との協働ができているか否か、日本人弁護士がいること、日本語ができる弁護士がいること。
仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？	相談のしやすさ。	日本人弁護士の現地での経験、日本人弁護士の日本での経験、日本人弁護士の現地の法曹資格、弁護士報酬。

（アンケート結果の検討）

在モンゴル日本人会、モンゴル日本商工会の双方の回答を以下で検討する。

（日本人弁護士の連絡窓口の設置について）

すなわち、いずれも、日本人弁護士に相談できるような窓口の需要はある。しかし、その費用やノウハウがなく、実施できていないとのことであった。

また、日弁連、その他公共機関等がそのようなサービスを提供するのであれば、連絡窓口の設置についてはいずれも協力的である。

（利用可能性）

仮にそのような窓口が設置されたとして、利用可能性については、双方の会での判断は分かれる。日本人会はわからないとし、商工会は利用するとの回答である。これについては、モンゴルに進出している日本企業からの弁護士需要が多いことがわかる。

（弁護士の進出の際に重視すること）

この質問については、日本人会は、無料であること、日本人（または日本語ができる）弁護士であることが利用にあたり重視することであると回答した。日本人会の会員は、ビジネスに関わっていない者も多く、英語等でのアクセスには不都合を感じていると考えられる。

商工会の回答は、これとは対照的であった。日本人、日本語の重要性については日本人会と同様の回答であったが、より現地での経験、日本での経験、現地弁護士との協働を重視し

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

た回答であった。これは、実際に現地で事業を行っている事業者からの回答であるから当然とも言えるが、現地での経験が重視されている点は、後述の日本企業等へのアンケート調査からも強く望まれている点であり、現地での法律実務に携わったことのある弁護士の需要が高いことがわかる。

(日本人弁護士について重視される点)

仮に現地に日本人弁護士が進出した場合に、何を重視するかという質問への回答についても、日本人会と商工会の回答はそれぞれ特徴的である。

日本人会は、相談のしやすさと回答している。これに対し、商工会は、現地や本邦での弁護士の経験、現地の弁護士資格、報酬を重視すると回答している。現地での弁護士経験を積む、現地の弁護士資格を取得するといった点は、日本人弁護士には相当ハードルが高いものと考えられるから⁹¹、商工会の重視する要件を満たす弁護士は非常に少ないと思われる。

2 日本企業

(1) 日本企業アンケート調査

下記の要領でアンケート調査を実施した。実施にあたっては、モンゴル・日本人材開発センターの協力を得て、同センターの知見を活用して、アンケート依頼、企業選定等を行った。

(対象企業)

アンケート調査の対象企業は、モンゴルで現在実際に事業を行っている事業者として、その内容を、モンゴル日本商工会に所属する 51 社とした。

モンゴル日本商工会の在籍企業に対象を限定したのは、それ以外の事業者や、個人事業主については、情報の取得が非常に困難を極めたからである。ただし、後述する在留邦人の調査(特にインタビュー)の中で、個人事業を行っていることが判明した者なども複数存在していた。それらの者については、後述する在留邦人へのアンケート調査、インタビュー調査の中で、一定数は回答を得られたものとする。

(アンケートの実施回数、実施方法)

アンケートの実施回数は合計 3 回である。2022 年 1 月にすべて実施した。モンゴルにおいてもコロナ禍は深刻であり、事業者の便宜も考慮して、メール及び電話等を利用してアンケートを周知したうえで、インターネット上で回答していただく形とした。

アンケート作成・管理ソフトウェアは、Google フォームを使用した。

⁹¹ 2022.2.16 現在、現地の弁護士資格を有している日本人弁護士は存在しない。また、現地の外国弁護士資格(日本の外国法事務弁護士と類似)を有している日本人弁護士は、筆者を含め 2 名のみである。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

有効回答数であるが、最終的には51社中、約50%の26社からアンケートを回収することができた。このように、多数のアンケート回収率が図れたのは、モンゴル日本人材開発センター及びご担当のJICA 専門家中村功氏が、長年の間に、現地進出する日本企業との間で築かれてきた信頼関係によるところが大きい。

表 アンケート実施状況

アンケート 依頼	回答依頼配布日	配布数	有効回答数	有効回答率	
日本企業第 1回目	2022年1月10日	51	15	15/51	29.4%
日本企業第 2回目	2022年1月14日	51	5	5/51	9.8%
日本企業第 3回目	2022年1月27日	51	6	6/51	11.1%
合計		153	26	26/51	50.1%

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は次のとおりである。

質問事項(日本企業等、在留邦人共通)

<p>1 あなた(御社)自身について</p> <p>Q1 あなたの属性を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 在留邦人 <input type="checkbox"/> 日本企業等(個人事業主を含む。以下同じ。)</p> <p>Q1-1 在留邦人である場合、滞在している理由を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 日本企業等の駐在員(経営者含む。) <input type="checkbox"/> 駐在員の家族</p> <p><input type="checkbox"/> 学生</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-2 日本企業等である場合、その事業形態を御教示ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地に事業所を構えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 現地企業との合弁で事業所を設置している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-3 現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 法人格のない事業者</p> <p><input type="checkbox"/> 現地法に基づく内国法人</p> <p><input type="checkbox"/> 現地法に基づく外国法人</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p> <p>Q1-4 従業員(アルバイトを含む。)は何名いますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 5名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 6名以上20名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 21名以上50名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 51名以上100名以下</p> <p><input type="checkbox"/> 101名以上</p> <p>Q1-5 資本金の額はいくらですか。(日本円換算で)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人事業主であって、資本金はない</p> <p><input type="checkbox"/> 100万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 100万円を超えて1000万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 1000万円を超えて5000万円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 5000万円を超えて1億円以下</p> <p><input type="checkbox"/> 1億円を超える</p>
--

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。（複数回答可。括弧内には具体的なトラブルの状況を記載してください。）

- (企業) 起業 ()
 投資 ()
 取引 ()
 貿易 ()
 労務 ()
 債権回収 ()
 撤退 ()
 その他 ()
(在留邦人) 滞在資格 ()
 身分関係 (現地でのもの) ()
 身分関係 (日本にいる親族との間のもの) ()
 労務問題 ()
 交通事故 ()
 貸金 ()
 不動産 (賃貸借) ()
 取引 ()
 労働 ()
 刑事 ()
 その他 ()

※ 法的トラブルについてはできる限り詳細に記載してください。また、場合により、後日直面した法的トラブルの詳細についてヒアリングをお願いさせていただくことがありますので、何卒御協力いただければ幸いです。

Q2-1 日本企業の方にお伺いします。よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法（財産法）、商法（会社法）等の基本法
 知的財産法（特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等）
 競争法（独占禁止法等）
 投資関係法令
 特別な契約法（消費者契約法、金融商品取引法等）
 刑事法
 その他 ()

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

- 政府のホームページ
 公刊されている法律集や法律書
 現地政府に直接聞く
 在外公館やJETRO窓口尋ねる
 現地法弁護士に聞く
 現地にいる日本法弁護士に聞く
 アクセスする方法がない
 その他 ()

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

- ない。
 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しくは著しく困難である。
 法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難である。
 その他 ()

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

<p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>3 相談先について</p> <p>Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。</p> <p>相談したことが <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p><input type="checkbox"/>勤務先</p> <p><input type="checkbox"/>保険会社</p> <p><input type="checkbox"/>現地の警察など現地政府機関</p> <p><input type="checkbox"/>現地のコンサルタント</p> <p><input type="checkbox"/>現地資格の弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>現地の税理士・会計士事務所</p> <p><input type="checkbox"/>日本大使館</p> <p><input type="checkbox"/>現地 JETRO 事務所</p> <p><input type="checkbox"/>現地にいる日本弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>日本にいる日本法弁護士</p> <p><input type="checkbox"/>現地の法律専門家</p> <p><input type="checkbox"/>大学等学校</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>4 日本法弁護士の活用の有無について</p> <p>Q4 現地の日本法弁護士に相談した場合、その理由</p> <p><input type="checkbox"/>日本語で相談したかったから</p> <p><input type="checkbox"/>日本人特有の事情に明るいと思ったから</p> <p><input type="checkbox"/>日本人弁護士を紹介してもらったから</p> <p><input type="checkbox"/>専門家に相談するのが一番だと思ったから</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>Q4-1 相談してみた満足感</p> <p><input type="checkbox"/>満足している</p> <p><input type="checkbox"/>まあまあ満足している</p> <p><input type="checkbox"/>満足していない</p> <p>Q4-2 Q4-1 で満足していると答えた方に質問します。 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。</p> <p><input type="checkbox"/>もともと顔見知りであった</p> <p><input type="checkbox"/>知り合いから紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>日本の法律事務所から紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>JETRO など在外公館に紹介してもらった</p> <p><input type="checkbox"/>自分・自社で独自に調べた</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>Q4-3 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由 ()</p>

<p>Q4-4 現地の日本法弁護士に相談しなかった場合、その理由</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>費用が高いから<input type="checkbox"/>弁護士以外に相談した<input type="checkbox"/>弁護士に相談するのは敷居が高い<input type="checkbox"/>弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った<input type="checkbox"/>解決までに時間がかかる<input type="checkbox"/>現地での問題について詳しいとは思えないから<input type="checkbox"/>日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから<input type="checkbox"/>その他 () <p>Q5 法的トラブルに直面した際に現地資格の弁護士に相談しましたか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>Q5-1 Q5で「ある」と回答した場合、その理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから<input type="checkbox"/>日本法弁護士より詳しいと思ったから<input type="checkbox"/>現地の弁護士を紹介してもらったから<input type="checkbox"/>日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから<input type="checkbox"/>その他 () <p>Q5-2 Q5で「ない」と回答した場合、その理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>外国語で相談するのに抵抗があるから<input type="checkbox"/>コストがかかるから<input type="checkbox"/>知っている弁護士がない<input type="checkbox"/>日本人特有の事情はわからないと思ったから<input type="checkbox"/>その他 () <p>Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた満足感</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>満足している<input type="checkbox"/>まあまあ満足している<input type="checkbox"/>満足していない <p>Q5-4 「まあまあ満足している」「満足していない」とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>費用が高かった<input type="checkbox"/>日本人特有の事情に明るくなかった<input type="checkbox"/>言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった<input type="checkbox"/>弁護士としてのクオリティに問題があった<input type="checkbox"/>その他 () <p>5 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について（企業等向け）</p> <p>Q6 事業を行うに当たって抱えた法的問題について在外公館やJETROに相談したことがあるか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>Q6-1 「ある」と回答された方について、具体的にどこに相談したか。また、その機関への相談を選択された理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>在外公館の日本企業等支援窓口<input type="checkbox"/>JETRO 現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）<input type="checkbox"/>その他 () <p>理由 ()</p> <p>Q6-2 「ない」と回答された方について、その理由を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった<input type="checkbox"/>在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談に行けなかった<input type="checkbox"/>公的な機関なので近寄りがたかった<input type="checkbox"/>他に相談できる場所（日本人会等）が身近にあった<input type="checkbox"/>その他 <p>6 日本法弁護士へのアクセスについて</p> <p>Q7 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいか。</p>
--

<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p>Q7-1 どういった料金体系を希望しますか。</p> <p><input type="checkbox"/>初回無料法律相談 <input type="checkbox"/>初回は 30 分 5000 円まで <input type="checkbox"/>上限額が決まっている場合 <input type="checkbox"/>相談する内容によるので何とも言えない</p> <p>Q7-2 どういった条件が整っていることを希望しますか。</p> <p><input type="checkbox"/>日本法弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい <input type="checkbox"/>なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>Q7-3 現地窓口がどこにあると利用しやすいか。</p> <p><input type="checkbox"/>日本人会 <input type="checkbox"/>モンゴル・日本人材開発センター (日本センター) <input type="checkbox"/>モンゴル日本商工会 <input type="checkbox"/>モンゴル商工会議所 <input type="checkbox"/>日本大使館 <input type="checkbox"/>現地の日系法律事務所 <input type="checkbox"/>日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所 <input type="checkbox"/>どこでもよい <input type="checkbox"/>その他</p> <p>Q7-4 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。 ()</p> <p>7 許認可・登録について</p> <p>Q8 許認可 (特別許可) や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしたことはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>Q8-2 「ある」とお答えになられた場合、どのような許認可 (特別許可) や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要となったりしましたか。 ()</p> <p>8 強制執行制度について</p> <p>Q9 あなたが他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたりしたことはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>Q9-2 「ある」とお答えになられた場合、問題を感じたことはありましたか。 <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>ない</p> <p>Q9-3 「ある」とお答えになられた場合、どのような問題がありましたか。 ()</p> <p>9 日系弁護士事務所の需要</p> <p>Q10 現地に日系弁護士事務所があれば、それを利用しますか。</p> <p><input type="checkbox"/>利用する <input type="checkbox"/>利用しない <input type="checkbox"/>わからない</p> <p>Q10-1 「利用する」、「わからない」とお答えになられた場合、現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか (複数回答可)。</p> <p><input type="checkbox"/>弁護士の現地での経験 <input type="checkbox"/>弁護士の日本国内での経験 <input type="checkbox"/>弁護報酬 <input type="checkbox"/>無料で相談できること <input type="checkbox"/>WEB 上やメールで相談できること <input type="checkbox"/>現地弁護士との協働ができているか <input type="checkbox"/>所属する弁護士数 <input type="checkbox"/>日本人弁護士がいること</p>

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 日本語ができる現地弁護士がいること
- 英語ができる現地弁護士がいること
- 個人的な信頼関係
- その他（)

Q10-2 仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうか検討するにあたって、重視することは何ですか（複数回答可）

- 日本人弁護士の所属事務所の大小や事務所の信用
- 日本人弁護士の現地での経験
- 日本人弁護士の日本での経験
- 日本人弁護士の現地の法曹資格
- 日本人弁護士の評判
- 弁護士報酬
- その他（)

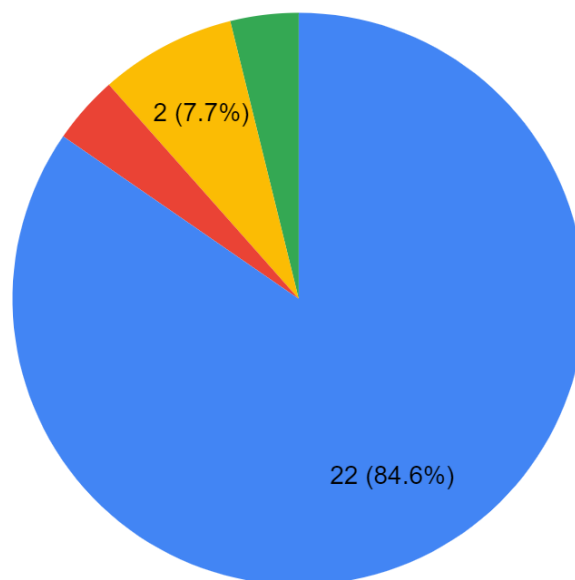
(2) アンケート結果

アンケートの回答結果を以下にまとめる。なお、各アンケート結果において、小数点以下第2桁を四捨五入しているため、各数値を合算しても100パーセントとならない場合がある。

Q1 御社自身について

日本企業等である場合、その事業形態をご教示ください

- 現地に事業所を構えている
- 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
- 現地企業との合弁で事務所を設置している
- 駐在員事務所

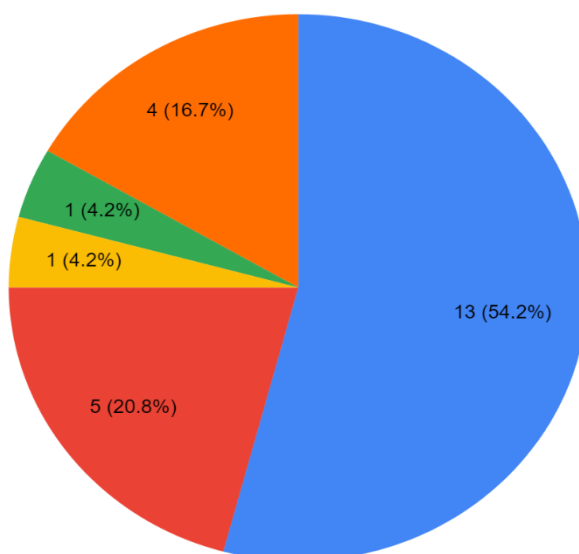


26 件の回答

- ①現地に事業所を構えている (22 件、84.6%)
- ②現地企業との合弁で事務所を設置している (2 件、7.7%)
- ③各 1 件、3.8%の回答
 - ・ 駐在事務所で現地モンゴル人を常駐させている。
 - ・ 駐在員事務所

現地に事業所を置いている場合、その事業所の性質をご教示ください

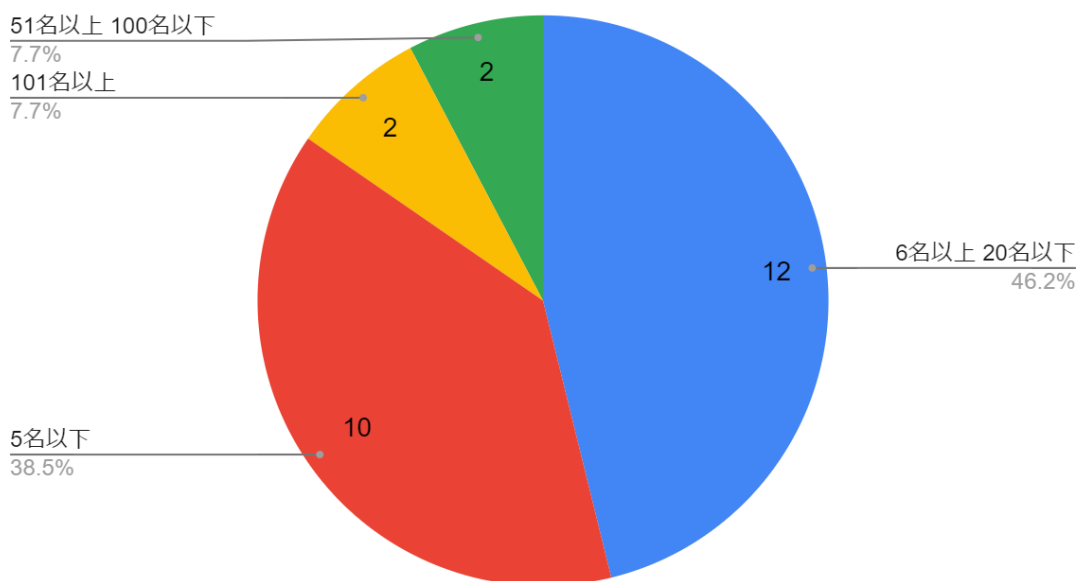
- 現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）
- 現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）
- 営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中
- モンゴル企業の一部株式取得
- 法人格のない事業者



24 件の回答

- ① 現地法に基づく外国法人（外国投資企業とされる法人）（13 件、54.2%）
- ② 現地法に基づく内国法人（モンゴル企業とされる法人）（5 件、20.8%）
- ③ 法人格のない事業者（4 件、16.7%）
- ④ 各 1 件、4.2% の回答
 - ・ モンゴル企業の一部株式取得
 - ・ 営業所（連絡員事務所）と外国法人を保有しているが、外国法人は閉鎖手続き中

従業員（アルバイト・パートを含む）は何名いますか？



26 件の回答

①6 名以上 20 名以下 (12 件、46.2%)

②5 名以下 (10 件、38.5%)

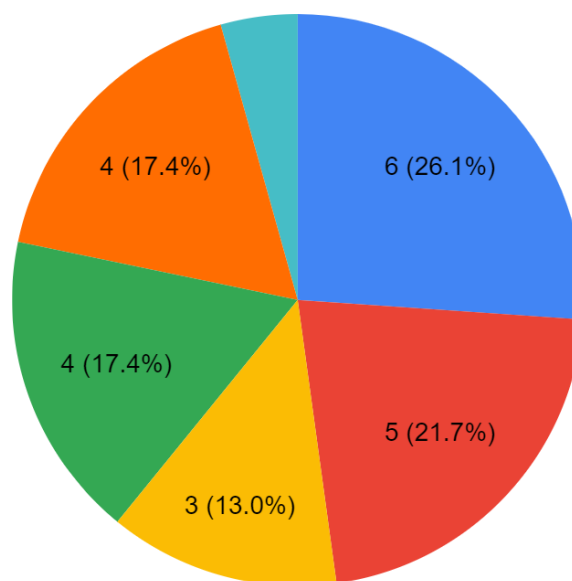
③各 2 件、7.7%の回答

・ 51 名以上 100 名以下

・ 101 名以上

資本金の額はいくらですか？

- 1000万円を超えて 5000万円以下
- 1億円を超える
- 個人事業主であり、資本金はない
- 100万円以下
- 100万円を超えて 1000万円以下
- 5000万円を超えて 1億円以下



23 件の回答

①1000 万円を超えて 5000 万円以下 (6 件、26.1%)

②1 億円を超える (5 件、21.7%)

③100 万円以下 (4 件、17.4%)

④100 万円を超えて 1000 万円以下 (4 件、17.4%)

④個人事業主であり、資本金はない (3 件、13.0%)

⑤5000 万円を超えて 1 億円以下 (1 件、4.3%)

Q2 法的問題の実情について

(起業でのトラブル)

1 件の回答

- ・登記のルールがわかりにくかったり、頻繁に変わっているような感じを受けた

(投資でのトラブル)

3 件の回答

- ・共同出資者（モンゴル側）が日本人側の出資金および個人預金を横領。
- ・鉱物買い付けの先払いを投資とするならば、鉱山側が当社に開示していない裁判案件で、先払い金が未回収となった。
- ・建物不動産を購入も代金納入後に登記ができていないことが発覚、確認したら建物全体を銀行担保に入れていた。弁護士を立てて解決したものの1年以上かかった。

(取引でのトラブル)

8 件の回答

- ・取引先（モンゴル行政機関 地方・中央省庁）が報酬支払の踏み倒し、支払い大幅遅延
- ・契約通りの納期・品質が満たされることは少ない。
- ・自転車操業の鉱山が多いため、運転資金の前払い要請、契約金額を無視した価格のつり上げ等々、金銭の引き出し要求が絶えずある。
- ・非合法な採掘品を混ぜ込み利益を得ようとしてきた。（出荷前の当社検査で発覚）
- ・コンプライアンスの概念がないことから起きるトラブルが横行。
- ・法令変更の情報が取りにくいいためいつも確認が必要。また継続に不安がある。
- ・顧客からの売掛金の回収など。特に、請負で仕事をしたあと、出来上がりに難癖をつけられ、最終支払金を出し渋ること
- ・前払いしたが、業務を実行されず、その代金返還を裁判所を通して行ったが、回収できておらず、時効になりそうな状況で、法的な手続きが進まない。

(貿易でのトラブル)

4 件の回答

- ・税関の輸入時の税額など見解の正当性や一貫性に欠けている。
 - ・過去に委託先の現地輸出会社にも輸送を委託した際、輸送費が支払われておらず、国教で3ヶ月も留置された事があり、日本側の取引先に違約金を取られる事となった。
 - ・輸出時において、アンダーマネーでの通関業務が横行しており、正規手続きが遅延する。
- なし
- ・主に行政の問題。税関や、国家監察局の担当官の知識不足や経験不足がひどい。また、日本人だと思われると、ふっかけようとするところがある

(労務でのトラブル)

3件の回答

- ・従業員の横領（会社の電話で国際電話を長時間、頻繁にかけていた。→通話料を給与から差し引き清算で解決。食材・備品を私用に使う・勝手に持ち帰る・仮払金を持ったまま失踪→本人の所在を確保し、話し合い中）
- ・遠隔での労務管理の為、すぐさぼる。
- ・問題社員に不当解雇扱いをされ、証拠をだすも自社の弁護士が買収され敗訴

(債権回収でのトラブル)

5件の回答

- ・共同出資者（モンゴル側）の別企業への出資金を融資したものが踏み倒された。融資取り立て期限を過ぎたということで、係争できず。
- ・融資相手がコロナで外国で死亡、遺族に請求できず泣き寝入り。
- ・訴訟が遅々として進まないケースがある
- ・覚書締結も実施されることはない。
- ・取引でのトラブルでも記載した通り

(撤退のトラブル)

3件の回答

- ・外国法人を閉鎖手続き中であるが時間を要している。
- ・日本企業の共同出資者だったモンゴル人のノンバンクへの出資金の引き上げができないまま、勝手に会社がたたまれていて、資金回収ができなかった。
- ・トラブルではないが、撤退時の手続きが面倒くさい

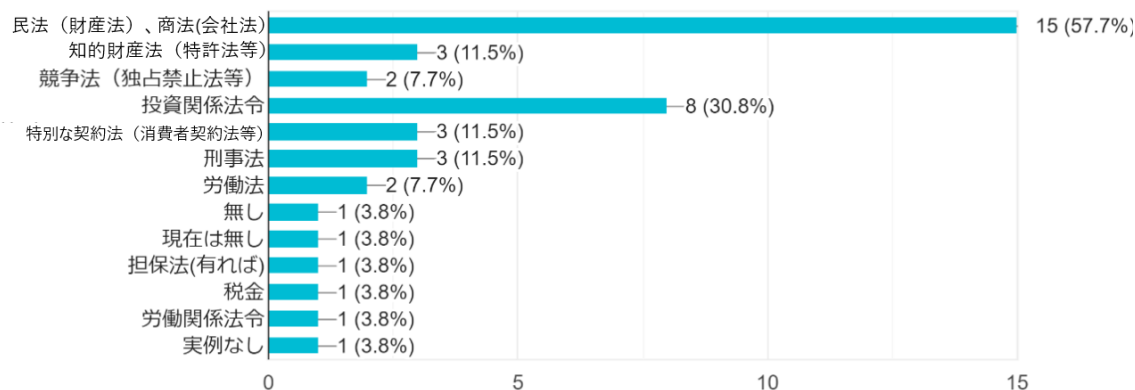
(その他のトラブル)

4件の回答

- ・公的機関からの行政指導・処分
- ・些末なトラブルは日常茶飯事ですが、基本的にモンゴル人と日本人の倫理観、道徳などの認識の違いによるものであり、自分で対処できるものは、特に司法や警察の場などではなく、当事者同士の協議で解決するようにしています。
- ・コロナ禍により丸2年間活動無しのため、トラブルもこの2年無し
- ・日本へ送金しようとするとなんでもかんでも20%を引こうとするところ。

Q2-1 法的問題の実情について

前項でご質問させていただいた問題も含め良く生起する問題はどのような法令に関連するものですか？



26 件の回答

①民法（財産法）、商法（会社法）（15 件、57.7%）

②投資関係法令（8 件、30.8%）

③各 3 件、11.5%の回答

- ・知的財産法（特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等）
- ・特別な契約法（消費者契約法、金融商品取引法等）
- ・刑事法

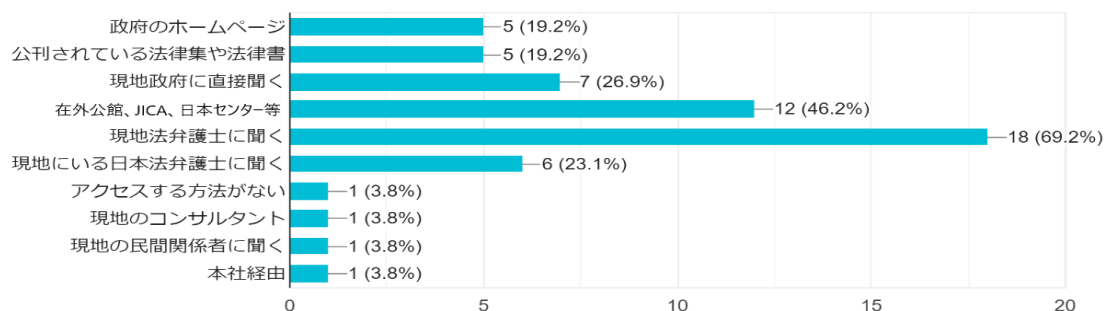
④各 2 件、7.7%の回答

- ・競争法（独占禁止法等）
- ・労働法

⑤各 1 件、3.8%の回答

- ・担保法(有れば)
- ・税金
- ・労働関係法令

問題に直面した際に問題となる法令にどのようにアクセスしていますか？

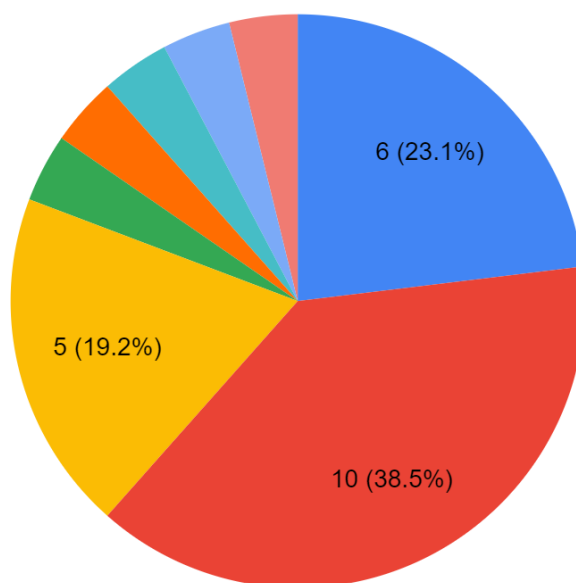


26件の回答

- ①現地法弁護士に聞く（18件、69.2%）
- ②在外公館やJETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）窓口で尋ねる（12件、46.2%）
- ③現地政府に直接聞く（7件、26.9%）
- ④現地にいる日本法弁護士に聞く（6件、23.1%）
- ⑤各5件、19.2%
 - ・政府のホームページ
 - ・公刊されている法律集や法律書
- ⑥各1件、3.8%
 - ・アクセスする方法がない
 - ・現地のコンサルタント
 - ・現地の民間関係者に聞く
 - ・本社経由

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- （アクセスできない様なケースは）ない
- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- 知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
- 法律の解釈、適用の理解が困難
- 法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。
- 自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
- 中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。



26件の回答

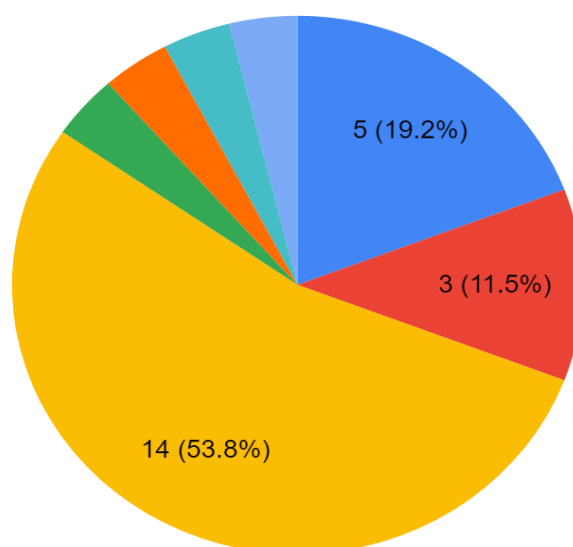
- ①（アクセスできない様なケースは）ない（10件、38.5%）
- ②法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である（6件、23.1%）
- ③法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である（5件、19.2%）

④各1件、3.8%の回答

- ・法律の解釈、適用の理解が困難
- ・中国、モンゴル間の正しい情報が入ってこない。
- ・知識を有する弁護士を通じてアクセスしている。
- ・自分で収集できる情報が限定的で法執行、弁護士・法律アドバイザーが法律運用知識が乏しいように思います。
- ・法律や政令にはアクセスできるが、たまにほしい情報が見つからないこともある。

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことが...
- 法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
- 法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、...
- 認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある
- 知見なし

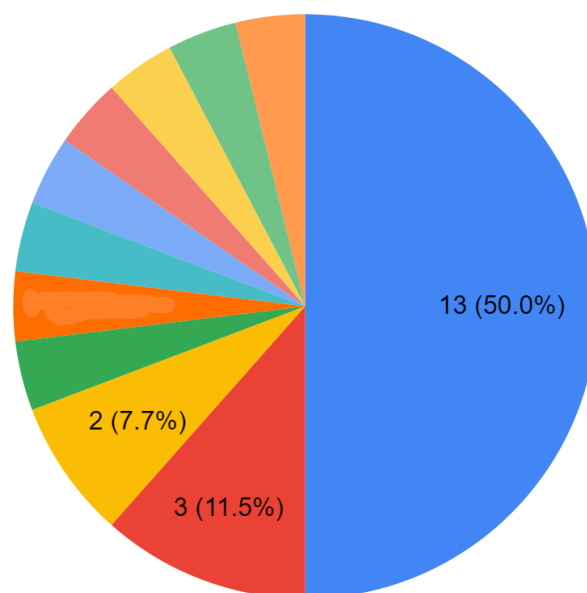


26件の回答

- ①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある（14件、53.8%）
- ②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある（5件、19.2%）
- ③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない（3件、11.5%）
- ④各1件、3.8%の回答
 - ・法令では定められていても人脈で解決できたりといい加減である。
 - ・認識不足の点も含めて各種法令を理解する必要がある。
 - ・法令に明記されていない運用方法が担当者によって異なる解釈をされるため、担当者次第であることが多い。
 - ・知見なし。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- よくわかりません。
- 裁判経験がないので不明
- 経験無し
- 知見なし
- あまり機会無し
- よくわかっていない
- 無し
- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる

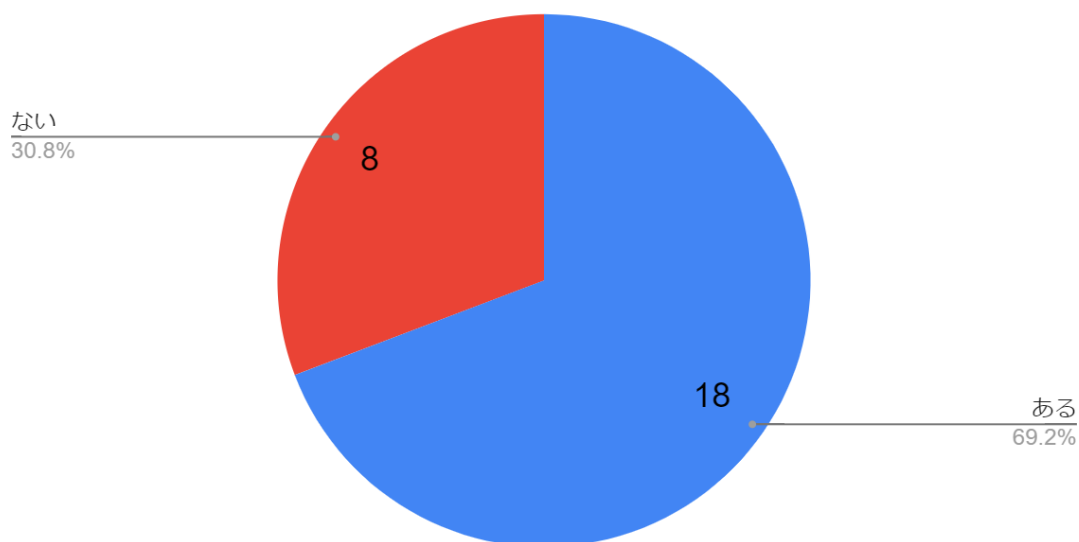


26 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない (13 件、50%)
- ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない (3 件、11.5%)
- ③費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない (2 件、7.7%)
- ④各 1 件、3.8%の回答
 - ・判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
 - ・よくわかりません。
 - ・無し
 - ・あまり機会無し
 - ・よくわかっていない
 - ・経験無し
 - ・裁判経験がないので不明
 - ・知見なし
 うち、7 件の回答は、経験がないなどでわからないとの趣旨であった。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください

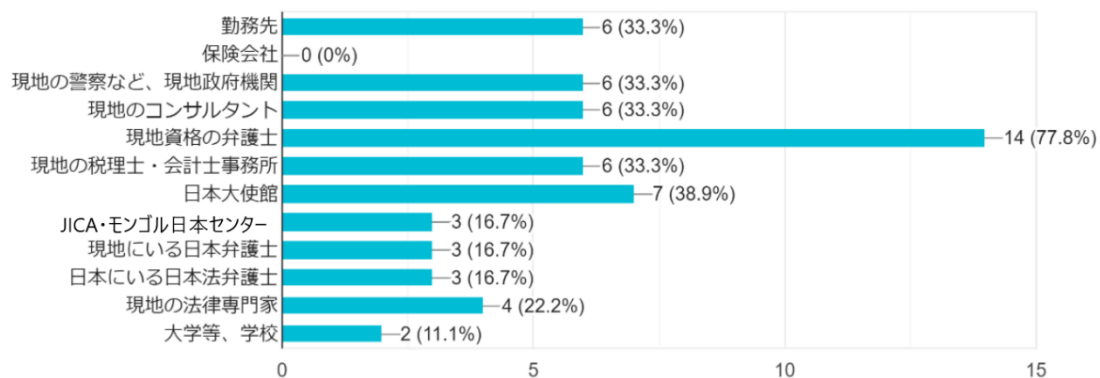


26 件の回答

- ①ある（18 件、69.2%）
- ②ない（8 件、30.8%）

Q3 であるのご回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



18 件の回答

- ①現地資格の弁護士（14 件、77.8%）
- ②日本大使館（7 件、38.9%）

③各 6 件、33.3%の回答

- ・勤務先
- ・現地の警察など、現地政府機関
- ・現地のコンサルタント
- ・現地の税理士・会計士事務所

④現地の法律専門家（4 件、22.2%）

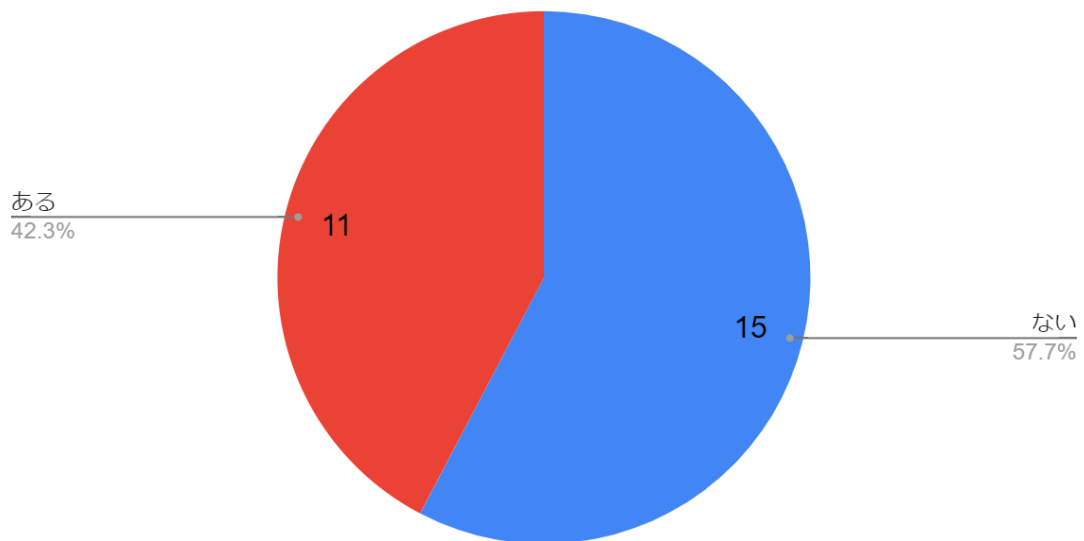
⑤各 3 件、16.7%の回答

- ・現地 JETRO 事務所（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）
- ・現地にいる日本弁護士
- ・日本にいる日本法弁護士

⑥大学等、学校（2 件、11.1%）

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？



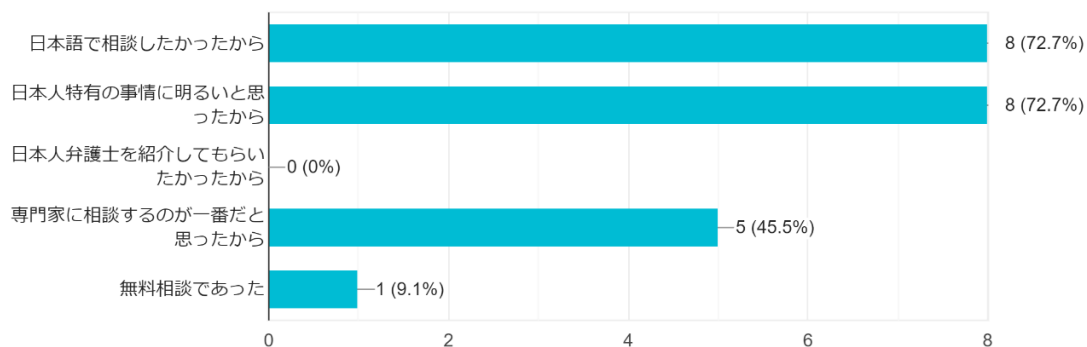
26 件の回答

①ない（15 件、57.7%）

②ある（11 件、42.3%）

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の理由を教えてください



11 件の回答

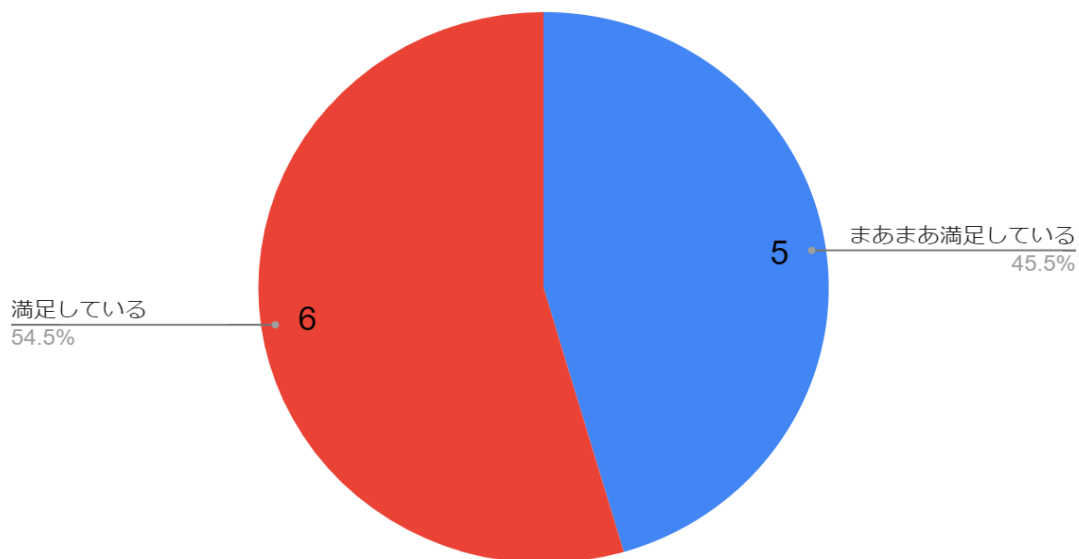
①各 8 件、72.7%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから

②専門家に相談するのが一番だと思ったから（5 件、45.5%）

③無料相談であった（1 件、9.1%）

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



11 件の回答

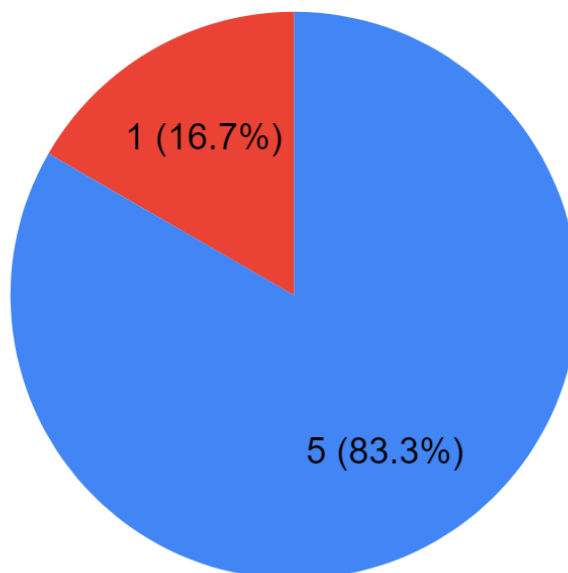
①満足（6 件、54.5%）

②まあまあ満足（5 件、45.5%）

前項 で満足としているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- JETROなど在外公館で紹介してもらった
- もともと顔見知りであった



6 件の回答

- ①在外公館等の紹介（5件、83.3%）
- ②もともと顔見知りであった（1件、16.7%）

前項で、まあまあ満足としている若しくは満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

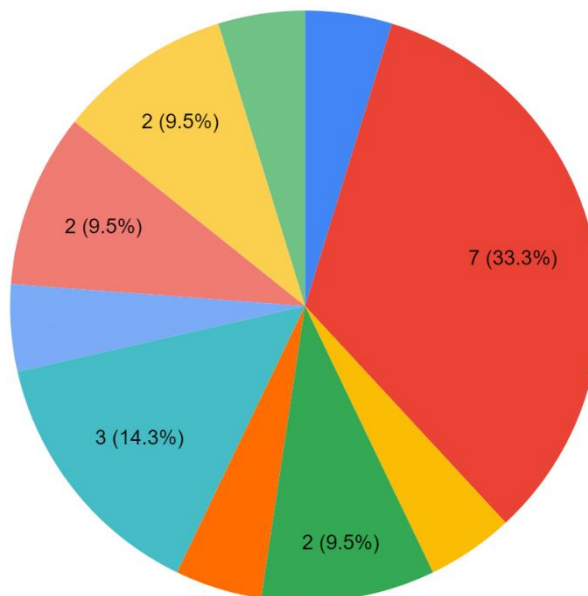
4 件の回答

- ・法令に関する情報については、自分の既知の内容であることが多く、あまり問題の即時解決につながる話に発展することがなかったから。
- ・問題解決に至らなかったから
- ・無料であったので簡単な質問であったため
- ・相談のみで、解決まで行わなかったから。

前項で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 弁護士に相談するのは敷居が高い
- 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- 弁護士以外に相談した
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- 現地弁護士を活用した
- 解決までに時間がかかる
- 必要になったことがないから
- 無し



21 件の回答

①日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから (7 件、33.3%)

②現地での問題について詳しいとは思えないから (3 件、14.3%)

③各 2 件、9.5%の回答

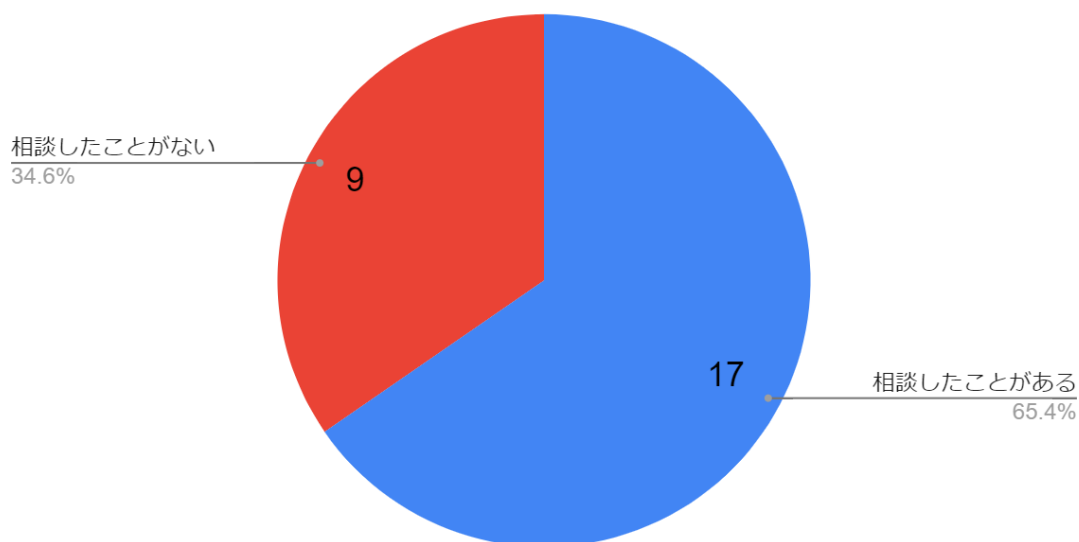
- ・ 弁護士に相談しても解決できないのではないかと思った
- ・ 解決までに時間がかかる
- ・ 必要になったことがないから

④各 1 件、6.7%の回答

- ・ 弁護士以外に相談した
- ・ 弁護士に相談するのは敷居が高い。
- ・ 無し。
- ・ 現地弁護士を活用した。
- ・ 日本法弁護士がないから。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？

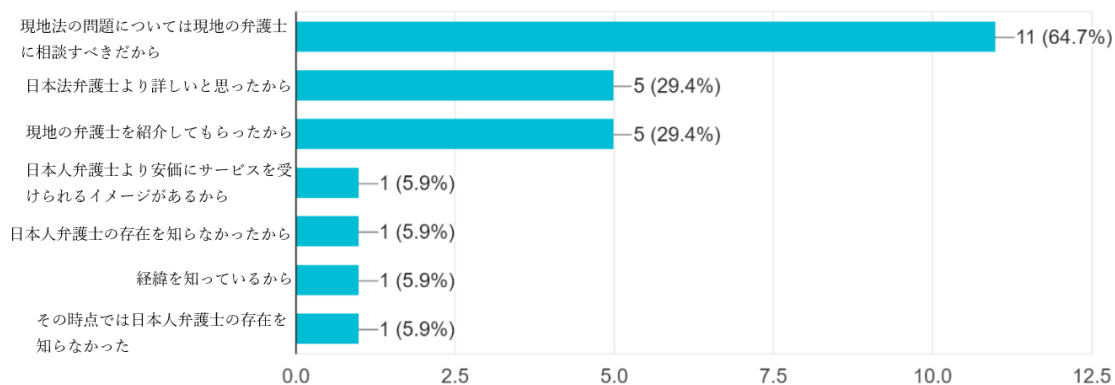


26 件の回答

- ①相談したことがある (17 件、65.4%)
- ②ない (9 件、34.6%)

Q5 で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください



17 件の回答

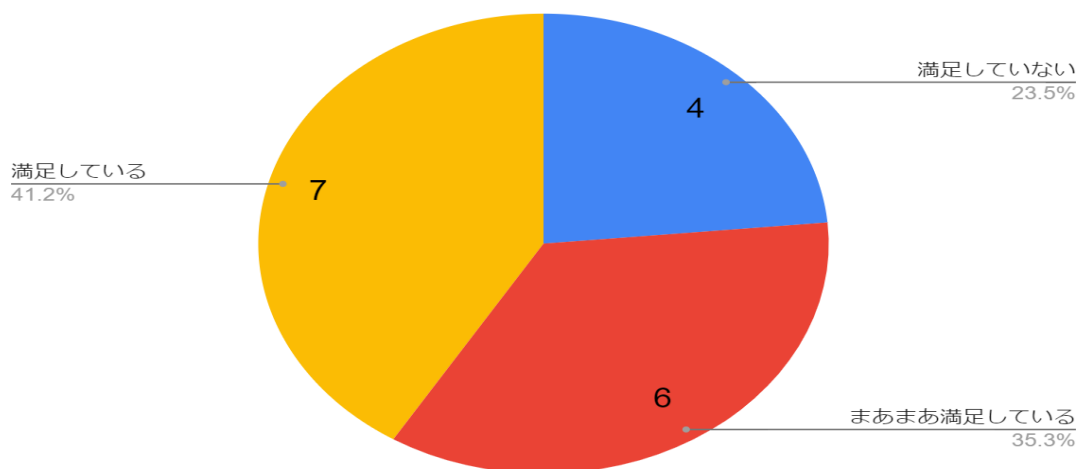
- ①現地法の問題については現地の弁護士に相談すべきだから (11 件、64.7%)
- ②各 5 件、29.4% の回答

- ・日本法弁護士より詳しいと思ったから。
- ・現地の弁護士を紹介してもらったから。

③各1件、5.9%の回答

- ・日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから。
- ・日本人弁護士の存在を知らなかったから。
- ・経緯を知っているから。
- ・その時点では日本人弁護士の存在を知らなかった。

現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください

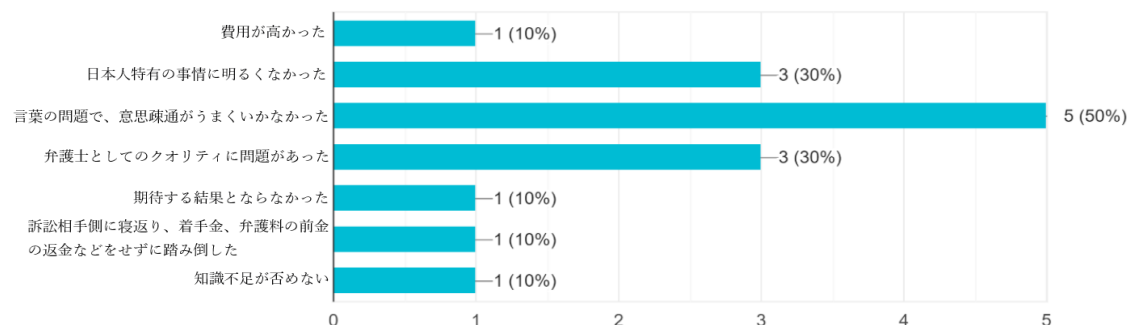


17件の回答

- ①満足している (7件、41.2%)
- ②まあまあ満足している (6件、35.3%)
- ③満足していない (4件、23.5%)

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



10件の回答

①言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった（5件、50%）

②各3件、30%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

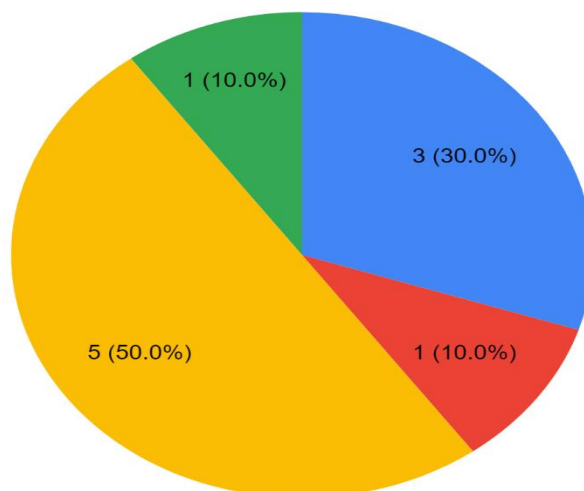
③各1件、10%の回答

- ・費用が高かった。
- ・期待する結果とならなかった。
- ・訴訟相手側に寝返り、契約不履行であったにもかかわらず着手金、弁護士の前金の返金などをせずに踏み倒したから。
- ・知識不足が否めない。

Q5で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 知っている弁護士がないから
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談する問題がない
- 外国語で相談するのに抵抗があるから



10件の回答

①相談する問題がない（5件、50.0%）

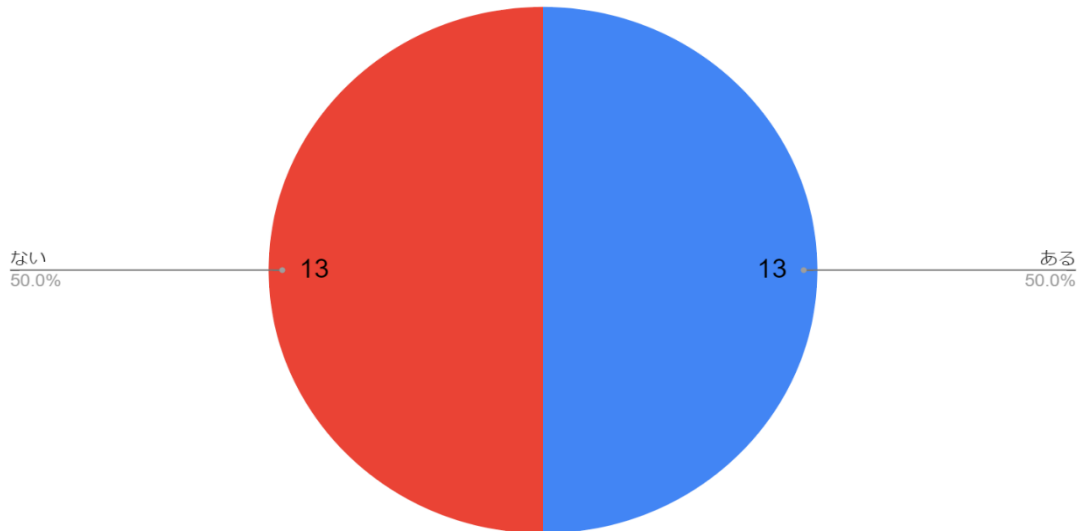
②知っている弁護士がないから（3件、30.0%）

③各1件、10.0%の回答

- ・外国語で相談するのに抵抗があるから
 - ・日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談するケース・トラブルがなかったという回答が、5件あった。

**Q6 公的機関（在外公館・JETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業））など
による支援に関して**

事業を行うにあたって抱えた法的問題について在外公館やJETRO（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に相談したことがありますか？

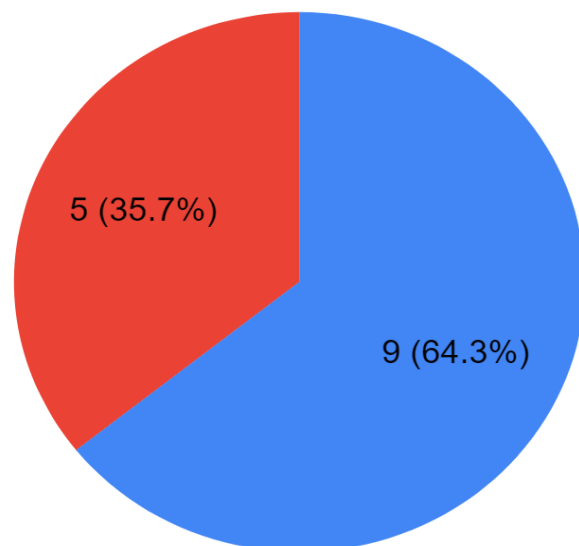


ある、ない、それぞれ 13 件、50%の回答であった。

Q6 であると回答された方にお伺いいたします

具体的にどこに相談されましたか？

- 在外公館の日本企業等支援窓口
- JETRO現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）、（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）



14 件の回答

- ① 在外公館の日本企業等支援窓口（9 件、64.3%）
- ② JICA、日本センター（5 件、35.7%）

相談された理由を教えてください

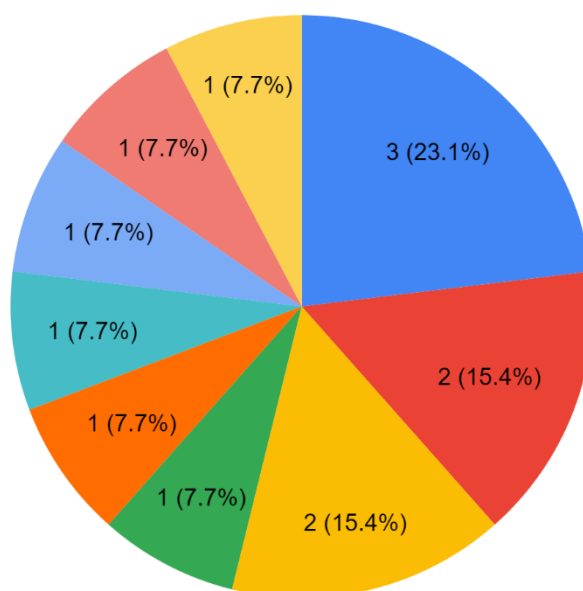
13 件の回答

- ・ 当地事情の理解度、他事例など豊富な経験をもつ為
- ・ 輸送に関する案件
- ・ 従業員の横領問題を司法の場で解決するための相談。地方の地元警察がこちらが提出した証拠を握りつぶすなどして、泣き寝入りを余儀なくされる状況になったため。しかるべき法的措置がとれる警察機関で筋を通したかったから。
- ・ 新労働法の適用について
- ・ 水先案内役を期待したから
- ・ 無償工事案件であったため
- ・ なし
- ・ 起業の際に金融機関では得られない現地状況についてヒヤリングした
- ・ なんとかしてくれるであろうと思ったので
- ・ 信頼できる
- ・ 取引先の情報を知りたい。法的なところの相談
- ・ 従業員の雇用契約、社会保険料支払い、事業で使用する契約作成等
- ・ 無料だったから

Q6 でないと回答された方にお伺いいたします

相談されなかった理由を以下の選択肢から選択ください

- 在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった
- 公的な機関なので近寄りがなかった
- 他に相談できる場所 (日本人会・商工会など) が身近にあったから
- 相談しても解決するとは思えなかったから
- 身近に現地弁護士がいたため
- そのような問題が特になかったため
- 問題が起こらなかったから
- 現地のコンサルタントに頼っていたから
- どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。



13 件の回答

- ① 在外公館や、JETRO (JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業) が対応してくれることを知らなかった (3 件、23.1%)

②各 2 件、15.4%の回答

- ・他に相談できる場所（日本人会・商工会など）が身近にあったから
- ・公的な機関なので近寄り難かった

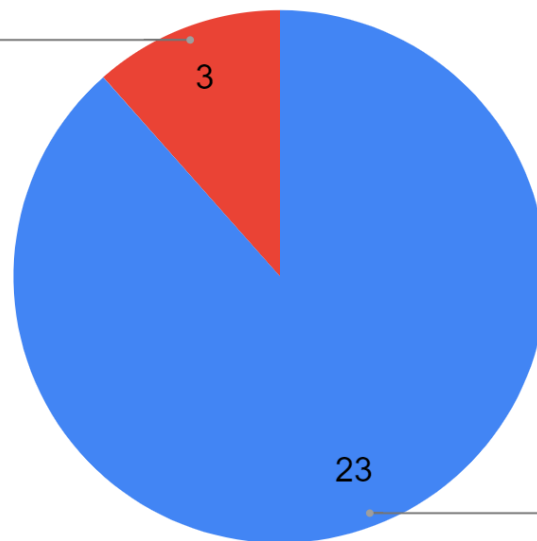
③各 1 件、7.7%の回答

- ・どこまで相談できるかわからず、そのまま相談していなかった。
- ・現地のコンサルタントに頼っていたから
- ・そのような問題が特になかったため
- ・身近に現地弁護士がいたため
- ・相談しても解決するとは思えなかったから
- ・問題が起こらなかったから

Q7 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われますか？

いいえ
11.5%



はい
88.5%

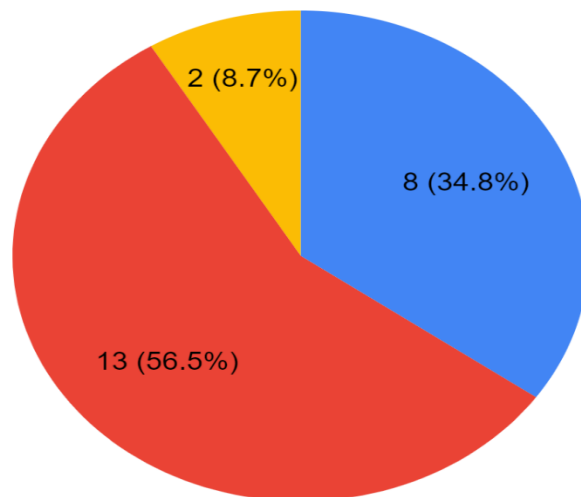
26 件の回答

- ①はい（23 件、88.5%）
- ②いいえ（3 件、11.5%）

Q7 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどのような料金体系を希望されますか？

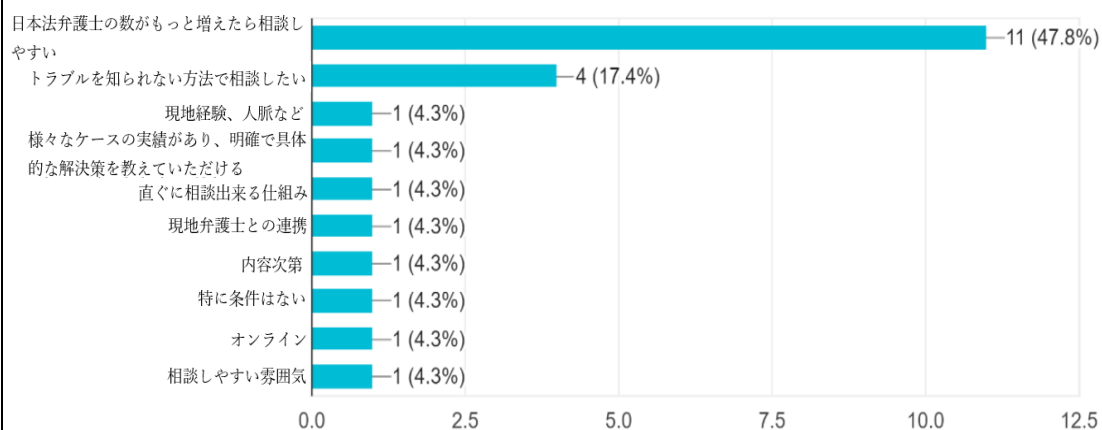
- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 初回は30分5000円まで



23 件の回答

- ① 相談する内容による (13 件、56.5%)
- ② 初回無料 (8 件、34.8%)
- ③ 初回は 30 分 5000 円まで (2 件、8.7%)

利用されるならどのような条件が整っていることを希望されますか？

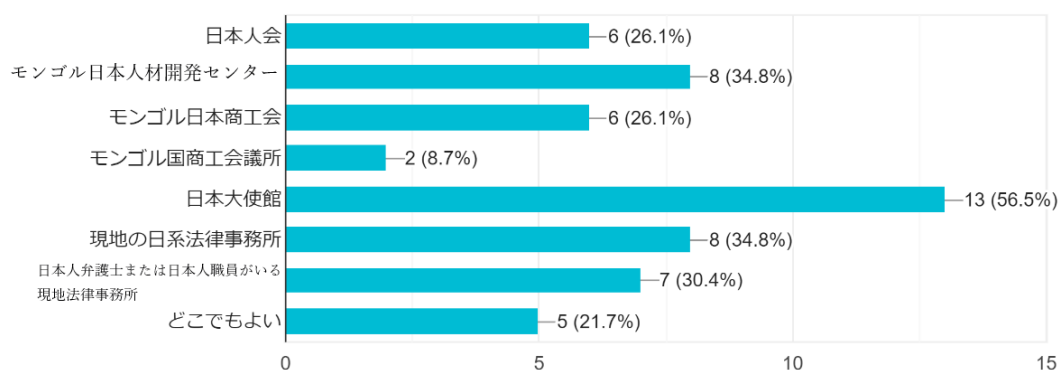


23 件の回答

- ① 日本法弁護士の数が増えたら相談しやすい (11 件、47.8%)
- ② なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られない方法で相談したい (4 件、17.4%)
- ③ 各 1 件、4.3% の回答

- ・ 現地経験、人脈など
- ・ 様々なケースの実績があり、明確で具体的な解決策を教えていただける。
- ・ 直ぐに相談出来る仕組みになっていて欲しい
- ・ 現地弁護士との連携がとれていることが理想的
- ・ 内容次第
- ・ 特に条件はない
- ・ オンライン
- ・ 相談しやすい雰囲気

相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



23 件の回答

- ①日本大使館（13 件、56.5%）
- ②各 8 件、34.8% の回答
 - ・ モンゴル日本人材開発センター
 - ・ 現地の日系法律事務所
- ③日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所（7 件、30.4%）
- ④各 6 件、26.1%
 - ・ 日本人会
 - ・ モンゴル日本商工会
- ⑤どこでもよい（5 件、21.7%）
- ⑥モンゴル国商工会議所（2 件、8.7%）

Q7 でいいえと回答された方に伺います

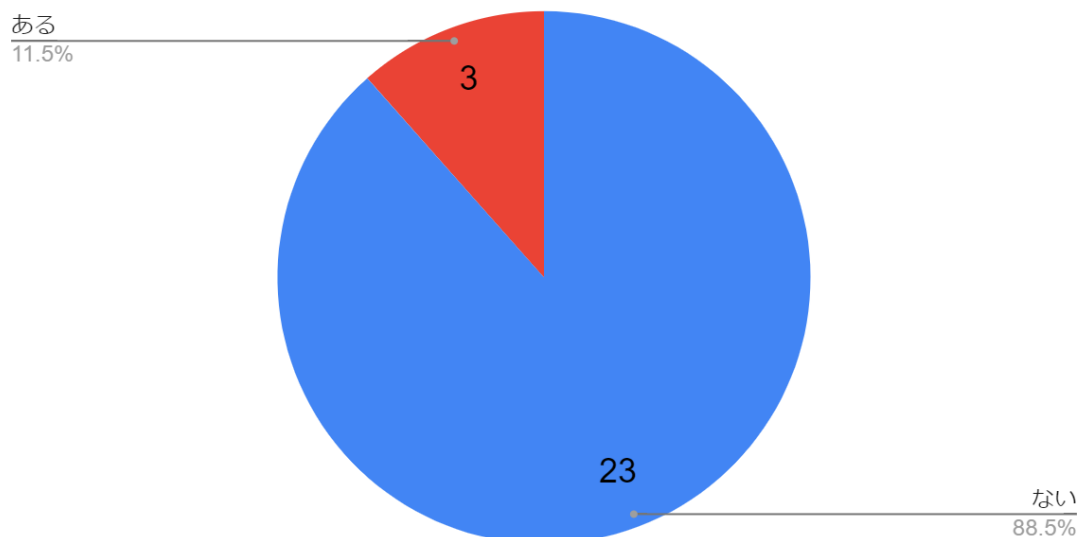
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3 件の回答

- ・法律事務所だったとしても、やはり日本人、日本企業なので、
- ・現地法に本当に精通しているのか不安（10年近く前に悪評を聞いたため）
- ・現地の法整備や運営がいい加減なので解決できるとは思えないし、日本公館が民間のトラブル解決に立ち入ってくれるようには思えなかったから。

Q8 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



26 件の回答

- ①ない（23 件、88.5%）
- ②ある（3 件、11.5%）

Q8 であると回答された方にお伺いいたします

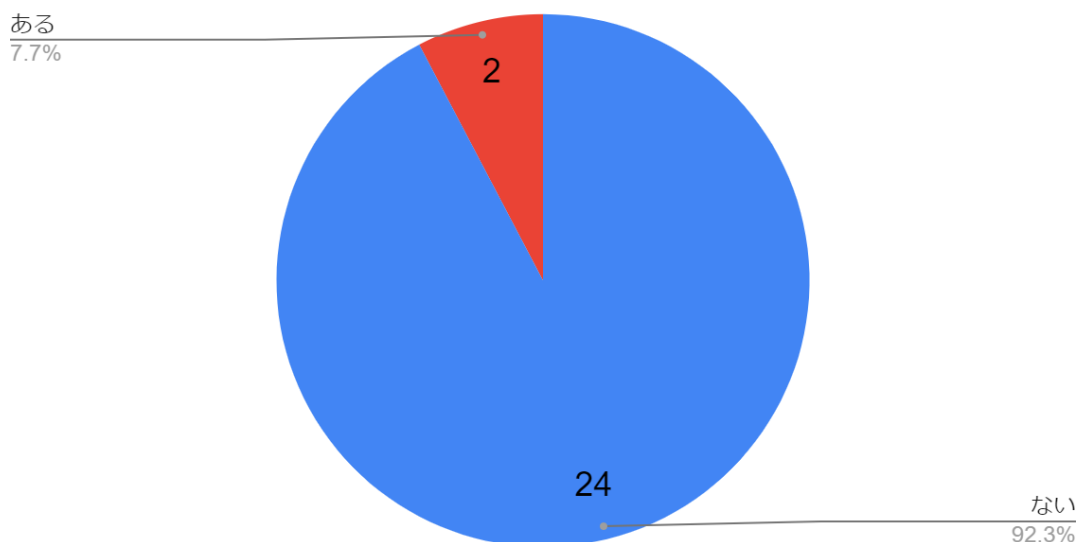
どのような許認可（特別許可）や登録で問題が生じたり、弁護士の関与が必要になりましたか？

3 件の回答

- ・ライセンス取得
- ・特別ライセンスの申請などで、スムーズです。
- ・Stability agreement の締結

Q9 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？



26 件の回答

- ①ない (24 件、92.3%)
- ②ある (2 件、7.7%)

Q9 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

2 件の回答

ある (2 件、100%) との回答であった。

Q9-1 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

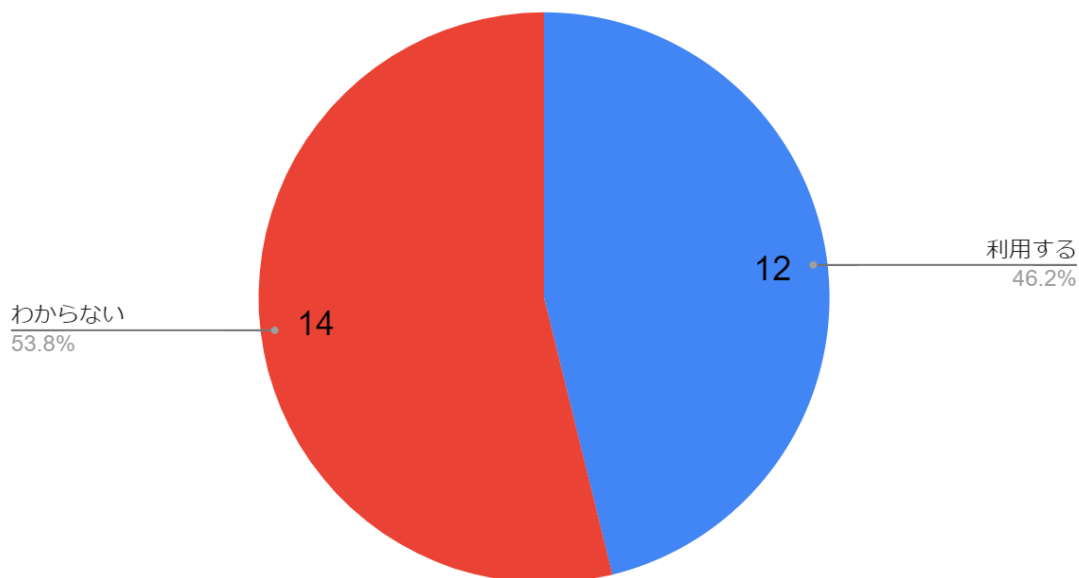
どのような問題を感じられましたか？

2 件の回答

- ・モンゴル人同士のかばいあいが生じ、こちら側の言い分が通らない、あるいは不利益を被る場合もある。
- ・裁判での敗訴の罰金を催告なく、銀行の口座から取られた。それに対して銀行に対して抗議すると最初は「そんなことはありえない」という回答だったが、その後「国のやったことだからしょうがない」という回答に変わった。

Q10 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？

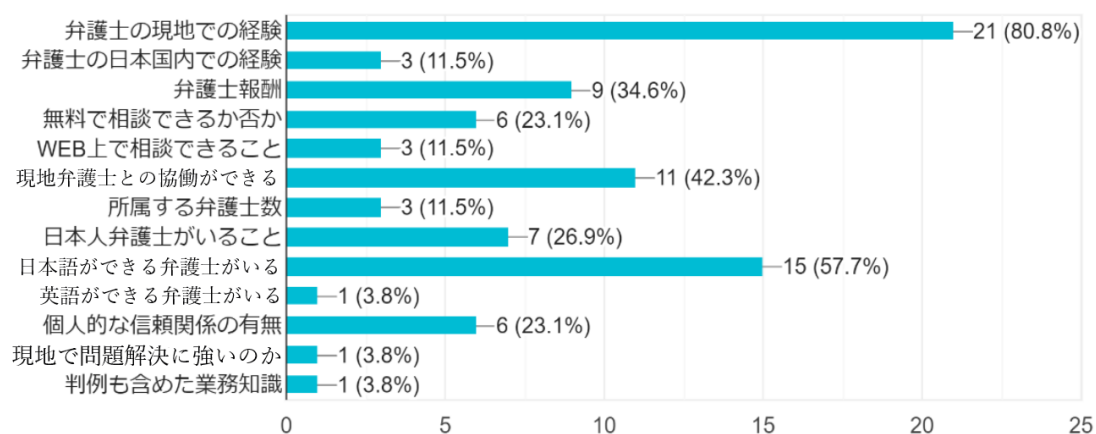


26 件の回答

- ①わからない（14 件、53.8%）
- ②利用する（12 件、46.2%）

Q10 で利用する、わからないとお答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？



26 件の回答

- ①弁護士の現地での経験（21 件、80.8%）
- ②日本語ができる弁護士がいること（15 件、57.7%）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

③現地弁護士との協働ができていないか否か（11件、42.3%）

④弁護士報酬（9件、34.6%）

⑤日本人弁護士がいること（7件、26.9%）

⑥各6件、23.1%の回答

- ・無料で相談できるか否か
- ・個人的な信頼関係の有無

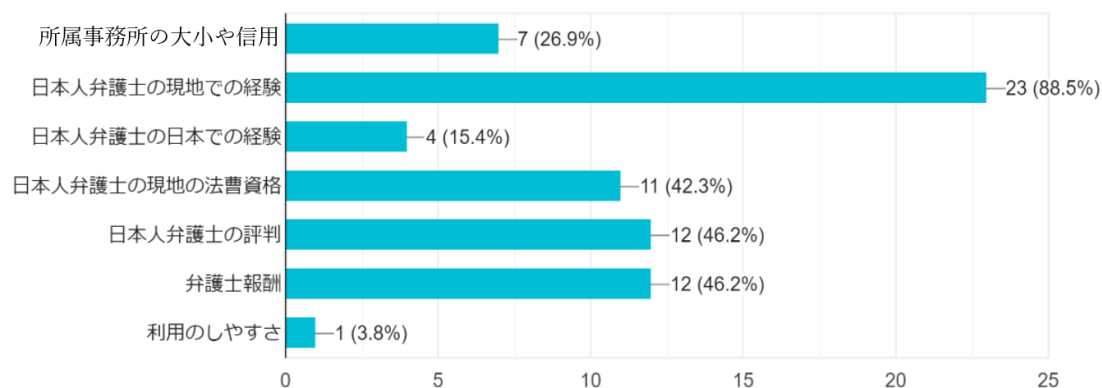
⑦各3件、11.5%の回答

- ・弁護士の日本国内での経験
- ・WEB上で相談できること
- ・所属する弁護士数

⑧各1件、3.8%の回答

- ・英語ができる弁護士がいること
- ・現地で問題解決に強いのか？という点だけです。
- ・判例も含めた業務知識

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的または常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属事務所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



26件の回答

①日本人弁護士の現地での経験（23件、88.5%）

②各12件、46.2%の回答

- ・日本人弁護士の評判
- ・弁護士報酬

③日本人弁護士の現地の法曹資格（11件、42.3%）

④日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用（7件、26.9%）

⑤日本人弁護士の日本での経験（4件、15.4%）

⑥利用のしやすさ（1件、3.8%）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

(3) 日本企業インタビュー調査とその結果

日本企業を対象にインタビュー調査を並行して実施した。

(実施対象)

アンケートに回答のあった日本企業から 10 社を選定した。選定基準は、①モンゴルでの事業経験が長い企業と比較的短い企業の双方を対象とすること、②モンゴルに日本人が駐在していること、③多様な業種となること等とした。

以下に対象企業 10 社の概要を示す。

表 インタビュー対象企業の業種等

商社	商社駐在員事務所
銀行	銀行駐在員事務所
金融	金融会社
製造	皮革製品製造
鉱山	鉱山開発、飲食業
建設	デザイン設計施工会社
通信	通信会社
公共事業	独立行政法人
観光	観光業
製造	製造業

(実施期間)

2022 年 2 月 12 日から 25 日にかけて実施した。

(実施形式)

調査対象企業と zoom のテレビ会議機能を用いて接続し、インタビューを行った。

(インタビュー調査結果)

別冊に示す。10 社にインタビューを実施し、うち 1 社からインタビュー結果の公開について承諾を得ることができた。

3 在留邦人

(1) 在留邦人アンケート調査

下記の要領でアンケート調査を実施した。実施にあたっては、モンゴル・日本人材開発センターの協力を得て、同センターの知見を活用して、アンケート依頼、企業選定等を行った。

(対象となる在留邦人)

アンケート調査の対象となる在留邦人は、在モンゴル日本人会に所属する会員全員（170人）とした。もちろん、日本人会会員以外でモンゴルに在留する邦人は多数存在するところであるが、それらの情報は把握できないことから、在留邦人に関する情報を最も有している日本人会の会員を対象とすることとした。

なお、在留邦人の調査（特にインタビュー）の中で、個人事業を行っていることが判明した者なども複数存在していた。それらの者については、在留邦人へのアンケート調査、インタビュー調査の中で、前述の日本企業調査で補足できていなかった個人事業等の事業における法律問題についても、一定の回答を得られたものとする。

(アンケートの実施回数、実施方法)

アンケートの実施回数は合計3回である。2022年1月にすべて実施した。モンゴルにおいてもコロナ禍は深刻であり、対象者の便宜も考慮して、メール及び電話等を利用してアンケートを周知したうえで、インターネット上で回答していただく形とした。

アンケート作成・管理ソフトウェアは、Google フォームを使用した。

有効回答数であるが、最終的には、170人中18.8%である32人からアンケートを回収することができた。日本人会会員中には、コロナ禍のもとで日本に一時的に帰国している者も多数に及んでおり、その中で、このように多数のアンケート回収率が図れたのは、モンゴル日本人材開発センター及びご担当のJICA 専門家中村功氏が、長年の間に、在留邦人との間で築かれてきた信頼関係によるところが大きい。

表 アンケート実施状況

アンケート依頼	回答依頼配布日	配布数	有効回答数	有効回答率	
在留邦人第1回目	2022年1月7日	170	13	13/170	7.6%
在留邦人第2回目	2022年1月18日	170	7	7/170	4.1%
在留邦人第3回目	2022年1月27日	170	12	12/170	7.1%
合計		510	32	32/170	18.8%

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は第2(日本企業)で述べたものと同じであるから、記載を省略する。

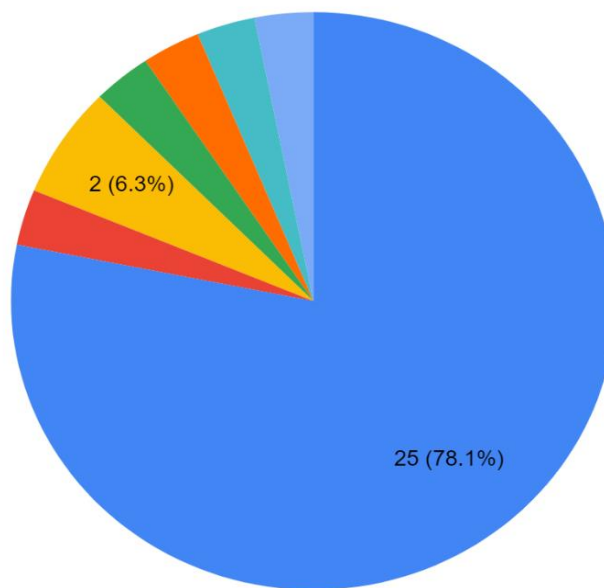
(2) アンケート回答結果

アンケートの回答結果を以下にまとめる。なお、各アンケート結果において、小数点以下第2桁を四捨五入しているため、各数値を合算しても100パーセントとならない場合がある。

Q1 あなたご自身について

あなたがモンゴル国に滞在している理由をご教示ください

- 日本企業等の駐在員（経営者を含む）
- 日本語教育者
- モンゴル人の配偶者
- 学生
- モンゴル企業の役員
- 旅行
- 駐在員の家族



32 件の回答

①日本企業等の駐在員である（25 件、78.1%）

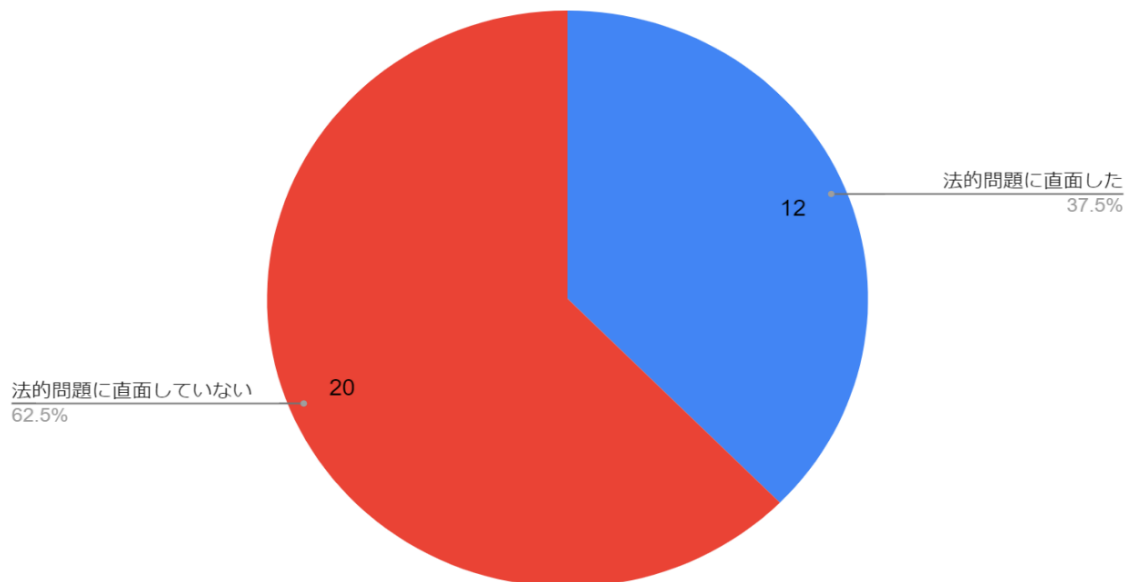
②モンゴル人の配偶者（2 件、6.3%）

③各 1 件（3.1%）の回答

- ・日本語教育者
- ・学生
- ・モンゴル企業の役員
- ・旅行
- ・駐在員の家族

Q2 法的問題の実情について

現地にいる間に法的問題に直面しましたか？



32 件の回答

- ①直面していない (20 件、62.5%)
- ②直面した (12 件、37.5%)

Q2 であるとお回答された方にお伺いいたします。現地にいる間に直面した法的問題について教えてください

(滞在資格に関するトラブル)

4 件の回答

- ・これは行政の対応で、ちょいちょいありました。法律が変わっているのか、制度が変わったのか、行政官で対応が違うのか、それとも担当の行政官が知らないのかわからないので、対応に不満
- ・在留資格認定の件
- ・理由なく故意的に 2 回ほど在留資格滞在期間を半年で発行されたことがある。
- ・2021 年 9 月、医療関係従事者として在日本モンゴル大使館等の協力で 90 日査証を得てモンゴルに入国。入国後 21 日間のホテル隔離を経て外出可能となるも、その隔離期間中に入管に対して入国申請が必要であったことが判明。(そのことは知らされていなかった) ロックダウンで滞在期間が 90 日を超えそうになり、入管にビザ延長手続きをしに行った際に、そのこと(入国後の申請手続きが漏れていたこと)が判明。様々に説明を繰り返すも聞き入れられず罰金を言い渡された。(罰金を言い渡された後に、いくつかの方面から入管担当への口添えにより、いくらか減額はされた。)

(身分関係でのトラブル (現地でのもの))

1 件の回答

- ・法人設立の書類偽造トラブル

(身分関係のトラブル (日本にいる親族との間のもの))

有効回答無し。

(労務問題に関するトラブル)

6 件の回答

- ・休みの取り方などにおいてトラブルになるケースが多いかと。
- ・卒業証書の偽造、遅刻、無断欠席等法人規則を遵守せずやむを得ず解雇した場合のトラブルは日常茶飯である。裁判しても殆どが法律は機能しない。
- ・①派遣元法人との労働契約、無期転換申込権 (労働契約法 18 条 1 項)、②部下と派遣元法人との労働契約、労働契約ではなく業務委託契約を締結、③部下と派遣先法人との労働契約、原職復帰命令
- ・従業員の横領、
- ・会社のスタッフ (1 名) による嫌がらせと脅迫。全く身に覚えもないことを、フェイクニュースとして流され、名誉が侵害された。さまざまな機関に有ること無いことを提出され、その後 全ての機関に呼び出され、時間と手間とストレスが大きく侵害された。あたかも被害者のようにさまざまな機関に報告し、全てその日本人に問題あるように嫌がらせと脅迫を受けております。その機関も、どちらかというともンゴル人側に付いており、トラブル等で裁判に仮になったとしても、この国では勝てる要素がないように思える。労働者を守る法律はあっても、外国人企業を保護するような機関はありません。日本大使館に相談しても個人的な案件は受け付けてもらえませんでした。アドバンテージはモンゴル人側にあるのだから、外国人経営者が泣き寝入りするような制度では投資家も積極的には前に進めないように思います。外国人経営者の受け皿も必要なのではと感じる次第です。
- ・トラブルではない疑問多々

(交通事故に関するトラブル)

4 件の回答

- ・夫が交通事故に遭い、補償が極端に少なかった
- ・自転車事故
- ・冬の朝、車に窓が凍って見えないバスがぶつかってきて、警察がくるまで証拠隠滅を図られこちらが悪いと言われた。
- ・10 年前ランドクルーザー(新車)が盗まれた上、横転交通事故を起こし車は廃墟になってしまったが、加害者からの賠償金はただ 20 万円だった。

(貸金に関するトラブル)

4件の回答

- ・貸した金は帰ってきたためしはほぼない。但し、モンゴル人の中での貸し借りは、結構帰ってきている様だ。
- ・あり
- ・貸したお金は誰であろう戻ってこないのが常識であろう。
- ・貸金支払い期間・金額について契約で明記しているのに、労務不履行期間の分まで長期にわたって前借しようと要求してくる。突然の賃上げ要求で、要求が通らないと、仕事を放棄して失踪。

(不動産（賃貸借）に関するトラブル)

4件の回答

- ・契約期間中に退去を迫られるケースが多い様に感じる。
- ・過去にあった
- ・土地の接収
- ・会社で購入した物件を、モンゴル側共同出資者（会社に関係ない）の個人名義で登記されていた。

(取引に関するトラブル)

5件の回答

- ・やはり、未払い問題というのが多いです。どうやって売掛債権を取り戻せるのか？また、それは日本の企業も同様で、モンゴルで日本企業から請け負った仕事に対して日本企業が未払い。日本に帰って戻ってこない。こうした時に法的にどうすれば良いのか？など。
- ・度々
- ・未払い
- ・建築会社に大金を騙し取られたことはある。
- ・モンゴル側の依頼主からの賃金報酬・支払いの踏み倒し。契約不履行

(労働に関するトラブル)

1件の回答

- ・勤務時間を守らず無断欠席、遅刻早退を繰り返しやむを得ず解雇した場合はトラブルはつきものである。

(刑事に関するトラブル)

2件の回答

- ・街中で顔を殴られ財布をとられた。

- ・従業員の横領、共同出資者（モンゴル側）の運用資産私的流用・融資踏み倒し・詐欺

（その他のトラブル）

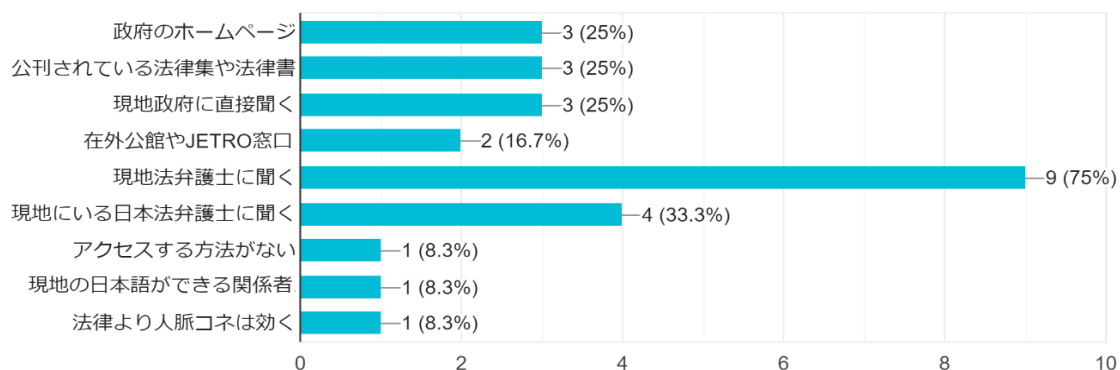
3件の回答

・判例主義ではないので、過去の判例が参考にならない。トラブルという訳ではないが、外国人が建物を建てた際の権利を主張するためにはどのような対抗案件が必要か？といったところがクリアではないため、なかなか、不動産投資を呼び込めないということがある

- ・さまざま
- ・友人に貸したお金が返済されない

Q2でご回答頂いた様な問題に直面した時の対応

Q2-1の様な問題に直面した際に問題となる法令にどの様にアクセスしていますか？



12件の回答

①現地法弁護士に聞く（9件、75%）

②現地にいる日本法弁護士に聞く（4件、33.3%）

③各3件、25%の回答

- ・政府のホームページ
- ・公刊されている法律集や法律書
- ・現地政府に直接聞く

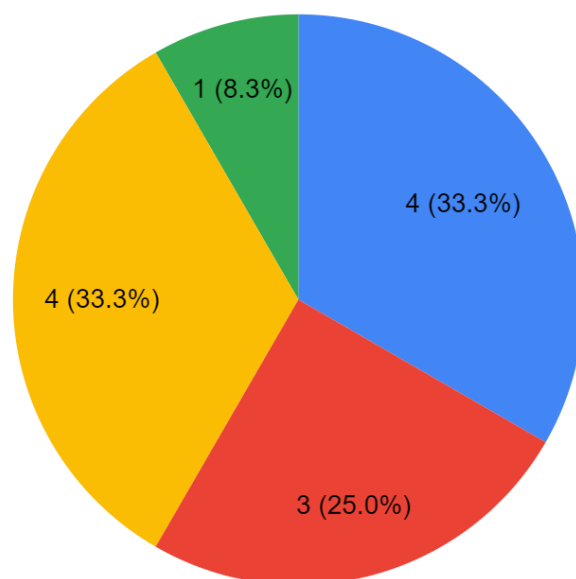
④在外公館やJETRO 窓口（JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業）に尋ねる（2件、16.7%）

⑤各1件、8.3%の回答

- ・アクセスする方法がない
- ・法律より人脈コネは効く
- ・現地の日本語ができる関係者に解決をお願いする。

知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか？

- 法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である
- (アクセスできない様なケースは) ない
- 法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である
- 法律より人脈コネ



12 件の回答

①各 4 件、33.3%の回答

・法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない、若しくは著しく困難である。

・法律を含め、およそ法令全般について、アクセスすることができない、若しくは著しく困難である。

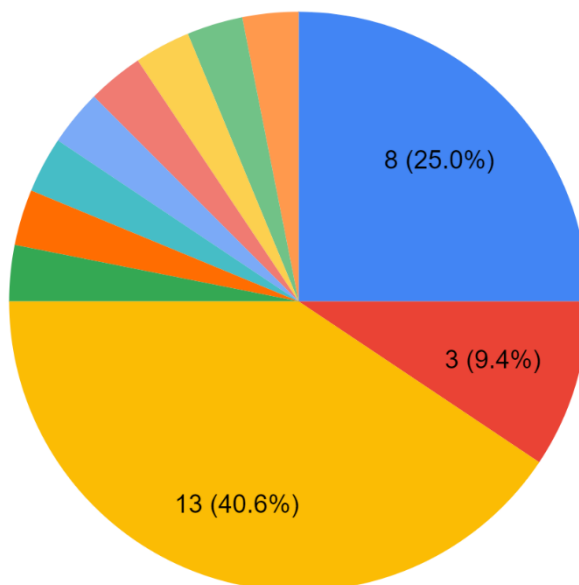
② (アクセスできない様なケースは) ない (3 件、25%)

③法律より人脈コネ (1 件、8.3%)

Q2-1 現地の法的安定性と裁判制度について

現地法令の法的安定性についてどうお考えですか？

- 法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある
- 法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- よくわからない
- 現地法令に関わったことがなく無回答です。
- まだ現地法令の内容を理解できておりません。
- モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない
- 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない。



32 件の回答

①法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。(13 件、40.6%)

②法令の制度改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が出ることもある。(8 件、25.0%)

③法令の制度改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。(3 件、9.4%)

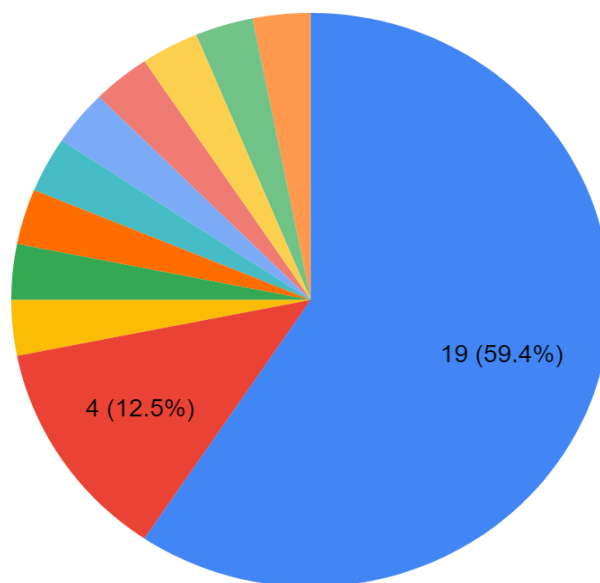
④各 1 件、3.1% の回答。

- ・ 情報・知識がない。
- ・ 事業が法的に問題ないかどうかを明確にする手段が分からず、調査したことがない。
- ・ モンゴル語が分からないので法令の制度改廃状況自体がよく分からない。
- ・ ニュースで知る以上の法令改定や裁判についてよく分からない。
- ・ 現時点までに私自身が経験した法的安定性に関する支障はございません。
- ・ 現地法令に関わったことがなく無回答です。
- ・ よくわからない。
- ・ まだ現地法令の内容を理解できておりません。

なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 7 件 (21.7%) となる。

現地の裁判制度についてどうお考えですか？

- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない
- 判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 情報、知識がない。
- 現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません
- よくわからない
- 裁判制度に関わったことがなく無回答です。
- 費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない
- 裁判制度の現状を把握できておりません。
- 裁判をしたことがないので分からない
- 裁判についてよく分からない
- 裁判に関する経験がありません。

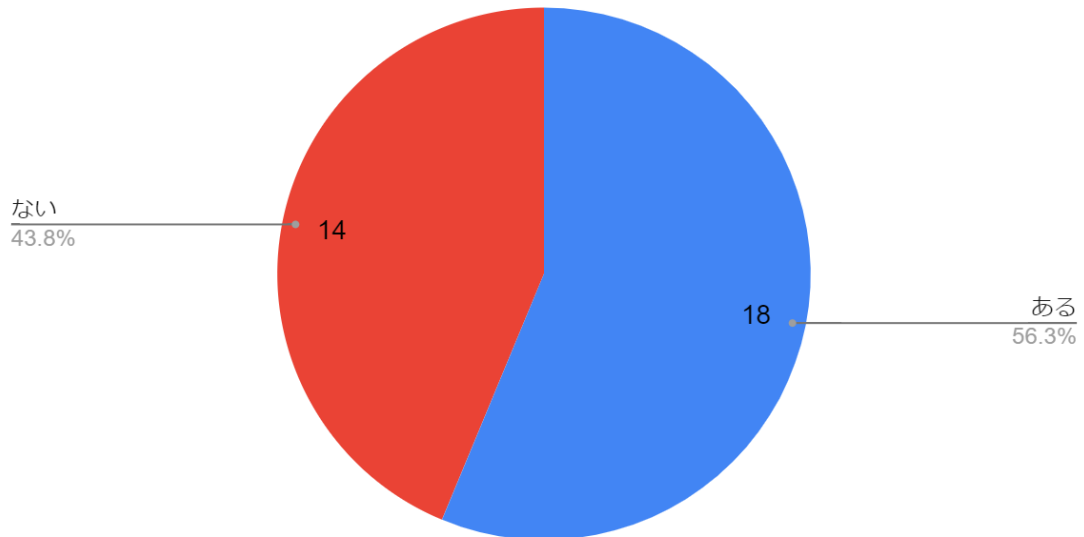


32 件の回答

- ①費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず信頼できない。(19 件、59.4%)
 - ②判断は安定しているが、費用及び、若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。(4 件、12.5%)
 - ③各 1 件、3.1%の回答。
 - ・費用や時間はかからないものの、判断も安定しておらず信頼できない。
 - ・情報、知識がない。
 - ・裁判をしたことがないので分からない。
 - ・裁判についてよく分からない。
 - ・裁判に関する経験がありません。
 - ・現時点までに私自身の裁判制度に対する知見はございません。
 - ・裁判制度に関わったことがなく無回答です。
 - ・よくわからない。
 - ・裁判制度の現状を把握できておりません。
- なお、これらのうち、「わからない」という趣旨の回答をまとめると 8 件 (25.0%) となる。

Q3 法律に関する相談先について

法的な問題に直面した際、誰かに相談しましたか？相談した事のある／ないでお答えください

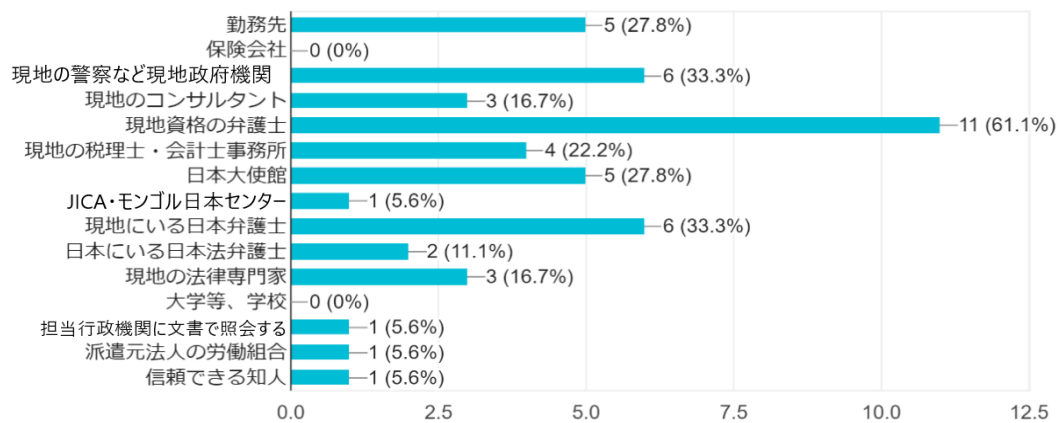


32 件の回答

- ①ある（18 件、56.3%）
- ②ない（14 件、43.8%）

Q3 で、あるとご回答いただいた方にお伺いします。

その様な法的な問題の相談先に当てはまる以下の回答肢をご選択ください



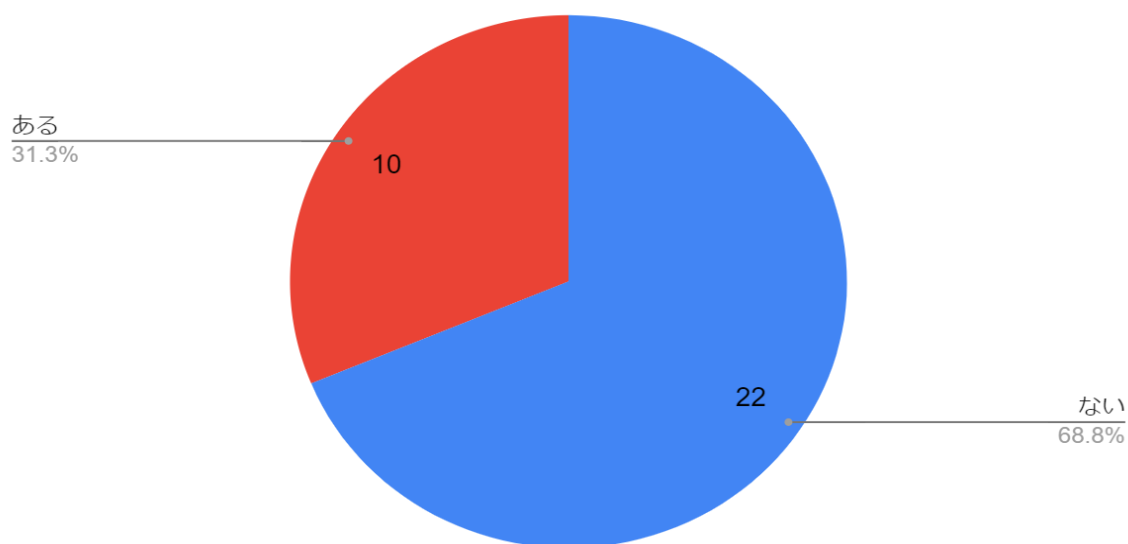
18 件の回答

- ①現地資格の弁護士（11 件、61.1%）
- ②各 6 件、33.3%の回答

- ・現地の警察など現地政府機関
- ・現地にいる日本弁護士
- ③各 5 件、27.8%の回答
 - ・勤務先
 - ・日本大使館
- ④現地の税理士・会計士事務所（4 件、22.2%）
- ⑤各 3 件、16.7%の回答
 - ・現地のコンサルタント
 - ・現地の法律専門家
- ⑥日本にいる日本法弁護士（2 件、11.1%）
- ⑦各 1 件、5.6%の回答
 - ・現地 JICA、モ・日センターのビジネス交流支援事業
 - ・回答と被る部分もありますが、とにかく、担当の行政機関に公式文書で質問するのが、一番、確実という結論だと思います。
 - ・派遣元法人の労働組合
 - ・信頼できる知人

Q4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3と一部重複しますが、現地の日本法弁護士に相談したことがありますか？

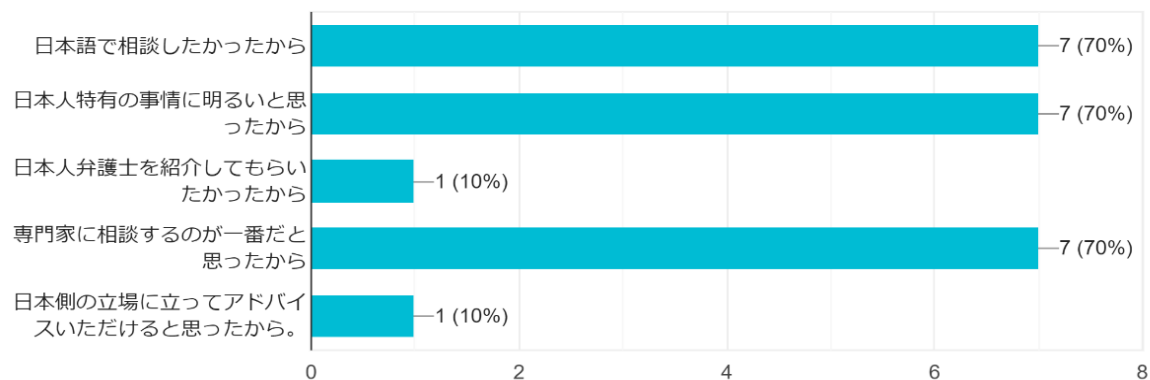


32 件の回答

- ①ない（22 件、68.8%）
- ②ある（10 件、31.3%）

Q4 であるとお答えいただいた方にお伺いいたします

日本法弁護士に相談した際の理由を教えてください



10件の回答

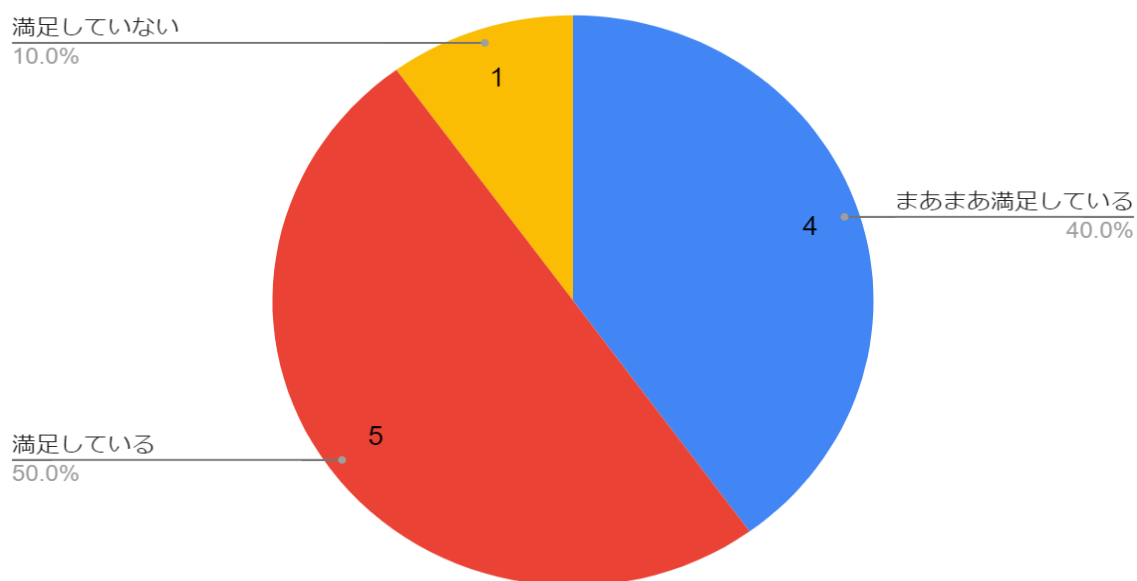
①各7件、70.0%の回答

- ・日本語で相談したかったから
- ・日本人特有の事情に明るいと思ったから
- ・専門家に相談するのが一番だと思ったから

②各1件、10.0%の回答

- ・日本人弁護士を紹介してもらいたかったから
- ・日本側の立場に立ってアドバイスいただけると思ったから

日本法弁護士に相談してみた満足感はいかがでしたか？



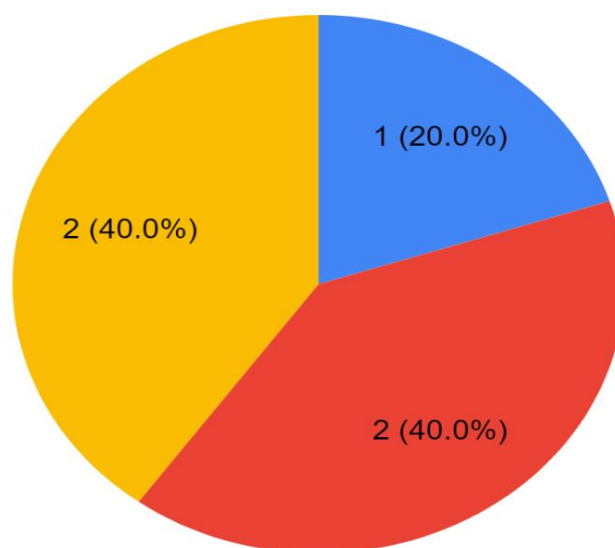
10 件の回答

- ①満足（5 件、50%）
- ②まあまあ満足（4 件、40%）
- ③満足していない（1 件、10%）

前項で満足とされているとご回答頂いた方にお伺いいたします

相談した弁護士はどの様にして知り合いましたか？

- 知り合いから紹介してもらった
- もともと顔見知りであった
- JETROなど在外公館で紹介してもらった



5 件の回答

- ①各 2 件、40%の回答
 - ・もともと顔見知りであった
 - ・JETRO など在外公館で紹介してもらった
- ②知り合いからの紹介（1 件、20%）

前項で、まあまあ満足とされている、若しくは、満足していないとご回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、若しくは、満足してないとした理由に関してご記載ください

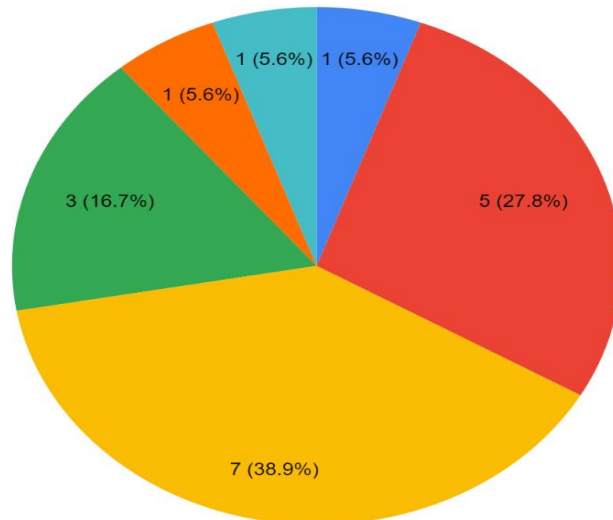
5 件の回答

- ・無料相談しかしていないため、どの程度親身になってくれるのかが計れなかったため。
- ・なかなか現地の状況共有が難しい
- ・費用が高い上、こちらの期待するものとは違った
- ・理由はなく、満足しているから
- ・自分の既知の情報が現状に合致していることが確認できたことは満足。即時解決の手段の提案はなく、自分で考えた方が速かったことが若干不満な点。

Q4で 現地の日本法弁護士に相談しなかったとご回答頂いた方にお伺いいたします

現地の日本法弁護士に相談しなかった理由に該当する回答を選択してください

- 日本法弁護士がないから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- 必要になったことがないから
- 現地での問題について詳しいとは思えないから
- サポート頂けるのか知らなかった
- まだ相談することが具体化されていません。



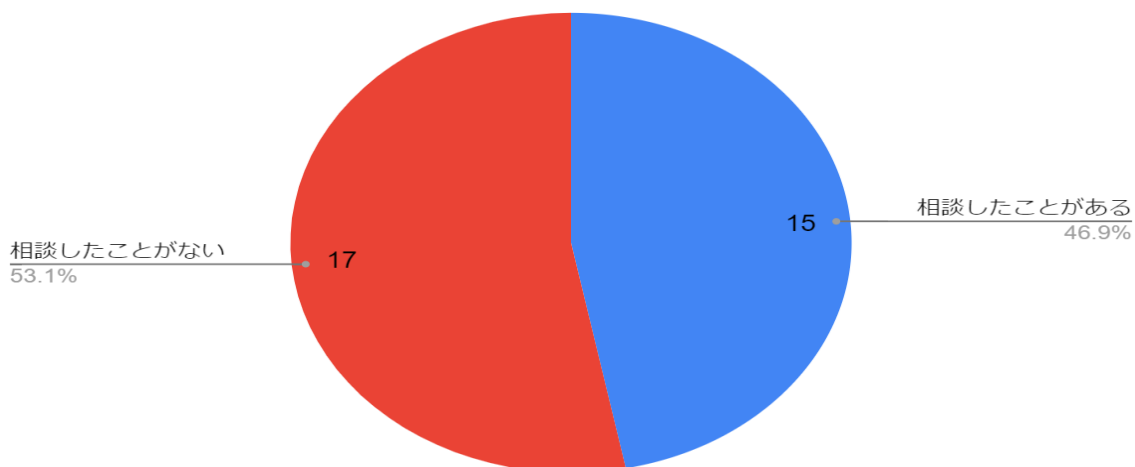
18件の回答

- ①必要になったことがないから (7件、38.9%)
- ②日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから (5件、27.8%)
- ③現地での問題について詳しいとは思えないから (3件、16.7%)

その他の回答は、日本法弁護士がない。サポートいただけることを知らない。相談が具体化されていない。であった。

Q5 現地資格の弁護士への相談

法的トラブルに直面した際に、現地資格の弁護士に相談しましたか？



32 件の回答

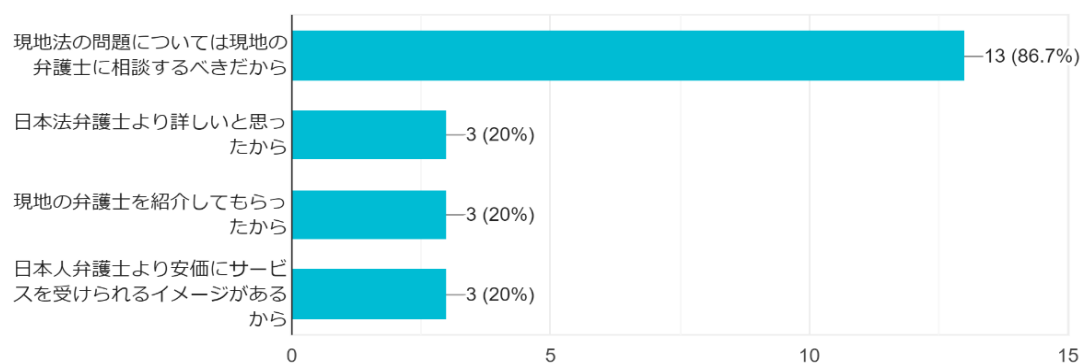
①相談したことがない (17 件、53.1%)

②ある (15 件、46.9%)

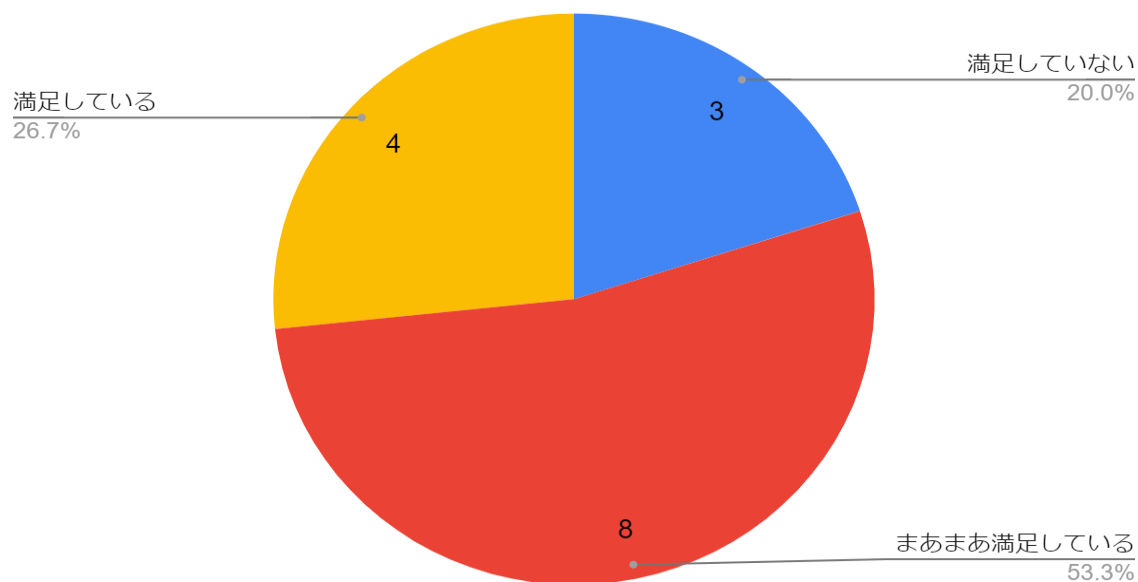
Q5 で相談したことがあると回答された方へお伺いいたします

相談したことがあるとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

15 件の回答



現地資格の弁護士に相談してみた満足度を教えてください



15 件の回答

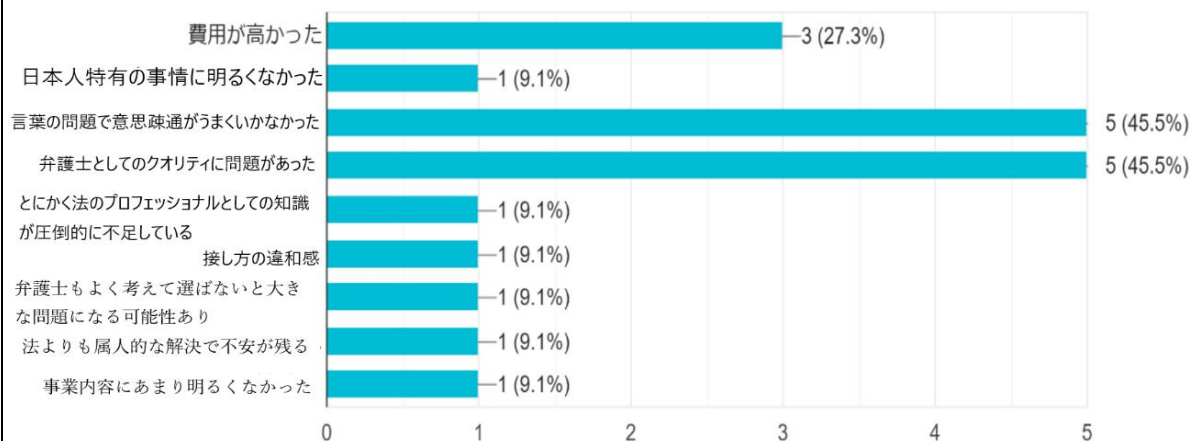
①まあまあ満足 (8 件、53.3%)

②満足している (4 件、26.7%)

③満足していない (3 件、20%)

前項でまあまあ満足している、満足していないと回答頂いた方にお伺いいたします

まあまあ満足している、満足していないとご回答頂いた理由を選択してください



11件の回答

①各5件、45.5%の回答

- ・言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった。
- ・弁護士としてのクオリティに問題があった。

②費用が高かった（3件、27.3%）

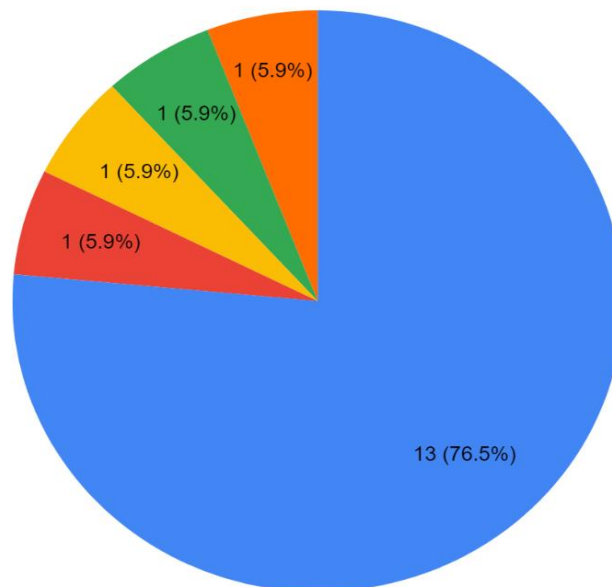
③各1件、9.1%の回答

- ・日本人特有の事情に明るくなかった。
- ・とにかく法のプロフェッショナルとして必要な知識が圧倒的に不足していると考えられる。交渉事はうまいのかもしれないが、話を聞いていると法的根拠に乏しい。法的に交渉するというよりは、いわゆる寝技的に絡めとる手法にはたけているのかもしれない。
- ・接し方の違和感。
- ・弁護士もよく考えて選ばないと大きな問題になりうる可能性あり。
- ・問題自体は解決したが、法よりも属人的な手段での解決に感じられ、それで本当に良いのかどうかの不安が残る。
- ・事業内容にあまり明るくなかった。

Q5で相談したことがないと回答された方へお伺いいたします

Q5で相談したことがないとしたその理由を以下の選択肢から回答ください

- 相談する問題がない
- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- 相談した日本法弁護士はモンゴル法にも詳しいので、別に現地の弁護士に相談する必要がないと思った。
- 大使館や現地政府機関への問い合わせ等で対応でき、現地弁護士が必要となった場面がないから
- 知っている弁護士がないから



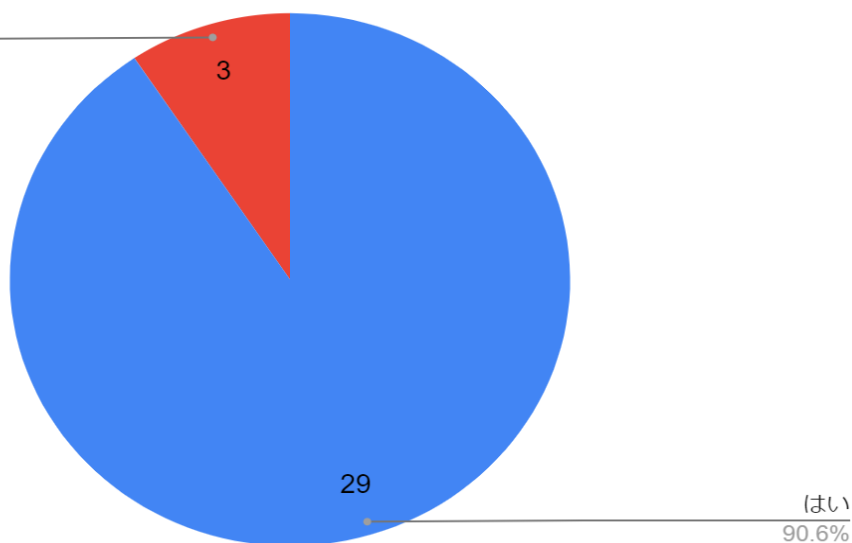
17件の回答

* 知っている弁護士がない。日本人特有の事情が分からない。との回答が各1件あったが、それ以外は、すべて、要するに「相談の必要性がなかった。」という趣旨の回答である。

Q6 日本法弁護士へのアクセスについて

日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいと思われませんか？

いいえ
9.4%



32 件の回答

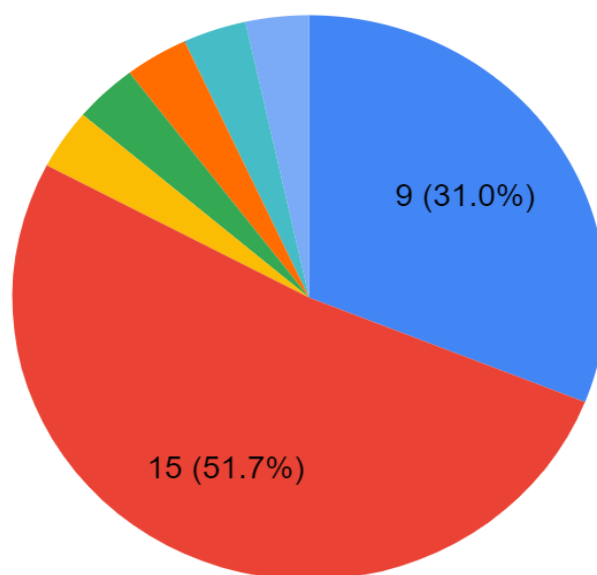
①はい (29 件、90.6%)

②いいえ (3 件、9.4%)

Q6 ではいと回答された方に伺います

利用されるならどの様な料金体系を希望されますか？

- 初回無料法律相談
- 相談する内容によるので何とも言えない
- 内容次第
- 上限額が決まっている場合
- 最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい。
- 無料で
- 初回は30分5000円まで



29 件の回答

①相談する内容によるので何とも言えない。(15 件、51.7%)

②初回無料相談 (9 件、31.0%)

③各 1 件、3.4%の回答。

・初回は 30 分 5000 円まで

・上限額が決まっている場合

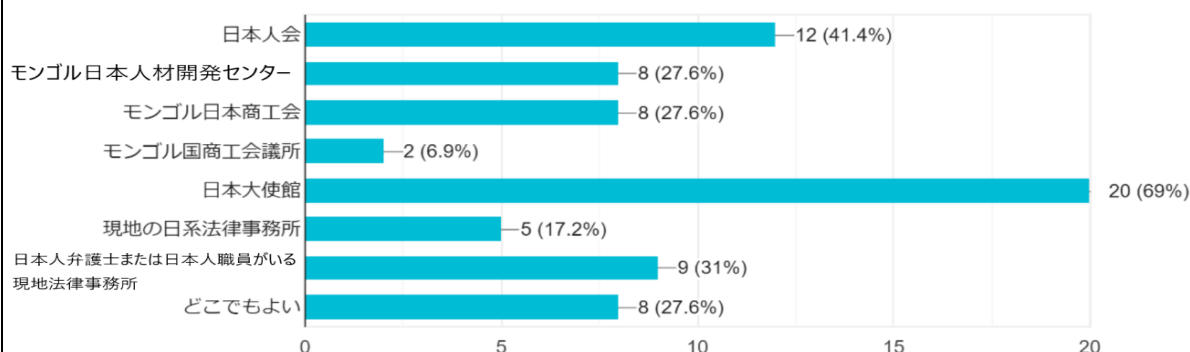
・内容次第

・最初は相談内容によりスポットでお支払いし、必要に応じて顧問契約に切り替えるなどの相談をさせてほしい

・無料で



相談窓口がどこにあると利用しやすいと思われますか？



29 件の回答

日本大使館（20 件）が多いが、その他の場所やどこでもよいといった意見も多い。

Q6 でいいえと回答された方に伺います

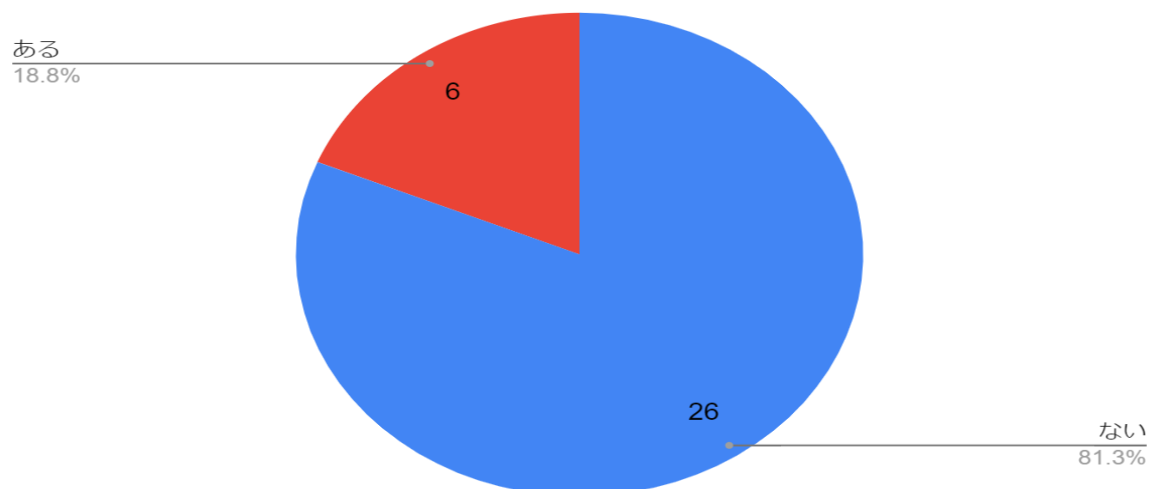
窓口を利用したいと思わない理由を教えてください

3 件の回答

- ・モンゴルの社会背景に関してよく分かっていないから、また、モンゴル司法はあまり公平に機能しないから。
- ・法的問題に直面した時、費用をみてから考える。
- ・必要があれば検討するが、必要になることはないと思われるため。

Q7 許認可・登録について

許認可（特別許可）や登録について、問題が生じたり、弁護士の関与が必要になったりしたことはありますか？



32 件の回答

①ない (26 件、81.3%)

②ある (6 件、18.8%)

Q7 であると回答された方にお伺いいたします

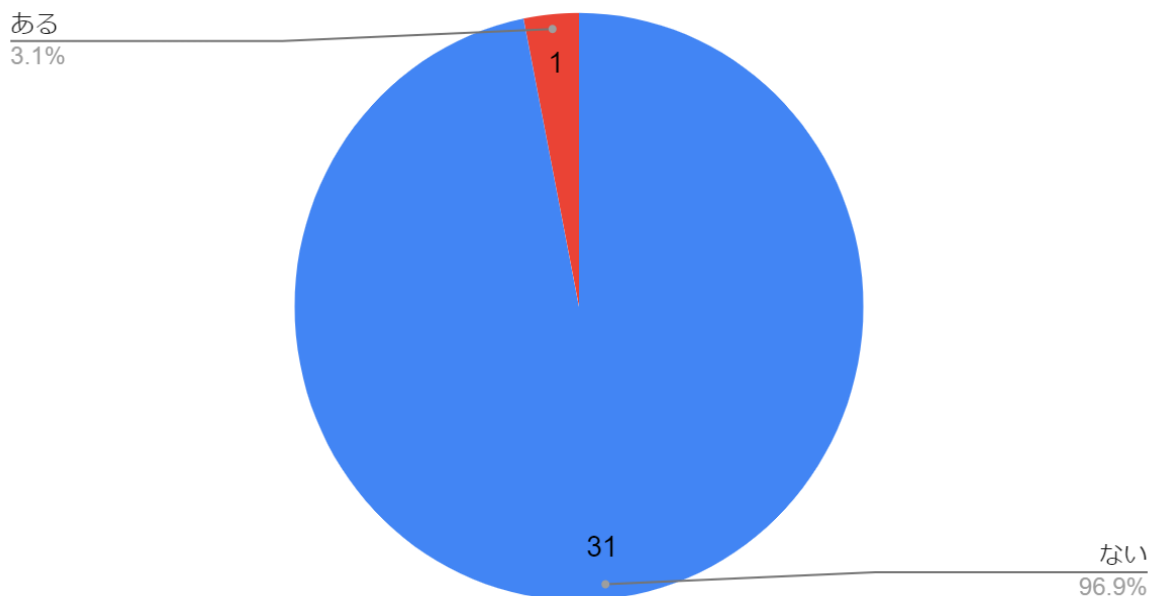
どのような許認可 (特別許可) や登録で問題が生じたり、弁護士との関与が必要となったりしましたか？

6 件の回答

- ・ライセンス取得
- ・更新
- ・ライセンスの有効期間を更新する際、場合によっては理不尽に脅かしがある。それが暗黙の賄賂請求かもしれない。
- ・業務上
- ・ライセンスを持っていたにも関わらず、急に不認可となった。
- ・アルコール提供の特別許可

Q8 強制執行制度について

貴方が他人に対し、強制執行を行ったり、強制執行をされたことはありますか？



32 件の回答

あるとの回答は 1 件のみ (3.1%)。

Q8 であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

強制執行を行ったり、強制執行をされたときに問題を感じたことはありますか？

1 件の回答

ある（100％）との回答であった。

前項であるとお答えになられたかたにお伺いいたします

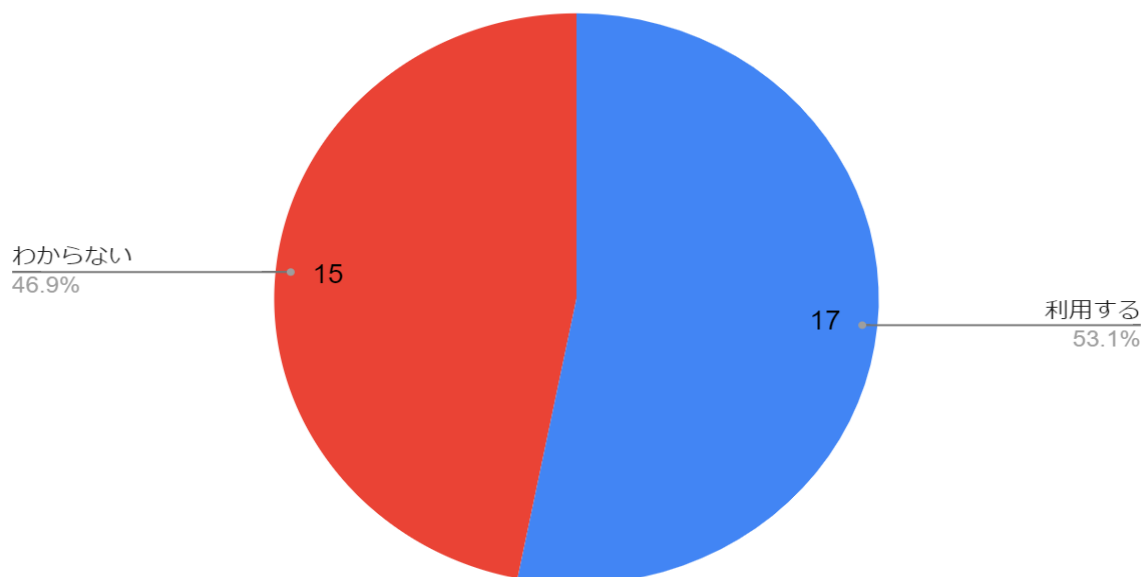
どのような問題を感じられましたか？

1 件の回答

- ・裏口を使わないと執行が遅い

Q9 日系弁護士の需要について

現地に日系弁護士事務所があればそれを利用しますか？



32 件の回答

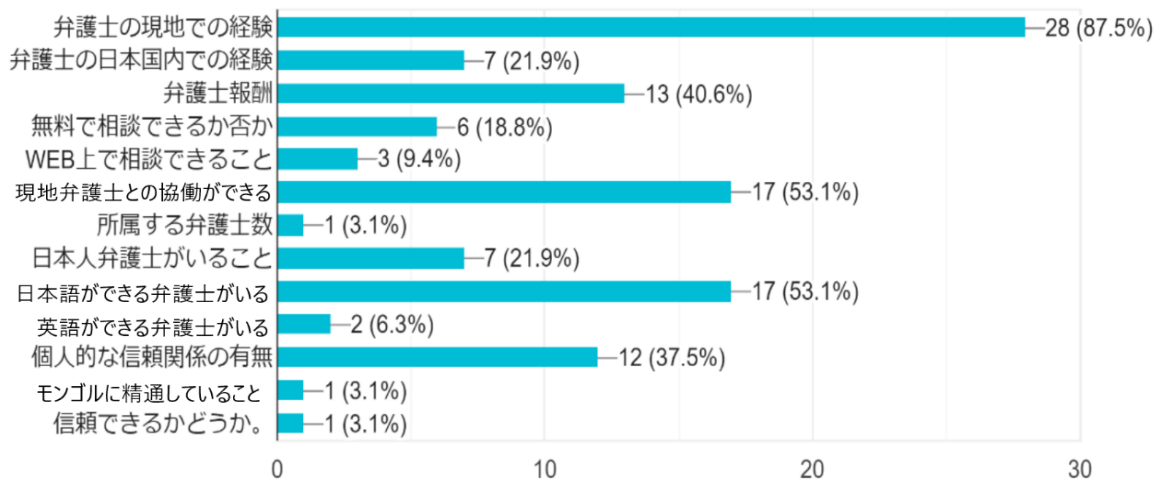
①利用する（17 件、53.1%）

②わからない（15 件、46.9%）

* 「利用しない」との回答はなかった。

Q9 で利用する、わからないとお答えになられたかたにお伺いいたします

現地に日系の弁護士事務所が進出した場合、利用にあたって何を重視して利用するかどうかを決めますか？

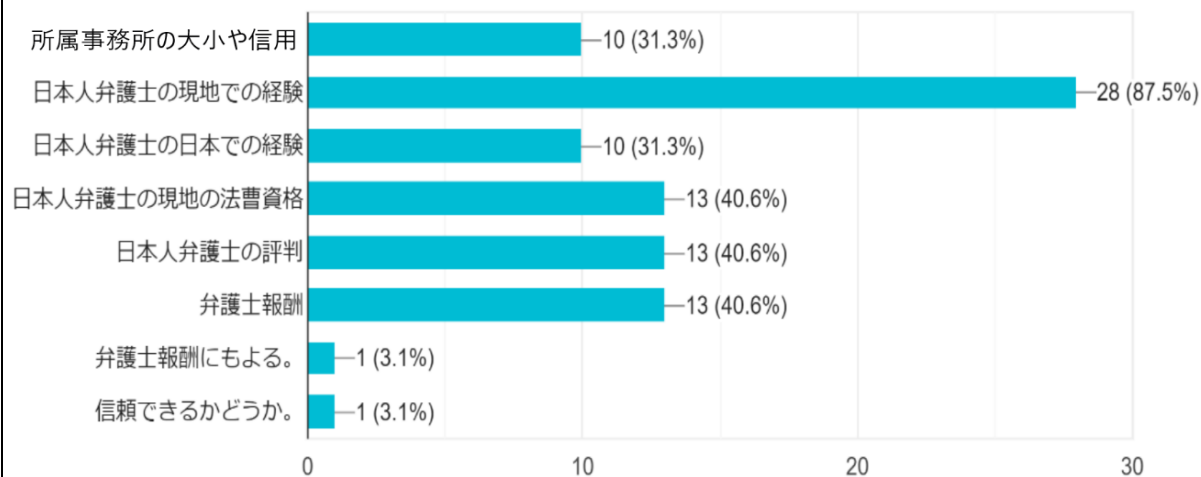


32 件の回答

- ① 弁護士の現地での経験 (28 件、87.5%)
- ② 現地弁護士との協働ができる (17 件、53.1%)
- ② 日本語ができる弁護士がいる (17 件、53.1%)
- ③ 弁護士報酬 (13 件、40.6%)
- ④ 個人的な信頼関係 (12 件、37.5%)
- ⑤ 日本人弁護士がいる (7 件、21.9%)
- ⑤ 弁護士の日本国内での経験 (7 件、21.9%)
- ⑥ 無料で相談できる (6 件、18.8%)
- ⑦ WEB 上で相談できる (3 件、9.4%)
- ⑧ 英語ができる弁護士がいる (2 件、6.3%)
- ⑨ 各 1 件、3.1% の回答
 - ・ 所属する弁護士数
 - ・ モンゴルに精通ではないと厳しいだろう。
 - ・ 信頼できるかどうか。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

仮に、日本人の弁護士がモンゴルに定期的にまたは常時駐在する場合、その日本人弁護士（またはその所属所）に依頼するかどうかを検討するにあたり、重視することは何ですか？



32 件の回答

- ①日本人弁護士の現地での経験（28 件、87.5%）
- ②各 13 件、40.6% の回答
 - ・日本人弁護士の現地の法曹資格
 - ・日本人弁護士の評判
 - ・弁護士報酬。
- ③各 10 件、31.3% の回答
 - ・日本人弁護士の所属事務所の大小や、事務所の信用
 - ・日本人弁護士の日本での経験。
- ④各 1 件、3.1% の回答
 - ・弁護士報酬にもよる。
 - ・信頼できるかどうか。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(3) 在留邦人インタビュー調査とその結果

在留邦人を対象にインタビュー調査を並行して実施した。

(実施対象)

アンケートに回答のあった在留邦人から 10 人を選定した。選定基準は、①モンゴルでの暮らしが長い人と比較的短い人の双方を対象とすること、②在留理由が在留邦人の多数を占める企業の駐在員に偏らないこと、③多様なバックグラウンドを持つ人材であること、④男女比の均衡（回答者及びアンケートの承諾を得られた人が男性に偏りがちであったので、できる限り女性を入れる）等とした。

以下に対象者 10 人の概要を示す。

表 インタビュー対象者の概要

男性	独立行政法人専門家
男性	レストラン総責任者
男性	独立行政法人職員
男性	貿易輸入販売会社取締役
男性	コンサルティング会社社長
男性	独立行政法人専門家
男性	輸入販売コンサルティング
女性	コーディネーター、観光業
男性	レストラン経営
女性	食品製造販売

(実施期間)

2022 年 2 月 12 日から 28 日にかけて実施した。

(実施形式)

調査対象者と zoom のテレビ会議機能を用いて接続し、インタビューを行った。

(インタビュー調査結果)

別冊に示す。10 人にインタビューを実施し、うち 6 人からインタビュー結果の公開について承諾を得ることができた。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

4 在モンゴル日本大使館における法律相談

2015年12月以降、在モンゴル日本国大使館では、日本企業支援の一環として、日系企業を対象とした無料法律相談を行っている。

モンゴルにおける日本企業の法的需要を知るための一つの手段として、この無料法律相談を対象として、日本企業がモンゴルで直面している法律問題、日本企業の法的需要等について分析、検討を試みたい。

(年度別の相談件数の推移)

2015年度から2020年度までの法律相談を実施した件数の推移を以下の表に示す。

相談件数は、概ね年間70件前後で推移している。2020年度の相談件数の減少は、新型コロナウイルスによる対面での相談の中止や、都市封鎖の影響であると考えられる。

現地相談は、毎月5日間の期間を定めて実施した。相談日1日あたり、概ね1-2件の相談を実施したこととなる。モンゴルに進出している日系企業拠点数、モンゴル在留邦人数からは、複数回相談を求める企業、人があるとはいえ、法律相談の需要は多いといえる。

表 相談件数の推移

年度	相談件数	備考
2015	38	1-3月のみ
2016	62	
2017	72	
2018	76	
2019	65	
2020	34	

(相談数、相談内容と法的需要)

実際の法律相談の内容はどのようなものであろうか。2019年度(2019年4月～2020年3月)の相談数と相談内容を以下の表に示す。

表 相談数と相談内容 (2019)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

	労働	担保	税	許認可	債権債務	不動産	会社	その他
相談の概要	整理解雇 労働契約 給与保障 出向 有給休暇 その他	支払保証その他	所得税 VAT税 その他	各種許認可	売掛金回収 暴力団排除条項 契約の解除 損害賠償 その他	賃料 不動産の購入	会社設立 会社清算 合併 合併事業 その他	不法行為 不当利得 ビザ その他
総数79	16	2	6	8	16	5	12	14

(相談数)

法律相談を利用した79件の企業中、特定の業種において、特に数が多いといった傾向はみられない。モンゴルに進出している日系企業の任意団体である、モンゴル日本商工会に所属する企業（大手企業が多い）の利用が比較的多い傾向はあるが、商工会に所属していない個人事業主や、モンゴル企業なども利用している。

モンゴル日本商工会に対しては、大使館から頻繁に無料法律相談のアナウンスを行い、相談者同士の情報交換も行われていることから、商工会所属企業の利用が多いものと思われる。商工会に対して以外にも、大使館からは、大使館HPで周知するほか、日本人会のメーリングリストあてにも同様に無料相談受付の案内がなされており、その結果として、広く利用がなされているものと考えられる。

(相談内容)

債権債務に関する相談は、16件で最も多い。その内容は、契約条項に関するものが比較的多い。契約条項を定める際、契約に関するトラブルが生じた際などに、モンゴル法におけるルールについての情報が少なく（または情報にアクセスし難く）、その内容を把握し難いことが、一つの要因であると思われる。債権債務に関する相談は、契約書条項や、債権回収など、現在すぐに必要な情報を得るための相談、現実に問題が発生した後の相談が多い。

労働問題に関する相談は、16件で最も多い。モンゴルの労働法については、日本の労働関係法のルールと異なる点も多く、トラブルに発展しやすい。現実に問題が発生した後に相談する事案は少なく、事前の情報収集が多い。使用者として、無料法律相談を利用してリスク回避を図る目的での相談が多い傾向である。

会社関係の相談は、12件で三番目に多い。中でも、会社設立に関連した相談が、約半数を占める。会社設立といった初歩的な経済活動についても、モンゴルにおいては正確な情報収集が困難である事情がうかがえる。また、会社関係の相談は、会社設立する直前段階であることが多い。

許認可に関する相談は、8件で四番目に多い。企業が新たに事業を開始し、拡大する際の

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

相談であり、会社の定款変更につながるから、会社関係の相談と位置付けることもできる。許認可に関する相談は、実際に事業を開始することを検討している段階であることが多い。許認可に関する相談は、「ある事業を開始する際に、許認可を要するかどうか。」という内容が大半である。

税関係の相談は、6件で五番目に多い。関税、VAT税、所得税など税の種類は様々である。その内容は、課税を通告された後に相談する場合もあるが、「特定の場合に課税されるかどうか」という事前の相談が多い。

不動産関係の相談は、5件で六番目に多い。賃料に関する問題が多い。中には、賃料が相当かどうかといった相談もあるが、法律相談としては、回答が困難である。不動産関係の相談は、現実の問題が発生した後の相談が多い。

担保に関する相談は、2件で、分類した類型中では最も少ない。内容は、預金債権に対する質権設定、銀行の支払保障であり、モンゴル法の一定の調査を要するものである。現実契約しようとする直前の段階の相談が多い。

その他の相談は、14件である。内容は、これまで述べた類型にまとめられそうなものもある。ビザ、仲裁など、企業活動と関係するものもあるが、条約、家族法など、直接の企業活動と無関係なものもある。

(小括)

無料法律相談は、日本企業支援を目的としており、原則として利用者を日本企業に限定している。したがって、ビジネス関連の相談が多いのは当然である。

その利用者は、様々な業種に及んでいる。

その相談内容は、多岐に及ぶが、債権債務、労働、会社、許認可、税、不動産といった企業活動に伴い生じる問題の多くを含んでいる。

全体に、具体的な紛争が生じる前の相談が多い。契約締結直前であるとか、会社設立をすぐにでも開始したいといった企業の方針を実行に移す段階で、そのやり方がわからない、問題点について情報がない、といった事案が多い。これらの相談には会社設立などの初歩的な相談も多く、実際に企業活動を行う際の、モンゴル法に関する情報の少なさがここにあらわれている。つまり、モンゴル法へのアクセスの困難を理由として、無料法律相談が利用されていると考えられる。

なお、前述のとおり、大使館の無料法律相談は、原則として日本企業を対象としている。したがって、日本企業およびそのビジネスに関連しない個人の法律問題についての需要は、この分析からは明らかにならない。しかし、モンゴルで活動する日本企業のみでも相当数の相談があるという事実からは、モンゴル在留邦人個人、さらに言えば、外国人全般についても、法律問題・法的紛争に直面した際のモンゴル法へのアクセスの困難さは、より大きいのではないかと推測できる。

5 アンケートから読み解く法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

インタビュー結果について、日本企業と在留邦人を比較し内容を吟味すると、法律問題の実態とこれに対する対応の在り方が明らかになる。この点について、アンケート結果をふまえながら以下で検討を加える。

(1) 問題に直面した際への法令へのアクセス方法

(実態)

日本企業(69.2%)、在留邦人(75.0%)ともに、「現地法弁護士に聞く」との回答がもっとも多い。しかし、次に多いのは、日本企業は「在外公館等に尋ねる」(46.2%)であるのに対し、在留邦人でこれを挙げたものは少ない(16.7%)。

在外公館等の公的機関は、一般の在留邦人は相談窓口として避ける傾向がある。

(対応)

在外公館等の公的機関から積極的に在留邦人に対しても歩み寄る体制が必要ではないかと思われる。

例えば、現在、在モンゴル日本大使館においては、日系企業支援として無料法律相談を実施している。また、定期的に法律セミナーも開催している。しかし、これらを利用できるのは、日系企業に限定されており、一般の在留邦人は、これらの制度を利用できない。現在の利用者があまりに多くてこれ以上受け入れられないというのでない限り、日本企業支援という目的に影響のない範囲で、在留邦人の無料相談の利用を許すなどすれば、大使館への抵抗感もなくなるとと思われる。

モンゴル・日本人材開発センター等において、邦人向け無料相談や法律セミナーを実施するといったことも考えられる。

(2) 法令へのアクセス

(実態)

日本企業の場合、「アクセスできないケースはない」がもっとも多い回答である(38.5%)。これに対し、在留邦人の場合、同じ回答は25%にとどまる。

在留邦人で最も多い回答は、「法令等へのアクセスはできるが、通達等にはアクセスできない」(33.3%)、「法律を含めアクセスできない」(33.3%)である。日本企業においては、これらはそれぞれ順に19.2%、23.1%であり、日本企業においても、法令等へのアクセスに不十分な企業が多数存在する。つまり、日本企業は、法令等のアクセスについては、できる企業とできない企業の両極に分かれていることがわかる。

(対応)

在留邦人について、法令自体のアクセスが不十分であることは否めない。また日本企業においてもアクセスが十分な企業がある反面、アクセスが不十分な企業も一定数存在している。法令へのアクセスは、モンゴルにおいては、原則モンゴル語でなければ検索し難いが、

現在では翻訳ソフトの改善等によって、ある程度の法令のイメージはつかめるような状況にはある。

また、モンゴル語さえできれば、国立法律研究所が運営する「リーガルインフォ」(モンゴルのすべての現行法、規則等が掲載されている WEB サイト⁹²)、裁判所評議会が運営する「裁判所判決電子データベース⁹³」が存在しているので、これに基づいて各種法令や判例・裁判例にアクセスが可能である。

裁判所判決電子データベースについては検索のコツがあるので、一般の人には適切な検索が難しいとも思われるが、リーガルインフォについては、キーワード、法令名で検索可能であり、ある程度の検索は翻訳ソフト等を利用しながらでも可能であると思われる。

(3) 現地法令の安定性

(実態)

「法令の制度改廃は明確であるが、通達やガイドラインになると明らかでない」との認識は、日本企業 (53.8%)、邦人 (40.6%) とともに最も多い回答である。

(対応)

通達やガイドラインについても、文章自体の入手は、努力すれば概ね可能であるはずである。問題は、通達やガイドラインレベルの話になると、実際の担当者(公務員)の解釈・運用に幅が生じていて、画一的・統一的な行政活動が期待できていないことにあるのではないかと思われる。

そして、この点については、モンゴルに特有の事情ではないと思われる。役所の窓口担当者によって言うことが違うことは日本でも当然あることである。むしろ、日本では「わかりません。」、「回答できません。」、「弁護士に聞いてください。」と回答するような事柄についても、モンゴルの公務員は自分なりに考えてその見解を回答してくれているのかもしれない。また、現場の公務員においても裁量権はあるはずなので、その裁量権の行使の幅の感覚が日本とモンゴルとで異なるからといって、それに対して批判することが適切かどうかについても疑問がある。

もちろん、公務員の研修等で統一的な法令通達等の運用を図るほうが望ましいとはいえる。しかし、裁量の幅の大きさを過度に批判して「モンゴルの公務員はおかしい。」とだけ言うのも違うのではないか。仮に、モンゴルの公務員の法令運用に幅があるのであれば、こちらに有利な運用をされている可能性も十分あるわけであり、そのような運用をされて恩恵を受けた場合には、当然、幅のある運用に対して批判することはないわけである。幅のある運用によって得をすることもあれば損をすることもあるのであれば、損をしているときだけ批判することが果たして正しい意見であるのかとも、個人的には考える。

⁹²<https://legalinfo.mn/mn>

⁹³<https://shuukh.mn/>

(4) 現地の裁判制度

(実態)

「費用や時間がかかり、判断も安定しておらず、信頼できない。」との回答が、日本企業 (50.0%)、在留邦人 (59.4%) とともに多数を占める。

(対応)

この点については、まず、費用について、弁護士費用のことを述べていると思われるが、それがかかることは当然であるし、日本でも同様である (おそらくある程度世界共通)。

裁判所の訴訟費用 (印紙税。訴訟手数料。) は、印紙税法 7 条に定められている⁹⁴。日本円で 10 万円 (約 2,500,000 MNT) の訴額の場合、モンゴルでの印紙税は約 2,000 円 (54,950 MNT) となり、日本の訴訟における印紙税 (1,000 円) の倍額ではあるが⁹⁵、日本企業や日本人からみてさほど高額であるとも言えないであろう。モンゴルにおいて、本人訴訟も認められており、訴訟費用をここで特にモンゴル固有の問題と理解することは妥当ではなかろう (弁護士費用を含め、訴訟に費用がかかること自体を問題とすることを否定するわけではないが、それはモンゴル固有の問題とはいえない)。

次に、判断の安定性についてである。判断の安定性は、最高裁判所を頂点とする三審制を採用するモンゴルでは、一定の安定性が制度上図られていることは理解できる。なぜなら、最高裁判所は 1 つであり、最高裁判所は同一事案については同一の判断をすることが、一応、想定できるからである。ただし、第一審、控訴審レベルでの判断について、また、地方の裁判所における判断について、その判断が安定していないことは否めないのが現地においての実感であると思われる。その原因としては、裁判官の資質によることもあるし、日本企業や在留邦人が、モンゴルの司法制度に慣れておらず、実際の問題点を把握できていな

⁹⁴ 印紙税法 7.1.1.に定める裁判における印紙税額

請求額 / MNT /	パーセンテージと料金の金額 / MNT で/
0-130,000	4,550 MNT
130,001-650,000	MNT 130,000 を超える金額の 3% を MNT4,550 に追加。
650,001-1,300,000	MNT 650,000 を超える金額の 2.4% を MNT20,150 に追加。
1,300,001-13,000,000	MNT 1,300,000 を超える金額の 1.6% を MNT35,750 に追加。
13,000,001 以上	MNT 13,000,000 を超える金額の 0.5% を MNT222,950 に追加。

⁹⁵ http://103.11.195.37/app/dashboard/dashboard_ctrl/court_temdegt/shez/107 (裁判所の訴額自動計算WEB サイト)

いことも影響しているであろうと思われる。

なお、判断が不安定であるというが、アンケートにおいても、聴き取りにおいても、裁判所の判断の不安定さを具体的に指摘された方は1人もいなかった。ということは、多くの回答者は、そのような漠然とした印象を持っているだけである可能性が高い。

この漠然とした、「不安定である」との印象は、しかし、モンゴルの裁判制度に対する最も強い印象として、日本企業、在留邦人に根付いていることが問題である。そして、この認識は実は印象だけではなく、ある程度正しい認識であると思われるから、日本企業、在留邦人としては、その不安定さを前提としたうえでの訴訟戦略を立てるしかない。そのためには、「不安定さに対する不安をきちんと依頼する弁護士に説明したうえで、その説明を求めていく。」といった、現実的な地道な対応を取り続けるしかないのではないかと思われる。

(5) 相談先

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、「現地資格の弁護士」という回答が最も多く、日本企業では77.8%、在留邦人では61.1%を占めた。

現地に約6年間駐在していた筆者の経験からは、在留邦人については、意外に弁護士への相談が多いという印象である。知り合いや、知り合いの知り合いに弁護士がいるという人は確かに多い印象であるので、人間関係のつてを通じて利用していることはありえよう。知り合いを通じて弁護士に相談することは、特に人間関係が重視されることの多いモンゴルにおいては、非常に適切な対応であると考えられる。

(6) 日本法弁護士

(実態)

「現地の日本法弁護士に相談したことがある」との回答が、日本企業では42.3%、在留邦人では31.2%を占めた。

ここで「日本法弁護士」とは何か問題となる⁹⁶。アンケートには日本法弁護士の定義を記載していない。そこで、それぞれの回答者が、「日本人弁護士」の意味に解したり、「日本語ができるモンゴル人弁護士」の意味に解したり、それぞれの理解での「日本法弁護士」を想定したものと思われる。したがって、厳密には、「日本法弁護士」の意味が不明である以

⁹⁶ モンゴルで弁護士資格を有している日本人はいない。モンゴルで外国弁護士資格を有している日本人は2名である(2名とも日本弁護士)。モンゴルで国際仲裁センター仲裁人となっている日本人は2名である(うち1名は日本弁護士、1名は弁護士以外)。モンゴルで調停人資格を有している日本人は1名である(日本弁護士)。外国弁護士資格、仲裁人資格、調停人資格という3つの資格等を保有している者のうち1名は同一人物である(日本弁護士)。

上は、回答の意味も不明であるということになるのであるが、一応、「日本っぽい弁護士」という意味では、そういった弁護士にある程度相談経験があるということであろう。

(7) 日本法弁護士への相談理由

(実態)

「日本語で相談したかった」、「日本の事情に明るい」との回答が、日本企業、在留邦人ともに最も多い回答である（それぞれ、日本企業 72.8%、在留邦人 70.0%）。日本法弁護士に相談する理由として、日本語や、日本を知っているという、実は、日本人なら誰でも持っている能力が求められていたことがわかる。ということならば、日本人の弁護士であればそれだけでモンゴルにおいて需要があるのではないかと思われそうなのであるが、後述するように、より具体的に掘り下げれば、実際に日本人弁護士に期待する能力は、日本企業、在留邦人ともに相当シビアなものがある。

(8) 満足度

(実態)

「満足」がいずれも 50%程度（日本企業 54.5%、在留邦人 50.0%）、残りが「まあまあ満足」（日本企業 54.5%、在留邦人 40.0%）との回答であった。なお、在留邦人には「満足していない」との回答が 1 件（10.0%）あった。

(9) 相談した弁護士を知った経緯

(実態)

「在外公館からの紹介」という回答が、双方多く、日本企業 83.3%、在留邦人 40.0%であった。なお、在留邦人については、「もともと顔見知りであった」との回答が、「大使館等からの紹介」と同数あった。

(対応)

日本企業は、大使館等に弁護士の紹介を依頼することが多いことがわかる。この点、在モンゴル日本大使館においては、モンゴル・日本法律家調停人協会が運営する「日本語対応可能な弁護士リスト」に大使館 WEB サイトからリンクさせて、日本語ができる弁護士についての情報提供を行っている⁹⁷。

97

<https://www.mjлма.jp/new-%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%81%AA%E3%83%A2%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%83%AB%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88/>（モンゴル・日本法律家調停人協会 WEB サイト。2022.2.16 最終閲覧。）

(10) 日本法弁護士に相談しなかった理由

(実態)

日本企業、在留邦人ともに傾向は一致していて、「日本の弁護士が現地にいることを知らなかった」（日本企業 33.3%、在留邦人 27.8%）、「現地での問題について詳しいとは思えない」（日本企業 14.3%、在留邦人 16.7%）との回答が多い（日本企業では 1 位、2 位、在留邦人では 2 位、3 位の回答である）。ただし、在留邦人については、「必要になったことがないから」との回答が 38.9%を占めており 1 位の回答である。

(11) 現地資格の弁護士への相談

(実態)

日本企業においては 65.4%が、在留邦人については 46.9%が、「相談したことがある」と回答した。

(対応)

在留邦人からの回答について、弁護士の利用割合は意外と多い印象である。もっとも、トラブルに遭遇した際についての利用の有無を尋ねていることから、トラブルに遭遇していない者についてはそもそも回答に含まれていないことに注意が必要である。

この点、「現地にいる間に法的問題に直面しましたか」との質問に対し、在留邦人のうち 62.5%は「直面していない。」と回答している。「直面した。」と回答したのは 37.5%である。これを前提とすれば、37.5%のうちの、46.9%、すなわち、 $37.5 \times 46.9\% = 0.175875$ となり、在留邦人全体の約 18%が、現地資格弁護士に相談したことがあることとなる。

日本においては、弁護士の利用経験者の割合は、15~20%程度であるから⁹⁸⁹⁹、モンゴル

⁹⁸ 総合法律支援に関する世論調査（内閣府。平成 21 年 1 月調査。）によれば、日本において、弁護士に相談したことがある 20 歳以上の者の割合は、14.5%である。

「過去に弁護士に相談したことがあり、今も相談できる弁護士がいる」と答えた者の割合が 8.9%、「過去に弁護士に相談したことがあるが、今は相談できる弁護士がいない」と答えた者の割合が 5.6%、「過去に弁護士に相談したことはないが、相談できる弁護士がいる」と答えた者の割合が 9.9%、「過去に弁護士に相談したことはなく、相談できる弁護士もいない」と答えた者の割合が 74.8%となっている。（<https://survey.gov-online.go.jp/h20/h20-houterasu/index.html>）

⁹⁹ ピーシーネット株式会社の 2016 年 2 月 17 日プレスリリースによれば、同年 2 月 15 日から 2 月 16 日の期間、30 歳以上の男女を対象に消費者の弁護士・法律知識に関するイメージ調査を行い、「あなたは今まで弁護士に法律相談をしたことがありますか。」という質

における特に在留邦人の弁護士利用割合は、日本における弁護士の利用割合とほぼ同一であると考えることができる。

(12) 現地資格の弁護士への相談理由

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、「現地法の問題については、現地の弁護士に相談すべきだから」との回答が、2位以下の回答を引き離して圧倒的に多い（日本企業 64.7%、在留邦人 86.7%）。

(13) 現地資格の弁護士の満足度

(実態)

日本企業は、「満足」41.2%、「まあまあ満足」35.3%、「満足していない」23.5%であった。在留邦人は、「満足」26.7%、「まあまあ満足」53.3%、「満足していない」20%であった。満足とまあまあ満足の順序が日本企業と在留邦人では逆転しており、日本企業は適切な弁護士を選任して満足度が高く、在留邦人は、若干の不満が残ることが多いという結果となった。

(14) まあまあ満足、満足していない理由

(実態)

日本企業も、在留邦人も、「言葉の問題で意思疎通がうまくいかなかった」との回答がもっとも多い（日本企業 50.0%、在留邦人 45.5%）。「弁護士としてのクオリティに問題があった」との回答も、双方で高い割合となっている（日本企業 30%、在留邦人 45.5%）。また、日本企業においては、「日本人特有の事情に明るくなかった」との回答が高い割合である（30%）。

間に対して、「ない」80.7%、「無料の法律相談のみしたことがある」10.0%、「有料の法律相談のみしたことがある」3.2%、「無料・有料どちらの法律相談もしたことがある」6.1%という結果になったとのことである。有料・無料に関わらず法律相談をしたことがある消費者は19.3%と約2割であった。

<https://kyodonewsprwire.jp/release/201602167955#:~:text=%E5%AE%9F%E9%9A%9B%E3%81%AB%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AB%E5%95%8F%E9%A1%8C,%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%8C%E3%82%8F%E3%81%8B%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%81%AE%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%80%81%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AB,%E3%81%97%E3%81%9F%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

「費用が高かった」との意見は、在留邦人の回答（27.3%）が、日本企業（10.0%）と比較して多い。

（対応）

言葉と、弁護士の質が問題である。これらの問題は、依頼者が、弁護士を厳選するしか方法はない。

（15） 現地資格の弁護士に相談したことがない理由

（実態）

日本企業、在留邦人ともに、「相談する問題がない」という回答が多数を占めている（日本企業 50.0%、在留邦人 76.5%）。また、日本企業の回答では、「知っている弁護士がいなかった」との回答の割合が多い（30.0%）。

（16） 在外公館等への相談経験

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。ある、ないそれぞれ 50%の結果となった。

（17） 実際に相談した窓口

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。「在外公館の日本企業支援窓口」との回答がもっとも多い（64.3%）。

（対応）

相談した理由についても調査を行っているが、様々な理由があるようである。企業は、事案に応じて適切な相談窓口を検討していることがわかる。

（18） 相談しなかった理由

（実態）

この質問は、日本企業のみに対するものである。相談しなかった理由としてさまざまあるが、「相談に対応してくれることを知らなかった」との回答が比較的多い（23.1%）。また、「公的な機関であるので近寄りがたかった」（15.4%）との回答が2位である（なお、これと同数の回答として「ほかに相談できる場所が身近にあったから」がある。）。

（対応）

日本企業の支援窓口等の情報提供が望まれるところである。また、在外公館等の公的機関が近寄りがたい印象を与えていて日本企業であってすら相談に行き難いという事情は、モンゴル国における日本政府の機関として非常に憂慮すべきことであり、公的機関側の努力が望まれているといえよう。

(19) 日本法弁護士の相談窓口があれば利用したいか。

(実態)

したいと回答したのは、日本企業が 88.5%。在留邦人が、90.6%であった。

(対応)

双方ともに、日本法弁護士の需要は一見大きいように思われる。

(20) 日本法弁護士の希望する料金体系

(実態)

双方ともに、「相談する内容による」(日本企業 56.5%、在留邦人 51.7%) が最も多く、次に「初回無料」(日本企業 34.8%、在留邦人 31%) との意見が多い。概ね、弁護士費用に対する認識は一致しているといえる。なお、「初回無料」との回答について、「費用を支払いたくないのではなく、弁護士報酬の支払に日本の本社側の決済が必要であるから、当初相談だけは無料であるほうが利用しやすい。その後、実際に業務を依頼する段階になれば相応の費用は当然支払うことができる。」との意見をインタビューで述べられた企業があった。

(21) 利用の条件

(実態)

双方ともに、「日本人弁護士数が増えると利用しやすい」(日本企業 47.8%、在留邦人 51.7%)、「なるべくトラブルに巻きこまれていることを知られない方法で相談したい」(日本企業 17.4%、在留邦人 27.6%) との回答が多く、この 2 つの回答でほとんどを占めている。

(対応)

現在、日本大使館で実施している無料相談では、事前に大使館職員にアポイントを取り、利用許諾書を提出のうえで相談を行っているが、そのような方法であっても、トラブル情報を知られることに抵抗があるように思われた。モンゴルは日本企業、在留邦人共に非常に少なく、お互いの情報がすぐに伝わるような状態にあるから、大使館の相談に限らず、弁護士がモンゴルで活動するにあたり、秘密保持という観点からの検討は特に重要であると思われる。

(22) どこに相談窓口があれば利用しやすいか

(実態)

日本大使館との回答が双方ともに多かったが(日本企業 56.5%、在留邦人 69.0%)、インタビューの結果をふまえれば、ウランバートル中心部であれば、どこでもよさそうでもあった。また、インタビュー結果からは、ウランバートルは渋滞がひどいことなどから、オンラインでの相談を併用することを希望する方も多かった。

(23) 許認可・登録関係について問題が生じたこと

(実態)

あるという回答は、日本企業で 11.5%、在留邦人で 18.7%である。

その内容としては、在留邦人においても「ライセンス」といった回答が多い。つまり、在留邦人の一定割合は、規模はともかくとして事業を行っていると思われる。

なお、アンケートからは、日本企業においては、許認可について特に問題点は抽出できなかった。

ただし、在留邦人においては、弁護士との関与が必要になった事例が比較的多く、個人事業を行う際に許認可の問題が生じる可能性が比較的高いことがうかがえる。その内容も、「更新」、「更新の際の脅し」といったものがある。筆者の推測であるが、これらは何らかの問題点を指摘されたうえでの行政からの指摘のことを述べていると思われる。そして、その指摘について、少なくとも回答者の主観では理不尽と考えられることであったのだろうと思われる。インタビューの結果も考慮すると、個人事業を行っている在留邦人は、法的に適切な対応が取れていない場合もあり、そのことで行政に問題点を指摘されることがあるのではないかと思われる。また、問題点があれば、賄賂の要求等もなされやすくなる（「罰金を安くする代わりに賄賂を支払え」と言われるような事例は、筆者自身も事件処理上で経験したことがある。もちろん通常は、賄賂要求のほのめかす程度であり、公務員が明確に賄賂を要求してくることは少ないし、その限りでは脅しとも言い切れない¹⁰⁰。）。対策としては、法

¹⁰⁰ モンゴルにおける賄賂については、筆者も様々な経験をした。本文で述べたようなモンゴルの公務員からの賄賂の要求も何度か経験した。そのような場合、当然ながら要求を断るのであるが、人によっては断りにくいこともあると思う。むしろ、筆者が問題であると思うのは日本企業からの贈賄である。筆者のモンゴル首都裁判所内にあったオフィスに来て、「隣の部屋の裁判官に賄賂を取り次げないか。」と言ってきた日本企業があった。また、筆者自身に対して賄賂を渡そうとしてきた日本企業もあった。この企業は、「日本のお土産のチョコレートです。」と述べて会食の帰り際にケーキの箱のようなものをくれた。帰宅後、甘いものが欲しくなり、深夜自宅に妻に隠れてチョコを食べる楽しみの気持ちで開封すると、一般には見ないような非常に多額の商品券のブロックが入っていた。私がこの時思ったのは、楽しみにしていたチョコレートがなかったことと、馬鹿にされているとの思いが相まった強い怒りだった。当然ながら、もらうつもりも、いわれもないものであるから、翌日、「返しに行く」と周囲に宣言したうえで（そうしないと、受け取ったと思われるかねない）すぐに返しに行ったのだが、時代劇でみたような賄賂の渡し方が 21 世紀にもなっていないままだ行われていることに驚くともに、期待していたチョコレートの味とは相反して誠に後味が悪く、迷惑この上ない経験であった。当然、筆者は、これらの企業と

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

律に従った対応をとる必要があるとしか言えないが、モンゴルで、複雑な行政手続すべてを適切に処理することには、資金面、言葉の面などで、一定の困難があることも理解できるところではある（もっとも、許認可が必要な事業を行う以上、外国人の個人事業であるからといって、そのような困難があることをもって正当な反論として理解される可能性は、ほぼないことも明らかである）。

(24) 強制執行

(実態)

強制執行経験は非常に少ない。日本企業が2件（7.7%）、在留邦人が1件（3.1%）である。ただし、強制執行の経験を持つ者の全員（日本企業、在留邦人ともに100%）が、執行に問題があると回答している。

(対応)

強制執行については、モンゴル法務内務省その他モンゴルの関係機関においても、現状の執行状況に問題があると認識しており、法改正が検討されているとのことである。

(25) 日系弁護士事務所があれば利用するか

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、利用するという回答（日本企業46.2%、在留邦人53.1%）とわからない（日本企業53.8%、在留邦人46.9%）という回答に二分された。いずれもほぼ同数（誤差の範囲）である。共に、利用しないとの回答はなかった（共に0%）。

(対応)

この回答からは、日系弁護士事務所について、モンゴルにおいては、比較的需要は見込まれると思われる。

(26) 日系弁護士事務所について重視すること

(実態)

日本企業、在留邦人ともに、現地での経験を求める割合が最も高い（日本企業80.8%、在留邦人87.5%）、次いで、日本語ができる弁護士がいること（日本企業57.7%、在留邦人53.1%）、現地弁護士との協働（日本企業42.3%、在留邦人53.1%）といった点を重視するとの回答であった。

同様に、日本人弁護士が勤務する場合に重視する点についても質問したが、日本企業、在留邦人ともに、現地での経験を重視するとの回答が有意に多かった（日本企業88.5%、在留

は以後一切かわらないし経験談をあらゆる方面に言いふらすから、彼らはかえって損をしたことだろうと思うし、そうであれば喜ばしい限りである。食べ物の恨みは引きずるのだ。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

邦人 87.5%)。

(対応)

アンケートからは、日系弁護士事務所、日本人弁護士に期待されることの第一は、現地での経験であることが明らかになった。また、現地弁護士との協働も重視されている。現地弁護士との有効な協働を行うためには、現地での経験と人脈が必要であろうから、求められることは、現地での経験という面に集約できると思われる。

しかし、実際に、日本人弁護士がモンゴルでの経験を積むことは、現状では相当に困難である。現地に中長期的に滞在するなどして活動するほかないと思われるが、実際にどうやって滞在するのか（ビザは？資金は？）。そしてどういう手綱をたぐって現地で弁護士としての業務を経験するのだろうか。筆者にはその方法、キャリア形成のルートが全く思いつかない。あらかじめ敷かれたレールはないことは明らかであるから、独自に努力して現地の経験を積むしかないと思われるが、突然、日本の弁護士が現地に赴いても、本当に弁護士としての活動が可能であるのか、疑問がある。そもそも弁護士業は許認可制であるから開業許可が得られない。現地で法学を学んで後述する司法試験に合格し、弁護士試験にも合格して弁護士資格を得ることは可能であるが、モンゴル語で司法試験に合格できるのか。そもそも司法試験の受験資格があるのかどうかというところから疑問が生じる。また、現地の外国法弁護士登録をすることは理論的には可能である。しかし、本当に可能なのかどうかはその人の属性に大きく影響すると思われる、疑問が残る。法律アドバイザーとしての業務であれば許認可は不要だが、そのような弁護士に仕事があるのか。結局、現地で弁護士としての経験を積むことは、相当にハードルが高いと考える。

第4章 現地において日本の法曹有資格者が活動するに当たっての環境及びその活動実態 について（外国人による法律サービスの提供に関する規制の状況を含む。）

1 モンゴルの司法制度

（1）モンゴルの司法制度の調査

モンゴルにおいて、日本の法曹有資格者が活動するにあたっての環境を考慮するうえで、モンゴルの司法制度についての基礎的な理解が不可欠である。

そこで、以下では、モンゴルの司法制度の概要を説明する。

（2）民事訴訟について

（民事訴訟統計）

モンゴル国憲法 49 条 3 項は、「裁判所評議会は、裁判官の単独かつ独立性を保つ目的を持つ。」と規定されている。それに従い、モンゴルにおいては、司法制度の行政的役割を果たす裁判所評議会¹⁰¹が設置されている。裁判所評議会は 10 人の委員から構成され、そのうち 5 人は、第一審、第二審、第三審から選ばれ、残りの 5 人は国会によって選任され、任命される（憲法 49.5.）。

「司法行政法に関する法律」18.1.8 条、18.1.9 条により、裁判所評議会は、毎年裁判所評議会及び各裁判所の年度報告書を公開する。以下の調査は 2016 年から 2021 年にかけて裁判所評議会から公開された裁判所報告書に基づいて、まとめたものである¹⁰²。

（各年度の事件統計）

各年度の事件数、事件類計の割合、控訴審及び上告審における事件等について、以下の表で詳細に説明する。

表 1 事件数と割合

年	第一審申立件数	受理件数	受理拒否件数	解決済件数	控訴件数	上告件数
2016 ¹⁰³	64,030	52,805 (82.5%)	11,225 (17.5%)	46,173 (87.4%)	3,475 (8.1%)	1,711 (3.7%)

¹⁰¹ <https://www.judcouncil.mn>（裁判所評議会 WEB サイト。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。）

¹⁰² なお、2021 年度に関する報告については、本報告書執筆時である 2022 年 2 月 1 日時点ではまだ公開されていないことから、2021 年上半期の報告書に基づいて、作成した。

¹⁰³ <http://www.khanbogdcourt.gov.mn/tailan/256--2016-.html>（モンゴル裁判所報告書 2016 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

2017 ¹⁰⁴	63,220	51,889 (82.1%)	11,331 (17.9%)	45,233 (87.2%)	4,167 (9.2%)	1,991 (4.4%)
2018 ¹⁰⁵	64,518	54,121 (83.9%)	10,397 (16.1%)	48,155 (89.0%)	3,807 (7.9%)	2,074 (4.3%)
2019 ¹⁰⁶	62,010	50,504 (81.4%)	11,506 (18.6%)	43,397 (85.9%)	3,427 (7.9%)	1,370 (3.1%)
2020 ¹⁰⁷	74,684	61,490 (82.3%)	13,194 (17.7%)	53,678 (87.3%)	3,839 (7.1%)	1,120 (2%)
2021 (上半 期) ¹⁰⁸	33,862	28,076 (82.9%)	5,786 (17.1%)	20,602 (73.4%)	1,559 (7.5%)	1,261 (6.1%)

民事訴訟事件の件数は、概ね 60,000 件台で毎年推移している。申立事件のおよそ 80%前
半が受理され、申立件数の 80%後半が解決されている。

解決された事件のうち、およそ 7%~9%の事件が控訴され、2%~6%が上告されている。

表2 事件類型

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (上半期)
解決済件数	46,173	45,233	48,155	43,397	53,678	20,602
一般民事事件	24,826 (53.8%)	22,783 (50.4%)	21,616 (44.9%)	20,624 (47.5%)	25,365 (47.3%)	11,055 (53.7%)
民事訴訟法に関する 事件 ¹⁰⁹	11,942 (25.9%)	13,600 (30.1%)	18,318 (38.0%)	14,654 (33.8%)	19,237 (35.8%)	5,905 (28.7%)

¹⁰⁴ http://www.judoinstitute.mn/statistic_report/225--2017-.html (モンゴル裁判所報告書
2017 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

¹⁰⁵ <http://www.judoinstitute.mn/main/236--2018-.html> (モンゴル裁判所報告書 2018 年
度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

¹⁰⁶ <https://www.court.za.gov.mn/812--2019-.html> (モンゴル裁判所報告書 2019 年度。
2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

¹⁰⁷ <https://drive.google.com/file/d/1q4Q7p7zoewazochw1ZIB22zHjxbnhZWU/view> (モン
ゴル裁判所報告書 2020 年度。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

¹⁰⁸ <https://court26.kho.gov.mn/news/619--2021-.html> (モンゴル裁判所報告書 2021 年
度上半期。2022 年 2 月 1 日最終閲覧。)

¹⁰⁹ 民事訴訟法に基づいて解決した事件という趣旨。例えば、民事訴訟法 74 条に定めた簡

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

家事事件	4,674 (10.1%)	4,566 (10.1%)	4,763 (9.9%)	4,449 (10.3%)	4,732 (8.8%)	2,085 (10.1%)
労働事件	2,220 (4.8%)	2,214 (4.9%)	1,785 (3.7%)	1,302 (3.0%)	1,173 (2.2%)	462 (2.2%)
土地法に関する事件	148 (0.3%)	119 (0.3%)	169 (0.4%)	146 (0.3%)	113 (0.2%)	47 (0.2%)
破産法に関する事件	10 (0.02%)	28 (0.1%)	15 (0.03%)	25 (0.1%)	15 (-)	5 (-)
会社法に関する事件	32 (0.07%)	21 (-)	35 (0.1%)	24 (0.1%)	22 (-)	-
社会保険法に関する 事件	476 (1.03%)	403 (0.9%)	332 (0.7%)	334 (0.8%)	315 (0.6%)	48 (0.2%)
執行法に関する事件	381 (0.8%)	384 (0.8%)	323 (0.67%)	346 (0.8%)	489 (0.9%)	111 (0.5%)
租税法に関する事件	574 (1.2%)	274 (0.6%)	215 (0.4%)	202 (0.5%)	79 (0.1%)	25 (0.1%)
不動産登記法に關する 事件	1 (-)	1 (-)	1 (-)	3 (-)	6 (-)	-
国家公務員法に關する 事件	4 (0.01%)	4 (-)	15 (0.03%)	2 (-)	4 (-)	-
政治的な抑圧による 損害賠償に関する法 律事件	45 (0.1%)	17 (-)	32 (0.1%)	627 (1.4%)	919 (1.7%)	-
その他	840 (1.8%)	836 (1.8%)	568 (1.2%)	659 (1.5%)	1,209 (2.3%)	859 (4.2%)

事件類型でいえば、一般民事事件が全体の 50%前後を占めている。民事訴訟法に関する事件が、25-39%程度である。家事事件が 10%前後である。労働事件が 2-5%である。労働事件については年々減少傾向である。土地法に関する事件が 0.2-0.3%程度である。それ以外の事件類型は概ねこれらよりも少ない。

易手続で処理した事件、調停の和解契約の確認命令、民事訴訟法 133 条に定めた特別手続
きで処理した事件数のことをいう。これに対し、「特別手続で処理した事件」という言い
方もあり、それは、原告の申立てだけで処理する事件のことである。例えば、失踪宣告、
死亡公告、行為能力の制限、就職年の確定などの事件である。

表3 控訴審における破棄、自判、差戻し、控訴不受理の数と割合

年	控訴件数	解決済件数	控訴棄却 ¹¹⁰	原判決変更 ¹¹¹	自判 ¹¹²	控訴不受理
2016	3,475 (8.1%)	3,108 (89.4%)	1,080 (34.7%)	1,237 (39.8%)	791 (25.5%)	54 (1.5%)
2017	4,167 (9.2%)	3,721 (89.2%)	1,501 (40.3%)	1,411 (37.9%)	809 (21.7%)	70 (1.7%)
2018	3,807 (7.9%)	3,527 (92.6%)	1,516 (43%)	1,109 (31.4%)	902 (25.6%)	72 (1.9%)
2019	3,427 (7.9%)	3,082 (89.9%)	1,371 (44.5%)	924 (30%)	787 (25.5%)	106 (3.1%)
2020	3,839 (7.1%)	3,394 (88.4%)	1,529 (45.1%)	1,167 (34.4%)	698 (20.5%)	176 (4.6%)
2021 (上半期)	1,559 (7.5%)	1,383 (88.7%)	610 (44.1%)	453 (32.8%)	320 (23.1%)	-

控訴事件のうち、控訴棄却判決、原判決変更が、合わせて75%程度である。自判が25%程度である。自判は、控訴審で逆転している場合が多いと思われる。

表4 上告審における破棄、自判、差戻し、上告不受理の数と割合

年	上告件数	解決済 ¹¹³	上告棄却 ¹¹⁴	第一審判決及び控訴審判決訂正	第一審判決及び控訴審判決変更 ¹¹⁵	請求棄却 ¹¹⁶	差戻し
2016	1,711 (3.7%)	1,469 (85.8%)	793 (54%)	303 (20.6%)	158 (10.8%)	38 (2.6%)	177 (12%)
2017	1,991	1,704	915	307	191	95	196

¹¹⁰ 控訴審が控訴申立てを受理して原判決維持する判決を下すこと。

¹¹¹ 控訴審が控訴申立てを受理して原判決の一部を変更し、原判決の他の部分を維持して判決を下すこと。

¹¹² 控訴審が控訴申立てを受理して原判決を取り消しまたは破棄して判決を下すこと。

¹¹³ 最高裁判所長官が解決した件数を除き、最高裁判所の法廷で解決した事件の件数。

¹¹⁴ 上告審が上告申立てを受理して原判決や控訴審判決維持する判決を下すこと。

¹¹⁵ 上告審が上告申立てを受理して原判決や控訴審判決の一部または全部を変更し、原判決や控訴審判決の他の部分を維持して判決を下すこと。

¹¹⁶ 上告新が上告申立てを受理して原判決及び控訴審判決を取り消し、原告の請求を棄却すること。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

	(4.4%)	(85.5%)	(53.7%)	(18%)	(11.2%)	(5.6%)	(11.5%)
2018	2,074 (4.3%)	1,932 (93.2%)	1,096 (56.7%)	357 (18.5%)	206 (10.7%)	65 (3.3%)	208 (10.8%)
2019	1,370 (3.1%)	1,004 (75.4%)	634 (63.1%)	142 (14.1%)	101 (10.1%)	26 (2.6%)	101 (10.1%)
2020	1,120 (2%)	846 (76.6%)	479 (56.6%)	188 (22.2%)	78 (9.2%)	37 (4.3%)	64 (7.6%)
2021 (上半期)	1,261 (6.1%)	814 (64.5%)	466 (57.5%)	189 (23.2%)	- (-)	159 (19.5%)	-

2021年（上半期）において、下級審判決が取り消され、原告の請求が棄却された事件が19.5%となっているのは、前年度までの経過から考えて、異常値である。もっとも、「第一審判決及び控訴審判決変更」の件数と合体したことによって生じたものと考えられる。

（民事訴訟法の改正）

現行の民事訴訟法は2002年に制定され、現在まで大きな改正が行われていない。しかし、2019年にモンゴル国憲法が改正され、それに伴い、2021年1月15日に裁判所法¹¹⁷が改正され、2021年3月1日から施行されることとなった。

裁判所法改正により、最高裁判所の取り扱う事件の規模を制限することになり、民事訴訟法の上告審に関する部分の一部が改正されたのである。

この、民事訴訟法の上告審に関する改正の内容は以下のとおりである。以下の場合を除き、最高裁判所は、上告申立てを受理しない（民事訴訟法 172.1 条）。

- ①第一審及び第二審判決が、法律の適用を誤った場合。
- ②訴訟手続において、重大な手続違反があり、その違反が判決に影響を与えた場合。
- ③下級裁判所が、法律を最高裁判所の公式解釈と異なって用いた場合。

この改正前には、全ての事件に関して上告することができていた。改正後は上告できるのは上記 3 つの場合しか認められないため、多くの事件について上告することができなくなった¹¹⁸。

（3） 調停について

（調停制度）

モンゴル調停法は2012年5月22日に制定され、2014年2月以降施行されている。現

¹¹⁷ <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=16106892006021> （裁判所法改正）

¹¹⁸ 民事訴訟法改正は2021年1月15日に行われ、2021年度の裁判所報告書が公開されていないため、2021年度の上告件数や割合等については、現時点で不明である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

在、第一審裁判所内に調停部が設けられて調停人が執務している。調停に関する事項は、裁判所評議会に設置されている調停人委員会（委員数5名の独立行政委員会）が監督する。

（調停の特徴）

調停法5.2条は、調停の原則について、次のように定める。

調停は、次の原則を遵守して行われる。①当事者の自主性に基づいて行われること。②調停参加者の秘密が保持されること。③調停人が中立性を保つこと。④調停において当事者が平等に参加できること。

つまり、①当事者の自主的解決手続であり、②非公開の手続で秘密が維持され、③中立の調停人が主宰し、④調停手続においては、当事者の平等が図られる。

（調停に携わる裁判所職員）

全国の第一審民事裁判所に42人のフルタイムの調停人と、2人のパートタイムの調停人が勤務している。調停人以外に、39人の調停担当職員が勤務している。

（調停事件数の推移）

下記の表で2014年から2020年までの7年間の調停申立件数やその解決済、成立、不成立等の件数や割合について示す。

調停が開始した2014年から毎年申立件数、成立割合ともに増加していることが分かる。例えば、2014年と2020年の件数を比較すると、申立件数は3倍程度増加し、モンゴル国民における調停の認識が高くなってきていると思われる。

ちなみに、調停申立件数が増加するに伴い、裁判所で解決される事件数も増えている。しかし、調停は、裁判所での事件の負担を分担する機能を果たしているということはいえるだろう。

表5 申立件数とその結果

年	直接調停を申し立てた件数	解決済	成立	不成立	付調停	成立
2014	6,143	5,122	2,847 (55.5%)	2,275 (44.5%)	219	61 (27.9%)
2015	15,122	11,854	7,881 (66.4%)	3,973 (33.6%)	304	61 (20.1%)
2016	15,328	12,589	8,908 (70.8%)	3,681 (29.2%)	381	97 (25.5%)
2017	16,588	13,737	10,013 (72.9%)	3,724 (27.1%)	362	61 (16.9%)
2018	15,578	12,092	8,711	3,318	398	60

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

			(72.1%)	(27.9%)		(15.1%)
2019	17,284	12,860	9,277 (71.7%)	3,633 (28.3%)	428	72 (16.8%)
2020	21,871	14,270	10,415 (72.9%)	3,855 (27.1%)	468	63 (13.5%)

参考 裁判所で解決された民事訴訟事件数

2014年 33,996 件
 2015年 40,674 件
 2016年 46,173 件
 2017年 45,233 件
 2018年 48,155 件
 2019年 43,397 件
 2020年 53,678 件

表6 申立事件の種類

年	申立件数	一般民事事件	家事事件	労働事件
2014	6,143	2,710 (44.1%)	2,234 (36.4%)	178 (2.9%)
2015	15,122	11,686 (77.3%)	3,318 (21.9%)	118 (0.8%)
2016	15,328	9,802 (63.9%)	2,707 (17.7%)	80 (0.5%)
2017	16,588	10,849 (65.4%)	2,859 (17.2%)	29 (0.2%)
2018	15,578	9,067 (58.2%)	2,995 (19.2%)	30 (0.2%)
2019	17,284	9,828 (56.9%)	3,020 (17.5%)	12 (0.1%)
2020 ¹¹⁹	14,270	11,239 (78.8%)	3,015 (21.1%)	16 (0.1%)

¹¹⁹ 2020年分の事件種類別件数と割合について、裁判所評議会の統計資料では、これまでの集計と異なり、解決済み事件数を基礎に、そのうちの事件種類の件数と割合を計上する集計方法に変動している。したがって、2020年分は、解決済みの事件における事件種類の数と割合の統計である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査 研究報告書

調停では、主に一般民事事件が申し立てられており、申立件数の 79%弱を占めている。
家事事件が約 21%でそれに続き、残りが労働事件である。

(4) 国際仲裁について (モンゴル国際仲裁センター)

モンゴル商工会議所モンゴル国際仲裁センターは、1960 年に設立されて以降現在まで活動を行なっている、国際的に認定されたモンゴルの唯一の仲裁機関である。

モンゴル国際仲裁センターは、モンゴルの 21 県に支部を置き、アジア太平洋国仲裁委員会のメンバーであり、世界の 20 以上の仲裁機関と協力関係にある。

モンゴル国際仲裁センターには、法律、経済、金融、鉱山の専門である 78 人のモンゴル人の仲裁人、ロシア、中国、ドイツ、日本¹²⁰をはじめとする 32 人の外国人の仲裁人、合計 110 人の仲裁人が所属している。

表 7 仲裁で処理した事件数

年	受理した事件数	事件の平均処理期間
2016	100	-
2017	71	-
2018	74	-
2019	87	164 日間
2020	106	133 日間
2021	166	93 日間

表 8 仲裁費用

申立金額 (USD)	仲裁費用 (USD)
1~1,000	申立額の 30%
1,001~5,000	1,000 を越える部分の 3.0% + 300
5,001~10,000	5,000 を越える部分の 3.0% + 420
10,001~50,000	10,000 を越える部分の 3.0% + 570
50,001~100,000	50,000 を越える部分の 3.0% + 1,770
100,001~200,000	100,000 を越える部分の 3.0% + 3,270
200,001~500,000	200,000 を越える部分の 2.5% + 6,270
500,001~1,000,000	500,000 を越える部分の 2.0% + 13,770
1,000,001~	1,000,000 を越える部分の 1.5% + 23,770

¹²⁰ 2022.2.1 現在、日本人の仲裁人は 2 名である。

2017年7月1日現在のモンゴル国際仲裁にかかる仲裁費用は、次のとおりである。

この手続費用には、モンゴル国際仲裁センターの管理料および仲裁人の報酬が含まれている。仲裁人の報酬も含まれている点で、費用は明確であり、金額も比較的安価で利用しやすいといえる。

2 モンゴルの弁護士制度

(1) 経緯

2012年3月7日、法律家の地位に関する法律¹²¹が制定され、2002年に制定された旧弁護士法が廃止された。法律家の地位に関する法律に基づき、裁判官、検察官、弁護士及びその他の法律家等¹²²といった、モンゴルにおいて司法試験に合格し、法律家資格を持つ全ての法律家が強制加入する団体である、モンゴル法曹協会公益行政法人¹²³が設立された。

法律家の地位に関する法律が制定される以前のモンゴルの司法試験制度は、法学部を卒業し、2年間の研修を終えた者が、法務内務省が開催する司法試験を受験し、司法試験に合格後に、さらに、弁護士会が開催する弁護士試験を受験して、弁護士会に登録することにより、弁護士資格を取得することとなっていた。

しかし、法律家の地位に関する法律により、司法試験は、法務内務省ではなく法曹協会が開催することとなった。弁護士会が実施して弁護士資格を与える従来の弁護士試験が廃止されて、司法試験に合格した者が最高裁判所に対して弁護士登録申請をすることにより、弁護士資格を取れるように制度が変更された。

その後、裁判官、検察官、弁護士及びその他の法律家等を強制会員とした法曹協会の中で、相互に利益が相反する役目を持つ法律家が同一の協会に所属することに対する

¹²¹ <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=8661> (法律家の地位に関する法律)

¹²² ここで、「その他の法律家等」とは、次の者をいう。①司法試験に合格した者。②司法試験合格と同等の資格を有するとされる者（社会主義時代における高等教育機関において法学関連科目を修めた者など）。

司法試験合格者を中心とするこれらの者は、「法律家」として扱われる。「法律家」は、日本でいういわゆる法曹三者のほかに、裁判所書記官（判事補）、検察事務官（検事補）、パラリーガル（弁護士補）、調停人とそのアシスタント、仲裁人とそのアシスタント、法学教員、企業の法務部職員、法律アドバイザーや法律コンサルタント、公務員、警察官ほか法執行機関や一般公務員以外の政府関連機関の職員などになることが多い。なお、法学の高等教育終了後直ちに（つまり、司法試験合格前に）、企業の法務部職員、法律アドバイザーや法律コンサルタントとして業務を行っている者も多数存在する。

¹²³ www.mglbar.mn (モンゴル法曹協会ウェブサイト)

批判が生じた。そのため、2019年10月18日、法律家の地位に関する法律とは別に、
弁護士法¹²⁴が制定された。

(2) 弁護士法の制定による制度改革

2019年の弁護士法制定に伴い、モンゴル法曹協会と同等の機関として弁護士会¹²⁵が
設立された。法曹協会設立後も、以前の弁護士会は存在していたが、強制加入団体では
なく、弁護士に対する懲戒権限も有していなかった。弁護士法制定により、弁護士会は、
弁護士の強制加入団体となり、弁護士に対する懲戒権限も有することとなった。

弁護士法により弁護士資格を持つ法律家は、法曹協会と弁護士会という2つの専門
機関に会員として所属する必要が生じた。さらに、旧弁護士試験が再開され、法曹協会
が開催する司法試験に合格した者は、弁護士会が開催する弁護士試験を受験し、弁護士
試験に合格して、弁護士会の弁護士総合登録簿に登録されることにより弁護士資格を
有することとなった（弁護士法7.1条）。

弁護士法制定前には、司法試験に合格した者が最高裁判所に登録することで弁護士
資格を取得できていた。その他に弁護士登録要件は存在しなかった。しかし、弁護士法
では、弁護士試験を受験できる要件を定め、弁護士資格を取得するためには、厳格な要
件を求めている。具体的には、以下の場合においては、弁護士試験を受験できない。結
果として弁護士資格を取得できない（弁護士法8.6条）。

①法律の定めにより、法律家の業務が停止され又は資格を無効とされた。②有効な裁
判判決により、弁護士活動が制限された。③弁護士法で認めた役職以外の役職を遂行し
ている。④刑法に定めた犯罪を起こし、刑罰を科せられた。⑤各法律に定められた理由
で懲戒解雇処分により解雇された裁判官、検察官、公証人資格を無効にされた公証人、
国家公務員法により懲戒解雇された警察官。⑥警察官、検察官で、警察、検察の役務を
終了したから2年間経過していない場合。⑦国家公務員法により、懲戒処分期間が経
過していない場合などである。

(3) 弁護士数

現在、モンゴル弁護士会に2,942名の弁護士が登録されている。

そのうち、1,702名の弁護士が、弁護士活動を行っている。1,113名の弁護士が業務
を停止している。127名の弁護士が、弁護士資格を無効にされている。

その内訳は以下のとおりである。

表9 各県ごとの弁護士数

¹²⁴ <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=14859>（弁護士法）

¹²⁵ www.ama.org.mn（モンゴル弁護士会ウェブサイト）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

No.	弁護士会名	弁護士数
1	ウランバートル市弁護士会（首都）	1,407
2	アルハンガイ県弁護士会	12
3	バヤンウルギー県弁護士会	4
4	バヤンホンゴル県弁護士会	16
5	ブルガン県弁護士会	7
6	ゴビアルタイ県弁護士会	7
7	ゴビスムベル県弁護士会	4
8	ドロノゴビ県弁護士会	20
9	ダルハン県弁護士会	26
10	ドルノド県弁護士会	18
11	ドゥンドビ県弁護士会	13
12	ザブハン県弁護士会	9
13	ザブハン・トソツェンゲルソム弁護士会	3
14	ウブルハンガイ県弁護士会	30
15	ウムニゴビ県弁護士会	12
16	オルホン県弁護士会	30
17	スフバートル県弁護士会	3
18	セレング県弁護士会	9
19	セレング マンダルソム弁護士会	4
20	トゥブ県弁護士会	11
21	オブス県弁護士会	9
22	ホブド県弁護士会	15
23	フスグル県弁護士会	15
24	ヘンティー県弁護士会	16
25	ヘンティー・ボルウンドゥルソム弁護士会	2
総数		1,702

圧倒的に、首都であるウランバートルに弁護士が集中していることが分かる（1,407名。82.7%）。2位のウブルハンガイ県弁護士会の会員数が30名であるから、首都には、2位の弁護士会の46.9倍の弁護士が所属する。また、地方では、スフバートル県に3名、ヘンティー・ボルウンドゥルソム弁護士会2名などが特に少ない会員数であるが、10名～20名程度の会員数の弁護士会が圧倒的に多い。

このように、モンゴルにおける弁護士は首都に非常に偏在している。

なお、日本人の弁護士は存在しない。日本語対応可能なモンゴル人弁護士は、一定数

存在している。

表 10 業務停止した弁護士数

	業務停止した弁護士	弁護士資格が取り消された弁護士
人数	1,113	127

業務を停止した弁護士数が非常に多い点が注目に値する。

弁護士法 10 条は、以下の場合に、弁護士業務を停止すると定めている。

①弁護士が申請した。②弁護士活動と兼務が禁止される役職に任命された。③健康及びその他の自由な必要性があった。④1年以上の期間、弁護士活動を行うことができなくなった。⑤強制的身体留置措置を取る裁判判決を受けた。

これらのうちどの理由で弁護士業務を停止したかという情報は公開されていない。しかし、業務を停止した理由のうちの多くは、弁護士本人からの申請によるものと推定される¹²⁶。

現在の民事訴訟法や行政手続法では、弁護士資格を持っていなくても、原告及び被告から委任されさえすれば、訴訟代理人として法的サービスを提供することが可能である。弁護士会に申請して業務を停止していても、弁護士と同様の活動を行っている弁護士も少なくない。

(4) 司法試験（法曹試験）の概要と試験情報

法律家の地位に関する法律 8 条は、「法曹協会の司法試験を担当する司法試験委員会が司法試験の開催を担当する。」、14.1 条は、「法曹協会は年に 1 回司法試験を開催する。」と定め、法曹協会は、これらの規定に従い、毎年 8 月から 10 月にかけての期間中に、司法試験を開催している。

モンゴルの司法試験は①テスト問題（マークシート）、②ケース問題（論述）という 2 つの試験から構成される。

¹²⁶ 弁護士登録を停止する理由となるかどうかは定かではないが、弁護士法が制定されたことにより、弁護士は従来の法曹協会に加えて、弁護士会にも所属することとなった。そして、法曹協会と弁護士会の双方に会費を支払わなければならなくなっている。この点について、多くの弁護士からの批判がある。

弁護士法制定の際、国会で 2 つの機関に会費を支払うことに関して議論がなされ、重複会費の問題が生じないように法律家の地位に関する法律に改正を行うという方向で弁護士法が制定された。しかし、2022 年 2 月 1 日現在、法律家の地位に関する法律の改正が行われておらず、重複手数料の問題は解決されていない。

テスト問題は 40 点満点、ケース問題は 60 点満点であり、双方の合計点が 80 点以上であれば合格する。

最初にテスト問題の試験を受験し、テスト試験に 25 点以上を取った受験者については、ケース問題の試験が受験できる。

ケース問題は、民事事件、刑事事件、行政事件という 3 つのケースが与えられる。1 つのケース問題の最高点数は 20 点、3 つで 60 点満点である。

以下の表で過去 5 年間の司法試験の受験者と合格者の人数と割合を示す。

表 11 司法試験受験者と合格者割合¹²⁷

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
受験者数	1,325	1,083	1,143	1,273	1,274
合格者数	153 (11.5%)	229 (21.1%)	240 (21.0%)	209 (16.4%)	299 (23.5%)
法曹協会に登録されている法律家数	5,264	5,373	5,475	5,641	5,895

司法試験合格者数は、150 名～300 名。合格率については、11%～23%と、それぞれ幅がある。

(5) モンゴルで弁護士が活動できる範囲（弁護士法）

(弁護士活動の資格)

- 7.1. 弁護士活動の資格試験（以下「弁護士試験」という。）に合格し、弁護士統合登録簿に登録された法律家は弁護士活動を行う。
- 7.2. 弁護士試験に合格した法律家は試験結果が公開された日から、1 年以内に弁護士活動資格の取得申請を、モンゴル弁護士会に提出する。その期間が経過した場合、弁護士試験の合格結果を無効にする。
- 7.3. 弁護士会は 7.2 条に定められた申請を、10 営業日以内に確認し、弁護士活動を禁止する事情がない場合、弁護士活動資格を与える提案を弁護士会会長に提出する。
- 7.4. 弁護士会会長は 7.3 条で定めた提案に基づき、弁護士統合登録簿に登録し、弁護士活動資格を与える。

127

https://www.1212.mn/tables.aspx?tbl_id=DT_NSO_2300_037V5&CR008_select_all=1&R008SingleSelect=&YearY_select_all=0&YearYSingleSelect=_2020_2019_2018_2017_2016&viewtype=table（モンゴル統計局ウェブサイト参照）

7.5. 弁護士活動を禁止する事情がある場合を除き、弁護士活動資格登録を拒絶することができない。

7.6. 弁護士活動資格は無期限に有効である。

7.7. 法律家は弁護士活動資格を拒絶された場合、裁判所に対して不服申立てをすることができる。

(弁護士法の適用範囲)

3.1. 弁護士の以下の活動において、本法が適用される。

- ① 裁判において、依頼者を代理する。
- ② 法律問題について、口頭及び書面でアドバイス及び意見書を出す。
- ③ 法律関係の書類を作成する。
- ④ 行政及びその他の機関、執行機関、調停手続において、依頼者を代理し、依頼者の権利及び利害の保護する行為。

以上からは、弁護士登録をされていない者が、裁判所で依頼者を代理する行為、法律問題へのアドバイスを行う行為、法律関係の書類作成行為、公的機関において依頼者の権利義務を代理する行為は、弁護士しか行うことができない。

ただし、依頼者の委任状を受けた者は、弁護士資格を有していなくても民事訴訟において依頼者から委任を受けた者として訴訟活動することは許されており（民法上の代理人として法律行為を行うことができると解される。）、この点、弁護士が当事者から委任を受けて訴訟上の代理行為をする（原文では「代表」と訳される。）点との区別があいまいである。

3 モンゴルの外国弁護士制度

(1) 外国弁護士活動規制について

外国弁護士活動については以下の法令で規制されていた。

法律家の地位に関する法律、弁護士法、2013年10月14日法務大臣第A/211規則。法律家の地位に関する法律36条は、「モンゴル国における外国弁護士の活動に関する規則を法務大臣の命令で定める。」と規定し、それに基づいて、2013年10月14日法務大臣第A/211規則「外国において法律家資格を取った者が単独及び外国投資有限責任パートナーシップを設立してモンゴル国内で法律家活動を行う規則」¹²⁸（以下「外国弁護士規則」という。）を定めている。

2019年の弁護士法の制定に伴い、法律家の地位に関する法律36条が廃止され、関連する事項について、弁護士法で規制することとなった。

しかし、現在において、弁護士法制定に合わせて外国弁護士規則が改正されていない

¹²⁸ <https://legalinfo.mn/mn/detail/9597> (外国弁護士規則)

ので、本稿では改正前の同規則を前提に説明する。

(2) 外国人弁護士のモンゴルにおける弁護士活動

弁護士法 30 条は、外国人または外国弁護士がモンゴルにおいて弁護士活動を行う規制を定める。

まず、外国人は、モンゴルにおいて、司法試験に合格して、モンゴル弁護士と同様に弁護士活動を行うことができる。ただし、法曹協会が開催する司法試験に合格し、弁護士試験に合格して、弁護士資格を保有する外国人は、国家の秘密に関する事件においては、弁護士活動を行うことができない（弁護士法 30.1）。それ以外の事件においては、モンゴル人弁護士と同様に活動できる（外国人弁護士）。

また、外国において弁護士資格を有する外国人及びモンゴル人弁護士は、当該弁護士資格を有する国の法律及び国際法に関する事件に関し、弁護士活動を行うことができる（弁護士法 30.2 条。外国弁護士）。

ただし、外国弁護士は、モンゴル国内において弁護士活動を行う際、法務内務省が定めた規則に基づき、弁護士会に登録した後に、弁護士活動を行うことができる（弁護士法 30.3 条）。

(3) 外国弁護士の活動

外国弁護士は、モンゴル国内において、①単独で法的サービスを提供すること、②外国投資有限責任会社及びパートナーシップを設立すること、③モンゴル弁護士及び弁護士法人と協力して法的サービスを提供することができる（外国弁護士規則 2.1 条）。

なお、法律家の地位に関する法律では、弁護士法人は、有限責任パートナーシップの形態しか認められていなかったが、弁護士法制定により、有限責任会社の形態で弁護士活動を行うことができることとなった。

(4) 外国弁護士の登録要件

外国弁護士は、モンゴルに弁護士活動を行うために以下の要件を満たさなければならない（外国弁護士規則 5 条）。

- ①外国において法律家資格を取っていること。
- ②法律家としての 2 年間以上の経験を持つこと。
- ③専門的及び倫理違反行為を起こしていないこと；
- ④モンゴル国内において、法律家専門保険に加入すること。

弁護士法では、法務内務省から定めた規則に従い、外国弁護士登録は弁護士会が行うと定めている。しかし、2020 年 2 月 1 日現在においては、法務内務省で外国弁護士登録がされている。今後、外国弁護士規則が改正され、弁護士会が登録を行うことになると思われる。しかし、現時点では、改正や外国弁護士登録に関する情報は公開されていない。

ない。

(5) 外国弁護士の情報

現在、法務内務省においては、合計 37 名の弁護士が、外国弁護士登録されている¹²⁹。

表 12 国・地域別外国弁護士数

No.	国別	弁護士数
1	アメリカ合衆国	13
2	中国	9
3	オーストラリア	4
3	イギリス	4
5	香港	3
6	日本	2
7	ロシア	1
7	ドイツ	1

国・地域別では、アメリカ合衆国が最多で 13 名、続いて中国が 9 名、オーストラリア、イギリスが各 4 名、香港が 3 名、日本が 2 名、ロシアおよびドイツが各 1 名である。

(6) 参照法令と条文

① 弁護士法（外国人弁護士がモンゴル国において弁護士活動を行う）

30.1. 法曹試験（司法試験）に合格し、本法に従って弁護士活動資格を取った外国人、無国籍者は国家及び機関の秘密に関する以外の問題について、弁護士活動を行うことができる。

30.2. 外国において弁護士活動資格を取った外国人弁護士及びモンゴル人弁護士は、弁護士活動資格を取った国及び国際法に関する問題にしか法律サービスを提供しない。

30.3. 本法 30.2 条に定めた弁護士は、法律問題を担当する中央行政機関から定める規則に従って弁護士会に登録することにより、モンゴル地域内において弁護士活動を行うことができるが、法律に別段の定めがない限り、本法に定めた一般要件及び条件に従って弁護士活動を行う。

30.4. 弁護士が外国籍を取ったことは、本法 30.1 条の定め以外に弁護士活動を制限する根拠にならない。

② 2013 年 10 月 14 日法務大臣第 A/211 規則「外国において法律家資格を取った者が単独

¹²⁹ https://mojha.gov.mn/newmojha/?page_id=1613（法務内務省 WEB サイト参照）

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

及び外国投資有限責任パートナーシップを設立してモンゴル国内で法律家活動を行う規則」
(外国法律家の専門活動の種類)

- 3.1. 法律家専門活動を行う外国の法律家は、資格を取った国の法令及び国際法に関する問題
について、以下の専門活動を行う。
 - 3.1.1. 法律問題について、口頭及び書面でアドバイスを提供する。
 - 3.1.2. 法律関係書類の作成、確認。
 - 3.1.3. 個人、法人の要請により法令に定めた法律サービスの提供、裁判外の機関において代
理する。
 - 3.1.4. 請求、要請を解決し、損害を賠償するためのあらゆる打合せ、和解させる行為。
 - 3.1.5. モンゴル仲裁手続及び国際仲裁や裁判において、依頼者を代理する。
- 3.2. 外国の法律家は、本規則に従って、登録されなかった場合、上記の活動を行うことがで
きない。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

4 モンゴル弁護士に対するアンケート結果

(1) モンゴル弁護士アンケート調査

2021年11月から12月にかけて、モンゴルの弁護士に対して、アンケート調査を行った。

(対象者)

日本人依頼者の事件を受任したことがある、モンゴル人弁護士または弁護士法人

(調査期間)

2021年11月20日～12月31日

(調査実施件数)

15人

(調査方法)

下記のアンケートを記載したアンケート用紙の書式を、各弁護士にメールで送付し、記入した回答用紙を個別に回収した。

アンケートを実施したすべての弁護士はモンゴル人である。弁護士、事務所の選定にあたっては、モンゴル立法協会に依頼して、日本人の依頼者からの事件・相談を行ったことのある弁護士事務所を選定した。日本人依頼者を取り扱ったことがある弁護士事務所を探すことは、依頼者の情報を尋ねることとなり、非常に困難を極めたが、モンゴル立法協会のご担当者のご尽力と人脈により、15件の事務所から回答を得られたことは幸いであった。

モンゴルには、日本法弁護士が存在せず、現地で実際に活動を行っている日本人弁護士は、知り得る限り、筆者を含め2名である¹³⁰。したがって、現地日系法律事務所・現地にいる日本法弁護士に対するアンケート調査を実施できないことから、やむを得ず、日本人依頼者を取り扱った経験のある現地のモンゴル弁護士に対し、アンケート調査を実施したものである。

¹³⁰<http://www.haraguchi-law.com/business/affiliation/index.html>には、筆者以外の1名の日本人弁護士がモンゴルに設立した法律コンサルタント会社事務所（有限責任会社。弁護士組合や弁護士法人ではない。）が紹介されている。

このほかにも、現地においてある程度の期間弁護士として活動している日本人弁護士が存在する可能性はあるが、発見できなかった。また、少なくとも、現地で適法に弁護士業務を行うためには、現地弁護士資格または外国弁護士資格が必要であるが、2022年3月1日現在、現地弁護士資格を保有する日本人弁護士は存在せず、外国弁護士資格を保有する日本人弁護士は2名だけであると思われる。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

(質問事項)

アンケートの内容(質問事項)は次のとおりである。

基本的質問事項 2-2

(日本人又は日本企業等に関係する法律事務所または弁護士)

1 事務所の規模等

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。

弁護士組合

弁護士会社

個人事業

その他 ()

Q1-1 あなたの事務所に所属している弁護士数を教えてください。

1名のみ

2名～5名

6名～10名

11名以上 ()人

Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。

1年未満

1年以上3年未満

3年以上5年未満

5年以上

2 取扱案件の件数

Q2 あなた(若しくはあなたの事務所全体)が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。

1件もない

1件～10件

11件～20件

21件～30件

31件～40件

41件～50件

51件以上

Q2-1 Q2で回答した件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。

1件もない

1件～10件

- 11 件～20 件
- 21 件～30 件
- 31 件～40 件
- 41 件～50 件
- 51 件以上

3 取扱案件の種類

Q3-1 Q2（事務所における取扱案件全体）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

- （企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退
その他（ ）
- （在留邦人） 滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

Q3-2 Q2-1（日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。

- （企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退
その他（ ）
- （在留邦人） 滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

4 受任している件数の推移（3年以上法律家として活動している方向け）

Q4-1 Q2（事務所における取扱案件全体）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。

- 増加している（どの程度 ）
- 減少している（どの程度 ）
- 変化がない

また、増加／減少している原因は、どのような種類の案件が増加／減少しているからとお考えですか。（複数回答可）

- （企業） 起業 投資 取引 貿易（通関） 労務 債権回収 撤退
その他（ ）
- （在留邦人） 滞在資格 身分関係（現地でのもの） 身分関係（日本にいる親族との間のもの） 労務問題 交通事故 貸金 不動産（賃貸借） 取引 労働 刑事 その他（ ）

Q4-2 Q2-1 (日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件) の件数は、3年前と比較してどのよう
に変化していますか。

増加している (どの程度)

減少している (どの程度)

変化がない

また、増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考
えですか。(複数回答可)

(企業) 起業 投資 取引 貿易(通関) 労務 債権回収 撤退
その他 ()

(在留邦人) 滞在資格 身分関係(現地でのもの) 身分関係(日本にいる親族との
間のもの) 労務問題 交通事故 貸金 不動産(賃貸借) 取引 労働
刑事 その他 ()

5 法令や裁判制度について

Q5-1 モンゴルの法体系について教えてください。

成文法体系(大陸法系)

判例法体系(英米法系)

その他 ()

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか(複
数回答可)。

政府のホームページ

公刊されている法律集や法律書

現地政府に直接聞く

在外公館やJETRO窓口に尋ねる

現地法弁護士に聞く

現地にいる日本法弁護士に聞く

アクセスする方法がない

その他 ()

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

ない。

法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない若しく
は著しく困難である。

法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない若しくは著しく困難
である。

その他 ()

Q5-4 モンゴルの法令の法的安定性についてどうお考えですか。

- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。
- その他（ ）

Q5-5 モンゴルの裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる
- 判断は安定しているが、費用及び／若しくは時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他（ ）

6 モンゴルの実情に応じた調査事項

Q6-1 弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なりますか。

- 異なる。
 - 高い。
 - 安い。
- 同じ。

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、弁護士として問題だと考えるのはどのようなことですか（複数回答可）。

- 意思疎通が難しい。
- 弁護士報酬の説明が難しい。
- モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。
- 独自の見解を押し付けられる。
- 賄賂などで処理しようとする。
- 弁護士の見解を信用しない。
- その他（ ）

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきことはどのようなことですか（複数回答可）。

- モンゴル法の運用実態。

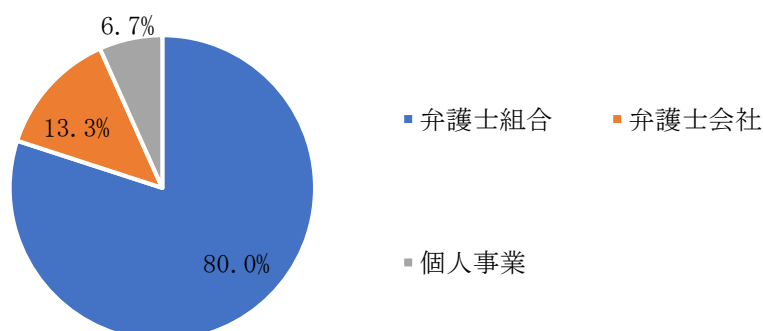
モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- モンゴルの生活習慣や慣習。
- モンゴル人の思考方法。
- モンゴル語能力（または適切な通訳の準備）。
- 英語能力。
- モンゴルの弁護士報酬は、日本と比較しても安くはないこと。
- その他（ ）

(2) モンゴル弁護士のアンケート結果
アンケートの回答結果を以下にまとめる。

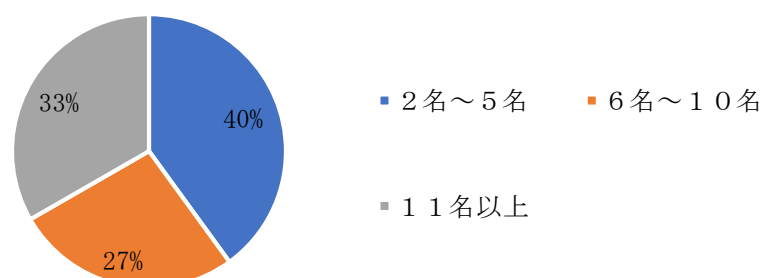
1 事務所の規模等について

Q1 現在勤務する事務所の形態について教えてください。



事務所の形態別にみると、12名の弁護士が弁護士組合に所属し、2名の弁護士は弁護士会社、1名の弁護士は個人事業の形態で活動を行なっている。

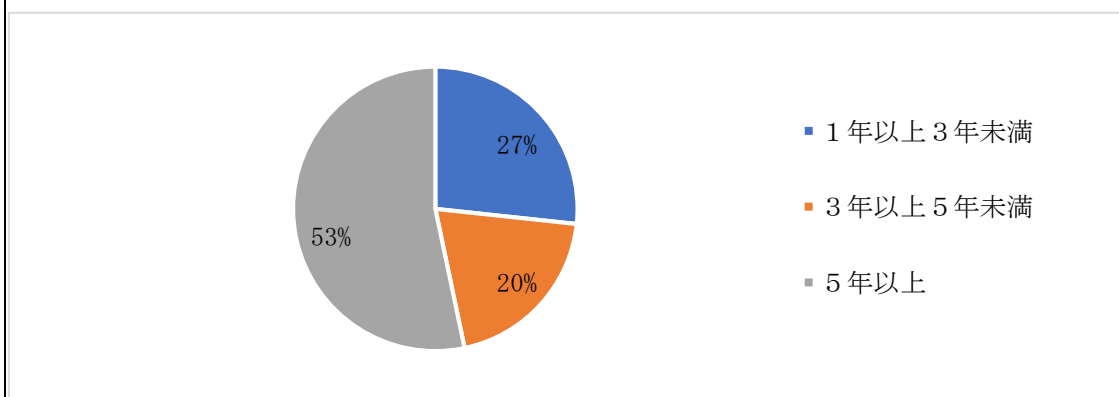
Q1-1 あなたの事務所に所属している弁護士数を教えてください。



各弁護士事務所に所属している弁護士数は、2名～5名の弁護士が所属する事務所は6(40%)、6名～10名の弁護士がある事務所は4(26.7%)、11名以上の弁護士がある事務所は5(33.3%)である。

モンゴルにおいては、弁護士事務所は1名か2名の弁護士がいる事務所が多くて、10名以上の弁護士がいる事務所は少ない。したがって、ある程度モンゴルの代表的な弁護士事務所
の弁護士がアンケート調査の対象となったことがわかる。

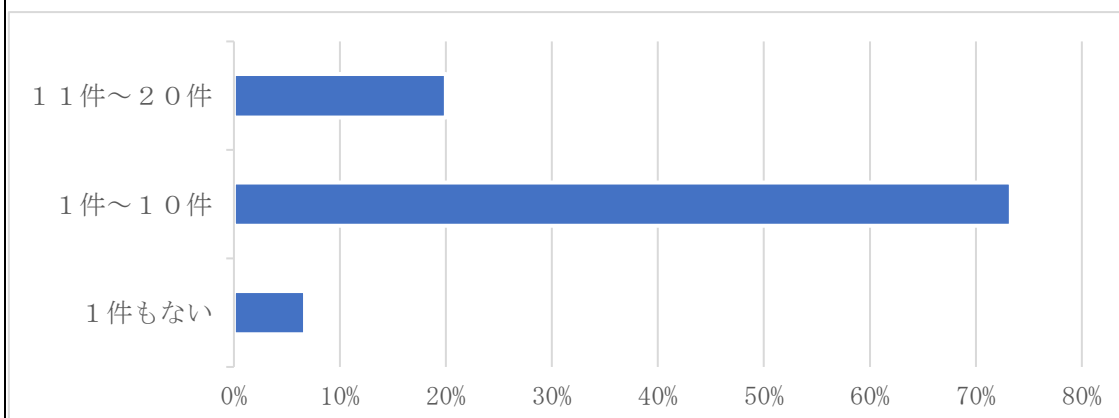
Q1-2 あなたが現地で法律事務を取扱っている期間はどの程度ですか。



アンケート調査に参加した各弁護士の経験年数を見ると、50%以上の弁護士は5年以上の経験があり、これらは弁護士事務所の主任となる弁護士たちである。なお、最長は23年だった。

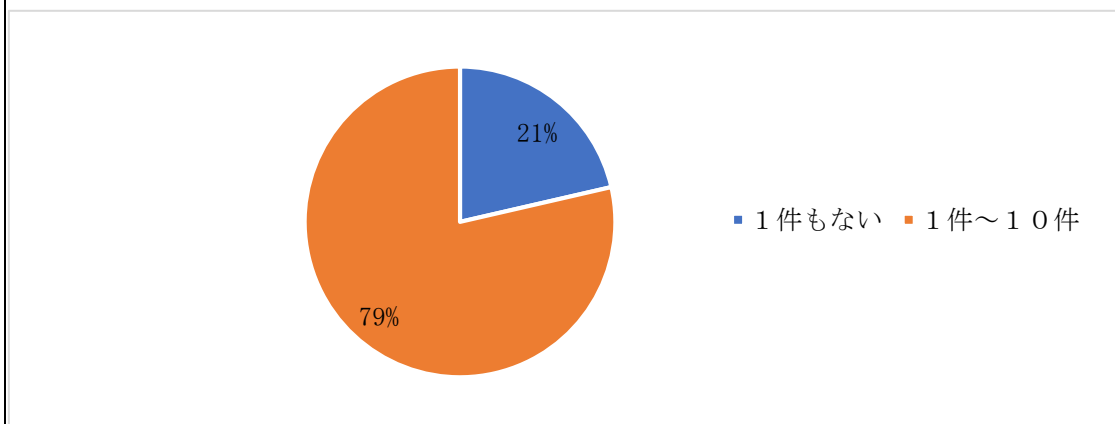
2 取扱事案の件数

Q2 あなた（若しくはあなたの事務所全体）が取り扱う案件は平均して1月に何件ありますか。



弁護士事務所の73%は1か月に平均1件～10件を取り扱っており、11件以上の事件を取り扱う事務所が20%を占める。

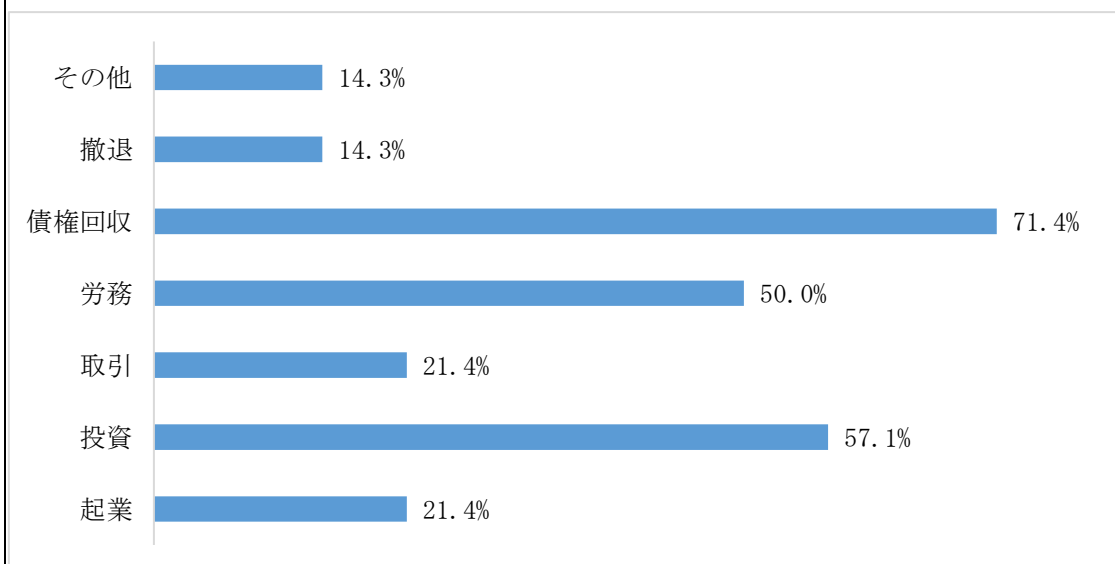
Q2-1 1 か月に取り扱っている件数のうち、依頼者が日本企業等又は在留邦人であった案件はどの程度ありますか。



1 か月に取り扱っている事案のうち、依頼者が日本企業や在留邦人であった事件は1件～10件の事務所は79%を占めている。アンケート調査に参加した弁護士の多くは、日常的に、日本企業や在留邦人の依頼者がいることとなる。

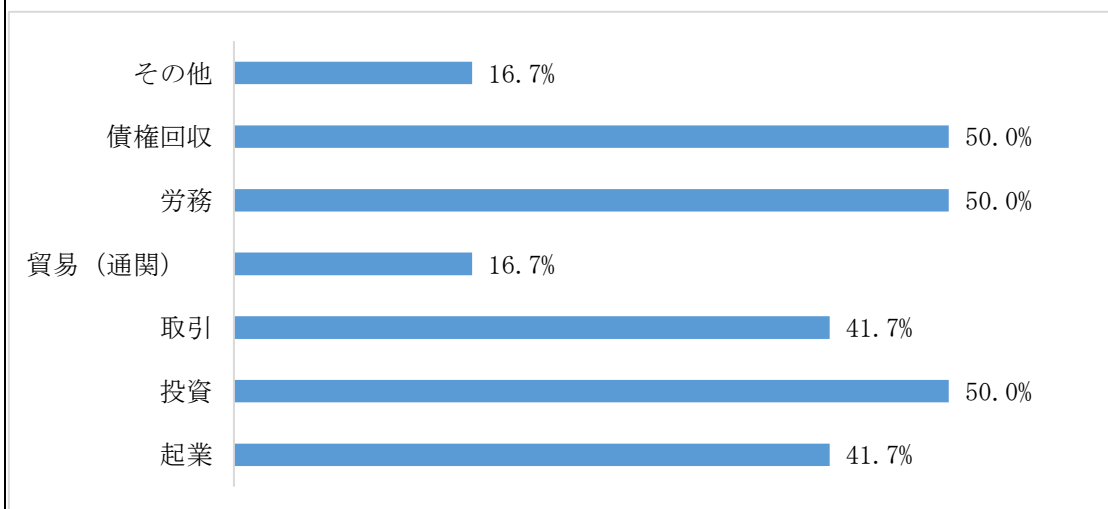
3 取扱事案の種類

Q3-1 (事務所における取扱案件全体)で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



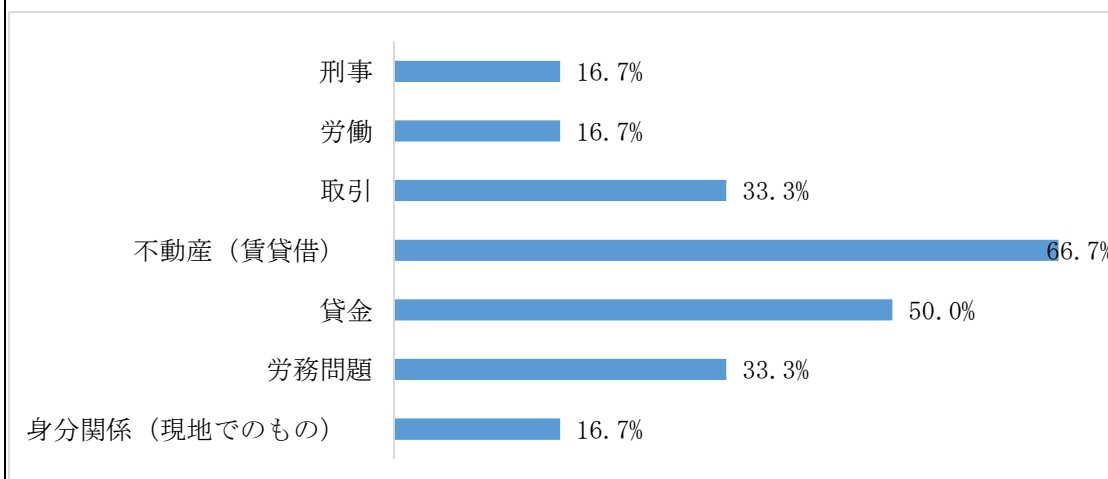
取扱案件を種類ごとに分けて示す。種類の多い順に、債権回収 71.4%、投資 57.1%、労務関係 50.0%となる。

Q3-2-1（日本企業等が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



日本企業が依頼者となる案件を多い順に見ると、債権回収、労務、投資の案件が50%を占め、取引や起業の案件は40%以上を占める。

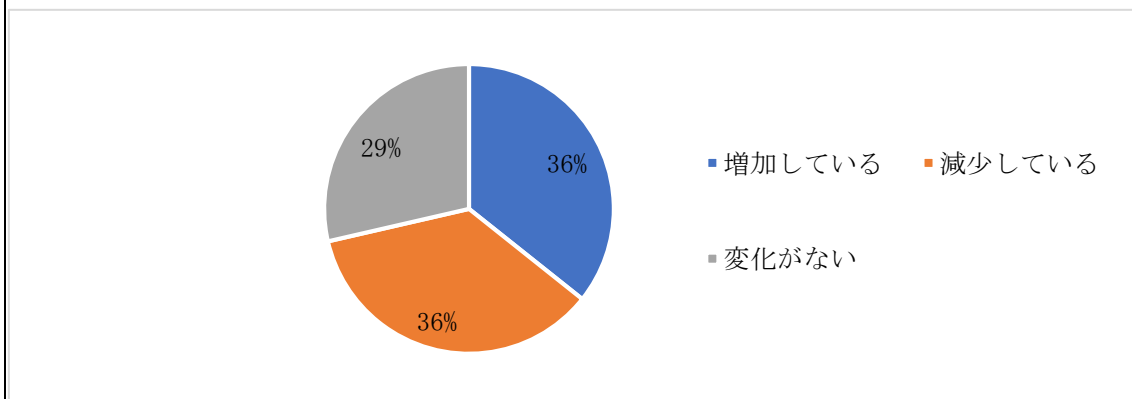
Q3-2-2（在留邦人が依頼者の案件）で回答した件数のうち、受任した件数の種類の多い順に3つずつ御教示ください。



在留邦人が依頼者となる案件を見ると、不動産（賃貸借）は66.7%で一番多く、貸金の案件は50%を占める。

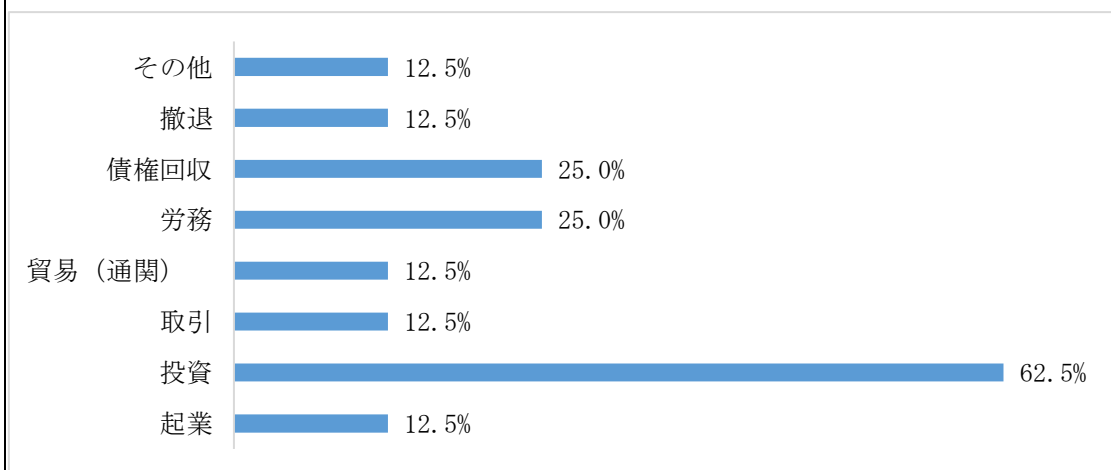
4 受任している件数の推移

Q4-1-1 (事務所における取扱案件全体) の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



弁護士事務所の取扱案件数は、3年前と比較してどのように変化しているかについて、3つの回答割合はほぼ同じで、増加している36%、減少している36%、変化がない29%である。

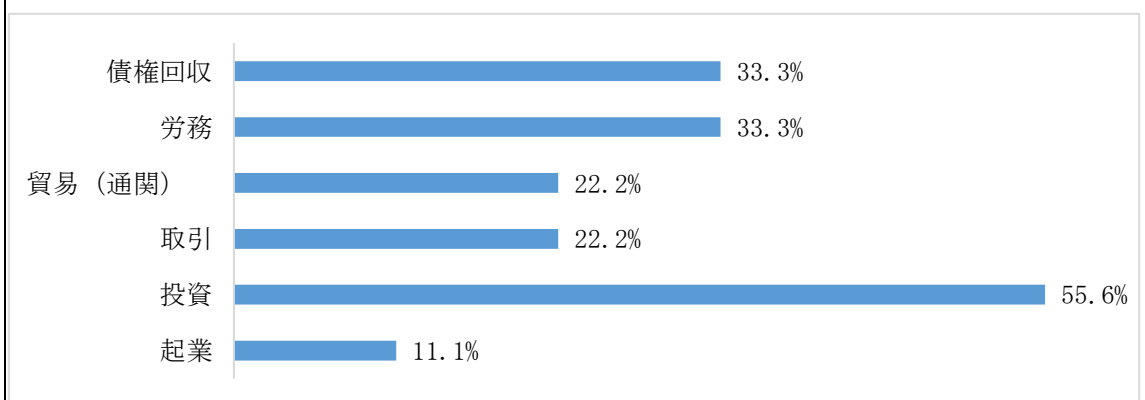
Q4-1-2 増加/減少している原因は、どのような種類の案件が増加/減少しているからとお考えですか。(複数回答可)



取扱件数は増加していると答えた36%を分析し、どのような案件が増加しているかを示す。

投資が62.5%を占め、他の種類はほぼ同じ割合である。ただし、この増加した案件の種類は、日本企業や在留邦人の割合ではなく、事務所全体の取扱案件である点に留意。

Q4-2-1（日本企業等が依頼者の案件）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



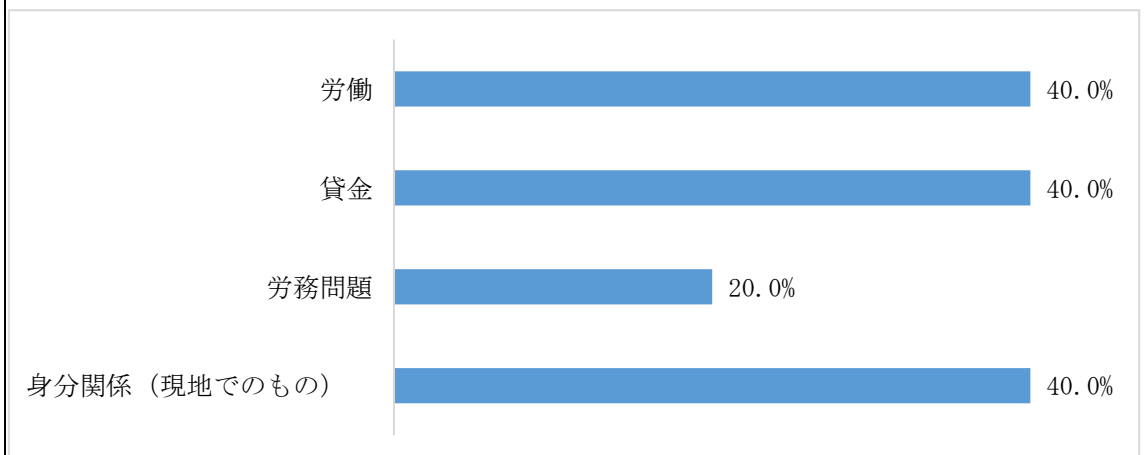
日本企業等又は在留邦人が依頼者の案件の件数は、3年前と比較してどのように変化しているかを示す。

まず、15人の弁護士のうち、5人の弁護士のみがこの質問に回答している点に留意。全員が増加したと回答した。それ以外の弁護士は回答していない。

以上を前提に、各案件の割合を示す。例えば、日本企業が依頼者となる案件については、回答者の55.6%は投資事件が増加し、33.3%は債権回収、労務に関する件が増加したと回答している。

なお、2020年から世界中にコロナ禍が広がり、日本やモンゴルを含む各国で渡航制限などの措置が取られ、ビジネスにも大きな影響を与えたが、回答した5人の弁護士全員が、日本企業の依頼者が増加したと回答している点は興味深い。

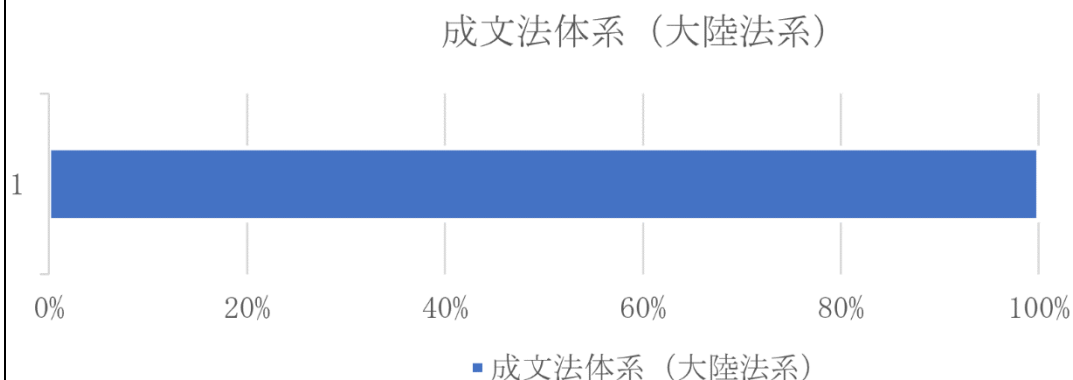
Q4-2-2（在留邦人が依頼者の案件）の件数は、3年前と比較してどのように変化していますか。



依頼者が在留邦人となる件数が増加したと回答した5人の弁護士の40%は労働、貸金、身分関係であると回答した。

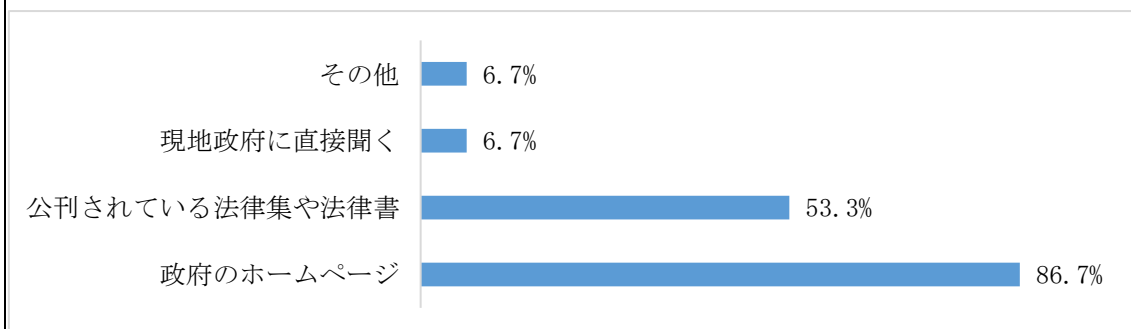
5 法令や裁判制度について

Q5-1 モンゴルの法体系について教えてください。



モンゴルの法体系の質問に対し、15人の弁護士全員（100%）が、成文法体系（大陸法系）と回答した。

Q5-2 法的問題を処理する際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか（複数回答可）。

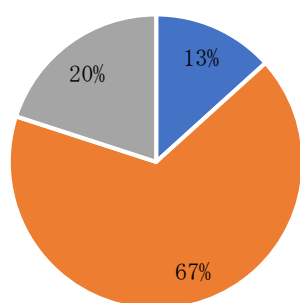


法令のアクセス方法について、86.7%は政府のホームページ、53.3%は公刊されている法律集や法律書と回答している。モンゴルでは、法務内務省の機関である国立法律研究所が運営する Legalinfo.mn というホームページに全ての法令や政府命令等が掲載されており、これを利用している者と思われる。

Q5-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

100%の回答が「ない」であった。モンゴルの法令はある程度アクセスできるような状況であることをわかる。

Q5-4 モンゴルの法令の法的安定性についてどうお考えですか。

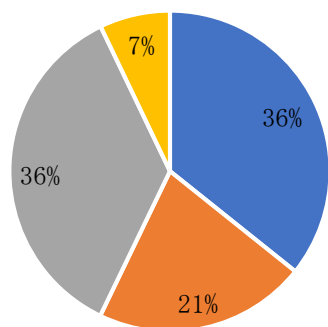


- 法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない
- 法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある
- 法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある

モンゴル法の安定性について、67%は法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがあると答えた。

モンゴルの法令の特徴は、通達やガイドラインがそれほど多くはなく、ある程度法律や政府命令で規制する点にある。その結果、通達やガイドラインについて、公開されないことが多くあると思われる。

Q5-5 モンゴルの裁判制度についてどうお考えですか。



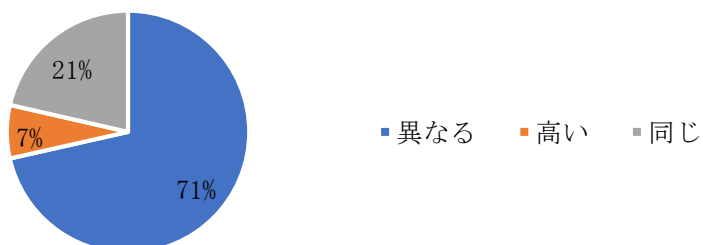
- 判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかり、リーズナブルではない
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない
- その他

モンゴルの裁判制度については、36%が判断は安定しているが、費用及び/若しくは時間がかかりリーズナブルではない。36%が費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず信頼できない。21%が費用や時間はかからないものの判断は安定しておらず信頼できない。とそれぞれ回答した。

アンケート調査に参加した弁護士の多くは、裁判制度を信頼していないことがわかる。

6 モンゴルの事情に応じた調査事項

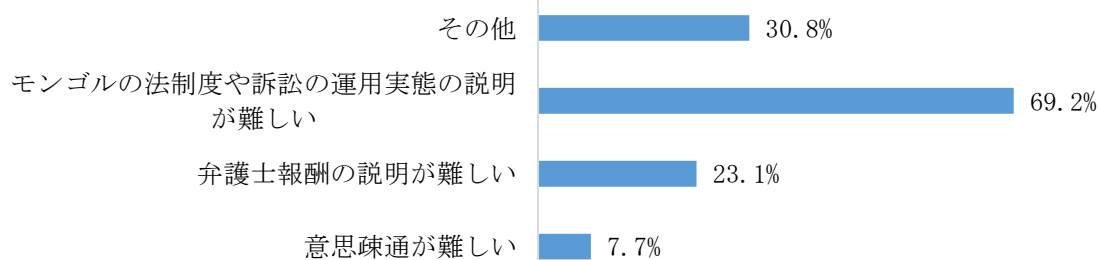
6-1 弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、
算定基準が異なりますか。



弁護士報酬は、モンゴル人・企業が依頼者の場合と、日本人・企業が依頼者の場合とで、算定基準が異なるかどうかとの質問に対し、71%は「異なる」と回答し、7%は「(日本人・日本企業のほうが) 高い」と回答している。「同じ」と回答しているのは21%である。そのうえで、「異なる」と回答した者について、高いのか安いのかについても質問したところ、全員が「(日本人・日本企業のほうが) 高い」と回答した。つまり、弁護士報酬について、日本人・日本企業に対して、モンゴル人・モンゴル企業よりも高く設定されている割合が78%となる。

このような結果である理由は、依頼者の経済力や外国語での法的サービスと関係するものである。

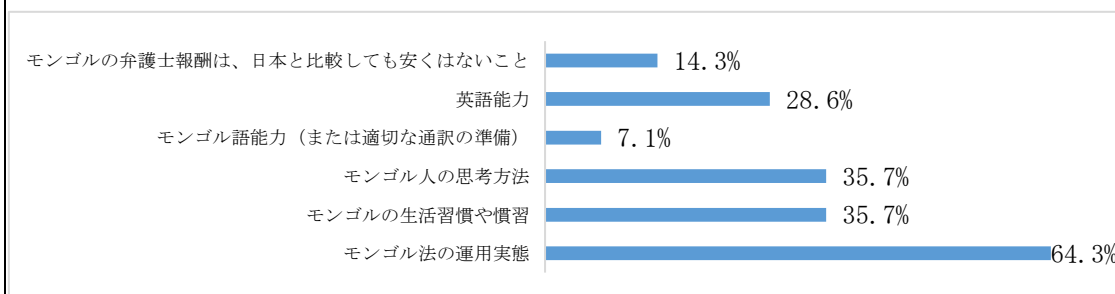
Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、弁護士として問題だと考えるのはどのようなことですか（複数回答可）。



外国人や外国企業（日本人、日本企業を含む。）が依頼者となる場合、弁護士として問題だと考える事項について、69.2%が「モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。」、23.1%が「弁護士報酬の説明が難しい。」と回答した。

30.8%が「その他」と回答したが、全部の回答内容は、「問題はない。」とのことであった。

Q6-2 日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきことはどのようなことですか（複数回答可）。



日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきこととして、64.3%が「モンゴル法の運用実態。」、35.7%が「モンゴル人の思考方法。」、「モンゴルの生活習慣や慣習。」と回答した。

外国人は、モンゴル法の運用状態についてよく知っておく必要がある。

補足

なお、活動実態として、日本人の法曹有資格者による現地での活動実態は、スポット的なもの以外にはほとんど（外国弁護士登録を行っている日本人弁護士 2 名以外には）存在しないと思われる。

在モンゴル日本国大使館において、日本人弁護士 1 名（日本弁護士資格以外に、モンゴル国外国弁護士の登録あり）が 2016 年 1 月以降、2022 年 2 月現在まで、無料法律相談等を継続して実施している。

これは、外務省は、「在外公館における弁護士を活用した日本企業支援事業」として、日本企業の活動を法的側面から支援するため、一部の在外公館において、日本企業に対する法的問題に関するアドバイスや、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供等を、弁護士に委託して実施しているが、その一環である。在モンゴル日本国大使館においては、①日本企業向けコンサルティング、②現地の法令・法制度等の調査、③日本企業向け法律セミナー等を行っている。

第5章 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニ ーズの質や量について

1 モンゴル弁護士へのインタビュー結果

(1) モンゴル弁護士のインタビュー結果

モンゴルで日本企業・日本人の依頼を受けたことのある弁護士事務所に対して、以下のインタビューを実施した。

これらのインタビューは、すべてモンゴル立法協会の協力を得て、著者が zoom 上で面談する方法で実施した。

(2) ソヨンボ法律事務所インタビュー

Soyombo Legal Partners法律事務所 Altansukh (弁護士)	2022.1.31 (月) 10:00-10:30
--	---------------------------

(モンゴルの法制度についての問題点)

とりあえず、弁護士法に関する個人的見解を示します。

弁護士法に関しては、私の理解では全弁護士が賛成していると思います。しかし、弁護士以外の法律家、公証人などからは、弁護士法に対して批判する立場もあります。

私は、この問題は、法曹協会と弁護士会は別の役割のある独立した機関とみるべきであり、そこから弁護士法の必要性が認められると考えています。なぜなら、弁護士には特殊な特徴があり、訴訟手続における権限、弁護士の保障など、弁護士は独立した立場を確保する必要があるからです。この点、法曹協会は、弁護士でない他の法律家の権利を保障するという点では重要ですが、弁護士会と法曹協会を分けて考える必要があると思われます。

私の個人的見解では、今後は法曹協会が独立性を保つ問題があると思います。私の得ている情報からは裁判官が法曹協会から離脱しようとしており、検察官も今後は離脱するという情報があります。法曹協会の今後の運営に問題が生じる可能性はあります。

司法試験、専門責任委員会の活動という 2 つの重要な法曹協会の活動がありますが、その委員会の中に弁護士は入っておらず、裁判官、検察官が入っています。弁護士に対する責任を課す場合、国家の立場で考える傾向にあると思います。裁判官や検察官が専門責任委員会になって、個人的な意思で気に食わない弁護士に対して懲戒責任を課するような傾向にあるとも言われています。親しい弁護士に依頼して、特定の弁護士を懲戒させるような可能性もあるから、そのような点について、弁護士会は、独立して客観的な運用をするべきであると思います。

個人的には、弁護士会、法曹協会どちらかをなくすべきとは思いませんが、それぞれの独立性、役割を区別して、弁護士もほかの法律家も、その役割分担を理解して運営していく必要があると思います。

(外国人の依頼者が理解すべき点)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

うちの事務所の依頼者には、外国企業や外国人の刑事事件が多くあります。個人的見解を申し上げますと、外国投資家、企業が投資する際には、モンゴルの法制度のうち、重要な部分については、理解しておく必要があると思います。モンゴルの法制度や事情が分からず、誰かと知り合いになって、個人的にお金を渡すような事情が多いです。投資先についての情報を知らず、最終的に騙される事件が多いです。鉱物資源のライセンスを買い取る事件を考えると、鉱山のライセンスだけを信じて投資しても、ライセンスが無効であるとか、資源がないとかいう事件もいくつかありました。進出前に、専門家の弁護士に依頼して、事前に法的に妥当かどうか、意見を聞いたり、調査してもらったりすることが必要であると思います。

そして、法律的には、岡先生もご存知のとおり、投資法があり、その法律では国内投資家、外国投資家に関わらず、同じ基準を定めています。法律的には外国人投資に差別的な面はないので、法律的な問題というよりは、投資家が相手や投資分野を十分に調査して投資すべきであると考えています。もちろん税金、配当を送金する際に 20%の税率などに国内外の投資家で違いがありますが、それらは差別的な扱いということではなく別の観点からの規制であると思っています。

信頼できる弁護士に相談するためには、個人的経験からは、弁護士の経験、背景を調べた上で選ぶべきであると思います。弁護士法が制定されてすべての弁護士情報が法務内務省、弁護士会の WEB に掲載されています。とりあえず、経験年数や専攻分野を調べ、いくつかの弁護士から見積りをもって信用性のある人を選ぶべきでしょう。

会社・法人登録については、株主、住所等は公開されているので、それらを調べた上で、弁護士の経験、業務提供していたかどうかを調べて、その弁護士を選ぶ必要があります。例えば、我々の事務所では 100 件以上の外国人依頼者の経験があるので、相談されればそれらの情報を提供しています。

先ほどの質問に 1 つ追加です。依頼者である日本企業について注意すべき点は、一般的には、元々行政機関で勤務していた職員が退職後、法律家の資格で、外国人に対して弁護士として仕事をしていることが少なくありません。モンゴルの制度としては、法律家資格と弁護士資格が別であり、法律家には弁護士資格がないので、きちんと、弁護士会や法務内務省のリストを見てください。

(3) Snowhill 法律事務所インタビュー

Snowhill法律事務所 Bilegsaihan (パートナー、弁護士)	2022.1.31 (月) 11:00-11:30
--	---------------------------

(最近扱った日本人の事件)

弊事務所でそれほど多く扱っているわけでもないが、最近大きな事件としては、すでに公開されていますが、***で、支配的地位を濫用した競争法違反事件についての訴訟を代理しています。2つの事件があります。小さい事件はいくつかあります。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

(その他の事件)

小さい事件としては、日本投資のノンバンクの相談が多いです。例えば、貸付金を返済しない、訴訟しても強制執行には時間がかかるといった相談があります。それら以外にも、日本のごみ処理場がモンゴルで不動産を借りるときの注意点とか、外国投資企業の使用権だけがあるのはなぜか、占有権を設定されている土地を買い取るときなぜ料金を払うのか、占有権のある土地をリースする際の問題であったり、訴訟であったりなどがあります。

(日本人が理解すべきこと①何でも聞くな)

モンゴルの法制度について、日本人が理解すべきことについていえば、最初に、我々の依頼者の例からみると、3つに分けられると思います。

1つ目は、欧州、アメリカ系の投資家は、最初の段階から顧問弁護士から法律アドバイスを受けて段階的にやるべき投資をしているように見えます。2つ目は、うちの事務所では韓国の依頼者が多いですが、彼らは、事後的な相談が多いです。投資する際には事前の法律相談はしない傾向にあります。そして、自分で勝手に投資をして、問題が出たら弁護士に相談するという感じです。3つ目として、日本の投資家については、細かすぎると思います。日本の法制度は何をするべきか、リスクに対してどう対応するかなどの法的規制が詳細ですが、モンゴルはそうではありません。日本に比べて規則・ガイドラインが少なく一般的な法律しかないので、問題に回答できないことが多いのです。日本人は、一般的には、細かすぎて訴訟などに時間がかかってしまいます。訴訟するような場合には、準備段階から始まり、段階的に次々と質問がなされます。我々としては、モンゴルの法制度にないものは回答できないわけですが、回答不能であるということが、日本人には否定的に映るようです。そのようなやりとりの経緯が、結局は、訴訟手続に影響することが多いと思います。注目していただきたいことは、日本人はあらゆるリスクを考えて進める傾向にあるが、それは必ずしも適切ではない。モンゴルの特徴を考えて柔軟にすべきであるということです。

問われた質問に「はい」と回答しても、「いいえ」と回答しても、ではそれなら次どうするかと延々と尋ねられていては、我々は時間的にも手続的にもたいへんですし、結局その結果として訴訟で不利になることがある。モンゴルの事情を調べて、モンゴルの法制度や弁護士にも柔軟に対応すべきであると強く思います。

(日本人が理解すべきこと②セカンドオピニオン、サードオピニオンに振り回されるな)

さらに、1つの点を加えたいのは、特に日本人、日本企業は、1つの事務所や弁護士に相談するだけでなく、他の弁護士にも相談している点です。それで、各弁護士の見解について質問がなされる。我々はできるだけ調べて相談に回答しているが、時間的にも、相互の信頼からも、すれ違いが生じる可能性があると思います。アメリカやオーストラリアの投資家は1つの事務所に相談したら、その弁護士を信頼して手続を進めるが、アジア系の投資家は、1つの問題について、何人かに相談する点があると思います。

(弁護士の依頼のコツ)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

弁護士の依頼の仕方について、日本人や日本企業はモンゴルで弁護士を選ぶときに 2 つのタイプがあると思います。

1 つ目のタイプ。弊事務所の依頼者の経験からは、我々の事務所の WEB を良く調べていると思います。弊事務所の WEB サイトにはたくさんの情報があるので、そこから調べて依頼するというものもあるし、大使館を通じて紹介されることがあります。

2 つ目のタイプ。モンゴルで経営しているほかの事業者や日本人からの紹介があります。弊事務所では、別のクライアントからの紹介で依頼されるという事例が少なくないです。通常は、依頼者が日本人であっても、依頼した弁護士に騙されるようなことはあまりないように思いますが、そのような事例がある場合は、個人の弁護士に直接依頼することが原因ではないかと思えます。

弊事務所は、49 人の弁護士とスタッフがおり、迅速に様々な言語で対応し、いろんな経験が豊富ですから、そのような見積りが高くなる傾向にあります。事例は少ないですが、見積りが大幅に高いと断られることもあります。しかし、安い金額で受任している規模の小さい事務所では、信頼性などに問題があることもあります。

我々は信頼性が高いという特徴があるわけですから、そのような見積金額になってしまいます。報酬が高い＝信頼性が高いというわけではないが、報酬も一つの視点であると思えます。

弁護士の経験、数、チーム、それらの情報を調べてから、良い弁護士を選ぶ必要がありますし、そうすれば失敗も少ないと思えます。

(日本の投資家が注意すべきこと)

日本人投資家だけでなく、誰でもそうですが、会社法、法人登記、税法の一般的知識が必要です。これらは当然ですが、私は、モンゴルの法制度でもっとも問題であると考えているのは、手続法です。実体法に権利が定められていても、手続になぜ時間がかかるか、執行できないのはなぜかといった問題があります。法律には、例えば民事事件の第一審は 60 日以内に終結する。ただし、一度だけ 30 日延期ができると定めているが、なぜ訴訟に 2 年も 3 年もかかるのか。法律が現実に合致していないので法改正も必要だと思えます。

外国人投資家が紛争になって訴訟をするようなときは、弁護士などがそのような事情をきちんと説明すべきであると思っています。法律にこう書いているという回答だけでなく、事実上もっと時間がかかるとか、問題があるとかいった点を説明すべきであると思っています。

多くの弁護士は、外国人投資家からの質問に対して、「法律はこうなっている。」と回答しているが、「事実上は違う。」ということについても、きちんと弁護士は説明すべきと思っています。

2 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズの質や量

(1) 日本の法曹有資格者による法的支援の在り方

(法律上の要件)

日本の法曹有資格者が、どのような法的支援が可能であろうか。

まず、第4章で調査したとおり、モンゴルにおいて、日本の法曹有資格者が法的支援を実施するためには、モンゴル国において法的サービスを提供するための要件を満たす必要がある。具体的には、モンゴルの司法試験に合格して弁護士登録するか、外国弁護士登録をする必要がある。

この点、モンゴルの司法試験に合格する方法は、一般的には、モンゴル語の問題もあり、また、第4章で指摘したとおり、司法試験の合格率は近年では必ずしも高くない（合格率11%～23%）ことから、非常に困難を極める。多くの日本の法曹有資格者にとっては、現実的な方法ではないと思われる。

次に、外国弁護士登録する方法であるが、モンゴルの法務内務省の外国弁護士登録の実体は、透明性に欠けている。実際には、法務内務省（または新制度においては弁護士会）において登録申請をしても、受け付けてもらえるものなのか、審査に合格できるのか、非常に疑問がある¹³¹。

現在、日本の法曹有資格者のうち、モンゴルで弁護士登録されている者は存在していない。もちろん、そのような者がいれば、モンゴルでの法的支援活動はあらゆる態様で行うことが可能であろう。しかし、モンゴルで弁護士として登録されることは、相当困難であることはすでに述べたとおりである。

日本の法曹有資格者のうち、モンゴルで外国弁護士登録するのは現実的に考えられる方法である。しかし、実際は、モンゴルにおいて外国弁護士登録することも、相当困難であるし、今後弁護士会に外国弁護士登録の所管が移転したことに伴いますます難易度は上がる

¹³¹ 筆者の個人的見解ではあるが、現状のモンゴルの外国弁護士登録は、モンゴルの法曹業界である程度知名度のある人物、信頼できる関係者の紹介がある人物に限定して行われているのではないかと推測される。法律上の登録要件については、裁量の幅は非常に小さいものであるのに対し、実際には、登録に際して広範な裁量が行われているように思われてならない。弁護士法改正により外国弁護士の所管は弁護士会に移管しているが、この制度改正により、一層のこと、外国弁護士登録の不透明さは増しているのではないかとも思われるし、今後、外国弁護士登録は、より厳格化されるのではないかと推測される。

なお、以上はあくまで筆者個人の経験と見聞に基づく意見である。現在登録されている弁護士数、現在登録されている弁護士の人物像、筆者自身の登録までの経緯等から推測したものに過ぎないことに留意されたい。

ように思われる。

したがって、日本の法曹有資格者が、モンゴル国内において、法令に反しない範囲で、自己の名で法律サービスを提供することは、非常に困難であるといえる。

なお、モンゴル民事訴訟法には、委任代理といわれる制度がある。訴訟代理人として弁護士以外の任意の代理人を選任する（弁護士以外の者との間の契約により訴訟代理人となることを依頼する）ものである（民事訴訟法 35.1 条）。

ただし、この場合に、本人は、代理人と共に出席することができない（同法 32.5 条¹³²）。本人訴訟をするか、委任代理人を解任しない限り、本人は弁護士以外の代理人がいる場合、法廷に立てない。その理由としては、次のように説明されている。①弁護士は当事者の権利保護の役目を担ってある意味公益的に参加している。②これに対し、委任代理人は単に本人に代わって本人の主張を代弁しているにすぎない。委任代理人に委任するのであれば、本人が同時に法廷に参加することに意味がない。

このような委任代理人としてであれば、日本の法曹有資格者が、モンゴル国内において自己の名で法律サービスを提供できそうであるが、現実には非常に困難であることは明らかであろう。

（モンゴル弁護士との協働）

だとすれば、日本の法曹有資格者による法的支援を、モンゴルの法令に違反しない範囲で実施するにあたっては、どのような方法があるであろうか。

モンゴル国内で法的支援を行うことは、モンゴルの法令に照らし、相当困難または不可能である。少なくとも、自身の名で弁護士活動を行うことはできない。可能性があるとしたら、モンゴル弁護士のアドバイザー等として、あくまで、モンゴル弁護士の名で弁護士活動を行う場合の、補佐、顧問としての活動であろう。

また、モンゴル国内では自身の名で法的支援ができない以上、自身の名で法的支援をするには、日本国内から支援するという方法しか残されていない。WEB を活用するなどして、法的支援を実施し、実際の弁護士活動は、モンゴル弁護士に依頼する。

いずれにしても、モンゴル弁護士と協働して法的支援を実施するという方法が、唯一の現実的可能性のある、日本の法曹有資格者による法的支援の方法であると思われる。モンゴル弁護士との協働を継続しているうちに、やがて、自身の外国弁護士登録も現実的に考えられるようになる可能性も高い。

（モンゴル法令の理解等）

¹³² 民事訴訟法 32.5. 弁護士ではない者が代理している場合、本人は出席に参加してはいけない。もし、本人が出席する場合、代理人から拒否している旨を裁判所に対して、書面で通知しなければならない。

第3章で検討した日本企業や在留邦人のアンケート結果等からは、日本法弁護士の需要はあるものの、重視される要素として、モンゴル法の知識があること、モンゴルの事情に通じていること等が挙げられている。

これらの要素をどのようにして満たせばよいのであろうか。

実際に、モンゴル法の知識を得る方法としては、日本語で得られる情報は非常に限定されている。モンゴル語を解読できまたは翻訳ソフトの翻訳内容を適切に日本語に変換できるのであれば、モンゴル法の情報を得ること自体は、比較的容易であると思われる。

しかし、モンゴル法の意味を知ったとして、次の段階として、本当にその理解が正しいものであるのかどうか、そのようにモンゴルの法律家も考えるのかどうかといった点については、おそらく非常に不安が残るであろうと思われる。また、一般のモンゴル人に尋ねる機会があったとしても、おそらく非常に不安的な回答しか得られないことも想像に難くない。

要するに、結局、現地で法的アドバイスを提供できうる程度のモンゴル法令の理解力を自身で獲得することは、現時点では、日本国内においては、相当に困難であると思われるのである。また、モンゴル独自の社会事情に至っては、日本において十分に理解することはほぼできないであろう。

では、モンゴル法令の知識をどのように獲得するべきか。この点の回答は、非常に容易である。つまり、自分で考えなければよい。自分より賢く、モンゴルの事情を熟知しているモンゴル人弁護士に回答してもらえばよいのである。日本の法曹有資格者は、一定の法的知識を有しているはずである。同じ大陸法を採用するモンゴルの法律解釈の手法、フレームは、モンゴルであるからといって、日本と重大な違いがあるわけではない。日本での弁護士等の経験があれば、だいたい70%もモンゴル法を理解できれば、概ね正しい結論を導き出すことは可能であろう。そして、70%理解することは、モンゴル弁護士の力を借りることができれば、可能であろう。

したがって、モンゴル法令の理解を得る方法も、結局のところ、モンゴル弁護士との協働ということに落ち着くはずである。

(2) そのような法的支援に対するニーズの質や量

(モンゴル弁護士のインタビュー結果から)

本章第1で調査したモンゴル弁護士に対するインタビュー結果は、興味深い。モンゴル弁護士に対するアンケート(第4章)には表れていないことが明らかになっている。

アンケートに調査においては、外国人や外国企業(日本人、日本企業を含む。)が依頼者となる場合、弁護士として問題だと考える事項について、69.2%が「モンゴルの法制度や訴訟の運用実態の説明が難しい。」、23.1%が「弁護士報酬の説明が難しい。」と回答している。30.8%が「その他」と回答したが、全部の回答内容は、「問題はない。」とのことであった。

ここからだけでは、モンゴルの法制度や報酬について、弁護士が説明をきちんとすれば済むのではないかと思わないでもない。また、さほど問題がないようにすら思える回答である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

また、アンケート調査においては、日本人・日本企業（外国人・外国企業）が依頼者となる場合に、依頼者が知っておくべきこととして、64.3%が「モンゴル法の運用実態。」、35.7%が「モンゴル人の思考方法。」、「モンゴルの生活習慣や慣習。」と回答した。これについても、モンゴルに進出している日本企業や在留邦人は、モンゴル人の思考方法や生活習慣や慣習を可能な限り理解していると思われるし、モンゴル法の運用実態についても、弁護士が説明をきちんとすれば済むではないかと思われるのである。

しかし、インタビュー結果からは、興味深い発言が出てきている。

モンゴル弁護士らからは、要するに、日本人投資家は、モンゴルの基本的な法令・運用実体を調べられていない。モンゴルの弁護士に対する対応がなっていないという点が指摘されている。

日本企業や日本人の依頼者にこのような問題があることを、モンゴル弁護士は言語化できる程度には意識しており、意識しているからには、一応の説明はしているのであろうと思われる。しかし、第3章で検討した日本企業、在留邦人に対するアンケート結果等からは、日本企業や在留邦人に対しても、こうしたモンゴル弁護士の問題意識は十分伝わっていない。日本側依頼者、モンゴル側弁護士の双方に、不信感があるように思われてならない。

（ニーズ）

日本の法曹有資格者が支援できる状況は、この双方の意思疎通の解消にこそあるのだと思われる。日本側依頼者に弁護士の対応の意味、現在の状況を説明し、モンゴル弁護士に依頼者の意向、疑問点を説明する。そのような、双方に状況を理解させ、双方のメタ認知を促すような活動が、実は日本の法曹有資格者のできることなのではないかと思われてならない。

（ニーズの量）

ニーズの質と量について、日本側依頼者とモンゴル弁護士間のメタ認知を促すというニーズは、まさにメタ的なニーズであるから、ニーズというには大きすぎる。そこで、もっと限定した具体的なニーズについてここでは検討する。

まず、第3章における日本企業と在留邦人のアンケート結果等をみると、法的問題に直面している日本企業・在留邦人は一定数存在している。そして、インタビューを実施してみれば、問題がないと言っていた者についても、実は法的問題を抱えていたということも頻繁に見受けられた。

モンゴルに進出している日本企業数、在住する日本人数からすれば、そのニーズの量には限界があるといわざるを得ない。これは、その数から客観的に見て明らかなことである。そもそも日本企業、在留邦人が少ないという数の問題で、モンゴルでのニーズは非常に少ない。登録されている在留邦人が323名であるから、1年間に全人口の10%が法律相談に来たとしても（来るはずがないが）、32名の相談である。そのうち、事件化するのが半数だとして

16件である（それほど事件化しないと思うが）。まして、アンケート結果からは、特に在留邦人では初回無料相談等を望む声が大きいわけである。日本の法曹有資格者が1人でまたはモンゴル人と一緒にモンゴルで生活するのであれば、生活するのは不可能ではないかもしれないが、経済的な面だけでみれば、日本で弁護士等をやるほうがはるかに効率的であることは明らかであろう。

そこで、どうやって量を稼ぐかということになるのであれば、一つの考え得る方法は、日本企業・在留邦人のみを対象にするのではなく、モンゴル人に向けても勝負をするという方法である。実際に原則としてモンゴル人を対象とすることで、現地の弁護士事務所は大きくなっているのだから、不可能ではないはずである。現地のモンゴル企業、モンゴル人に対しても間口を広げることが不可欠であり、そのためには、やはりモンゴル弁護士との協働が必要であろうという話になってしまう。

（ニーズの質）

これも、第3章における日本企業と在留邦人のアンケート結果が参考になるのだが、日本企業も、在留邦人も、法律・裁判の知識が乏しくても、ある程度はモンゴルのことを知っていることがわかる。そして、彼らは、モンゴルの実体を知らない者を信頼することはないということも、アンケート結果から推測できる。したがって、そもそも、モンゴルについて何も知らない日本の法曹有資格者へのニーズが存在するとは考え難いし、あってもごくわずかであろうと思われる（もちろん、モンゴルに限定されない特殊な分野でのニーズは別である。例えば、巨大鉱山に関する投資計画を策定する際に、モンゴル国における事情、モンゴル社会に関する知識は不要であり、鉱山分野での契約に携わった経験、巨大投資案件に携わった経験が重要であることは明らかであろう。）。

さらに、「モンゴルのことを知っている」というニーズは、質・量ともに曖昧であって測り難い。そして、仮に質・量ともに充実していたとしても、そのことをアピールできなければ、全く理解してもらえない。あなたが、仮にモンゴルに5年住んでいたとしても、在留邦人と全く交わることなく、アパートで5年間テレビを見ていました、ということであれば、また、ゴビ砂漠でゲルを張って20年間仏道修業していました、ということであれば、確実にモンゴルのことを大変詳しく知っているであろうが、ここで要求される「知っている」ということにはならないと思われるのである。

したがって、どうにかして、日本の法曹有資格者は、モンゴルでの支援を行う際には、日本企業や在留邦人にわかりやすく理解され、信頼を得られるようなモンゴルでの経験を積む必要がある。

次に、モンゴル法の知識であるが、これは前述したモンゴル人弁護士との協働が上手くできるのであれば、問題なくできるであろう。

（3）モンゴル弁護士との協働の可能性

以上のように、日本の法曹有資格者が、モンゴルで法的支援を行うには、モンゴル弁護士との協働が不可欠であるということがわかった。

では、どのようにして、協働する弁護士を見つけるのだろうか。

インターネットで見つけることはできるであろう。中には日本語ができる、英語ができるモンゴル弁護士もいるであろう。したがって、モンゴル語が必ずしも必要であるとはいえない。

そうやって見つけた弁護士が、本当に協働して仕事ができる人なのだろうか。

もちろん、相手にメールを送っても無視されることもあるだろう。でも、返事が来ることも十分考えられる。そのときは、恐れずに、一度乗っかってみるしかないのではないかと考える。もちろん裏切られ、失敗した時のリスクを考えた上で、それもふまえて一度協働することを試みる。裏切られ、失敗したらまた同じことを地道に繰り返す。

モンゴル人の知り合いがいれば、親戚や友人に弁護士がいらないか尋ね、紹介してもらえばよい。そうこうしているうちに、協働できるモンゴル弁護士が見つかることもあるだろう。

もっともよいのは、モンゴルに留学することだろうか。または、モンゴル人を配偶者にすることだろうか。しかし、それらの方法は、この調査報告書で求められていることでないことは明らかなので、これ以上は深入りしないこととする。

さらに詳細に分析したい方は、第3章、第4章その他のアンケート結果等を参考にしていきたい。

(4) 小括

日本の法曹有資格者による法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズの質や量についての、筆者としての結論は次のとおり。

日本の法曹有資格者がモンゴルで法的支援を行うこと自体が相当に困難である。もっとも、絶対に無理というのではない。例えば圧倒的な資金力があったり、有力な知り合いがいたり、その他の条件がかみ合えば、十分に可能性はある。

そして、そのような法的支援に対するニーズ自体は存在するが、そのニーズを満たす前提となる条件が相当に困難である。また、ニーズの量自体が客観的に非常に脆弱であるから、ニーズの量の少なさを補うために別のニーズを発見する必要がある。

日本の法曹有資格者の法的支援の在り方、そのような法的支援に対するニーズをとらえ量を掌握するには、モンゴル弁護士との協働が不可欠である。

(5) モンゴル政府が行っている外国人に対する無料の司法的支援について

モンゴルにおける法的サービスの提供と関連して、モンゴルにおいて、外国人に対する無料の法的支援についても調査を行ったので、この項で追記する。

(外国人に対する法律サービスの提供)

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書

モンゴルにおいて、支払能力がない者に対する無料法律相談に関し、2013年に制定された「支払能力がない容疑者及び刑事事件被告人に対する法律サービスに関する法律」（以下「無料法律相談法」という。）がある¹³³。

この法律に基づき、2014年に法律サービス提供センター（以下「センター」という。）が設立されており、センターに所属する国家弁護士が、無料法律サービスの提供を担当している¹³⁴。

国家弁護士とは、無料法律相談法に従い、弁護士登録名簿に登録された、センターの法律家をいう（無料法律相談法 3.1.4 条）。

無料法律サービスの対象者は、刑事事件の容疑者及び被告人に限られる。

無料法律サービスを受ける要件は、支払能力がない刑事事件の容疑者及び被告人であり、支払能力がないものとして、以下の要件を満たさなければならない（無料法律相談法 7.1 条）。

①国立統計局及び社会福祉問題を担当する中央行政機関から定めた方法により、世帯登録され、生活基準が貧困ラインを下回る水準に入った者。

②上記の世帯登録がなされていないが、貧困ラインを下回る基準にあること証明する証明書を提出した者。

③子供保護法に定めた危険性に当たる子供であること。

（無料法律相談法の外国人への適用）

なお、外国人及び無国籍者が無料法律相談法の対象になるかという点については、法律には具体的な規定はない。しかし、実際には、対象になると解される。

しかし、外国人及び無国籍者にとっては、刑事事件に関わった場合、無料法律相談法 7.1 条の要件をどのように確定するかについて、規定や規則等はないから、無料法律サービスを受けるのは非常に不便であるとはいえるだろう。

しかしながら、統計によると、外国人が無料法律サービスを受けた件数は、2014年および2015年に各5名、2016年に11名存在する。

2019年から無料法律相談法の対象者の範囲を広げる法改正の議論が行われたが、2022年2月現在、改正される見通しはない。

モンゴルには、この無料法律相談法以外には、外国人に対する法律サービスの提供に関する法令は存在していない。

¹³³ <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=9289>（支払能力がない容疑者及び刑事事件被告人に対する法律サービスに関する法律）

¹³⁴ <http://lac.gov.mn/17.html>（法律サービス提供センターWEB サイト）

第6章 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等に関する提言

1 日本企業への支援

日本企業の支援については、法律情報を十分に把握し、充実した法的な対応ができる体制を構築している企業がある反面、貧弱な法律情報、法的対応体制しか有していない企業に二分されているように思われる。

前者に対する支援は、基本的には不要である。後者に対する支援が重要である。

主に、後者への支援内容としては、①現地の法情報の提供、②現地法の訳文やモデル就業規則等の提供、③無料相談ができる窓口の設置等が考えられる。このうち、①、③は、前者への支援とも重なる。さらに、④現地弁護士のデータベースの提供も考えられるところではある。

これらの支援のうち、①、②、③、④ともに、在モンゴル日本国大使館、外務省において、「在外公館における弁護士を活用した日本企業支援事業」が2015年以降モンゴルで実施されており、そのスキーム中で、最低限の支援を行い、ある程度認知されているところであると思われる。

2 邦人への支援

邦人への支援としては、企業と同様の支援が考えられるところである。①現地の法情報の提供、②現地法の訳文やモデル契約書等の提供、③無料相談ができる窓口の設置、④現地弁護士のデータベースの提供などである。

ただし、日本企業と異なり、在モンゴル日本国大使館、外務省が実施している、「在外公館における弁護士を活用した日本企業支援事業」の対象から邦人は外れてしまっており、無料法律相談や、セミナー参加等は認められていない。

したがって、現時点では、邦人への支援はほとんど行われていないといえる。

3 提言

以上からは、①現地の法情報の提供、②現地法の訳文等の提供、③無料相談ができる窓口の設置、④現地弁護士のデータベースの提供といった最低限の支援を、日本企業に限定せず、在留邦人を含めたモンゴル関係者全体を対象として行うことが、最も求められていることであると考えられる。

モンゴル法に関する参考文献

以下では、モンゴル法に関する参考文献を掲げる。書籍が極端に少ないことが特徴である。
論文等は書籍と比較すると数は相当多い。

(1) 書籍

「モンゴル法制ガイドブック」、趙 勁松（著）、R&G 横浜法律事務所（編集）、民
事法研究会、2014.8.1

「ロシア・モンゴルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務(発行:TCG 出版)((海
外直接投資の実務シリーズ))」、久野康成公認会計士事務所（著）、株式会社
東京コンサルティングファーム（著）、久野康成（監修）、出版文化社、
2013.12.3

「おまえがガンバレよーモンゴル最高裁での法整備支援 2045 日一」、岡英男、司
法協会、2018.11.15

(2) 論文¹³⁵

① 2015 年以降¹³⁶

「モンゴルにおける不利益処分手続の展開(2・完)二〇一五年行政一般法以降の
状況」ドゥルグーン バトルガ、阪大法学 = Osaka law review 70(6)、1477-
1508、2021-03

「モンゴルにおける不利益処分手続の展開(1)二〇一五年行政一般法以降の状況」
ドゥルグーン バトルガ、阪大法学 = Osaka law review 70(5)、1179-1222、
2021-01

「訓令・通達・回答(5468)日本人がモンゴル人女の嫡出でない子に対してする報
告的認知届について、出生届に添付された、モンゴルの登録機関が発行した
出生証明書の確認書備考欄に記載された日付を認知日として取り扱って差
し支えないとされた事例(平成 27 年 6 月 30 日付け領サ第 8500 号外務省領
事局政策課長照会、令和 2 年 8 月 6 日付け法務省民一第 1079 号民事局民事
第一課長回答)」、戸籍：戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌 (989)、83-88、

¹³⁵ CiNii (NII 学術情報ナビゲータ[サイニ

ィ]https://support.nii.ac.jp/ja/cinii/cinii_outline) を利用して「モンゴル」、「法」、「法
制」等の単語で検索した結果である。ここで掲げた以外にも、モンゴル法に言及している
論文等は多数存在すると思われる。

¹³⁶ 2015 年以降の論文からは、内容が専門的になってきており、かつ、企業進出に関連す
る法令に関する関心の高まりが見受けられる。モンゴル法に関する論文数も増加してい
る。日本に留学したモンゴル人から法学教育を受け、日本に留学する等したモンゴル人
(いわば第二世代) による著作が増加している。

2020-12

- 「日本人がモンゴル人女の嫡出でない子に対してする報告的認知届について、出生届に添付された、モンゴルの登録機関が発行した出生証明書の確認書備考欄に記載された日付を認知日として取り扱って差し支えないとされた事例：戸籍：通達・回答」、民事月報 75(11)、83-89、2020-11
- 「新・環境法シリーズ(第 103 回)モンゴルにおける環境公益訴訟の法制度と今後の課題」、スフバータル・スフチョローン、環境管理 = Environmental management 56(9)、61-66、2020-09
- 「モンゴルにおける不利益処分手続の歴史的展開(2・完)二〇一五年行政一般法制定に至るまでの状況」、ドゥルグーン バトトルガ、阪大法学 = Osaka law review 69(6)、1415-1438、2020-03
- 「モンゴルにおける不利益処分手続の歴史的展開(1)二〇一五年行政一般法制定に至るまでの状況」、ドゥルグーン バトトルガ、阪大法学 = Osaka law review 69(5)、1025-1048、2020-01
- 「モンゴルと日本における損害保険業の規制緩和比較」、茶野 努、ツァツラル ツェレンダグワ、損害保険研究 81(1)、27-52、2019
- 「モンゴルにおける遊牧民の土地権に関する憲法的考察：「宿営地保有権」と「宿営地周辺の牧地利用権」を中心に」、ムソフバット ドルジスレン、研究教育年報：名古屋大学大学院法学研究科、応用法政コース・国際法政コース (2019)、1-33、2019
- 「モンゴル国立大学における信託法特別講義とモンゴルにおける信託」、渡辺宏之、信託 (274)、63-65、2018-05
- 「草原の国の社会保障：モンゴル年金通信 山下護氏のモンゴル現地レポート(第 57 週目)社会保険総合法案」、山下護、週刊年金実務 (2287)、47-46、2018-03-26
- 「モンゴルにおける企業買収の法的課題：比較研究の観点から」、バトバヤル サランゲレル、国際商事法務 46(3)、317-322、2018
- 「モンゴル不動産担保法制の現状と課題」、D.ヤンジンホロル、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 = Fukuoka University review of law 62(3)、775-796、2017-12
- 「外国法制・実務 モンゴル国における日本企業の法的需要について」、岡英男、ICD news：法務省法務総合研究所国際協力部報 (72)、132-144、2017-09
- 「モンゴルにおける調停制度」、岡英男、JCA ジャーナル 64(9)、3-11、2017-09
- 「モンゴルの国際商事仲裁」、岡英男、JCA ジャーナル 64(8)、16-20、2017-08
- 「海外出張 モンゴル現地調査」、廣田桂、ICD news：法務省法務総合研究所国際協力部報 (71)、220-223、2017-06

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 「モンゴルの不動産担保に関する法律の仮訳」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢 =
Fukuoka University review of law 62(1)、309-358、2017-06
- 「日本人男がモンゴル人女の嫡出でない子を認知する場合の届出について」、今
井孝英、法務通信 (788)、22-28、2017-03
- 「法務省 通達・回答 戸籍関係 日本人男とモンゴル国人女の報告的婚姻届につ
いて、添付された婚姻証明書をもって戸籍法第 41 条に規定する証書と認め、
受理して差し支えないとされた事例」、法曹 (788)、61-57、2016-06
- 「モンゴルの鉱業関連法概要 2014 年」、石油天然ガス・金属鉱物資源機構金属
資源情報センター北京事務所、金属資源レポート 45(6)、755-769、2016-03
- 「モンゴル：女性に対するドメスティック・バイオレンスへの取組み」、後藤安
子、法政論叢 52(2)、163、2016
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第 7 回)モンゴルへの進出と刑法
(下)」、徳本穰、アマルサナー B.、黒澤基弘 [他]、国際商事法務 43(7)、
1036-1040、2015
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第 6 回)モンゴルにおける不動産
所有権に関する規制(下)」徳本穰、アマルサナー B.、黒澤基弘 [他]、国際
商事法務 43(5)、704-706、2015
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第 5 回)モンゴルにおける事業展
開の形態(下)」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編
集他]、国際商事法務 43(3)、413-417、2015
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第 5 回)モンゴルにおける事業展
開の形態(上)」、徳本穰 [編集代表]、アマルサナー B. [編集]、黒澤基弘
[編集他]、国際商事法務 43(2)、237-241、2015
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第 4 回)モンゴルにおける金融
(下)」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、
国際商事法務 43(1)、78-81、2015

② 2010 年～2014 年¹³⁷

- 「モンゴル民法の戦略的法律改革にむけた覚書 (浅野直人教授 片岡直教授 福
山道義教授 森淳二郎教授 古稀記念号)」、袁輪靖博、福岡大學法學論叢
58(4)、869-885、2014-03

¹³⁷ 2010 年～2014 年の論文からは、特定の著者によるものが多いが、企業に関連するもの
が増えており、企業進出への関心の高まりがみられる。この時期からモンゴル法に関連す
る論文数も急激に増加している。また、日本に留学したモンゴル人による著作も増加して
いることがうかがえる。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 「モンゴルの市場経済化と民法改革」、蓑輪靖博、アジア法研究、67-76、2014
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第4回)モンゴルにおける金融(上)」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、国際商事法務 42(12)、1851-1855、2014
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第3回)知的財産権の保護(下)」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、国際商事法務 42(11)、1706-1712、2014
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第3回)知的財産権の保護(上)」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、国際商事法務 42(10)、1539-1544、2014
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第2回)モンゴルへの進出と雇用」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、国際商事法務 42(9)、1390-1398、2014
- 「モンゴル法：企業進出における論点と解説(第1回)序」、徳本穰 [編集代表]、B.アマルサナー [編集]、黒澤基弘 [編集他]、国際商事法務 42(8)、1180-1183、2014
- 「モンゴル競争法におけるカルテル規制の現状と課題」、林秀弥、ムンフバイガリ チメドレグゼン、国際商事法務 42(7)、1027-1038、2014
- 「出張報告 モンゴル短期専門家出張」、毛利友哉、ICD news (57)、5-10、2013-11
- 「アジアの労使関係、労働法と労使紛争(第6回)モンゴル、社会主義からの転換と今日(2)」、熊谷謙一、中央労働時報 (1167)、34-37、2013-09
- 「アジアの労使関係、労働法と労使紛争(第5回)モンゴル、社会主義からの転換と今日(1)」、熊谷謙一、中央労働時報 (1166)、36-39、2013-08
- 「通達・回答 戸籍 日本人男とモンゴル国人女の報告的婚姻届について、添付された婚姻証明書をもって戸籍法第41条に規定する証書と認め、受理して差し支えないとされた事例(平成24.8.14民一2060回答)」、民事月報 67(10)、75-81、2012-10
- 「訓令・通達・回答(5322)日本人男とモンゴル国人女の報告的婚姻届について、添付された婚姻証明書をもって戸籍法第41条に規定する証書と認め、受理して差し支えないとされた事例(平成24年4月27日付け戸第53号高知地方法務局長照会、平成24年8月14日付け法務省民一第2060号法務省民事局民事第一課長回答)」、戸籍：戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌 (875)、88-93、2012-10
- 「モンゴル民法の現状と課題」、蓑輪靖博、アジア法研究、181-193、2012
- 「モンゴル民法典・試訳(8)」、蓑輪靖博、福岡大學法學論叢 56(2・3)、299-339、

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

2011-12

- 「モンゴルの鉱業セクターの法、規制および制度的枠組みの概観」、Budragchaa B.、Erina report 101、5-8、2011-09
- 「モンゴルの鉱業セクターの法、規制および制度的枠組みの概観」、Budragchaa B.、Erina report 101、1-4、2011-09
- 「海外ビジネスの経営と法から学ぶ(149)東日本大震災用インフラファンドとモンゴルの炭鉱開発の収益性」、鈴木康二、New finance 41(8)、76-81、2011-08
- 「国際家族法研究会報告(第21回)モンゴル国際家族法の現在」、笠原俊宏、東洋法学 55(1)、215-220、2011-07
- 「モンゴル民法典・試訳(7)」、蓑輪靖博 [訳]、福岡大学法学論叢 55(3・4)、647-664、2011-03
- 「モンゴル民法典の全体構造(2)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 55(3・4)、461-478、2011-03
- 「国際協力の現場から モンゴル・調停制度強化プロジェクト」、岡英男、法務省法務総合研究所国際協力部報 (45)、209-214、2010-12
- 「海外投資セミナー モンゴルの法制およびビジネス環境」、海外投融資 19(6)、21-26、2010-11
- 「モンゴル民法典・試訳(6) (民法改正特集)」、蓑輪靖博 [訳]、福岡大学法学論叢 54(4)、361-399、2010-03
- 「モンゴル民法典の全体構造(1) (民法改正特集)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 54(4)、321-336、2010-03
- 「海外ビジネスの経営と法から学ぶ(131)モンゴル鉱業法改正と資源ナショナリズム」、鈴木康二、地域金融研究所 New finance 40(2)、76-81、2010-02
- 「弁護士会に対する支援の意義と課題--モンゴル弁護士会支援の経験から (特集 法整備支援の課題)」、磯井美葉、法律時報 82(1)、46-49、2010-01

③ 2000年～2009年¹³⁸

- 「モンゴル民法典・試訳(5)」、蓑輪靖博、福岡大学法学論叢 54(2・3)、161-199、

¹³⁸ 2000年～2009年の論文からは、市場経済化に伴う法律が定着した時期であり、土地法制、民法等の市場化における基本的な法制度についての翻訳等の紹介が多数に上っていて、市場経済への移行完了時期におけるモンゴル法制度への関心の高まりがみられる。私的取引においてもっとも基本的な法令である民法については、全文が翻訳されるなど(当初は英語からの翻訳、後にモンゴル語原文からの直訳とされる)、基本的な取引のルールが日本語で理解できる環境となった時期である。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

2009-12

- 「アジアの家族法(36)モンゴル家族法(3・完)」ガンゾリグ ガンボスーラン、
後藤 安子 [訳]、戸籍時報 (645)、39-45、2009-09
- 「アジアの家族法(35)モンゴル家族法(2)」、ガンゾリグ ガンボスーラン、後
藤 安子 [訳]、戸籍時報 (644)、33-37、2009-08
- 「モンゴルで弁護士会を強化、日本では JICA 国際協力専門員に」、磯井美葉、
「法律家と国際協力の世界」(新第 62 期司法修習生) 久保田祐佳・久保田
明人・伊藤朝日太郎・本田千尋・菅原仁人 編 [文責：久保田祐佳]、CALE
BOOKLET (3)、29-36、2009-07-15
- 「アジアの家族法(34)モンゴル家族法(1)」、ガンゾリグ ガンボスーラン、後藤
安子 [訳]、戸籍時報 (643)、56-62、2009-07
- 「モンゴル民法典・試訳(4)」、蓑輪靖博、福岡大學法學論叢 54(1)、171-187、
2009-06
- 「国際協力の現場から カンボジア・モンゴルにおける法整備支援」、琴浦 容子、
法務省法務総合研究所国際協力部報 (38)、169-173、2009-03
- 「モンゴル民法典・試訳(3)」、蓑輪靖博、福岡大學法學論叢 53(4)、551-568、
2009-03
- 「モンゴル競争法の概要について (特集 東アジアの競争法)」、田村亮平、塩田
修平、公正取引 (700)、20-25、2009-02
- 「モンゴル家族法」、後藤安子、研究紀要 = Journal of studies、science and
humanities、Himeji Hinomoto College (33)、55-62、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(8・完)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(9)、1216-1221、
2009
- 「モンゴルの投資関係法規(7)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(8)、1057-1061、
2009
- 「モンゴルの投資関係法規(6)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(7)、927-931、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(5)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(6)、785-789、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(4)」櫻井雅夫、国際商事法務 37(5)、629-636、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(3)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(4)、492-498、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(2)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(3)、335-342、2009
- 「モンゴルの投資関係法規(1)」、櫻井雅夫、国際商事法務 37(2)、185-193、2009
- 「モンゴル民法典・試訳(2)」、蓑輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(3)、161-
182、2008-12
- 「モンゴル民法典・試訳(1)」、蓑輪靖博 [訳]、福岡大學法學論叢 53(1・2)、83-
93、2008-09
- 「和訳 モンゴル民法(24・完)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 36(8)、1098-1101、

2008

「和訳 モンゴル民法(23)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 36(7)、948-950、2008
「和訳 モンゴル民法(22)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 36(4)、508-510、2008
「訓令・通達・回答(5219)日本人男がモンゴル人妻の子(モンゴル人女)を養子と
した旨の報告的養子縁組届について、モンゴル国において養子縁組の登録
に際し発行される養育証明書を戸籍法第41条に規定する証書として取り扱
い、受理して差し支えないとされた事例(平成18年7月5日付け法務省民
一第1516号民事局民事第一課長回答)」、戸籍 (803)、70-81、2007-08

「通達・回答 戸籍 日本人男がモンゴル人妻の子(モンゴル人女)を養子とした旨
の報告的養子縁組届について、モンゴル国において養子縁組の登録に際し
発行される養育証明書を戸籍法第41条に規定する証書として取り扱い、受
理して差し支えないとされた事例 平成18.7.5 民一 1516 回答[含 解説]」、
民事月報 62(8)、149-160、2007-08

「モンゴルの外資関係法規(下)」、櫻井雅夫、貿易と関税 55(6)、30-47、2007-
06

「モンゴルの外資関係法規(中)」、櫻井雅夫、貿易と関税 55(4)、42-47、2007-
04

「モンゴルの外資関係法規(上)」、櫻井雅夫、貿易と関税 55(3)、22-37、2007-
03

「進展するモンゴルの土地法制改革と環境保護の課題」、加藤久和、国際開発研
究フォーラム (34)、53-66、2007-03

「和訳 モンゴル民法(21)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 35(10)、1446-1448、
2007

「和訳 モンゴル民法(20)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 35(7)、1008-1015、
2007

「和訳 モンゴル民法(19)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 35(4)、554-559、2007

「和訳 モンゴル民法(18)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 35(3)、415-419、2007

「和訳 モンゴル民法(17)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 35(1)、108-111、2007

「和訳 モンゴル民法(16)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(12)、1664-1667、
2006

「和訳 モンゴル民法(15)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(11)、1514-1517、
2006

「和訳 モンゴル民法(14)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(9)、1234-1237、
2006

「和訳 モンゴル民法(13)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(8)、1042-1046、
2006

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 「和訳 モンゴル民法(12)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(7)、902-905、2006
- 「和訳 モンゴル民法(11)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(6)、760-764、2006
- 「和訳 モンゴル民法(10)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(5)、622-626、2006
- 「和訳 モンゴル民法(9)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 34(2)、211-215、2006
- 「モンゴルにおける土地法・土地私有化法と民法の不整合性--遊牧社会の市場経
済化と土地法制の動向 (ミニ・シンポジウム:旧(現)社会主義国における土
地所有制度改革の比較研究)」、松本恒雄、比較法研究 (67)、191-197、2005
- 「和訳 モンゴル民法(8)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(12)、1683-1688、
2005
- 「和訳 モンゴル民法(7)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(11)、1522-1526、
2005
- 「和訳 モンゴル民法(6)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(10)、1405-1410、
2005
- 「和訳 モンゴル民法(5)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(9)、1240-1244、
2005
- 「和訳 モンゴル民法(4)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(8)、1110-1113、
2005
- 「和訳 モンゴル民法(3)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(7)、960-965、2005
- 「和訳 モンゴル民法(2)」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(6)、796-801、2005
- 「和訳 モンゴル民法」、瀬々敦子 [訳]、国際商事法務 33(5)、660-664、2005
- 「モンゴル民法概説」、瀬々敦子、国際商事法務 33(4)、498-503、2005
- 「モンゴル民法典中の国際私法規定(2002年)」、笠原俊宏、東洋法学 48(1)、69-
83、2004-09
- 「国別状況--モンゴル (特集 各国法整備支援の状況)」、田邊正紀、法務省法務
総合研究所国際協力部報 (16)、23-25、2004-07
- 「アジアの高齢者法(最終回)モンゴル国「高齢者に与える特典とサービスに関す
る法律」、上坪陽、月刊ゆたかなくらし (265)、54-56、2004-03
- 「環境基本法と環境協力--モンゴルの例から」、山中芳夫、大阪学院大学通信
34(10)、757-774、2004-01
- 「「史上初」の土地所有--モンゴル国における土地所有法をめぐって」、滝口良、
相関社会科学 (14)、57-70、2004
- 「モンゴルの司法制度と司法改革の状況」、田中嘉寿子、法務省法務総合研究所
国際協力部報 (5)、95-124、2002-09
- 「モンゴル2 議会制度、物的担保制度及び法人に関する制度 (国際研修 第5回
国際民商事法研修報告) -- (第5回国際民商事法研修 国別報告(カントリー
レポート)発表会)」、Batsukh Gansukh、浜田雄久 [訳]、法務省法務総合研

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

究所国際協力部報 (4)、164-166、2002-07

「モンゴル 1 物的担保制度及び会社制度について (国際研修 第 5 回国際民商事法研修報告) -- (第 5 回国際民商事法研修 国別報告(カントリーレポート) 発表会)」、Bolormaa Lkhagvasuren、辰田 淳 [訳]、法務省法務総合研究所国際協力部報 (4)、159-163、2002-07

「翻訳 モンゴル国土地関連法令集」、湊邦生 [訳]、モンゴル研究 (20)、101-137、2002

「非 APEC 諸国の知的財産権制度の最近の動向(1)モンゴルにおける知的所有権法と実務、知的所有権保護の現状と今後の展開」、箱田篤、Bayanbileg Danykhuu、パテント 53(7)、65-69、2000-07

「モンゴル新民法草案の全体構造--現行法、旧法との比較」、蓑輪靖博、九州産業大学商経論叢 41(1)、157-181、2000-07

「発展途上国に対する法律整備支援について(3 完)ADB の対モンゴル支援を題材として」、蓑輪靖博、九州産業大学商経論叢 40(4)、29-58、2000-03

④ 1999 年以前¹³⁹

「発展途上国に対する法律整備支援について(2)ADB の対モンゴル支援を題材として」、蓑輪靖博、九州産業大学商経論叢 40(3)、317-336、1999-11

「モンゴルにおける市場経済移行と私法制度」、蓑輪靖博、九州法学会会報 1998(0)、61-62、1999

「モンゴル民法の概要と特色」、蓑輪靖博、九州産業大学商経論叢 39(1)、99-119、1998-07

「モンゴル国特許法」、Damdinbayar Damdinsurengiin [訳]、富崎元成、A.I.P.P.I. = 一般社団法人日本国際知的財産保護協会月報 : Journal of the Japanese Group of the International Association for the Protection of Intellectual Property 43(6)、352-361、1998-06

「躍動アジア--モンゴル--市場経済化になお欠ける法整備」、蓑輪靖博、世界週報 77(20)、66-67、1996-06-04

「モンゴルの公務員法制定への協力」、藤原恒夫、人事院月報 47(2)、p13-15、1994-02

「<翻訳>モンゴル人民共和国憲法 : 1960 年 7 月 6 日、MHP 大人民フラル採

¹³⁹ 1999 年以前の論文からは、モンゴルが民主化した新憲法を制定した 1992 年以降において、市場経済の移行等に伴う法律改正についての関心が急激に高まったことがみてとれる。ただし、この時期においては、法制度に関する論文は非常に少なく、いまだ研究は低調であった。

モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査
研究報告書

- 扱」、三宅優訳、熊本短大論集 40(2)、131-151、1989-11
- 「発展途上社会主義国の法-1-序、モンゴル」、鈴木輝二、国際商事法務 12(3)、
p196-199、1984-03
- 「ソ連アジア・モンゴル ソ連新憲法の問題点（アジアの動き）」、生田真司、朝
日アジアレビュー 8(4)、p120-122、1977-12
- 「モンゴル法史上における損害賠償責任の変遷」、島田正郎、法律論叢 35(4・5・
6)、337-354、1962-03
- 「モンゴル人民共和国の新憲法」、中山研一 [訳]、法学論叢 70(6)、95-112、
1962-03
- 「モンゴル人民共和国の新憲法(下)」、[記載なし]、アジア経済旬報 (476)、21-
28、1961-08-11
- 「モンゴル人民共和国の新憲法(上)」、[記載なし]、アジア経済旬報 (475)、12-
18、1961-08-01
- 「モンゴル人民共和国の新憲法」、ツェデンバル ユ. 、引地 太郎 [訳・解説]、
法律時報 33(6)、????、1961-06
- 「モンゴル人民共和国の社会主義の新憲法」、坂本是忠、東洋文化 (31)、????、
1961-04